

多摩川上流地域における環境浄化
のための水源林管理システム化の
策定に関する調査研究

1986年

志村博康
山村問題研究会 代表

目 次

序 論 我々の分析視角について	(加藤光一)	1
第1節 課 題		1
第2節 分析視角 —流域管理の総合化とは—		1
第3節 本論文の構成		3
第1章 戦後日本資本主義の新局面と産業構成	(加藤光一)	5
—巨大都市近郊の山村経済の再生産=循環論的把握の試論—		
第1節 再生産=循環構造論からの視点		5
第2節 戦後日本資本主義の再生産=循環の基本的性格		6
—資本の強蓄積と格差・系列の相互規定—		
1. 戦後「重化学工業段階の成立」と「農業形態」の連関的把握の基本論理		6
(1) いわゆる「一個の至上命令」としての重化学工業化の途		6
(2) 「農業形態」=零細農耕の基本的特質=論理		8
2. 戦後日本資本主義の再生産=循環構造の画期とその基本性格		10
—再生産構造の戦後再編とその矛盾の展開—		
(1) 戦後再編の第一階梯(1950-55年)		10
(2) 戦後再編の第二階梯=高度成長第1局面(1955-61年)		11
(3) 鉄鋼・機械四部門の過剰恐慌期(1962-65年)		15
(4) 高度成長第2局面(1965-71年)		16
(5) IMF体制の崩壊と「冷戦」体制の危機の現段階(1971年以降の現段階)		17
第3節 現局面の再生産=循環と多摩川上流地域における産業構成		19
1. 地域の限定と課題の限定		19
2. 現局面の再生産=循環構造の基本的性格の確定		20
3. 東京の地域構造 —産業集積の特色としての中枢管理機能—		26
4. 多摩地区の産業構成の特徴とその現局面的位置		31
5. 先端技術産業と中小在来型産業の併存構造		32
第4節 おわりに		48
第2章 土地利用構造の変貌と土地開発	(黒瀧秀久)	49
第1節 土地利用構造の原型 —昭和30年まで—		49

第2節	高度経済成長と土地利用構造の変貌	54
	—昭和30年以降の農林業的土地利用の構造変化—	
1.	林業的土地利用の構造変化	54
(1)	林業の生産・流通構造の変貌	55
(2)	地主経営の構造変化	57
(3)	農民的分収林業の成立とその衰退	61
2.	農業的土地利用の変化	62
第3節	土地開発・転用と地価問題 —青梅市を中心として—	63
1.	土地開発と多摩川上流地域	63
2.	地価動向から見た土地利用問題	68
3.	青梅市における土地開発と環境保全	78
第4節	土地利用と環境保全の課題 —小括—	92
第3章	地域就業構造とそれをめぐる労働力の需給構造 (山之口誠人)	100
第1節	地域就業構造と労働力の流動状況	100
1.	西多摩地区及び塩山市の人口動態と就業構造及び労働力流動状況	100
2.	奥多摩町・松原村・山梨県塩山市の就業構造と労働力の需給状況	106
第2節	3集落にみる就業状況・労働力需給構造 (山之口誠人)	113
1.	奥多摩町・松原村・塩山市内の3集落の位置付け	113
2.	3集落の就業状態	118
(1)	奥多摩町大丹波(八桑)集落	118
(2)	松原村笹野集落	120
(3)	塩山市一の瀬集落	122
第3節	林業労働力の需給関係と存在形態 (古川 泰)	124
1.	東京都水源林請負事業体の労働者	125
(1)	「0開発」の雇用労働者	125
(2)	請負人「K氏」雇用の労働者	126
2.	森林組合作業班の労働者	127
(1)	奥多摩町森林組合の労働者	127
(1)	伐出作業班の労働者	127
(2)	造林作業班の労働者	128
(3)	工場労働者	130
(4)	地域外就労の実態	130

(2) 桧原村森林組合の雇用労働者	131
① 伐出作業班（K班）の労働者	131
② 造林作業班の労働者	132
③ 清掃作業員	132
(3) 小 括	133
3. 山林所有者、伐出業者等の雇用労働者	133
(1) 0家の雇用林業労働者	133
(2) Y家の雇用林業労働者	134
(3) 伐出生産業者0氏の雇用労働者	134
(4) 自営林家A氏と林業労働	135
(5) 小 括	135

第4章 水源林の経営管理構造 — 沈滞する林業と山地崩壊 — 137

第1節 山と人の関係と森林資源の現況 137

1. 山と人のかかわり	（小川 誠）	137
2. 森林資源・所有構造と林業の展開	（塩沢南海治）	145
(1) 森林資源の現況		146
(2) 山林の所有構造		149
(3) 林業生産の展開		153
(4) 都水道水源林の概況		157

第2節 林業生産の沈滞 — 塩沢南海治 — 160

1. 山間集落の農家構造と林業生産	160
2. 林業生産停滞下の諸相	165
3. 停滞下における山林所有者の存在状況	169
(1) 人工林化の進展状況	170
(2) 山林所有者の家業	171
(3) 山林の所有目的	173
(4) 林業生産活動の状況	174
(5) 山林経営の今後の方向	178

第3節 森林の荒廃 — 山地災害と河床上昇 — （小川 誠） 179

— 山地災害と河床上昇 —

第5章 60年以降の西多摩地区における就業場面の展開と農業生産の動向（村山元展） 185

1.	産業大分類別事業所展開の特徴	186
第1節	農家労働力の就業条件 ―他産業の展開と編制―	186
2.	産業小分類別の特徴	192
3.	給与額の格差状況	196
第2節	農業生産の解体・深化	200
1.	専兼別農業構成と農業労働力の推移	200
2.	経営耕地および規模別農家の推移	204
3.	農産物販売・農業所得・作目編成の特徴	204
4.	わさび・しいたけ生産の動向と特徴	209
第3節	小括	216
第6章	開発と河川をめぐる諸問題 (長浜健一郎)	217
第1節	開発の歴史の変遷と巨大都市水源としての役割り	217
1.	開発の歴史の変遷	217
2.	東京都による水源政策	219
第2節	実態にみる今日の河川荒廃と環境破壊	222
第3節	水質汚濁の実態	235
第4節	観光開発と水質汚濁 (山本一彦)	236
1.	概況	236
2.	調査	237
3.	調査結果と考察	237
4.	奥多摩湖入河川の水質	238
5.	まとめ	238
第5節	今後の課題 (長浜健一郎)	250
<追補>	写真に見る今日の多摩川上流―本章の対象とした秋川について―(〃)	253
第7章	観光開発とレクリエーション (宮林茂幸)	260
第1節	観光レクリエーションの実態	260
1.	観光レクリエーションの動向	260
2.	地域社会の変貌と観光レクリエーションの展開	262
3.	観光レクリエーション資源	263
4.	観光レクリエーションの利用状況	267
第2節	地域社会の振興と観光レクリエーション	267

1. 観光レクリエーション開発の構造	268
2. 観光レクリエーションの経済性	270
3. 観光レクリエーション施設の展開と構造	271
第3節 観光レクリエーションの問題点	277
1. 増えるゴミ公害	277
2. 山火事	280
3. 地域の観光レクリエーション公害対策	283
第4節 小 括	285
終 章 流域管理システムの検討	(村山元展, 小川 誠)..... 287
第1節 水と環境の有機的連関・再生産原基形態とそ の変化	287
第2節 流域管理システムの検討	287
あとがき	(山村問題研究会一同)..... 290

序論 我々の分析視角について

第1節 課題

水資源と森林資源の有機的連関を経済学的に明らかにしておこう、というのが我々の研究課題に対する出発点である。その場合、かかる有機的連関を明らかにするために多摩川上流を地域分析のフィールドに設定した。その理由は次の如くである。まず第1に、かかる地域が、大都市東京の背後地にあり多くの自然の景観を残し、かかるその自然の景観がもつ経済的機能について研究されることがなかったことによる。あったとしても、小河内ダム建設による東京の水ガメ的存在、または、単なる景観論としての位置づけしかなないように思われるからである。

第2に、多摩手上流地域の地域管理構造を摸索することは、現在進行している森林の崩壊の危機と、多摩川の利水・治水へ与える影響を考えると、かかる崩壊の危機から再構成する方法を、いくらかでも明らかにすることが可能だと考えたからである。

第3に、多摩川上流をめぐる様々な関係を①産業構造、②地域開発（都市的と水利用開発の相克）、③森林利用をめぐる経営構造、④河川開発をめぐる問題という点から考察するには、極めてすぐれた素材であると考えたからである。

しかし、我々の問題意識は、上来の地域分析による地域的個性の確定それだけを明らかにするというのではなく、河川をめぐる流域の管理・調整をどのように考えたら良いか、という極めて現代的な課題を詰めることである。水問題の研究者から提起された流域管理論が生産要素自体の最適配分におち入っている状況で、果たしてそれで良いか、またそれは、いかなる分析視角が必要かという自問に、我々はそれ以後悩まされることになる。

そこで、我々は、多摩川上流のとりわけ水源林とその機能の連関を様々な問題から、生活史を入れた研究と、その地域のもつ、世界史的意味を考えることにしたのである。

第2節 分析視角 一流域管理の総合化とは

元来、日本人は、諸外国の河川に対する認識とは違う一水系を一単位として総合的に把える河川認識が基本にあり、経験的に流域を一体として考える思想があった。それは、日本の河川が小規模であるために、山の雲いき等の天候をみながら観察し生業をしてきており、急峻な地形、急勾配の川、そして豪雨等による自然条件が、必然的に河川の水が“大河の流れ”の如く、雄々と海に流れるのに相当の時間をへるのに比べて、短期間に流れるという、そのことにより水資源の有限性を認識していたのではなからうか。

したがって空間的な意味からも上・中・下流の人々の交流（＝交通）は河川の流域を一体としたところから形成され発達してきた。

かくして、川と人、川と山、川と産業というように川をめぐる様々な認識が、河川を中心に認識されて

いたという点では、極めて正確な河川認識論を日本人は元来、もっていたということになる。

しかし、こうした元来、無意識的に認識されていた水系一貫の流域論は、生産力の増大＝技術進歩は様々なところで分断したものとしてあらわれた。とりわけ、明治維新による近代化（みせかけの半封建的な）は、それまでの交通機関が河川を利用し、河川付近の宿場（もちろん街道筋がメインではあるが）が形成されていたのを否定し、文明開化は、鉄道の普及に伴い、それまでの国内交通の舟運を衰退させたのである。そうした過程で、河川に対する認識もかわり、河川の流域の文化や地域振興の方法も大きく変えることになる。

更に重要なことは、外国の移入技術による治水技術の進歩は、それまでの河川の洪水、日常的氾濫に対して十分すぎる程の注意をもっていたのであるが、かかる治水技術はそれからの解放を意味した。それまでの治水・利水秩序をくずし、河川に対する認識、そして治山に対する認識も少しずつ変化してくる。こうした治水・治山技術に対して反科学的な意味から批判する気は毛頭ない。それ自体は生産力の発展それ自体であるから結果としては人間生活の高度化を伴うし、正しく評価しなければならない。しかし、一方では人災もまねくのである。生産力の発展は自然の大巾な改変につながり、考えもつかない、自然そのものからのシッペ返しをおこさせる。まさに生産力の発展→人間の豊さは、その反対に自然破壊をつくり出す。

そこで、元来あった水系一貫の思想ともいべき流域論と、新しく出くる流域管理論に対して、それらを統一的に把握したものを我々は再構築することを求められている。流域管理自体の発想は、極めて重要だし、それ自体は極めて正しい。しかし、そこでは土地・水・森林をめぐる物的側面からの管理ということではない。しかし、我々はその物的側面をめぐる人との関連（＝人間と自然）で問題にしなければならないのである。ここに我々の分析視角があるのである。

とりわけ、戦後の国土開発、産業構造の高度化は、とにかく、都市を中心とする経済効率を先行し、人間と自然との関係に大きな反省をよびおこした。したがって、地域開発、国土開発も経済効率追求型から自然と人間との調和型の開発が要求されることになる。しかし、その理念はある程度共通した認識として是認されていることであるが、こと開発、振興となると、かかる自然に対しては破壊的行為を一定おこなわなければならない。かかる破壊的行為に対して単純に反対するのであれば、多摩川上流と巨大都市との不均等発展それ自体は解決することは出来ない。かくして、一方的な形で開発は進むのである。したがって、「土地・水・森林」の利用と管理は、流域管理の総合化を要求する。

そこで我々は、この土地・水・森林にのみ眼をとらわれがちな今までの流域管理論に対して、人間・土地・水・森林の相互規定、相互連関を重複した分析視角を確定することになる。今、ここに図0-1として「流域圏におけるそれぞれの役割と課題の一例」（高橋裕作図、『水と人間の文化史』NHK市民大学、P110）をかかげておこう。多摩川上流をめぐる流域管理は、こうした図の横軸に「人間」の項目を入れたものとして考える必要がある。やはり、「人間」を主体に考えなければならない。その点の総合化については、「終章、流域管理システムの検討」において提示することになる。

第1節で述べたごとく、人間主体にそれと自然との関連を重視すると、大きく、分別して、①産業構造、

②地域就業構造, ③土地開発, ④水開発, ⑤森林管理, ⑥農業の側面から総合的に分析することになる。

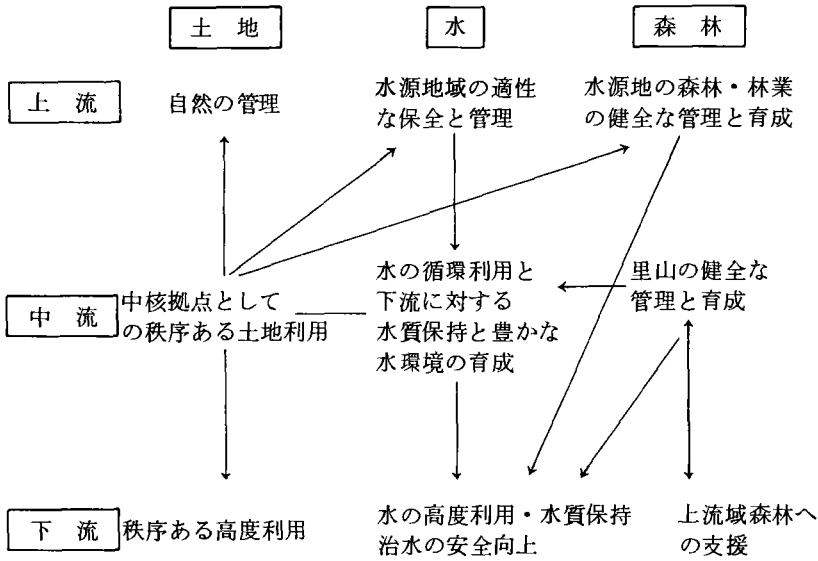


図0-1 流域圏におけるそれぞれの役割と課題の一例

出典：高橋裕『水と人間の文化史』（NHK市民大学），日本放送出版協会，P110

第3節 本論文の構成

「第一章，戦後日本資本主義の新局面と産業構成」においては，地域分析が，地域的個性に埋没する傾向があるので，マクロレベルから，戦後の再生産＝循環構造を踏えて，多摩川上流域の産業構成がいかなるものかを，明らかにしている。とりわけ，U.S.AのシリコンバレーのIC産業で明らかになった新たな公害（ICの）が，多摩川をめぐるでも展開する可能性があることを明らかにし，それとの関連で，多摩川上流のもつ経済的意味合いを検討している。

「第2章，土地利用構造の変貌と土地開発」においては，土地（農地・村地等）をめぐる歴史的な開発史と，現段階における開発の問題を検討し，いかなる開発のあり方が問われているかを明らかにしている。

「第3章，地域就業構造とそれをめぐる労働力の需給構造」においては，詳細な統計分析と，奥多摩町・松原村・塩山市内の3集落の実態調査をめぐって，その就業構造の特質を明らかにしている。また，短伐期林業地帯として地域的性格から，林業労働力の需給関係を具体的実態の中から明らかにしている。そしてとりわけ重要なことは，都の水源林の管理状況をそこに働く労働者の状態との関連で明らかにしている。

「第4章，水源林の経営管理構造」においては，山相論とも云うべき山と人とのかわりを歴史的に明らかにし，水源林をめぐる経営管理構造を明らかにしている。とりわけ，森林への労働投下の低下・後退は，労働力流出により，困難になっているが，治山・治水という側面からみるならば，まさに，この森林資源をどのように維持すべきかが問われている。水源林自体を公的管理にすれば良いというものではなく，その所

有構造からみれば、民間林の占める量もかなりある で、その点を視点に入れて考察すべきである。しかし、最近の木材価格の低下、円高はますます民有林の維持管理を困難にしている。労働力流出→木材価格の低下→投下主体= trüger の不在→森林の手抜き化→自然災害→河川の荒廃という Logic が貫徹しようとしている。これをどうするかが、本報告の主要な課題であるが、ここで明らかにした「山相」を分析視点にどう開発すべきかを、内在的なものとして提起している。

「第5章 60年代以降の西多摩地区における就業場面の展開と農業生産の動向」においては、山村経済の中でもともと低くしか位置づけられていない農業生産が、労働力流出=就業場面の拡大によって、増々低くなりつつある。その中で奥多摩地区は、まさに解体崩壊の状況を作り出している。もともと自給的生活の山地農業=段々畑は、アワ・ヒエから解放され、商品作物として養蚕・コンニャック等を導入した。しかし、それも作目収奪を受け、僅かに、わさび、しいたけの生産が若干ある程度でしかない。こうした中で、農業生産の拡大方向は、どうするのかが問われている。量的にも、質的にも年々農業生産の占めるウエイトは低くなりつつあるが、これをどうするのかが問われながらもその具体的方策をみつけることは不可能に近くなっている。

「第6章 開発と河川をめぐる諸問題」においては、河川開発をめぐる歴史的な過程を踏え、巨大都市=東京の水源としての役割を明らかにし、今日の河川の荒廃と環境破壊問題をどう把握すべきかを問題にしている。

「第7章 観光開発とレクリエーション」においては、近年の都市社会における緑要求=森林レク行動問題等も射程におき、具体的な実態調査をもとに、観光レクの開発とその問題点について検討している。

以上の各章の分析を受けて、終章では、「流域管理システムの検討」をしている。様々な因果関係のもとにフローチャートを作成しシステム策定のための予備的考察をおこなっている。

第 I 章 戦後日本経済の新局面と産業構成

一 日本における巨大都市近郊の山村経済の再生

産＝循環論的把握一

第 1 節 再生産＝循環構造論からの分析視点

我々が地域分析をするときに陥りやすいのは、「地域個性」に埋没してしまい、そこでの分析結果が総体としていかなる法則性をもつのかを、正しく認識出来ないで、問題の本質を見失うことが時としてあることである。この種の調査はそうした状況におちいることが多い。そこで我々は、かかる地域が日本経済全体のなかでいかなる「地域的編制」がなされているかをあきらかにする という再生構造視点が必要となる。かかる思考には若干の違和感をおぼえるであろうが、マクロレベルからの分析を用い、構造としていかなるものか、ということ进行分析することがなければ、その「地域個性」を再構成した地域政策を打ち出すことが出来ない。従ってここでの分析視点はいわゆる再生産＝循環構造ということになる。その場合、たんなる現局面の再生産の動向では、その再生産構造の歴史的到達点とその基本的矛盾はあきらかにならない。従って、戦後日本資本主義の再生産構造の基本性格を歴史・段階的ものとして確定し、それを踏えて、具体的な「地域＝多摩川上流」の産業構成にアプローチすることにする。そうすることによって、かかる「地域」のおかれてある世界史的位置付けと、「地域」のかくあるべき開発手法、そして再編の課題があきらかになるであろう。そのあるべき姿は一方での「地域個性」と調和のとれた地域政策＝産業政策ということになろう。かくして第 2 節においては戦後日本資本主義の再生産＝循環の基本性格、第 3 節では、先端産業を中心とした現局面の設備投資に注目して、かかる最先端産業の立地が広汎に存在している状況をふまえて、それがいかなる性格のものであるかを、検討している。

したがって本章は、きわめて断定的な論調となる可能性がある。しかし、こうした検討をしておかなければ、「地域個性」を中心にして検討されるであろう他の諸章の緻密な分析が、羅針盤をなくすことになる。

具体的検討にうつる承前として次のことを明記しておかなければならない。若干上述したが、分析の主要なところは、戦後日本主義の再生産＝循環そのものに力点がおかれているので、他の諸章（具体的に第 2 章以下）で、具体的な事実は明らかになることを、ことわっておかなければならない。

第2節 戦後日本資本主義の再生産＝循環の基本的性格

－資本の強蓄積と格差・系列の相互規定－

戦後日本資本主義の再生産構造の基本的性格を把握する場合、我々に要請されているのは問題視角の出発点を何にもとめるかである。具体的には、「冷戦」体制がうみだした戦後段階的生産力水準が、そのおかれた特殊な戦後的・歴史的條件ゆえに、「新鋭」重化学工業を経済構造内部に実態化し、それを底辺で支える格差・系列の編制によって総括された低賃金労働力とりわけ農業・農民〔零細農耕〕を基礎にしていることである。したがって、ここでは格差・系列を底辺でささえている戦後の「農業形態＝農林業」を基軸にして展開する「再生産構造の戦後再編とその矛盾の展開」を、まず概略的に明らかにしておこう（尚、農家労働力の流出の性格については、別稿を参考のこと。拙著『地域労働市場と兼業農家の再生産構造に関する実証的研究』日本農研1986年2月刊）。

1. 戦後「重化学工業段階の成立」と「農業形態」の連関的把握の基本論理

－強蓄積と格差・系列の相互規定的性格－

戦後日本資本主義の再生産＝循環の基本的構造は、旧来の構成のそれとは基礎を異にしている。それは半封建的地主的土地所有を土壌にした軽工業（繊維部門）を中核とする軍事的半封建的日本資本主義はポツダム宣言の受諾による敗戦によって「瓦解」し、「旧秩序＝民主主義革命と再生産構造の再構成との二重のプロセス」⁽¹⁾を経て、零細農耕を土壌とし、重化学工業を中核とする対米従属的構成へと再編される。したがって、かかる基本的＝構造的矛盾の存在形態そしてその発現の形態も旧構成とは段階と構成を異にした範疇的差異をしめしている。したがって、ここでは、一方での重化学工業とその対極の零細農耕連関の中で、とりわけ「重化学工業」のための「零細農耕」が基本的土壌として何故必要であったかという問題から検討しておこう。

(1) いわゆる「一個の至上命令」としての重化学工業化の途

戦後段階における重化学工業化の必然性が内発的必然性として「一個の至上命令」となる関係について山田盛太郎氏は次のごとく整理されている（若干長くなるが引用しておこう）。

「第二次世界大戦後を契機に、事情は一変し、国内的には地主制の解体、世界的規模での植民地体制の崩壊、加うるに技術上での繊維の登場もあって、日本産業における繊維工業段階は終焉を告げた。そこで戦後日本では、重化学工業化が一つの至上命令となった。その重化学工業を、先進国との競争力をもつ水準まで急速に構築すること、それが経済再建のための唯一の道であるという意味で、それは日本資本主義それ自体における内発的必然性であった。しかも、そのことこそ、日本をばソ・中に対する『防壁』として位置づけようとしているアメリカ資本主義の世界戦略と正に合致するところで、その線と結びついたそのときから、それは一個の至上命令となった」⁽²⁾と。

戦後日本の重化学工業化はかかる内外二重要因によって規定されるのであるが、それがいかなる形態、

すなわち「内発的必然性」から「一個の至上命令」になるかをみておこう。

まず、アメリカの対日占領政策、とりわけ初期の段階における「軍事占領の基本的目的」は、軍国主義及び超国家主義の排除・非武装化・非軍事化・戦争遂行能力の破壊等の「旧秩序の変革」と「民主化」と占領目的遂行の障害物であるインフレ防止・賃金及び必需品価格統制であった。ところが、インフレ増大のもと、1946年2月の経済危機緊急対策指令をえて、いわゆる「三・三物価体系」として、「再版＝原始的蓄積」（1945－50）の「基軸としての楔」⁽³⁾である低賃金＝低米価の「価値体系＝賃金規定」⁽⁴⁾が再建の基砥としてシステム化され、戦後インフレ過程（1946－49）を貫徹する。ところでこの新物価体系によるところの「価値体系＝賃金規定」は公定価格体系の強制による剰余価値水準の確保の貫徹であり、「傾斜生産方式」（石炭・鉄鋼を基軸とする再建・復興、1946年）によるインフレ蓄積の強行としてあらわれる。かかる新物価体系は結局のところ、いわゆるドッジ・ラインによって戦後インフレの強行的収束をはかられるものであった。すなわち、①1ドル＝360円の単一為替レートの設定、②一般会計・特別会計を通ずる超均衡予算の編成、③対日援助見返資金特別会計の設定⁽⁵⁾を柱として、復金融資の停止と復金債の返還をおこない、価格差補給金を削減することによって遂行したのである。

このドッジ・ラインによる不況は産業の合理化・倒産による中小業・労働者の犠牲によって収束するが、そこでの労働者階級の不満は期せずしておこる朝鮮戦争（1950年）によって、危機回避される結果となる。「ドッジ不況」→「朝鮮戦争」への現実化の中で日本経済は、突如として膨大な直接・間接の軍事的需要をもたられる。そして1950年末には戦前の製造工業生産指数である1934－1936年水準を突破し⁽⁶⁾、戦後再編の時期＝戦後重化学工業段階をむかえようとするのである。

とりわけ、「戦後再編の第一階梯」（1950－55年）の重化学工業化の現実的軌道は、日米の「経済協力」のもと、つぎのような事情でなされる。すなわち、日本の重化学工業化＝産業設備はアメリカの軍事動員計画に直結しつつ、「朝鮮特需」につづく、その後のアメリカ国防費による特需を期待し、「外資」を導入しつつ、「経済自立」をはからんとするものであった。かくしてみれば、ここに植民地的「加工モノカルチャー」的重化学工業化の線が存在していることが確認できる。

ドッジ不況の克服として外的条件である「朝鮮戦争」＝「特需」は、戦後重化学工業段階の成立する前段階的性格をもっていた。とりわけ、この時期の特需契約で大きな比重を占めていたのは「兵器および同製品、トラック、自動車部品、建設鋼材等」⁽⁷⁾であり、それを達成せしめたのは戦時重化学工業の遺産であった。かかる戦時重化学工業の脆弱性＝生産力基盤としての技術は、アメリカからの「技術導入」「資金援助」というラカンフル剤により克服するのであるが、もうすでにこの時期には「I部門の内部循環」の様相は呈されており、それにささえられたともいえる。そのことは表1-1で日米の各年産業連関表で生産者角格の諸部門の内部循環の比重で確認することが出来る。ところで戦後の再編過程の基本的性格は後に画期ごとに確定していくのであるが、戦後「重化学工業の成立」にかかわるので若干提示しておこう、すなわち、「再版＝原始的蓄積」期（1945－50年）はまさに「Gewaltによる旧構成の解体と再編成、それらめぐる革命と反革命の一時期」⁽⁸⁾であり、それは占領軍とりわけアメリカによる外からの力が「下

表1-1 内部循環の比重

(単位：%)

	年次	製造業	Iグループ	金属機械計	金属	機械
日本	1951年	43.9	47.5	50.8	52.2	15.1
	1955	36.8	42.4	46.8	47.2	15.8
	1960	45.1	47.4	50.9	57.2	26.4
	1965	43.4	43.7	46.8	51.7	27.5
	1970	44.9	45.3	48.0	50.9	30.4
	1975	41.7	42.3	44.9	48.1	30.6
アメリカ	1947年	36.3	34.5	36.1	27.9	20.8
	1958	37.3	35.4	37.9	29.5	25.2
	1967	38.1	35.8	38.0	29.3	25.3
	1972	38.0	33.9	36.1	31.4	24.4

(資料) 『産業連関表』(経済企画庁)。

(注) 内部循環の比重とは、表掲部門の総生産額のうち、その部門内部に供給される額の比重をさす。

(出典) 荒井寿夫「戦後日本資本主義の蓄積構造」(『戦後日本資本主義の経済循環』、『調査と資料』第77号、名古屋大学経済学部附属経済構造分析資料センター刊、1983年)。

から」の力をおしつぶし、それを「上から」の形で付与した形でおこなった。したがって「旧秩序の変革＝民主主義革命と再生産構造の再構成との二重のプロセス」⁽⁹⁾と山田盛太郎氏が規定するゆえんであり、その方向と形態が冷戦体制的国家独占資本主義を形成せざるをえなかったゆえんである。そしてその後、「戦後再編の第一階梯」(1950-55年)はII部門＝農業主導の「旧構成の崩壊と再編」をむかえる。更に、その後、「戦後再編の第二階梯」(1955-60年)をむかえ、世界史上たぐいまれなる高度成長を遂行し、それは「第I部門規制者の第I部門内部循環」として、「戦後発展の基本型」⁽¹⁰⁾と規定され、いわゆる「戦後重化学工業の成立」をものにするのである。ここにいわゆる「一個の至上命令」としての重化学工業化の途を基柢でささえた「農業形態」＝零細農耕についてみておこう。

(2) 「農業形態」＝零細農耕の構造的特質＝論理

戦後段階における世界的再編＝冷戦体制の中で、戦後日本資本主義の重化学工業化が、アメリカの世界戦略にくみこまれる内的必然性と外的必然性については若干述べてきた。ところが、かかる二重の必然性のうえに構築される再生産＝循環構造の基柢に農地改革後の零細農耕が、組込まれることによってその内在する矛盾は、構造的特質を持つことになる。

そこで、その零細農耕＝「農業形態」についてみておかなければならない。

上述したところの「再版＝原蓄の規制者」としての「価値体系＝賃金体系」の貫徹の過程は、同時に農地改革の過程でもある。かかる農地改革過程、すなわち第一次農地改革、第二次農地改革の詳細なる検

討そのものについては、戦時の農地立地法・農地政策との関連で史的分析がなされており、注目される⁽¹⁾のであるが、それとともに農地改革後の零細私的土地所有＝自作農的土地所有の変質・変貌をとおして現段階的意味から検討されつつある⁽²⁾といえる。そうした問題意識での検討は極めて重要であるが、ここでは、とりあえず、戦後日本資本主義の再生産構造との関連でいかなるものであったか、ということでの整理であるからして、詳細な農地改革過程の検討は、当面必要はない。

再三、提示したごとく「再版＝原蓄期」のそれについては再論を要しないであろうが、しかし、注意すべきは、アメリカの世界戦略の構成的一端を担わされて経済再建がおこなわれたことである。したがって、農地改革はアメリカの占領政策としておこなわれ、「反共の砦」として位置づけたこと、このことが極めて重要なこととなる。確かに、農地改革はそれまでの半封建的寄生地主制を解体したという点では革命的作用をもたらした。しかし、その限界は「経営」視点をいれた農業改革を展望するまでにはなく、あくまでも「反共」という一致点でのみでの占領政策であったのである。そこで創出された自作農＝零細私的土地所有＝零細農耕は低賃金をささえるものに作用したのである。事実、山田盛太郎氏が「戦後段階の性格を規定する枢要点」⁽³⁾として「再版＝原蓄」の基軸に、かかる「価格体系＝賃金規定」を位置づけたように、その内容は、「物価水準の線以下への賃金水準の切り下げ」であり、その低賃金を支えるものとして「低米価と冷厳な労働対策」であった。

すなわち、かかる「価値体系＝賃金規定」を可能ならしめた基盤の一つに低米価＝低賃金が位置づけられることによって、戦後日本資本主義の再建への途がきり開かれたことになる。しからば、この低賃金＝低米価を打ち出すものの一つとして、我が国農業の日本資本主義の戦後段階における役割、いな零細私的土地所有＝零細農耕は戦後分析のキーワードとなる。

農地改革による広汎な自作農の創出は、結局のところ零細農耕の固定化でしかなかったのであるが、その性格規定に関わって全面的に検討する力量もないのであるが、いえることは、かかる自作農をもって *Parzelleneigentum* とは位置づけることが不可能なことである。このことについて山田盛太郎氏は次のような示唆的な叙述をしているのでまずみておこう。

「日本のばあい農地改革は私有制の原則、従って資本の原理によって行われ（三反以下切り捨て）、しかも、この資本は国家独占資本主義であって、米国との関係が出てくることによって、農民が土地を所有するという形式は似ているが、この土地所有の原理は農民的土地所有とは異なり、また A A 反革命の保塁である。したがって『資本論』第Ⅲ部 *Parzelleneigentum* で律すると大変な間違いである」⁽⁴⁾と。

ところで、山田理論の「農地改革」論に関する評価は、とりわけ、大石嘉一郎氏の「農地改革の歴史的意義」⁽⁵⁾という、山田論文と同名の論文によって、批判的検討が加えられ、そこではかかる農地改革を「上からのブルジョア革命」と規定されている。しかし、大石氏のように規定するのであれば、結局のところ、いわゆる「分割地的土地所有概念」で律することに帰着する。この点に関わっては、戦後の農業形態の推移をみれば明らかなごとく、「私的所有」の固定化のみを前面に出したものであり、「資本主義的農業形態」が形成されないことを鑑みれば、おのずと明らかになる。しかし、とは言っても農地改革の意

義は、戦前の半封建的寄生地主制下のC+VのV=O的状况(花田理論)をしめしていたのに対して、「商品生産者」としての資格を一応持った自作農を創出したと正当に評価⁽⁴⁶⁾しなければならない。ここで我々が確認しておかなければならないことは、かかる戦後自作農が「人格的自立の発展の基礎」「農業そのものの発展の基礎」(「Das Kapital」Ⅲ、S、853)としての性格を本当にもっていたのであろうか、ということである。ラヂジンスキーがのべているように「反共」⁽⁴⁷⁾という一点でのみの私的所有の付加にすぎなかったのではないか。確かに、1955年までは農業・農村を中心とする国内市場の拡大が導き出され、「第Ⅱ部門基軸」の生産増大が達成される。しかし、その後は「広汎な農家経済の解体」的状况を歩むことになる。

従って、高度成長までは「農村民主化」の役割を果たすものの、その後は「突如として資本プロパーの労働力供給基盤」(山田盛太郎)に転化するのである。結局のところ、零細私的土地所有であったために、経営の再生産・拡大再生産視点を欠くものでしかなかったともいえる。ここに歴史的には兼業経済を必然化させる論理が存在したともいえる。まさに低賃金構造を基砥で支える構造的特質があったと理解する。

ここに戦後創出された自作農=零細農耕の意義と限界がある。

2. 戦後日本資本主義の再生産=循環構造の画期とその基本性格

—再生産構造の戦後再編とその矛盾の展開—

第1で戦後重化学工業段階と農業形態=零細農耕の連関的把握をするための承前として、その基本論理を若干明らかにした。そこでここでは再生産=循環構造の画期とその基本性格を概略的に明らかにしておく。その場合その画期=戦後段階の時期区分をどこにもとめるかは議論の分かれるところであるが、ここでは1950年を起点にして再生産と循環形態を分析することにする。とりわけ、第1節で展開したようにIMF体制(1945年末)とドッジ・ライン(1949年3月)とは戦後段階の画期を検討する場合、基礎基砥として前提にしているからである。したがって、ここでは朝鮮戦争(1950-53年)期からを検討することにする。というのは、この時期が戦後日本経済の本格的上昇となるからである。

ところでこうした戦後日本資本主義の発展の段階=時期区分にとって、重要なことは、「発展段階の規定」=時期区分は、発展の型の規定=構造分析と相関的にあたえられること⁽⁴⁸⁾であり、「戦後重化学工業の成立」と系列化のもとでの「強蓄積と格差」の「相互規定」の成立をあきらかにすることであろう。

(1) 戦後再編の第一階梯(1950-55年)

朝鮮戦争(1950年6月25日-53年7月27日)によって、日本経済は深刻なドッジ不況から立直り、戦争再編を開始する。朝鮮戦争特需に支えられて、此の間、重化学工業の育成策が強力に展開されるのであるが、実態としては戦後の食糧不足に象徴される飢餓的生活水準から発する旺盛な消費需要はいわゆる「Ⅱ部門基軸」=軽工業と農業とが再生産=循環を主導する。この「戦後再編の第一階梯」の注意すべき二点を山田盛太郎氏はつぎのごとく言う。

すなわち「その第一は、生産上昇において第Ⅱグループ(消費資料生産部門中心)が優位を占め、構成

比におけるその比重が第Ⅰグループ（生産手段部門中心）の比重よりも大きく、しかも前者の比重がますます大に、後者がますます小になっていること。その二は第Ⅰグループ内で金属（しかも鉄鋼業だけからいっても）の比重が機械生産四部門の比重より大きく、農業に頭でっかちな畸形的な形としてあらわれること、以上の二点である」⁽¹⁹⁾と。

かかる点を留意しつつ「産業連関表」で確認すると表1-2のごとくであるが、そこで明らかなことはつぎのごとくである。すなわち、敗戦と経済的崩壊を通じて抑圧されていた国民の生活欲求が、いわゆる「生産力的展望」の欠除ともいえる農地改革の基礎上で、農業生産が上昇し、朝鮮戦争特需による生産上昇のうえに成立していることであり、また最終需要において家計消費の伸びが総固定資本形成の伸びを凌駕していることにしめされる。更に、朝鮮戦争特需に依存しつつ、財閥解体の基礎の上に独占の再建がすすめられるが、この特需に対応し、戦後再建の基礎にあったものは、とにもかくにも戦時重化学工業の遺産であった。すなわち、経済再建の「内発的必然性」とアメリカの世界戦略の方向とが一致し、「一つの至上命令」としての重化学工業化を歩むが、脆弱ながらも戦時重化学工業の遺産がそれをささえたのである。そして、かかる重化学工業化はいわゆる「第一次合理化計画」（1951-55年）に典型としてみられる鉄鋼業の優先育成策であり、国家の介入によって様々の産業合理化が進む。

かくして、この時期に製造業の金属が異常なほどの内部循環をもち、いわゆる「Ⅰ部門の内部循環」の傾向がこの時期にみられるのである【因にその数字は前掲の表1-1を参照のこと】。しかし、かかる内部循環の傾向＝形式は、のちに明らかになるであろう「高度成長」期と同じであるが、農地改革による農村民主化およびそこでの国内市場の拡大による第Ⅱ部門である農林業の伸びが激しいので、その内容は未だ「重化学工業化の成立」といわしめるまでにはいたっていないのである。

ところで、かかる農業の伸びは財政投融资政策による生産基盤の強化によるが、この間の農家経済の好転＝農業内部での資本蓄積は中・上農層（1-2町歩層）の漸増をもたらした。しかし、1954年以降のデフレ・不況下で食糧増産対策費削減・土地投資における公共投資の減少・各種補助金の廃止等がすすむ。そしてMS A小麦でアメリカの余剰農産物処理＝農業恐慌回避をおしつけられるのであり、ここに日本の農業の前途が刻印されることになる。

(2) 戦後再編の第二階梯＝高度成長第1局面期（1955年-61年）

いわゆるこの時期は「戦後重化学工業段階の成立」＝〈新鋭〉重化学工業の体系的創出が本格的に開始され、この「第二階梯における規制者は第Ⅰ部門であって、そこに、ついに第Ⅰ部門プロパーのための、第Ⅰ部門の内部循環にまで至る」⁽²⁰⁾というⅠ部門が社会的再生産を主導するのである。実は、この〔第Ⅰ部門プロパーのための内部循環＝いわゆる設備投資が設備投資をよぶ形〕（山田盛太郎）が戦後日本経済の基本的矛盾を規定する要因に転化するのである。従って、かかる1955年以降本格化する再生産＝循環構造は、その基本軸が鉄鋼＝機械四部門という在来的重化学工業であるが、「一方では鉄鋼業が突出し」⁽²¹⁾た形ですすめられるのであり、かかる重化学工業は生産力的基盤としても、戦前の重化学工業水準とは

表1-2 重化学工

	(1) 産業連関表でみた生産額(億円)							1951 ~55年
	1951年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	
農 林 漁 業	13,471	25,003	31,501	48,404	71,136	130,382	161,114	85.6
製 造 業	56,754	93,217	199,455	355,390	810,168	1,438,984	2,396,528	64.2
I グループ	27,419	37,635	2,061	207,062	534,016	948,727	1,667,479	37.4
金 属	13,486	15,690	38,328	64,381	169,185	285,183	463,905	16.3
うち鉄鋼	10,248	11,008	28,204	43,040	112,853	191,697	289,453	7.4
機 械	6,174	10,442	45,953	87,959	246,835	407,632	744,280	69.1
うち電気機器	1,284	2,392	13,959	23,785	76,324	105,839	226,031	86.3
輸送機械	2,379	3,537	14,202	31,609	76,240	149,793	254,897	48.7
II グループ	29,335	55,533	87,394	148,328	276,152	490,258	729,049	89.3
食 料 品	8,210	25,012	36,343	57,492	96,210	190,077	269,541	204.7
織 維	13,533	15,468	23,518	35,971	61,345	94,193	82,753	14.3
建 設 業	7,430	13,486	31,815	66,401	162,588	340,738	552,574	81.5
物的生産合計	87,698	147,210	290,570	523,537	1,148,920	2,198,680	3,636,350	67.9
流通部門合計	31,288	55,961	2,453	195,054	466,257	1,123,628	1,914,060	78.9
総 計	118,986	203,171	383,023	718,591	1,615,177	3,322,308	5,550,410	70.8
家 計 消 費	32,687	64,008	88,097	180,116	377,322	854,417	1,420,944	95.8
総固定資本形成	9,645	16,871	46,586	97,631	262,579	480,478	759,435	74.9

(資料) 『産業連関表』経済企画庁

(注) 1. 再編方式は山田盛太郎「戦後再生産構造の基礎過程」(龍谷大学『社会科学研究年報』第
2. 「備考」の①は総計に対する構成比。②は製造業に対する構成比。

(出典) 荒井寿夫「戦後日本資本主義の蓄積構造」(「戦後日本資本主義の経済循環」, 『調査と資
80年は筆者。

業化の展開と矛盾

(2) 各期の増分比(%)						(3) 構 成 比						備考
1955 ~60年	1960 ~65年	1965 ~70年	1970 ~75年	1975 ~80年	1951年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	
26.0	53.7	47.0	83.3	23.6	11.3	12.3	8.2	6.7	4.4	3.9	2.9	①
114.0	78.2	128.0	77.6	66.5	47.7	45.9	52.1	49.5	50.2	43.3	43.2	
197.4	84.8	157.9	77.3	75.6	48.3	40.4	56.2	58.3	65.9	65.9	69.6	②
144.3	68.0	162.8	68.6	62.7	23.8	16.8	19.2	18.1	20.9	19.8	19.4	
156.2	52.6	162.2	69.9	51.0	{ (34.7)	{ (28.0)	{ (42.2)	{ (42.9)	{ (51.4)	{ (48.1)	{ (50.5)	
340.1	91.4	180.6	65.1	82.6	10.9	11.2	23.0	24.8	30.5	28.3	31.1	
483.6	70.4	220.9	38.7	113.6								
301.5	122.6	141.2	96.5	70.2								
57.4	69.7	86.2	77.5	48.7	51.7	59.6	43.8	41.7	34.1	34.1	30.4	②
45.3	58.2	67.3	97.6	41.8								
52.0	53.0	70.5	53.6	△12.1								
135.9	108.7	144.9	109.6	62.2	6.2	6.6	8.3	9.2	10.1	10.3	10.0	①
97.4	80.2	119.5	91.4	65.4	26.3	27.5	24.1	27.1	28.9	33.8	34.5	①
65.2	111.0	139.0	141.0	70.3								
88.5	87.6	124.8	105.7	67.1								
37.6	104.5	109.5	126.4	66.3								
176.1	109.6	169.0	83.0	58.1								

3号, 1972年)のちに『山田盛太郎著作集第5巻』岩波書店に所収, による。

料』第77号, 名古屋大学経済学部附属経済構造分析資料センター刊, 1983年), 但し若干の数字を訂正。

“段階と構成”において基礎範疇を異にするものであった。

こうした機械四部門を基軸とする「戦後重化学工業の成立」の段階規定をする場合、山田盛太郎氏は二重の意味における転換時期と規定する。すなわち「①第Ⅱグループの優位は覆り、第Ⅰグループ（重化学工業中心）の優位は確立せられ、②第Ⅰグループ内で金属部門（鉄鋼業が中心）の比重に対して機械四部門の比重が初めて相対的に優位を占めるに至り、以上の二重の意味において転換を画する時期」⁽²⁾と規定し、輸出型への転換を特筆する。ここに「戦後発展の基本型」刻印されるのである。そして重化学工業と低産業そして低位生活水準との相互規定関係の内部矛盾が本格化してくるのであるが、まず、先の設備投資を（とりわけ固定資本投資上の循環の意味合いから検討すれば、より明らかになるであろうが）、みておこう。

この戦後再編の「第二階梯」＝高度成長第Ⅰ期は、本格的な重化学工業の創出期であり、とりわけエネルギー・素材および初発的加工設備への投資として、「鉄が鉄をよぶ」Ⅰ部門の内部自足的投資を軸として、電力・石油・石油化学・鉄鋼・機械等の民間設備投資の著しい高揚がみられるのである。このことを反映して生産額の増加はより顕著である。そこで先にみた表1-2の「産業連関表」で生産額の増加傾向を確認しておこう。製造業は全体で114.0%と大きな生産の伸びをしめしているが、これは第Ⅱ部門の、とりわけ農林漁業の伸びが57.4%という停滞の中で出てくるものであり、かかる製造業は第Ⅰ部門の機械四部門の340.1%という圧倒的伸び率におうているからである。従って、この時期の高成長は鉄鋼・機械四部門の強行的構築にあることがわかる。そしてこれは、「鉄鋼第二次合理化計画」（1956～60年）のもので、戸畑等に代表される新鋭臨海製鉄所の一挙創出を軸にして、その先行に機械部門の振興をはかるというアメリカからの技術・資金・エネルギー導入に依拠した重化学工業の強行的移植＝構築であったのである。そしてその波及は建設部門にみられる135.9%という伸び率にしめされるように、その内実は重化学工業構築のための建設投資の結果としてあらわれている。

この時期の鉄鋼・機械四部門の強行的構築は同時に第Ⅱ部門なかならず農業部門の停滞を伴っているのであり、ここに山田盛太郎のいうところの「戦後における巨大、新鋭重化学工業の体系的な創出と旧来からの一般的、低位産業との間にえがく開差の成立」⁽³⁾が存在するのである。従って、重化学工業の急構築は在来の産業や農業を押し潰して、自己増殖的に推進する戦後の蓄積様式の「定型」が成立していることを示している。

そしてかかる蓄積様式の「定型」は、先の表1-2でみたごとく家計消費が37.6%という停滞傾向と、総固定資本形成の176.1%という高さの中で形成され、あくまでも個人消費の抑圧の中で、「成立」しているという極めて矛盾した構造を呈していることを確認しておく必要がある。

ところで、開差のなかで成立している「三層の格差構造」はその基底に農業をおくことに依って成立しているのである。1955年に「突如として」農業は停滞傾向になり、広汎な「農家経済の解体」傾向のなかで、傾向としての解体があらわれる。それはいわゆる付加価値及び賃金の格差として顕著に現れるのである。すなわち、戦後改革によって自作農的土地所有を創出したのであるが、一定、生産力も上昇したに

もかわらず、それにもまして「経営費が上昇」し、農業所得を圧迫する。さらには、家計費は「農家経済の解体傾向」をしめしているのです、必然的に上昇しその結果、資本プロパーの「労働力供給基盤」に転化するのです。

かくして「戦後重化学工業の成立」=急構築は、巨大独占-中小企業-零細農耕という「三層の格差構造」のもとに、アメリカの世界戦略の照応する形でおこなわれるが、それは「I部門の内部循環」であり、個人的消費の低位への押し込み、「低位生活水準」の犠牲のうえに成立する再生産=循環構造ゆえにその矛盾はのみの段階に過剰生産恐慌を一挙に露呈することになる（国独資は61年の「農業基本法」のちに63年の「中小企業基本法」を用意する。

(3) 鉄鋼・機械四部門の過剰恐慌期（1962年-65年）

ところで前段階の戦後再編の「第二階梯」における巨額な設備投資は、つぎの事情のもとでおこなわれたのである。いわゆるアメリカの対日貿易がはじめて輸入超過になった1959年以降のドル防衛とIMF体制の危機を防ぐためにアメリカは、貿易為替自由化と資本取引（=直接投資）を強く要求するのである。それに対して日本の独占資本は一層の設備投資と労働者・下請けへのしめつけ強化の中で設備投資で対応したものである。こうしたかかる設備投資はこの時期にきて矛盾を露呈する。すなわち62年・65年恐慌である。いわゆる62年恐慌は鉄鋼過剰生産恐慌であり、65年恐慌は機械生産過剰恐慌である。このように戦後再編の「第二階梯」に成立する重化学工業は「成立」と同時に重化学工業の構成的過剰の露呈につながり62・65年恐慌を招くのである。

こうした一時的「暴力的価値革命」は一方では、中小企業の倒産・農業の解体的状況をおし進め、格差構造の構成的危機すなわち次の再編・解体過程への転換を必至とするのである、かかる再編・解体過程が「高度成長第1局面」といわれる「第二階梯」より一段高い重化学工業段階を成立させるのである。

ところで、1955年から71年にわたる日本の「高度成長」を支えた、いわゆる設備投資の動向のなかで、この時期が総じて比較的低調であったといわれる。それは65年にかかる動向が顕著にあらわれているのである。また同時にかかる65年は、今までの間接金融方式である市中銀行からの融資であったものに対して、いわゆる恐慌脱出策として道路・国鉄・港湾の「社会資本」への公共投資が拡大したためにここに今までの「市中銀行」からの資金調達にかわって、日銀・市中銀行→政府→企業というもう一つの資金ルートが生まれた⁽²⁴⁾のであり、そういう意味では極めて重要な転換期ともなっている。

翻って、農業の動向はいかなるものか概略しておこう。

1961年6月に「農業基本法」が制定されるのであるが、そのうたい文句である自立経営=高生産性農業とはかけ離れたいわゆる<農業生産切り捨て政策>⁽²⁵⁾が本格化し政策的に展開するのである。ところでこの時期は、先にみたいわゆる1958年のドル危機対策の一環としてアメリカの農業恐慌輸出=アメリカ圏からの農産物輸入が急激に進められる。その結果、我が国の畑作・畜産の展開は制約され、花田仁伍氏のいう「作目収奪」⁽²⁶⁾が急速に進行する。一方では米価の生産費所得方式による引き上げも進むのである

がしかし他方では、機械化・化学化等による生産力の増大は遊休労働力を作りだし、それが都市＝工業への労働力を作りだし、それが都市＝工業への労働力供給に拍車をかけるという、結果を生み出すのである。

(4) 高度成長第2局面(1965-71年)

「アメリカのベトナム侵略戦争に依存した輸出拡大と赤字国債発行を柱とする財政支出拡大に助けられ65年不況を克服し、重化学工業独占を基軸とする再度の高度蓄積を実現させ、同時にこれによって構造的矛盾をいっそう深化させた時期」⁷⁾であると、この時期を二瓶敏氏は規定する(構造的危機の第一階梯)。

いわゆる65年恐慌脱出は、アメリカのベトナム戦争開始(1965年2月)し、アメリカの軍事支出の膨張と国際収支赤字の急増に助けられたというのが、第一の要因である。すなわち、「戦後再編の第二階梯」期に「戦後重化学工業の成立」をみるのであるから、かかる生産力を競争の武器として大きく輸出を伸ばす。第二の要因は、いわゆる赤字国債発行を起点としたインフレ的蓄積という形態で脱出がおこなわれたことである。

かくして、重化学工業の商品を中心とする輸出の増進は、それまでの国際収支の不安定を黒字基調に定着させ、黒字幅を増大させた。この期間に重化学工業を中心とする巨額の設備投資が再開されるのである。その結果、先に掲げた表1-2にみられるようなI部門の増大を導くのである。因に1965-70年の「産業連関表」における総生産額の増分比は、I部門で157.9%で、総固定資本形成は168.0%である。この時期行われた設備投資は、鉄鋼では作業工程制御や生産管理などにコンピュータが本格的に導入されたのである。

こうした強蓄積の強行は戦後資本主義の構造的特質と重化学工業独占の「冷戦」体制依存の体質によるものであった。それは重化学工業における長期需要見通しに導かれたものであるが、それを可能にしたのは輸出増大とI部門内部循環の内需が堅調であったからである。ところがもともと正常な再生産構造を有していないので、脆弱化しているII部門とりわけ農業が内需拡大で発展することの出来ない現状では、重化学工業の第I部門の内部循環をこえるのは必至であり、結局のところ外需依存の再生産構造なので輸出以外に活路をみいだすことは出来ないのである。

かかる輸出もアメリカの「冷戦」体制に支えられたものであったのである。更に重要なことは、いわゆる政府支援と日銀・市中銀行の資金ルートに支えられた重化学部門の自己資本比率の異常なまでの低さが設備投資を支えていることである。

翻って、農業においては、水稲反収の伸び、所得政策としての生産者米価所得方式の確立により増大する食管赤字を前に、68年に「総合農政」が答申され(70年制定)、米過剰を迎え稲作の作付け制限が強制される。この間に、農民層分解は一部の上層農の上向と大多数の中・貧農の半プロ化・脱農という形態が激化し、アメリカ圏の大量農産物の輸入圧力のもと、農業生産は畜産・果樹の「選択的拡大」作目のみに集中するモノカルチャーがおこなるのである。かくして農業生産の中心的な「担い手」である専業農家は激減し、かわって「広汎な第二種兼業農家」が農家数の過半数をしめるまでになり、農家兼業化は着

実に進行していったのである。

こうした再開された資本の強蓄積＝高度成長は、〈新鋭〉重化学工業を世界的規模まで拡大させるとともに、その構造的矛盾を一層深化させたのである。それはインフレ高進、「三層の格差構造」基底的部分である農家の解体的状況にまでもっていくだけでなく、地域間格差拡大（いわゆる過疎と過密）、そして独占資本の公害たれながし等の様々な矛盾を露呈したのである。それに付随するごとく、民主勢力も一方では革新自治体も誕生させた。しかし、その民主勢力も一定の限界をすぐに露わにする。

ところでアメリカのベトナム侵略の本格化は「ドル危機」を一層激しくして、IMF体制の危機を招くのである。そして1971年8月15日にアメリカ政府は金・ドル交換を停止し、IMF体制はここに崩壊するのである。かくして資本主義諸国ではいっさいの歯止めをなくし、急速なインフレの波におそわれ、73年のオイルショックそれに連動した74・75年の戦後最大の不況に突入するのである。

(5) IMF体制の崩壊と「冷戦」体制の危機の現段階（1971年以降）

1971年の金・ドル交換停止、IMF体制の崩壊、72年のニクソンショックによる「冷戦」体制の危機、そして73年の資源ナショナリズムによるオイルショック、74・75年恐慌、ベトナム戦争終結と、戦後世界資本主義の基本的矛盾は対立的性格を帯び、まさに全般的危機が崩壊過程に突入するような状況が一面であらわれた。かかる状況をもって「20世紀末大不況」論⁽²⁸⁾が展開され、かくして資本主義の構造矛盾は「止揚」されるような状況が明日にでも可能な論調が出てくる。しかし、71年後の日本資本主義はかくも脆くはなく、78年以降のICを中心とする設備投資の増大は新たな資本蓄積様式を「定式化」するようないきよいで、82年以降「好況」状況を84年まで続ける⁽²⁹⁾。しかし、それは「減量経営」という資本の対応でのものであり、そのしわよせは、中小企業・零細農耕に鋭く矛盾を転化させている。かつての高成長期は構造的インフレも存在したが、実質的賃金の上昇という形態だけは保持しながら展開したのである。しかし、71年以降の現段階においては、その実質的賃金はむしろ「目減り」という低下傾向をしめし、国民にしわよせし、資本主義の基本的矛盾それ自体を「臨調・行革」のもとに勤労諸階層に押し付けようとしている。かかる現段階の再生産＝循環構造の基本的性格については、「第3節」において雇用構造との連関で若干検討しておいたのでそちらに譲ることにするが若干の注意を喚起しておこう。

特筆しておくべきは、戦後日本資本主義の再生産＝循環構造の基本的性格が、「重化学工業の創出・展開段階（骨格形成＝再生産軌道位置）とその展開の二段階」において、「それぞれに基本的投資・周辺投資の循環が上からの許容と刺激に主導されつつ展開」⁽³⁰⁾し、その矛盾はその特殊日本的な性格として、まず貿易摩擦の法則を作りだすことである。従って、アメリカを極とする「冷戦」体制の危機・崩壊は先進国同盟国同士の対立を一層深めているのである。かくして現段階の再生産＝循環構造は外需依存型なので資本主義の基本的性格である過剰＝恐慌問題を処理することが出来なくなり、結局アメリカに従属しながら「軍事化」、ファシズム化への道を準備するのではないかという状況を作りだしている。

【注】

- (1) 山田盛太郎「戦後循環の性格規定」『山田盛太郎著作集第5巻』岩波書店、5頁。
- (2) 山田盛太郎「戦後再生産構造の基礎過程」『山田盛太郎著作集第5巻』39頁。
- (3) 山田盛太郎「戦後再生産構造の段階と農業形態— $Iv + m = IIc$ および蓄積の Schema の崩壊と再編—」『山田盛太郎著作集第5巻』22頁。
- (4) 前掲の山田盛太郎「戦後再生産構造の基礎過程」38頁。
- (5) 大島雄一「戦後日本資本主義の諸段階」後藤・塩沢編『日本経済史』有斐閣、447頁。
- (6) 小林賢齊「戦後日本資本主義の歴史的位置」土地制度史学会編『資本と土地所有』農林統計協会276頁。
- (7) 前掲の大島雄一「戦後日本資本主義の諸段階」485頁。
- (8) 前掲の山田盛太郎「戦後再生産構造の段階と農業形態」22頁。
- (9) ここでいうところの旧秩序の変革とは、①天皇制改変②極東軍事裁判での戦犯処刑・追放③戦争放棄（憲法9条）を根幹とするが、実態的基礎は農地改革・財閥解体としてすすめられる。一方これと並行して再版＝原蓄の規制者は価値体系と賃金規定＝低賃金・低米価であるこの段階で国家独占資本主義の再編以外に道はなく、アメリカとの関係をもつことを決定づける。注意すべきは「旧秩序解体の支えが民主化であったが、他の一面の再版＝原蓄の支えの土台がほかならぬ膨大な未曾有の低賃金労働力の組織のしくみである点で、両者は交錯しあいながらこの段階を特徴づけている」ことである。南 克己「戦後重化学工業段階の歴史的地位」島・大橋・宇佐美編『新マルクス経済学講座』（第5巻）、有斐閣、41頁。
- (10) 前掲の山田盛太郎「戦後再生産構造の段階と農業形態」23頁。
- (11) とりあえず以下のものが参考になろう。細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』御茶ノ水書房、暉峻衆三『日本農業問題の展開（下）』東大出版会。
- (12) 具体的には「戦後自作農体制の終焉」とか「農地法的土地所有の崩壊」という形で現段階の農民層分解を規定する見解（今村奈良臣、梶井功氏等）であるが、それは一部上層の展開の論理をもってかかる理論的根拠にしている。
- (13) 前掲の山田盛太郎「戦後再生産構造の段階と農業形態」22頁。
- (14) 山田盛太郎「論点開示（1967年秋季学術大会総会について）」『土地制度史学』第38号、73頁。
- (15) いわゆる「連続説」という問題整理の仕方自体生産的ではないように考える。問題はこの農地改革がその後の展開＝生産の再構成（とりわけ戦後の再版＝原蓄期で）において、その出発点として果たした意義と役割を研究することではなかろうか？大石嘉一郎「農地改革の歴史的意義」『戦後改革1－課題と視角－』東大出版会。

- ⑩ 花田仁伍「農地改革—現代日本農業の起点—」『小農経済の理論と展開』御茶ノ水書房，1971年。
花田氏はこの本の段階では両極分解論であるが，その生産者米価据え置き以後は理論的変更をする。
- ⑪ ウォルフ・ラデジンスキー『農業改革—貧困への挑戦—』ウリンスキー編，齊藤・磯辺・高橋監訳，
日本経済評論社を参照のこと。
- ⑫ 大島雄一「戦後日本資本主義分析の問題点」『戦後日本資本主義の経済循環』（名古屋大学経済学部
附属経済構造分析資料センター『調査と資料』第77号）1983年10頁。
- ⑬ 前掲の山田盛太郎「戦後再生産構造の基礎過程」56頁。
- ⑭ 前掲の山田盛太郎「戦後再生産構造の段階と農業形態」27頁。
- ⑮ 前掲の小林賢齊「戦後日本資本主義の歴史的位置」289頁。
- ⑯ 前掲の山田盛太郎「戦後再生産構造の基礎過程」57頁。
- ⑰ 前掲の山田盛太郎「戦後再生産構造の段階と農業形態」35頁。
- ⑱ 川上正道『戦後日本経済論』青木書店，80頁。
- ⑲ 保志恂「農業＝土地所有の再構成と農業危機」前掲の『新マルクス経済学講座』
- ⑳ 一般的に「作目収奪」なる概念を利用しているが，花田氏が価値実現水準との関連で最初に使用され
たものである。
- ㉑ 大島雄一「20世紀末大不況の歴史的性格」『エコノミスト』1976年3月1日号参照のこと。
- ㉒ 久保新一「戦後重化学工業段階の新局面と資本の対外進出」（『1984年土地制度史学会秋季学術大
会，報告要旨』）。
- ㉓ 古川哲「現代日本資本主義の危機の構造—1970年代基本的対抗の展開過程—」『今日の日本資本主
義』（第3巻）大月書店，32頁。

第3節 現局面の再生産＝循環と多摩川上流地域における産業構成

1. 地域の限定と課題の限定

多摩川上流地域を問題にする場合，その地理的空間的領域は，東京及山梨にまでまたがるのであるが，本章の分析は，巨大都市＝東京との連関が極めてつよく，そしてそれが，日本経済と直結する構造が，より精鋭化している都内の多摩川上流地域に限定していることをことわっておく（但し，他の諸章では，そうした限定はとっていない）。

課題の限定。

課題の限定＝分析範囲の限定は，産業構成をトータルでとらえることであるが，基本的には製造業分析

が中心となる。というのは、歴史的にもそして経済理論のおしえるところであり、いわゆる資本主義の高度化＝生産力の増大は、必然的に、物的生産部門以外のいわゆる不生産的部門が肥大化するのであるが、かかる不生産的部門＝サービス部門がそれ自体としては生産的労働の節約に属するものではないという、筆者の基本的考えが基底として存在しているからである。とはいっても、巨大都市を中心とした情報社会の中核管理体制が東京というところに集中していることを考えると、そのことのもっている意味とは別のものとして展開せざるをえないと考える。現実には、そうした情報化社会に対応した製造業部門＝生産的部門のME化が急速に進んでいるからである。したがって、ここでは、かかるME化革命に象徴される技術革新＝生産力の増大が、現局面の日本経済の動向に大きなインパクトを与えている現実を直視し、ハードな側面から検討する。

2. 現局面の再生産＝循環構造の基本的性格の確定

第2節において、戦後日本資本主義の再生産＝循環については、その基本論理と歴史的過程は素描しておいた。しかし、現局面の構造それ自体の、主たる地域分析の多摩川上流の「地域社会」＝具体的事象との関連については、いまだあきらかにしていない。

そこで、その点を踏えた具体的地域＝多摩川上流の産業構成を明らかにしておこう。

いわゆる1971年のIMF体制の崩壊以後の現段階は、71年8月のドルの金交換停止＝固定為替レート制の見解はIMF体制を崩壊させ世界的インフレーションを引き起こした。とりわけ日本では円切り上げのニクソンショックによって、ドッジライン以来の1ドル＝360円レートという高度成長の基盤は崩壊し、その後、インフレと不況にみられる混乱・停滞は資本の強蓄積過程の終焉を決定づけるものであった。73年以降は実質賃金の横這い・低下、更には雇用不安の顕在化にもかかわらず、剰余価値率の低下（労働分配率の急上昇）が生じ、強蓄積を支えた「価値体系＝賃金規定」（山田盛太郎説）は危機に直面し、新たな「価値体系」または「過剰雇用の整理」の資本の要求がおきている。ところで73年のオイルショックによって、それまでの高度成長を我がものにしてきた戦後日本資本主義の再生産構造は大きく動揺し、74・75年恐慌、78年恐慌におちいったことは誰れもが認識しているところである。かかる恐慌＝不況の脱出のために、国家は巨大な財政支出・金融緩和政策を遂行することによって巨大独占体の立直りをはかる。かくして、巨大な財政支出はインフレに拍車をかけ、資本は剰余価値率維持のために労働者の実質的賃金の低下（賃上げ要求の阻止＝75年以降春闘の一ケタ内封じ込め）・減量経営＝人員整理・レイオフを余儀なくし、国民生活の基盤を脅かすことになる。加えて79年の第二次オイルショック、そして第二臨調＝行財政改革、「日米貿易摩擦」に象徴されるアメリカの過剰農産物と日本の自動車・ICコンピューターの対抗の激化というような今日の状態のもと、日本資本主義の蓄積様式は極めて重要な分析課題となっている。

こうした70年代後期に、いわゆる輸出ドライブにもとづく国際収支の黒字＝輸出超過・外貨獲得は、貿易対家国であるアメリカ・EC諸国の赤字をつくりだす結果となり、かかる国々から貿易不均衡は正＝

日本商品輸出規制を受け、同時に貿易収支改善を目指し、我国に輸入拡大を迫っていることは周知のことである。

そこでまず、かかる事態に対して70年後半にスポットを当て、そこでの不況脱出策としてとられた減量経営の構造と雇用措置との関連で、いまま少し明らかにしておこう。

70年代後半から80年代前半に至る長期不況のもとでの労働力政策の特徴は、減量経営という資本の剰余価値生産＝経営戦略にせめられる雇用削減と、それと一体化した形態で出てくる不安定就業労働者の増大である。かかる減量経営の状況を具体的にしめす端的な指標は完全失業者（完全失業率）【但し、この指標の統計的意味の曖昧さは周知のごとくであろう】である。それによると1970年には59万人、73年73万人、75年100万人、78年123万人、80年114万人、83年156万人となっており、75年には1955年段階の105万人段階に回帰したといえる。とりわけ注目すべきは、かかる傾向が1974～75年の「雇用調整」実施によって本格化し、75年以降100～156万人台で推移しており、1960年代の「高度成長」期の労働力需給基調とは基 性格を違にし、実質的賃金の上昇ストップ・横這い・低下として反映し、一方では労働生産性の上昇との間の一層の格差をもつことによって個別資本とりわけ大資本の高利潤確保に貢献したことであろう。

また不安定労働者すなわち臨時雇・日雇・パートタイマーも同じように74～5年の「雇用調整」の実施によってそれ以後増加したのである。ちなみに、そのことを表1-3で失業・不安定就業の動向（非農林業）としてみると明らかである。とりわけ雇用削減・不安定就業者の増大が従業員規模の大きい大企業で顕著にあらわれていることである。かかる状況を表1-4で、とりわけ近年多くなっているパートタイム労働者の規模別・産業別構成をみておこう。規模別の動向でみると、100人未満ではかなりのパート

表1-3 失業・不安定就業の動向（非農林業）

（単位：万人）

	1971年			1974年			1977年			1979年			1982年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
非農林業雇用者総数	3,336	2,284	1,052	3,562	2,425	1,137	3,725	2,518	1,234	3,809	2,596	1,313	4,206	2,719	1,487
1. 失業者の就業希望者のうち求職者	326	80	246	351	77	274	408	110	299	413	103	310	420	121	288
2. 不安定雇用形態	314	114	200	341	125	216	433	149	284	518	168	350	582	166	418
(1) 臨時雇	152	61	81	186	71	115	217	89	148	269	80	189	328	89	240
(2) 日雇	83	50	33	84	51	33	139	78	61	156	85	70	147	74	74
(3) 内職者	79	3	76	71	3	68	77	2	75	84	3	81	107	3	104
3. 短時間雇用者	261	120	141	391	181	210	453	196	257	524	213	310	374	343	631
(1) 年間200日以上週35時間未満	81	36	45	122	52	70	104	33	71	128	37	91	262	66	186
(2) 年間200日未満	180	84	86	269	129	140	349	163	186	396	176	219	712	277	435

（注） 1は全産業についてである。2-①、②と3は重なる部分がある。

（出所） 総理府「就業構造基本調査」各年版より算出。尚、1979年までは佐賀一追「現代不安定就業労働者の社会的・経済的位置について」『金沢大学経済学部論集』第2巻第2号、P41からである。

タイム労働者の占める割合が高い。このこと事態は一般的動向であるのであるが、問題は1,000人以上規模でかかるパートタイム労働者が漸次増加傾向にあることである。例えば、1975年には1,000人以上規模で10.7%であったのに対して、79年11.8%、80年15.7%、そして82年には16.3%と漸次増加している。それと対照的に300人未満規模では、100～299人規模で75年に16.5%であったのに対して、82年には14.0%と減少している。同じことは5～29人規模の零細規模でもいえる。このような大規模＝大企業（巨大企業）を中心とするパートタイム労働者の増加傾向は巨内独占の剰余価値生産の源泉となっており、かかる傾向に集約される現局面の資本蓄積様式の具体的形態の一端をみることができる。いわゆる資本蓄積と相対的過剰人口の累積傾向の法則の貫徹である。

表1-4 パートタイム労働者の企業規模、産業別
構成割合及び全労働者に占めるパートタイム
労働者の割合

単位：%（千人）

産業・企業規模	構 成 比					全労働者に占めるパレードの割合				
	昭55	56	57	58	59	昭55	56	57	58	59
	(1458.5)	(1515.1)	(1809.5)	(1879.3)	(1993.1)					
調査産業計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	5.8	6.0	6.9	7.1	7.6
1000人以上	15.7	16.2	16.3	18.0	15.4	3.8	3.9	5.2	5.7	5.3
300～999人	13.0	9.7	11.2	10.2	10.4	6.3	5.0	6.2	5.4	6.0
100～299人	16.7	14.6	14.0	15.5	15.1	6.8	5.9	6.2	6.6	6.9
30～99人	19.9	20.6	22.4	21.8	26.0	6.7	7.6	8.6	8.9	11.2
5～29人	33.3	37.1	34.5	32.7	31.9	7.9	8.8	9.6	9.7	10.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.1	0.6	0.3
製造業	35.4	37.5	39.4	38.2	37.6	5.3	5.8	7.2	7.2	7.5
卸売小売業	45.7	42.1	42.4	43.3	44.6	11.2	10.6	12.0	12.3	13.9
金融保険業	0.7	0.9	1.0	1.0	1.1	0.7	0.9	1.2	1.3	1.4
不動産業	0.2	0.5	0.4	0.3	0.3	1.6	5.0	4.4	3.9	3.9
運輸通信業	1.9	2.3	1.7	2.0	1.3	1.0	1.3	1.0	1.3	0.9
電気ガス水道熱業	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.3
サービス業	16.0	16.5	15.2	15.2	15.1	5.3	5.5	5.6	5.6	5.9

資料出所 労働省「雇用動向調査」

(注) ()内は、パートタイム労働者数である

(出典) 労働統計要覧1986

こうした構造的不況のもと、そこからの脱出のためにとられた減量経営の結果、大企業を中心とする新規学卒採用の制限・減少が行われ、若年層雇用が大企業において減少し、特に女子雇用者の削減が目立ったのである。他方、中小企業では新規学卒者の受け入れが男女ともに増大しながらも、全体としては相対的に低下しており、とりわけ中高年労働者の大企業からの排除、小零細企業への下降移動が進み、今までの「年功的労使関係」「終身雇用」体制は動揺をせめしている。かかる動向はこの間、減量経営によって彼らの多くがいわゆる社外工・下請・パート労働者として切り替えられている現実を想起すれば明らかである。こうした70年代とりわけ後半期において失業者・失業率の増大とともに不安定労働者の増大が顕在化し、相対的過剰人口の一層の創出は、この間の我国労働者賃金の引き下げないしは労働条件の低下を進めている。

以上のような雇用構造の急激な悪化は、直接的には構造的不況に対応した「雇用調整」政策にもとづくものであるが、同時にここで問題にしなければならないことは、かかる低賃金・不安定雇用という労働力の創出・再編がいかんして可能であったのか、そしてかかる基盤が何だったのか、であろう。このことは、いわゆる資本蓄積と併進した形で出てくる相対的過剰人口の累積、具体的には都市と農村における累積の具体的存在形態を、景気循環と対応しつつ検討しておかなければならない問題であろう。

かくして、かかる雇用構造の背景＝景気循環を現局面の再生産＝循環の性格として、若干総括しておかなければならないだろう。

戦後重化学工業段階の性格規定については、第2節において明らかにしておいたので、再論を要しないであろうが、オイルショック、それに続く構造的不況、それによる高度成長の終息、かかる終息を転換とした産業構造の転換＝IC主導の「新鋭」重化学工業への転換が進行している今日、IC更にはME化・自動化のハードウェアの部品や製品が、分析対象としている多摩川上流の労働力において生産されていることをより、明らかにするためでもある。

戦後日本経済の高度成長はその驚異的なGNPの伸びという量的な問題ではなく、世界史の戦後の条件に特殊日本的伝統的基盤がむすびついてはじめて可能になったという特殊戦後の日本的な産物であったといえるであろう。周知の如く、戦後日本の重化学工業が第一に鉄と石炭を重点とする傾斜生産方式のもと、戦前の軽工業（繊維主導）にかえて、新たな重化学工業を経済基軸としてせざるをえなかった国内事情と、第二に極東の要＝軍工廠というアメリカの世界戦略上の位置づけという世界史的市場からである。かかる二条のlogicが欧米型の資源立地重化学工業の常則的定型をやぶり外国資源依存型重化学工業を成立させたのである。ところで74～5年過剰生産恐慌が実は国内市場の拡大＝内需拡大という内的要請からでなく、外的論理に規定されて高度成長期に重化学工業を創出しなければならなかったところに問題の所在がある。かかる恐慌対応策が輸出拡大・赤字財政の本格化という形でおこなわれるが、ここで明らかになった過剰の量と質は常則的な再生産＝循環の場合の水準をはるかに越える巨大なものとしてでてきており、それが貿易摩擦を引き起こしていることは若干、述べた。かかる状況のもと、今一つ重要なことは、60年代の強蓄積の民間設備投資にかわって公共投資がウエイトを高くし、この公共投資も産業基盤整備とい

うことから社会基盤整備中心に移行したことである。またかかる過剰生産恐慌＝構造的不況がケインズの有効需要創出策で処理する能力をもちあわせてなく、「減量経営」と省エネ・合理化に止まることができずに産業構造を「上から」強引に転換せしめようとしたことに現局面の再生産＝循環の性格があるのであろう。かかることを久保新一はME化との連関で次の如く整理する。すなわち「一方での構造的な不況業種の整理（「特定不況業種臨時措置法」78年）と、他方での先端技術産業の育成（「特定情報産業振興臨時措置法」78年）を同時併行的におこなう。当初、省力・省エネの手段にすぎなかったMEは、80年代投資の主役に成長し、旧事の格差構造を基盤としつつ、産業構造を鉄鋼主軸の『新鋭』重化学工業からIC主導の『超新鋭』重化学工業へと一挙に転換させる。／他方これと併行してME化・自動化の進展に伴う労働生産性上昇が必至とする輸出増による対外依存強化と、新役投資の減少に伴う資本の『過剰』とに規定されて、貿易摩擦を契機に資本の対外進出も本格化する」（久保新一「戦後日本経済の新局面と京浜工業地帯」『自然・人間・社会』第6 関東学院大学）という。

こうした動向を今少し、設備投資の状況で確認しておこう（表1-5参照）。主要業種設備投資の状況を見ると、日本の「高度成長」を支えていた重化学工業とりわけ素材部門は、1980年には設備投資構成

表1-5 主要業種設備投資構成比

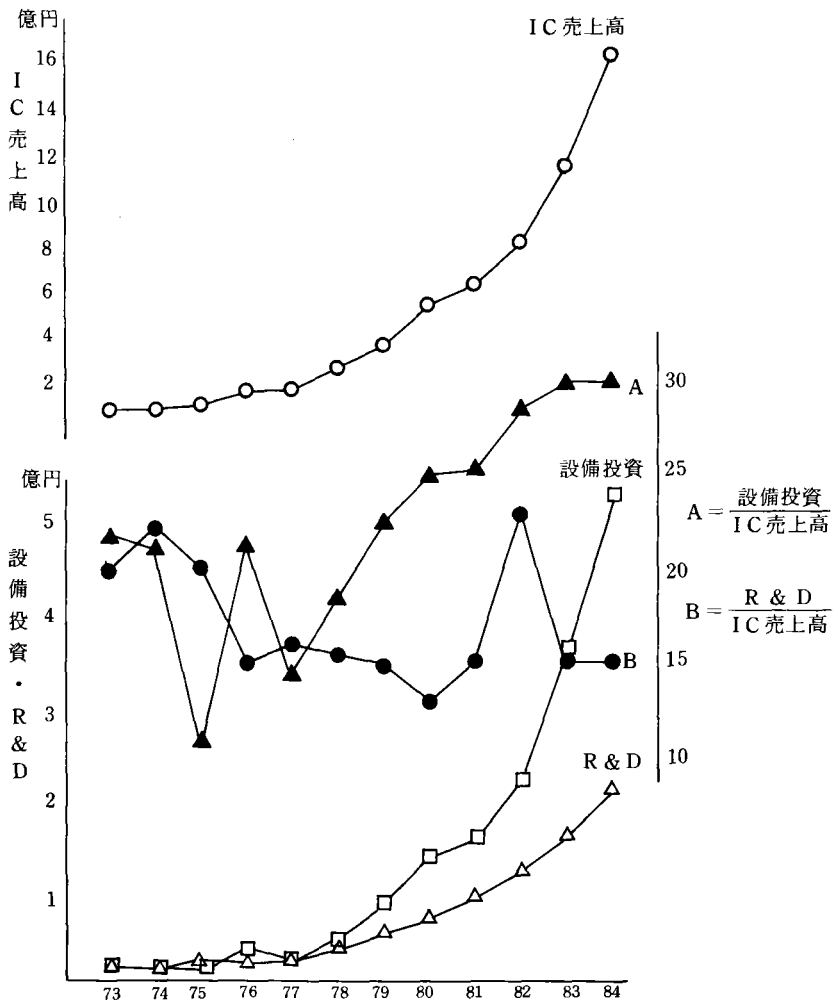
（単位：％）

	1960年	1965年	1970年	1975年	1978年	1980年	1982年	1984年
電力	23.3	23.1	17.2	25.7	43.9	33.8	31.1	28.9
鉄鋼	17.1	12.0	17.9	19.1	8.5	6.2	9.4	5.8
石油精製	5.0	6.0	5.8	6.7	8.6	3.7	2.7	2.1
石油化学	3.1	7.3	6.8	5.4	1.7	1.6	1.6	1.6
合 織	2.1	3.0	2.1	1.2	0.4	-	-	-
						(産業機械)	1.9	2.1
自動車	6.0	9.6	7.8	5.6	8.6	11.2	9.4	7.9
電子・機械	7.4	4.1	5.9	3.2	4.3	6.6	7.9	12.3
						(電機)	3.5	3.2
紙・パルプ	4.1	3.5	3.1	3.3	1.8	1.6	1.1	1.5
セメント	2.4	2.4	1.2	1.7	1.3	1.7	1.0	0.5
小 売	-	-	2.5	4.0	5.4	4.0	3.3	3.0
リ ー ス	-	-	-	-	-	10.8	14.9	18.9
(小 計)	70.4	72.8	75.7	81.2	87.4			
合計(費用)	12,601	15,251	47,527	59,985	69,319	97,877	109,256	118,904
製 造			74.9	63.9	45.1	47.5	46.7	45.4
非 製 造			25.1	36.1	54.9	52.5	53.3	54.6
素 材	31.7	31.2	34.6	36.2	19.9	14.8	15.8	11.5
組 立	13.4	13.7	13.7	8.8	12.9	17.8	19.2	22.3

（出典）久保新一「戦後重化学工業段階の新局面と資本の対外進出」（1984年度土地制度史学会
共通論題報告資料より引用・一部加工）、原典は『主要企業の設備投資計画』通産省。

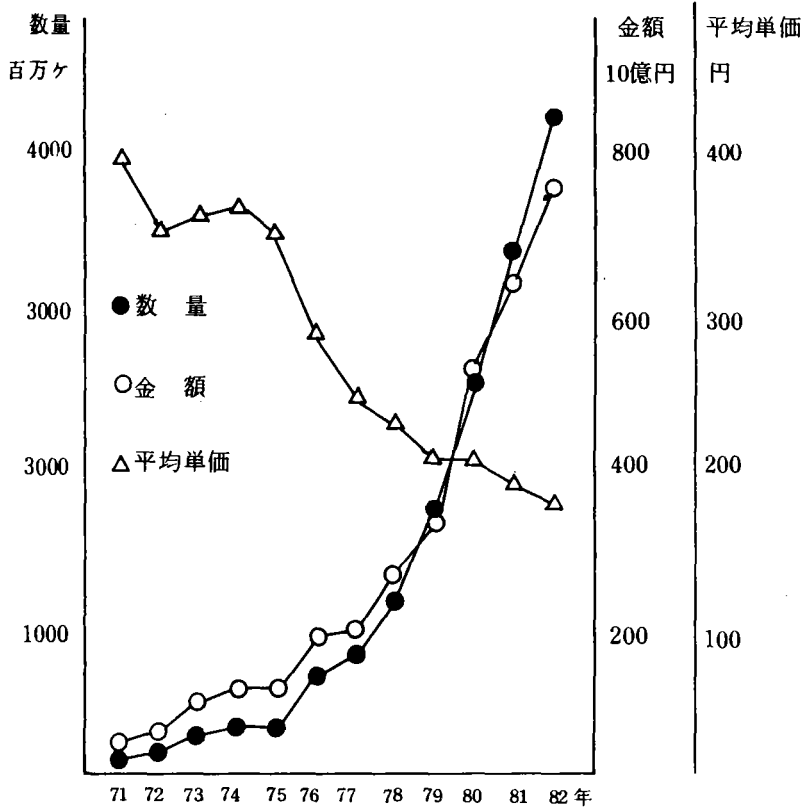
が組立部門（自動車・電子・機械等）に取ってかわられることになり、かかる設備投備は素材部門から組立部門へと、その立場が逆転する関係が成立してきている。かかる状況からも産業構造の転換がはかれつつあるようにおもえる。その中でも重要なことはIC設備投資の動向である。図1-1は、IC設備投資（12社）をみたものであるが、売り上げ高の飛躍的な上昇もさることながら、その設備投資の上昇が具体的には80年以降あらわれることである。加えてIC生産の推移（図1-2）をみてみると、80年以後、具体的には82年以後かかる産業構造の転換が確固たるものであるかのごとくである。

こうした、現局面の再生産=循環の性格を踏えて、とりわけ重要な問題である先端技術をめぐる諸問題を中心にして多摩川上流地域の個別事例を検討することにしよう。



(資料)「日経ビジネス」1984.9月3日、電波新聞社『電子工業年鑑』1984
 (出典)久保新一「戦後重化学工業段階の新局面と資本の対外進出」(1984年度土地制度史学会
 共通論題報告資料)

図1-2 日本のIC設備投資(12社対象)



(出典) 図1-2と同じ。原典は「電子工業年鑑」。

図1-3 ICの生産推移

3. 東京の地域構造 —産業集積の特色としての中枢管理機能—

東京都の人口は1億2千万人と推定されるが、いわゆる高度成長の終息をつげた段階(73年以降)から都心部の人口は郊外へ転出し続けてきたが、82年以降は、再び人口が増加している。このことは、近年の地価上昇が異常な形で進み、坪当たり数千万円の地価が出現する状況を考えると、先にみた景気循環の基本的性格が貫徹していることを想起させる。すなわち、過剰資本の一方での状況が、高地価を形成し、一方では、ビル事務所の創出を都心を集める方向で、なされているためである。産業業積が再び進み、基本的なハード面は地方に分散した工場で生産するが、それを管理し、または研究開発・広告等のソフト面を都心で管理する小枢管理機能が、異常な程進んでいることを明らかにしている。このこと踏えた、東京の地域構造を概観しておこう。

例えば1981年の『事業所統計』によれば、全国で641万6331事業所のうち12.3%が東京に集中している状況から、考えると産業集積の動向はうかがいしれる。確かに産業別にみれば東京に農業は少な

いが、第二次産業や第三次産業の集積は著しいものがある。確かに工業製品出荷額（『1984年度工業統計』）でみると、自動未産業が立地している神奈川、愛知、大阪には及ばないが、それでも全国の出荷額のうち9.4%をしめ、19兆円で、工場数は5万2,856（11.8%）、総業考数は90万4,071人（8.5%）とともに全国一である。とりわけ、第三次産業＝「サービス経済化」は、めざましいものがあり、80年の国勢調査では、67.3%にたり総生産額も70%を超えるようになっている。

こうした第三次産業の中身は、古典的節時の商業・流通業だけでなく、いわゆる消費経済に規定された個人関連サービス業が増加し、1981年には東京に7万6,643事業所、全国の10.5%を占めるようになったのである。更に重要なことは、事業所関連サービス業が増加し、サービス経済化の現実には、極めて重要な問題になっている。とりわけ、重要なことは、高い学術・文化機能の業積を背景に小規模管理機能が集中し、ベンチャービジネスや先端技術産業といわれるものが東京に発達している。産業用ロボットやコンピュータのソフトを開発したり、バイオやエレクトロニクス、宇宙産業などにかかわるものが多い。従来、産業といえば、生産したり販売したりすることだった。しかし、産業が高度に発達し、産業にかかわる諸機能が多岐に専門・分化した結果、その諸機能をつないだり、ものを考えるという無形のものも産業として成立し、売買するようになったのである。いわゆる産業のソフト化である。

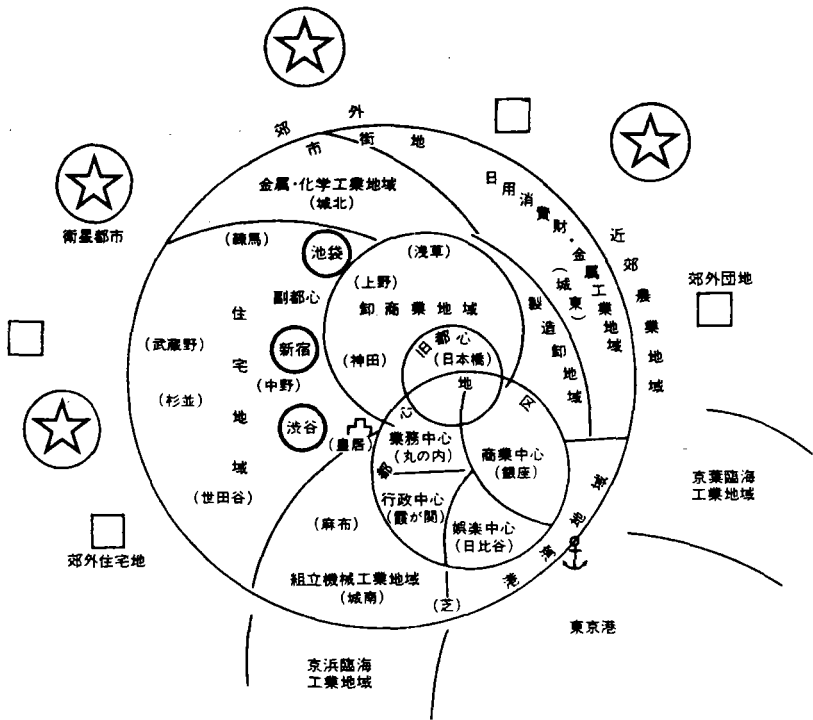
こうした東京の高度な産業集積は、一層の産業の形態を分化させ、産業構造を転換させているのである。したがって、空間的制約を必然化させられ、都心への立地は、高地代、そして高地価、高生産性にのこるものだけが、残ることになる。したがって、一定の地代法則・序列が形成され、円心円構造的産業立地を必然化させる。それが、図1-3と図1-4である。これは北村嘉行と上野和彦が作図したものである。（『エコノミスト』昭和59年10月1日号）

ではもうすこし、製造業をめぐる東京の地域構造を明らかにしておこう。

東京には、いわゆる食品、出版・印刷、皮革製品などの日用消費財を生産する工業と電気製品やカメラ、時計等のような耐久消費財を生産する工業が多い。かかる日用消費財生産は、いわば東京の地場産業であり、上記の図でみるように、主として台東区、墨田区、荒川区などの城東地区から城北地区にかけて多く集積されている。一方、耐久消費財生産は、都内にもあるが、神奈川、や東京の多摩地区に集中する傾向がある。城南地区にあるのは、その部品生産としての機械工場でしかないのである。若干上述したように、東京の高地価に耐えるには、情報処理能力、技術水準の優劣、公害などの「外部不経済の内部化」の要因が業種の成長と停滞また後退に大きな影響を与えている。

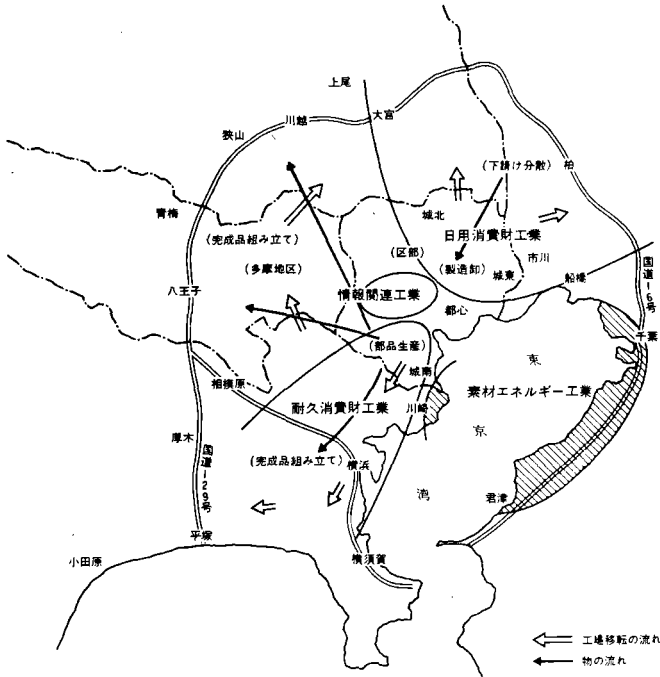
ところで1975年以降、東京の工業のなかで工場数をへらしたのは従来の生産関連集団の最底辺をなす汎用性の高い金属機械工業と、70年以降に急速に成長したファッション系のアパレル産業だった。一方で増加したのは、出版・印刷業と電子機器工業で、専門化とりわけ情報関連産業のいわばソフト面とハード面が成長したことである。

さらに、事業所の地区別集積状況をみたものが表1-6であるが、特徴的な我々が問題にしようとしている多摩地区が増加し、伸び率ももっとも高い。しかし、区部内部をみると最大の工業集積地である城東



〔出所〕北村嘉行『地理と地誌学』
『エコノミスト』昭和59年10月1日号

図1-3 東京の地域構造



『エコノミスト』昭和59年10月1日号

図1-4 東京の工業地域構造

城南が減少しているのに、都心地区は増加をしめしている。こうした事業所の地域集積＝地域構成を反映した地域特性を形成している。表1-7は地区別の業種集積上位をみたものである。とりわけ三多摩地区は、機械工業の外延的地域として発達し、東京に於いては比較的大規模工場が多く立地している。業種的には電気、一般機械・輸送用機械などの加工・組み立て機械工業にくわえて、八王子・青梅・村山に代表される在来の繊維製品の集積地でもある。

上来のような東京の地域構造の概要を踏えて、多摩地区の産業構成をみておこう。

表1-6 地区別の事業所数の推移

	事業所数			増減数と指数 75年=100
	1975年	1978年	1981年	
全 都	1 2 1, 3 3 7	1 2 5, 0 8 0	1 2 7, 3 3 8	6, 0 0 1
	1 0 0. 0	1 0 0. 0	1 0 0. 0	1 0 4. 9
区 部	1 1 0, 8 6 7	1 1 3, 4 8 9	1 1 4, 9 9 6	4, 1 2 9
	9 1. 4	9 0. 7	9 0. 3	1 0 3. 7
①都心地区	1 8, 2 5 8	2 0, 0 9 0	2 0, 9 4 5	2, 6 8 7
	1 5. 0	1 6. 1	1 6. 4	1 1 4. 7
②城東地区	4 0, 5 2 0	3 9, 7 7 5	3 9, 5 5 2	- 9 6 8
	3 3. 4	3 1. 8	3 1. 1	9 7. 6
③城東外周地区	1 3, 7 4 8	1 4, 3 2 6	1 4, 8 9 5	1, 1 4 7
	1 1. 3	1 1. 5	1 1. 7	1 0 8. 3
④城北地区	1 4, 0 7 4	1 4, 5 6 2	1 4, 7 2 0	6 4 6
	1 1. 6	1 1. 6	1 1. 6	1 0 4. 6
⑤城南地区	1 8, 0 4 8	1 8, 1 0 3	1 7, 9 3 1	- 1 1 7
	1 4. 9	1 4. 5	1 4. 1	9 9. 4
⑥城西地区	6, 2 1 9	6, 7 3 3	6, 9 3 5	7 1 6
	5. 1	5. 4	5. 4	1 1 1. 5
三 多 摩	1 0, 3 0 7	1 1, 4 0 6	1 2, 1 6 2	1, 8 5 5
	8. 5	9. 1	9. 6	1 1 8. 0
島 部	1 6 3	1 8 5	1 8 0	1 7
	0. 1	0. 1	0. 1	1 1 0. 4

(注) 1) 地区区分はつぎのとおり。①都心地区=千代田, 中央, 港, 新宿, 文京, ②城東地区=台東, 墨田, 江東, 荒川, 足立, ③城東外周地区=葛飾, 江戸川, ④城北地区=豊島, 北, 板橋, 練馬, ⑤城南地区=品川, 目黒, 大田, ⑥城西地区=世田谷, 渋谷, 中野, 杉並。
2) 境界未定の事業所数はいずれの地区にも計上せず。区部合計が一致しないのはその差である(例1981年=18事業所)。

(出所) 東京都『事業所統計調査報告』。

出典: 福島久一「巨大都市東京の産業と中小零細企業」『経済』(16248), 1984. 12.

表1-7 地区別業種集積上位5位(1981年)

順位	地区	都心	城東	城東外周	城北	城南	城西	三多摩	島部	都全体
1位	実数 %	出版・印刷 11,669 55.7	金属製品 6,468 16.4	金属製品 3,769 25.3	出版・印刷 3,057 20.8	金属製品 3,937 22.0	出版・印刷 1,428 20.6	電気機械器具 2,263 18.6	食品 119 66.1	出版・印刷 23,122 182
2位		その他の製造業 1,244 5.9	その他の製造業 5,214 13.2	その他の製造業 2,224 14.9	金属製品 1,722 11.7	一般機械 3,823 21.3	電気機械 817 11.8	金属製品 1,640 13.5	窯業・土石 12 6.7	金属製品 18,988 14.9
3位		衣服 1,118 5.3	なめしかわ同製品 5,152 13.0	一般機械 1,744 11.7	その他の製造業 1,721 11.7	電気機械 2,944 16.4	その他の製造業 750 10.8	一般機械器具 1,197 9.8	その他の製造業 11 6.1	その他の製造業 13,956 11.0
4位		金属製品 891 4.3	出版・印刷 4,410 11.1	衣服 1,195 8.0	精密機械 1,424 9.7	その他の製造業 1,628 9.1	金属製品 558 8.0	その他の製造業 1,164 9.6	繊維 10 5.6	一般機械器具 11,605 9.1
5位		食料品 649 3.1	衣服 3,554 9.0	なめしかわ同製品 1,022 6.9	衣服 1,328 9.0	出版・印刷 1,150 6.4	食料品 511 7.4	繊維 934 7.7	輸送用機械(船舶系) 10 5.6	衣服・その他の繊維 8,777 6.9
事務所総数		20,945 100.0	39,552 100.0	14,895 100.0	14,720 100.0	17,931 100.0	6,935 100.0	12,165 100.0	180 100.0	127,338 100.0

(注) 1) 地区区分については第5表と同じ。

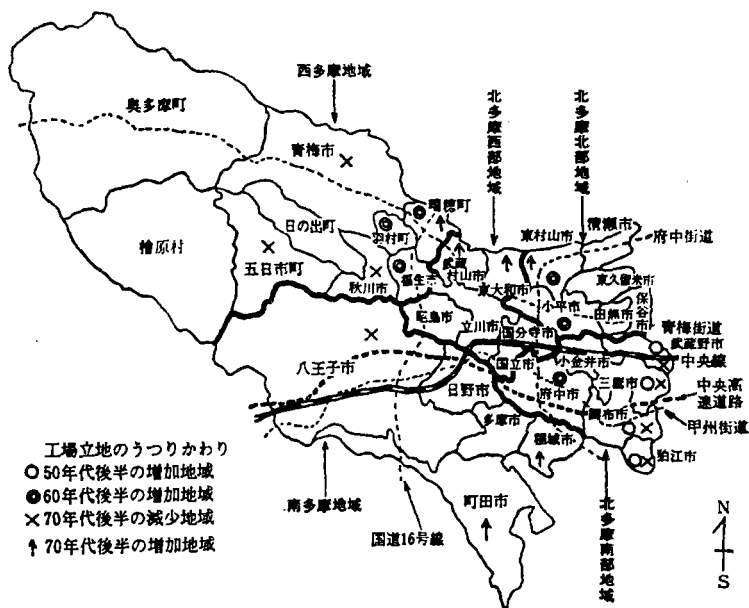
2) 構成比は事業所総数にたいする割合。

(出所) 東京都『事業所統計調査報告』(1981年)

表1-6と同じ出典

4. 多摩地域の産業構成の特徴とその現局的位置

図1-5は、多摩地域の産業立地=工業立地のうつりかわりをしめしたものであるが、その産業立地の形態は、府中街道と国道16号の二本の道路を中心に変化している。前者の府中街道が高度成長期、後者の国道16号が、71年以後とりわけ73年のオイルショック以後の展開であるが、この西へ、そして南北への動きは、そのまま人口の移動とかさなっている。まず工場が西に高度成長初期に展開しはじめ、それに追打ちかけるように、住宅・商業地域が展開し、高地価・公害をつくり出し、工場は、更に西へと移



出典：石和史朗「先端技術産業の光と影」——三多摩『経済』
 (No.248) 1984年12月号

図1-5 多摩地域の交通網と工業の立地

転する。また、そうした高地価・公害は、南北への(=国道16号沿い)に移転するという関係が成立している。このことを、石和史朗は、「住・工」混在問題が生じていることを5つにわけて今日の問題をつぎの如くいう。すなわち「①公害の苦情・陳情件数が、二三区に比べ(工場数は少ないが)、②住宅・商業地域での工場を発生原因とするもや、③大気と水質汚染によるもの、④工場の数が多い地域でのもの、⑤業種別には金属製品・食料品、木材・木製品、窯業・土石などで公害の苦情が多い、というもの」であり、これが、今日のおかれている多摩地区の問題だとしている。

ここでは、我々は、先端技術=ME化にともなう「新たな公害」問題というところに問題を絞り、検討しておく必要がある。というのは、「クリーン・イメージ」の先端産業が、アメリカのシリコンバレー

に発する公害問題が出て、日本に於いても重要な問題がおきているからである。この場合、「公害」を出すという単なる企業の責任問題も重要だが、それを必然化せしめている構造がいかなるものか。そしてその構造が「山・水」を上流において維持・管理している山村の住民問題にかかわり、それとの連関でどう考えるかにかかっているからである。もうすこし、具体的に云えば、とりわけ先端産業のICは、「豊富な水」が自らの存立基盤であり、その水利用が、他方で「汚染」を生む。ところが、その水は「山」の管理が十分であれば良いが、「担い手」欠如のもとで荒廃する。しからば論理としては、山の荒廃をひとり山村住民の問題に歪少化していいのか、という問題にぶちあたる。結局のところ、山村からの労働力収奪メカニズムを基底で、構造としてもっている再生産構造が問題になるのである。その原因を一方で支えた戦後日本資本主義の再生産構造を抜きにして議論しても、事実＝現象の説明はしえても、それのもつところの構造的意味合いはわからないであろう。

まず工業統計図をもちいて、多摩地区の基本的指採をみておこう（図1-6参照）工場数それ自体は、極め少なく1000未満が、対象としている地域である。したがって、工場らしいもの（但し、他の城北・城南と比較した場合）は極めて少なく、青梅が、従業員数で1万人から2万人未満規模で、製造品出荷額等も2千億円以上4千億円未満である。では、その極めて少ない部分はどうなっているかをみたものが表1-8である。

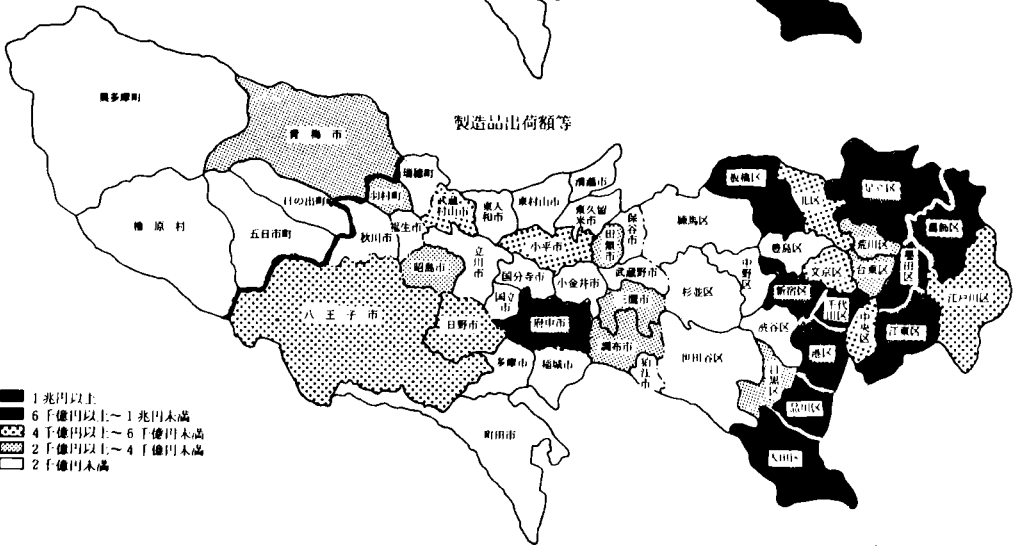
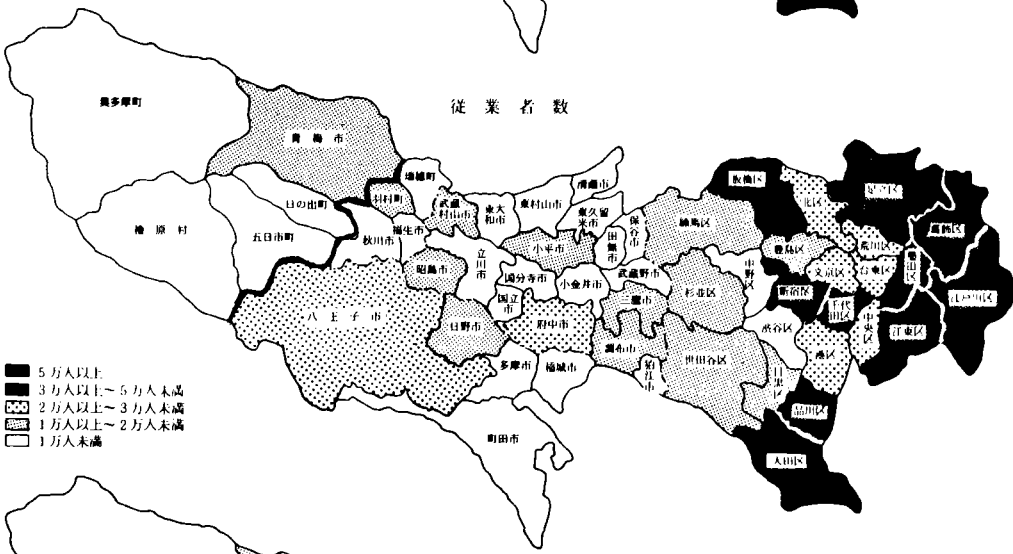
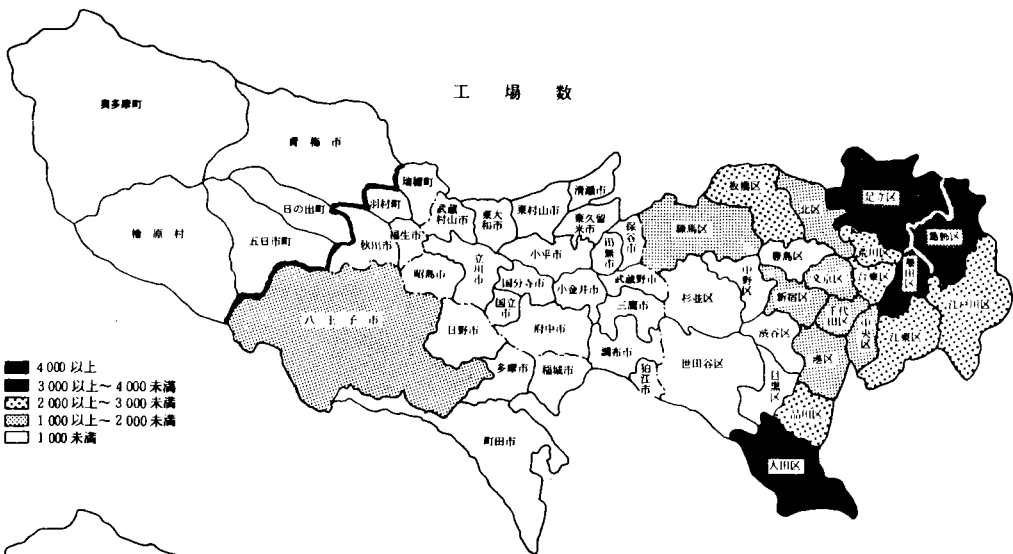
5. 先端技術産業と中小企業型産業の併存構造

一般的に多摩地区は、戦時国独資段階における重化学工業化の中で、軍需産業や一般機械、電機・航空機産業などがはいり込み生産をはじめた歴史的経過をもつが、現在では、一般機械と精密機械でも東京都合体の事業所数にしめる割合はそれぞれ3割・4割をしめ、自動車・航空機などの輸送機器が2割をしめるような状況になっている。

それだけではなく重要なことは、先端産業の工場立地をみると、表1-9のように、そのほとんどが関東に集中していることである。かつて1960年代が臨海工業地帯を中心とした地域開発＝重化学工業化のためのものであったのに対して、70年に入ると工場の地方分散化がいわれ、一時、内陸や、とりわけ低賃金地帯である九州と東北にICは移行立地したといわれる。しかし、今、また80年代になり巨大都市東京周辺部分を中心とした集中化が極めて高かまり、多摩地区はかっこの立地基地としての性格を如実にしている。とりわけ、その中でも多摩地区は、コンピューターとその周辺装置や宇宙機器・航空機とその部品の分野では最大のセンターになっている。

こうしたことをおこす背後には、いわゆるME革命に象徴される生産力段階の行期に突入したこともしめしている。例えば、今までの京浜工業地帯は、かかる生産力段階による産業構造の転換によって、今までの性格を大きくかえようとしている。

まず第1に京浜の工場は試作工場化し、R&D機能を著しく強めている。それをみたものが表1-10ぞある。



出典：「1984年度工業統計」より

図1-6 工業統計地図

表1-9 先端産業の地域別工場数(1981年)

産業分類 地域	I C (集積回路)	コンピュー タとその関 連装置	航空機と その部分	産業用 ロボット	宇宙機器	医療用 電子機器	光ファイ バと光通 信機器
全 国	106 (100.0)	93 (100.0)	79 (100.0)	65 (100.0)	79 (100.0)	48 (100.0)	40 (100.0)
関 東	45 (42.5)	69 (74.2)	48 (60.8)	37 (57.0)	56 (70.9)	29 (60.4)	29 (72.5)
東 京 都	4 (3.8)	29 (31.2)	23 (29.1)	8 (12.3)	19 (24.1)	不 明	不 明
区 部	0 (0)	7 (7.5)	10 (12.7)	5 (7.7)	5 (6.3)	不 明	不 明
多 摩	4 (3.8)	22 (23.7)	13 (16.5)	3 (4.6)	14 (17.7)	不 明	不 明

(注) 数字は実数で下段のカッコ内は構成比。

(出所) 日本立地センター『先端技術産業のコンプレックス形成と立地展開』82年版による。

図1-5に同じ

表1-10 京浜への研究・開発機能の集中状況(1980年)

	全 国	東 京	神 奈 川
研 究 機 関	3,609 100.0	836 (23.2)	368 (10.2)
(内)民間研究機関	697 <19.3>	134 (19.2)	128 (18.4)
先端技術産業の工場分布	1,152 100.0	201 (17.4)	123 (10.7)
I C (集積回路)	106 <9.2>	4 (3.8)	7 (6.6)
産業用ロボット	62 <5.4>	8 (12.9)	17 (27.4)
電子計算機及び関連	93 <8.1>	29 (31.2)	19 (20.4)
艇 空 機	79 <6.9>	23 (29.1)	14 (17.7)
宇 宙	79 <6.9>	19 (24.1)	24 (30.4)
光 ファイバ	22 <1.9>	4 (18.2)	9 (40.9)
専門科学・技術者(千人)の	821.4 100.0	116.2 (14.2)	49.4 (10.9)
対 人 口 比	1.55	2.07	3.09
科 学 者	69.0 <8.4>	14.5 (21.1)	12.2 (17.7)
技 術 者	752.3 <91.6>	101.7 (13.5)	77.2 (10.3)
(内) 金 属	10.4 <1.4>	1.0 (9.2)	1.5 (14.2)
機 械	104.7 <13.9>	13.6 (13.0)	15.2 (14.5)
電 気	107.9 <14.4>	17.0 (16.7)	16.1 (14.9)
化 学	29.0 <3.9>	3.6 (12.3)	4.1 (14.1)
情 報 処 理	80.3 <10.7>	23.1 (28.7)	14.8 (18.5)

(出所) 日本立地センター「地域の技術水準の総合的把握等に関する調査報告書」(昭和57年3月),『全国試験研究機関名鑑』(1981~92年版),「知識集約型産業構造と地域社会—神奈川県の場合—」(資料編)[1983年度横浜5大学連合学会報告レジュメ]より作成。

- 注 1. < >内全国構成比%
 2. ()内対全国比%
 3. 技術者の内訳は技術者を100とした%

そうした先端技術と外注・下請等をしめす、表1-11を参照されたい。したがって、西多摩地区の位置はいかなるものか類推可能である。かかる状況のもとで、製造業別の製品納入先と外注加工先の分布図をしめしたのが、附図の1-20までである。

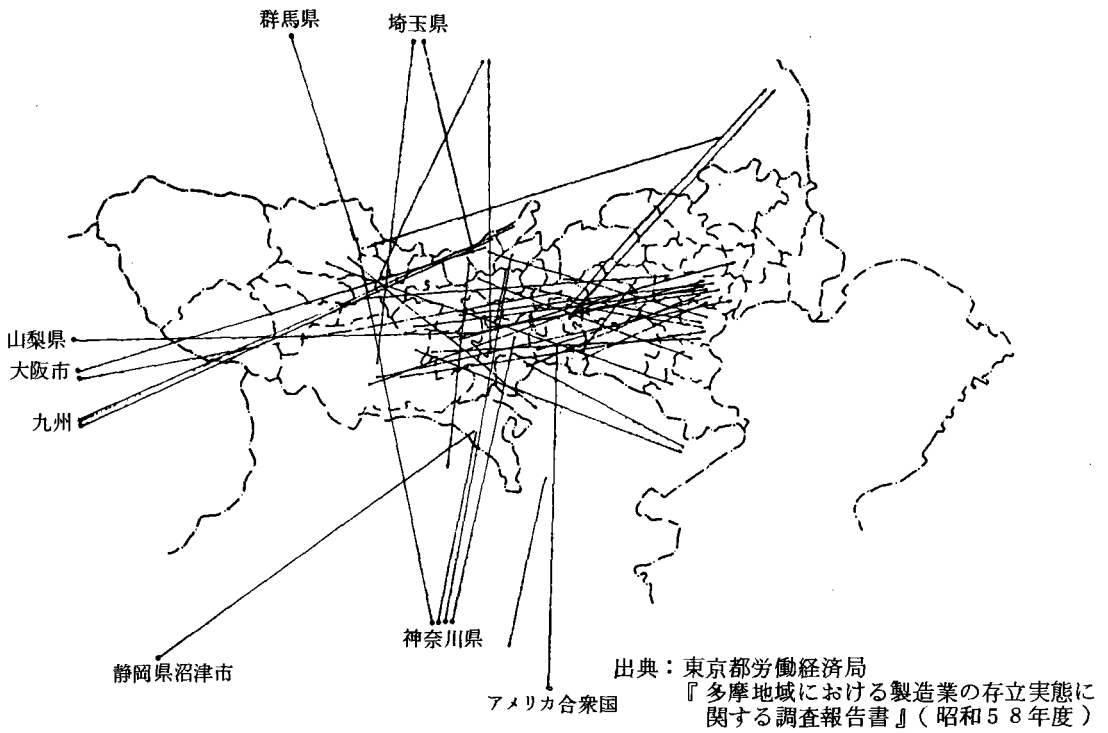
かくして、多摩川上流地域が、ひとりあるきするのではなく、現局面の再生産=循環に規定されていることがわかるであろう。

《尚、詳細なる実態と分析については、第3章「地域就業構造とそれをめぐる労働力の需給構造」及び第5章「60年以降の西多摩地区における就業場面の展開と農業生産の動向」にゆずることとする。》

表1-11 製造業機械・電気部門の位置(1981年)

	区	部	羽	村	瑞	穂	日	の	出	五	日	市	松	原	奥	多	摩	
従業員ベース		384,624人(100.0)	8,667人(100.0)	2,259人(100.0)	372人(100.0)	1,127人(100.0)	79人(100.0)	519人(100.0)										
	1位	通信機械器具・同 関連機械器具 (12.3%)	自動車・同附属品 (46.2)	航空機・同附属品 (58.7)	一般機械器具のそ の他機械・部品 (61.6)	眼鏡 (67.3)	通信機械器具・同 関連機械器具 (45.6)	金属加工機械										
	2位	発電・送電・配電 ・産業用機械器具 (10.3)	通信機械器具・同 関連機械器具 (15.7)	自動車・同附属品 (8.8)	電子機器・通信機 器用部品 (11.0)	電子機器・通信機 器用部品 (11.8)	電子機器・通信機 器用部品 (36.7)	通信機械器具・同 関連機械器具										
3位	電子機器・通信機 器用部品 (8.6)	事務・サービス・ 民生用機械器具 (8.4)	電子機器・通信機 器用部品 (6.8)	理化学機械器具 (6.2)	通信機械器具・同 関連機械器具 (4.9)	自動車・同附属品 (17.7)	計測・測定・分析 機器											
事業所ベース		23,024事業所(100.0)	95事業所(100.0)	133事業所(100.0)	20事業所(100.0)	32事業所(100.0)	10事業所(100.0)	22事業所(100.0)										
	1位	802 (3.5%) 588人/事業所	14 (14.7) 285.9人	5 (3.8) 265.2人	1 (5.0) 22.9人	3 (9.4) 252.7人	3 (30.0) 12.0人	1 (4.5) 261.0人										
	2位	1,797 (7.8) 22.1人	4 (4.2) 340.3人	28 (21.1) 7.1人	4 (20.0) 10.3人	6 (18.8) 2.2人	5 (50.0) 5.8人	8 (36.4) 36.7人										
3位	2,491 (10.8) 13.3人	1 (1.1) 731.0人	15 (11.3) 10.3人	2 (10.0) 11.5人	2 (6.3) 27.5人	2 (20.0) 7.0人	2 (9.1) 33.0人											
従業員ベース の機械・電気 部門の製造業 への%		27.8%	78.7%	50.3%	30.6%	70.7%	33.8%	73.7%										

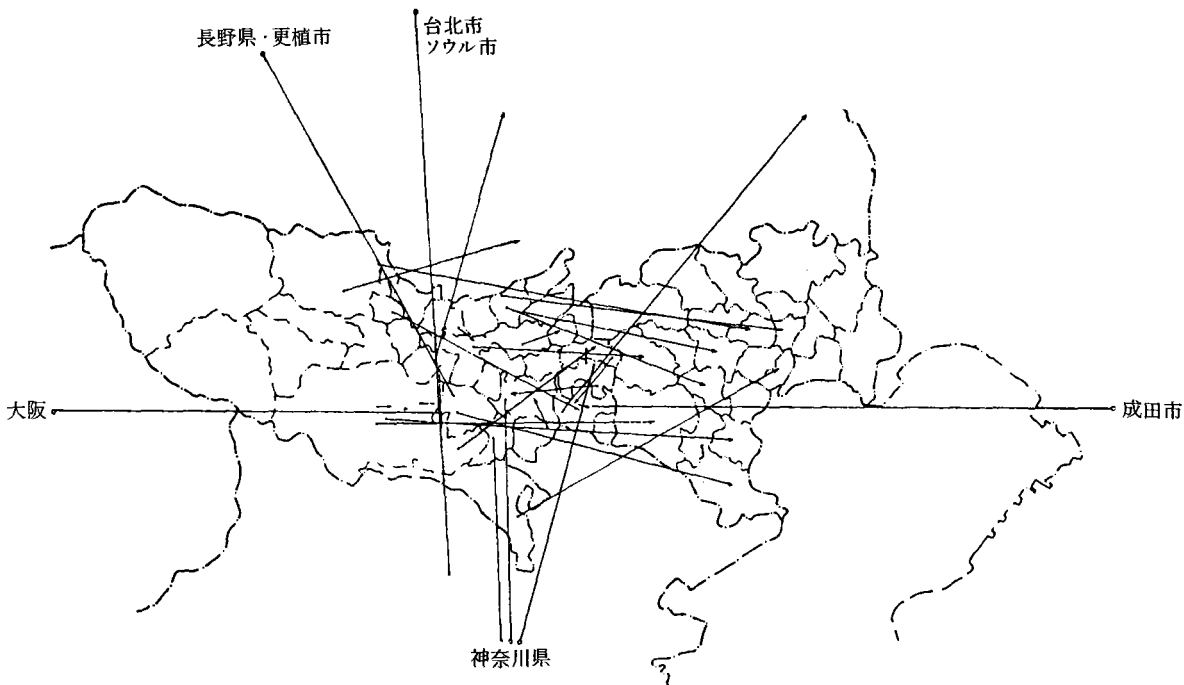
事業所統計より作成



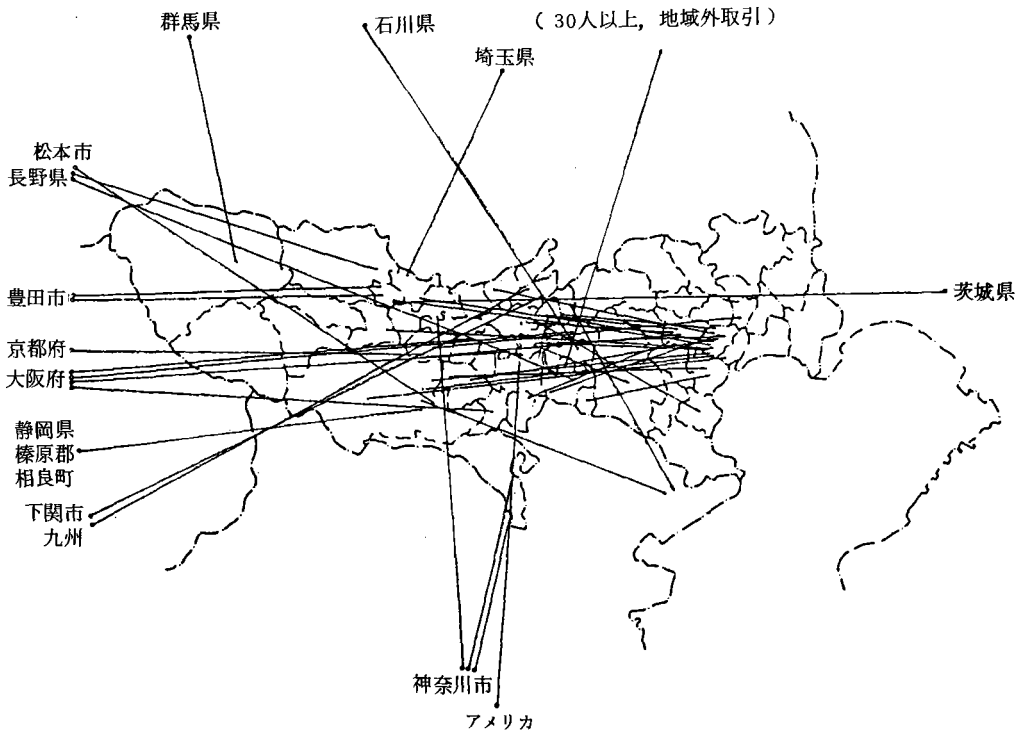
附図1 電気機械関係組立製造における製品納入先上位1社分布図
(30人以上, 地域外取引)



附図2 電気機械関係組立製造における製品納入先上位1社分布図
(30人以上, 地域内取引)



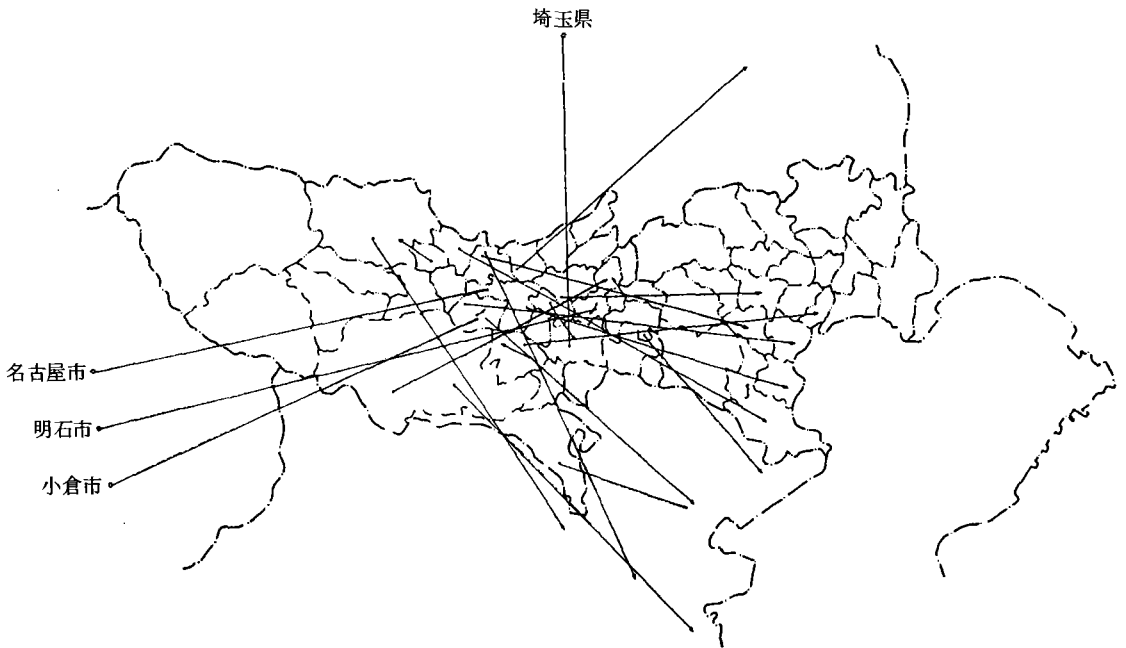
附図3 電気機械関係組立製造における製品納入先上位1社分布図
(29人以下)



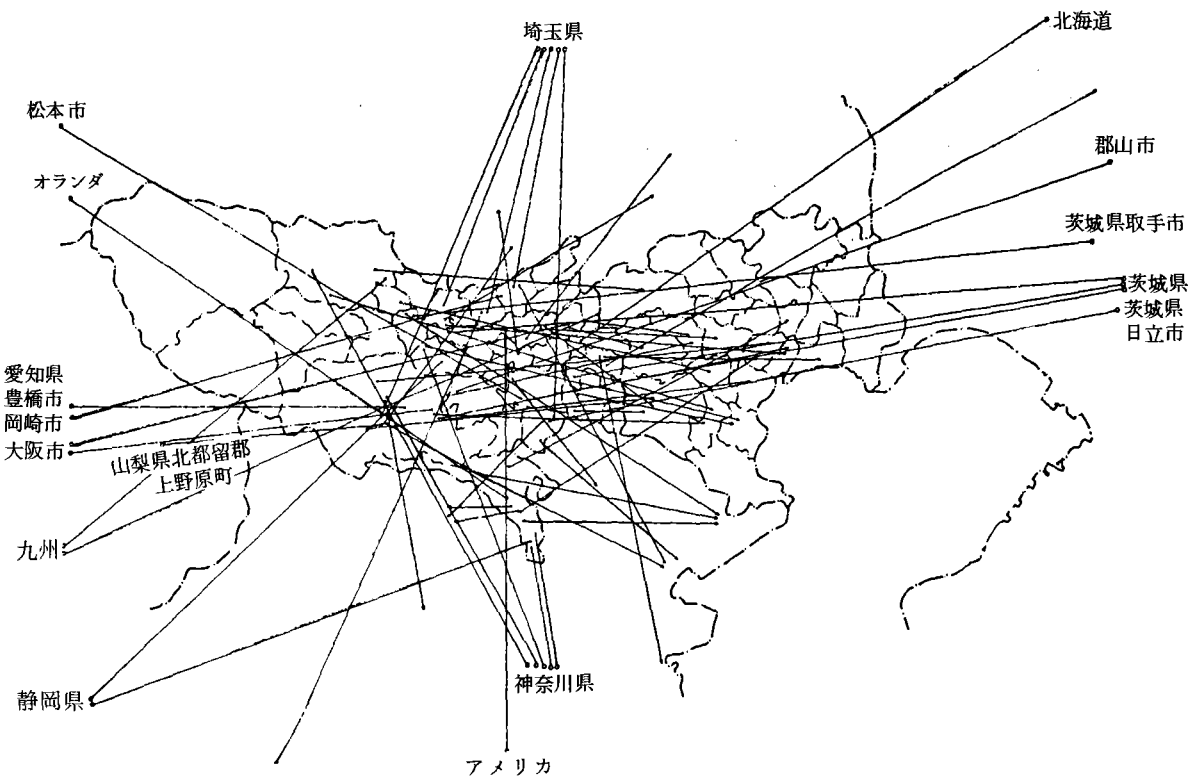
附図4 その他機械関係組立製造における製品納入先上位1社分布図
(30人以上, 地域外取引)



附図5 その他機械関係組立製造における製品納入先上位1社分布図
(30人以上, 地域内取引)



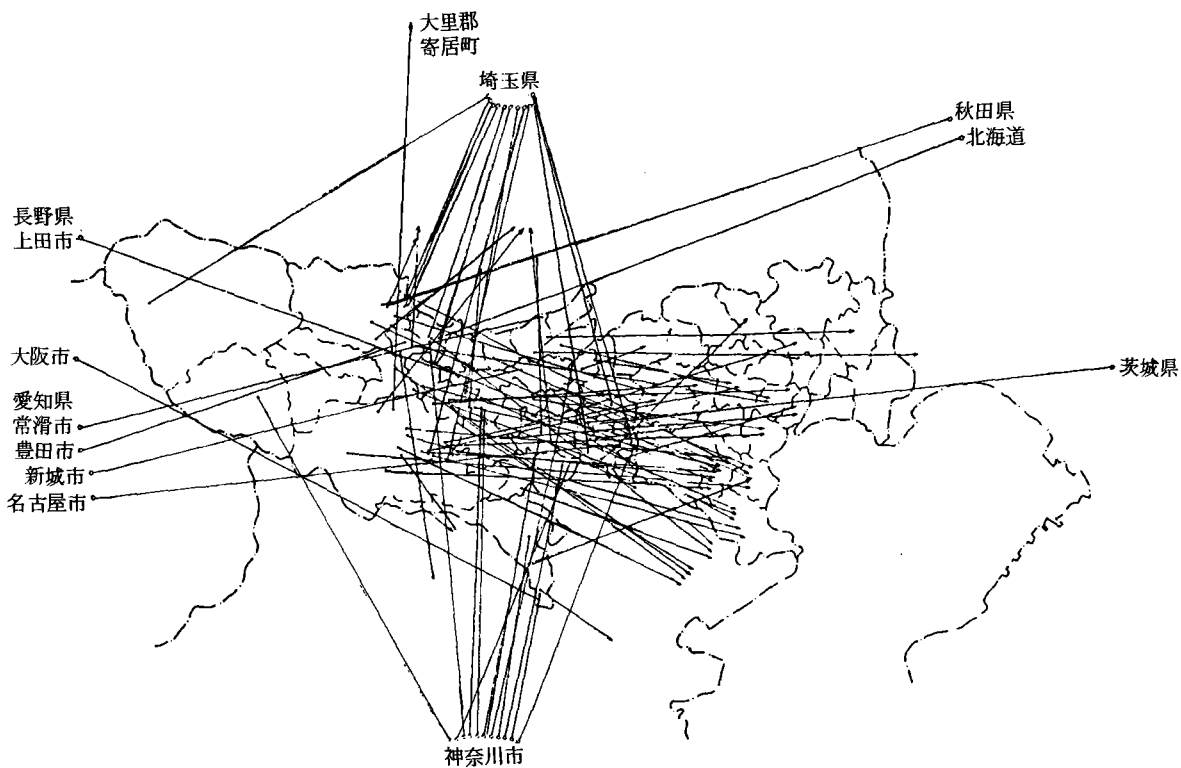
附図6 その他機械関係組立製造における製品納入先上位1社分布図
(29人以下)



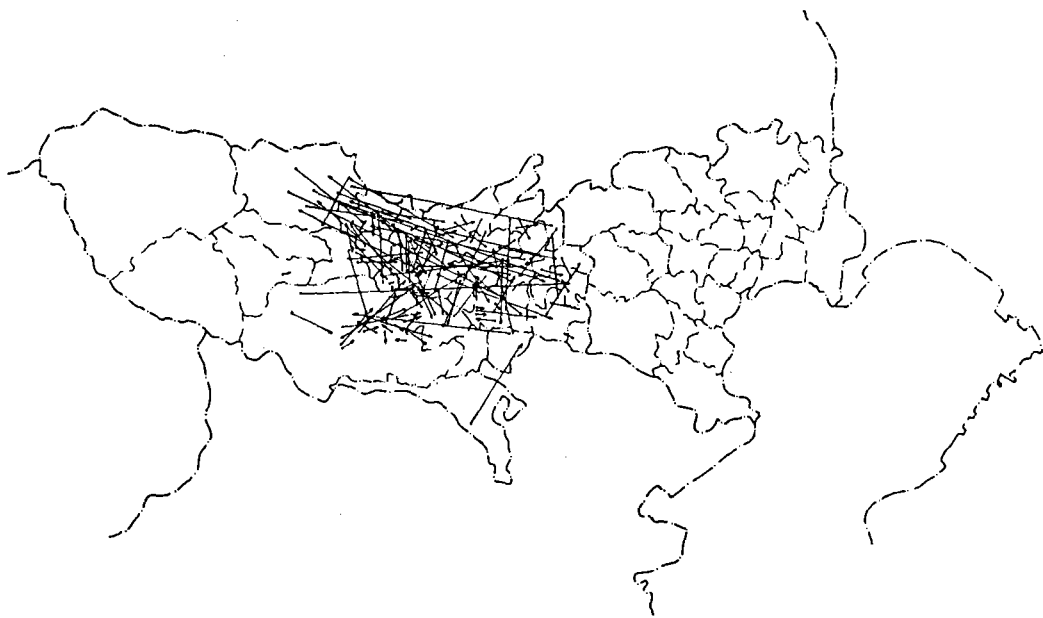
附図7 機械金属部品加工関連業における製品納入先上位1社分布図
(30人以上, 地域外取引)



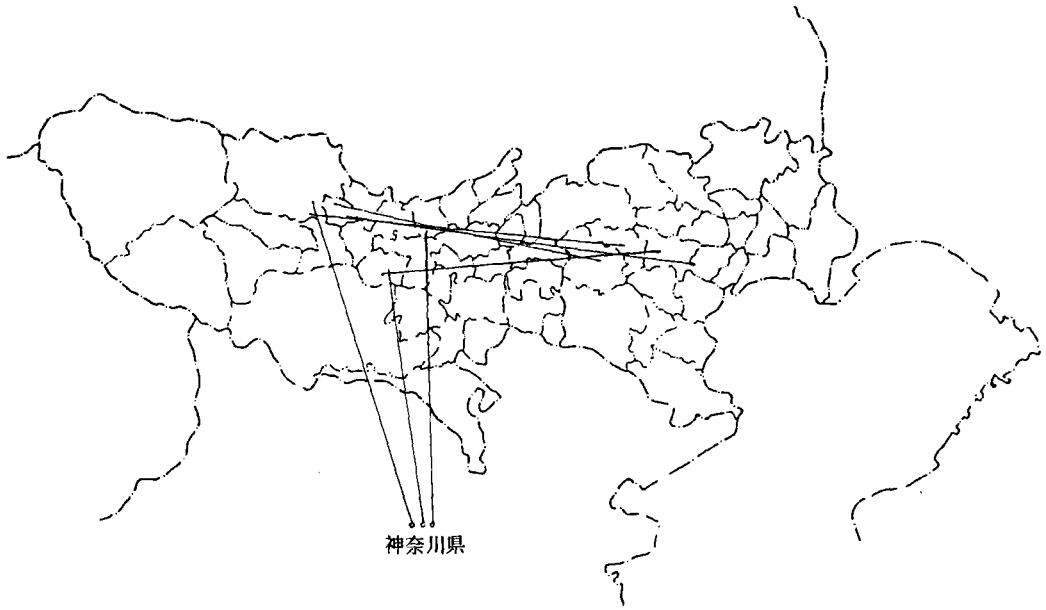
附図8 機械金属部品加工関連業における製品納入先上位1社分布図
(30人以上, 地域内取引)



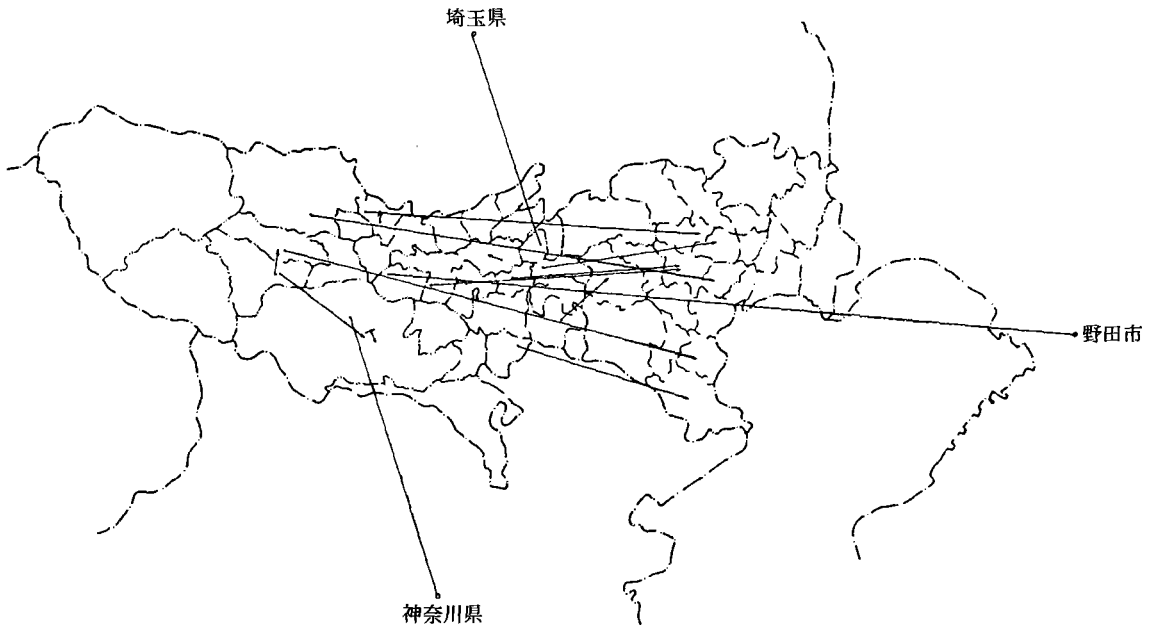
附図9 機械金属部品加工関連業における製品納入先上位1社分布図
(29人以下, 地域外取引)



附図10 機械金属部品加工関連業における製品納入先上位1社分布図
(29人以下, 地域内取引)



附図11 製材、木工・建具・家具における製品納入先上位1社分布図
(30人以上)



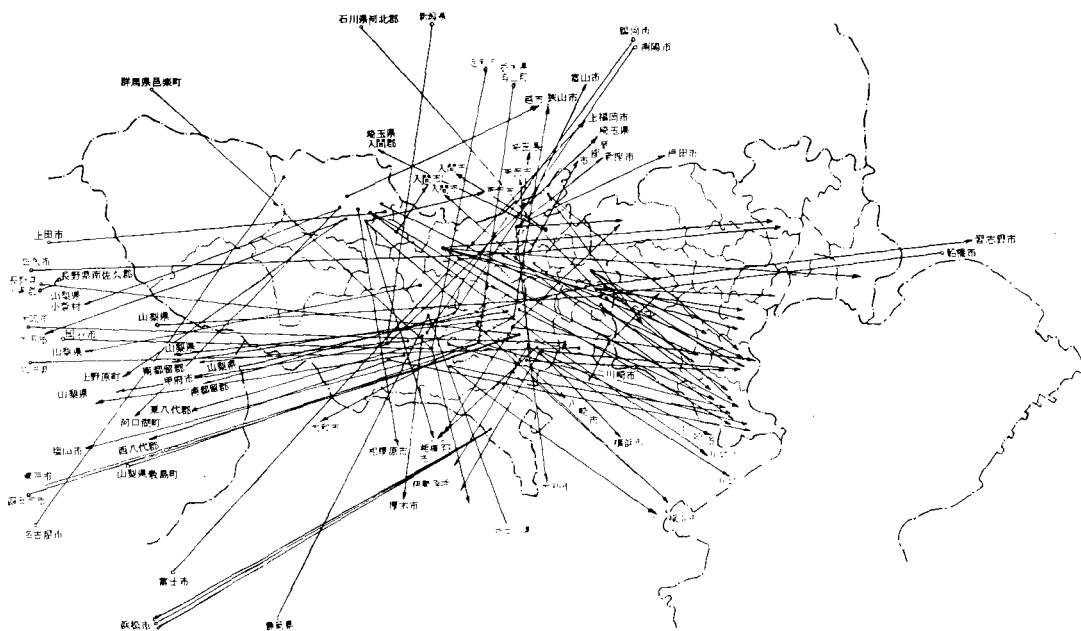
附図12 製材、木工・建具・家具における製品納入先上位1社分布図
(29人以下)



附図13 染色加工、織物・編立加工における製品納入先上位1社分布図
(30人以上)



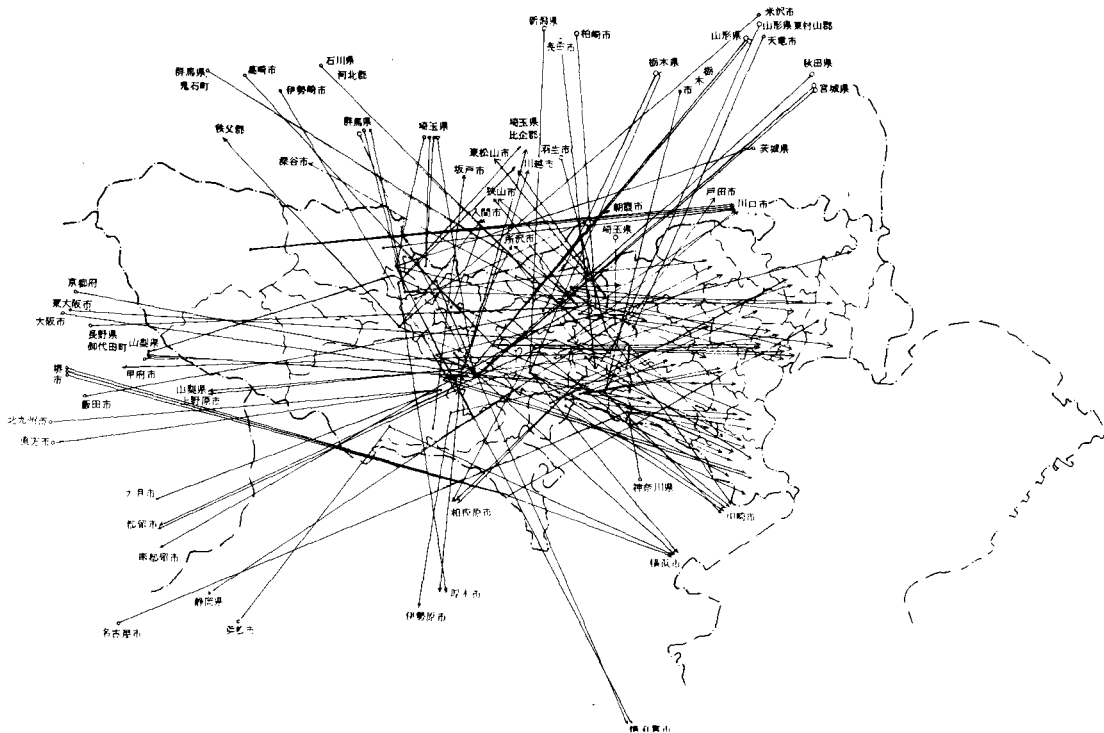
附図14 染色加工、織物・編立加工における製品納入先上位1社分布図
(29人以下)



附图15 電気機械関係組立製造における外注加工先分布図
(30人以上, 地域外取引)



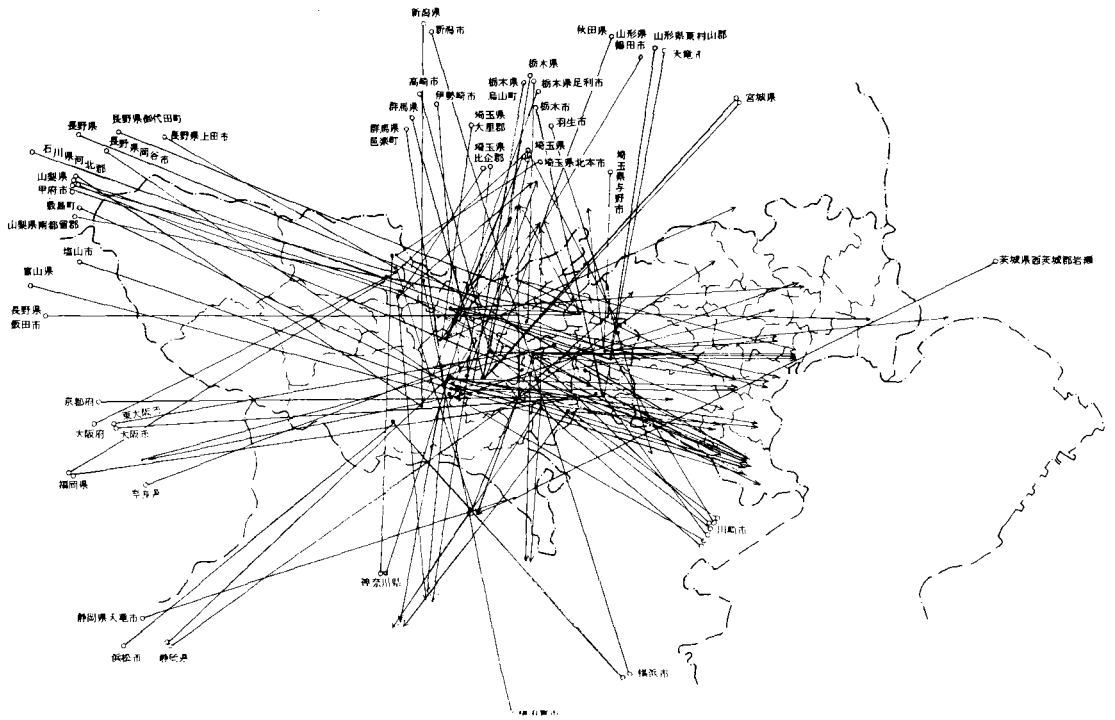
附图16 電気機械関係組立製造における外注加工先分布図
(30人以上, 地域内取引)



附図17 その他機械関係組立製造における外注加工先分布図
 (30人以上, 地域外取引)



附図18 その他機械関係組立製造における外注加工先分布図
 (30人以上, 地域内取引)



附図19 従業者300人以上の大規模工場における外注加工先分布図
(地域外取引)



附図20 従業者300人以上の大規模工場における外注加工先分布図
(地域内取引)

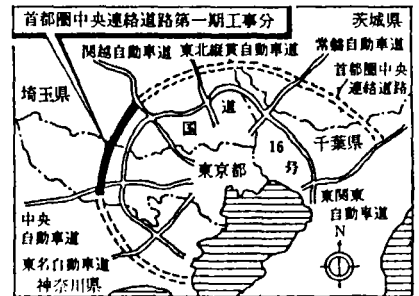
第4節 おわりに

巨大都市東京の背後地の山村経済をいかに把握するかという点にかかわって、再生産＝循環構造の中で、いかにとらえるべきかを、戦後日本資本主義の史的展開を踏えてスケッチしてきた。

とりわけ、重要なことは、中枢管理機能を80年代に入りますます強めている東京、そしてその周辺部分への先産業ME関連の進出がより明らかになり、多摩地区は、そのセンターになろうとしていることを述べた。このことを踏えて、次以下の章をみていただきたい。

圏先進の計画ルートにより、多摩地区のもつ意味は大きくかわろうとしている(図1-7)これまでの自然はいかなる変様を余儀なくさせられるか、極めて注目すべき状況になっている。

今、問われているのは、「人間・自然・科学」の調和を、都市機能、工業地域、自然環境の側面から検討することである。



(出所)『日本経済新聞』1984年5月15日付。

図1-7 圏央道の計画ルート

〈基本参考文献〉

1. 山田盛太郎『著作集』(全6巻, うち別巻1巻)岩波書店
2. 後藤・塩沢編『日本経済史』有斐閣
3. 土地制度史学会編『資本と土地所有』農村統計協会
4. 大橋・宇佐美『新マルクス経済学講座』第5巻, 有斐閣
5. 細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』御茶の水書房
6. 暉峻衆三『日本農業問題の展開』(下), 東大出版会
7. 東大社会科学研究所編『戦後改革1-課題と視角』東大出版会
8. ワリンスキー編, 斉藤・磯辺・高橋肇訳『ウオルフ・ラデジンスキー, 農業改革-貧困への挑戦』日本経済評論社版。(原典は, Agrarian Reform as Unfinished Business: The Selected Papers of Wolf Ladejinsky, Edited by Louis J. Walinsky, Oxford University Press, 1977)
9. 名古屋大学経済学部附属経済構造分析資料センター『調査と資料』(第77号)
10. 花田仁伍『小農経済の理論と展開』御茶の水書房
11. 川上正道『戦後日本経済論』青木書店
12. 『今日の日本資本主義』第3巻, 大月書店

その他、雑誌論文、統計書、報告書等については文中の〈脚注〉を参照のこと。

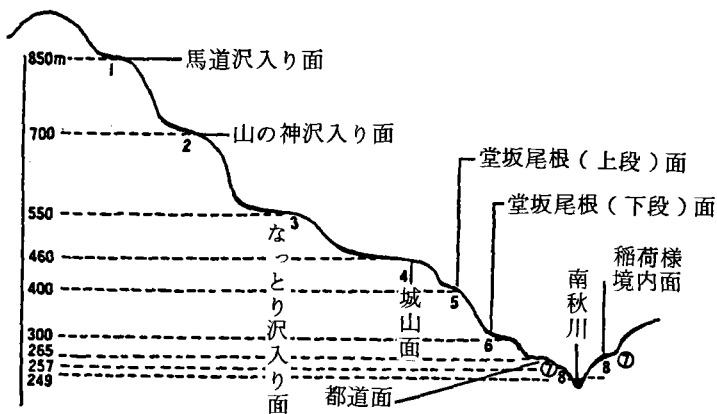
〈加藤光一〉

第2章 土地利用構造の変貌と土地開発

第1節 土地利用構造の原型—昭和30年まで—

多摩川上流地域（西多摩地域）は、地形的条件として急傾斜であり、例えば松原村本宿地区に見られるように、傾斜度が $30^{\circ} \sim 50^{\circ}$ という急峻な山々に囲まれている点が特徴的である（図2-1）。また、河床から山の頂きまでの標高差も大きく、同様に松原村でも標高差が600m余もあるのである。このことは、秋川渓谷のみならず多摩川流域でも同様であり、表2-1に拠って、多摩川上流地域における傾斜度 30° 以上の土地の分布状況を見ると、全体の実に92%もがこれに該当し、 45° 以上の傾斜度の土地面積も44%に達するのである。また、 50° 以上の土地面積ですら17%をも占め、いかに急峻な地形をした地域であるかが判ろう。林野率もこれらの町村では、90%前後を示しており、中でも奥多摩町は94%、松原村は99%もの高率を示している。また、最上流域の山梨県小菅村においても94%の高率を示している。いうならば、“奥多摩路は全て山の中である”のであり、大都市近郊の典型的な山村集落地域であると言える（より具体的には、章末に掲げた参考資料1～5の市町村別の林種別森林資源表を参照のこと）。

このような傾斜度を反映して、この地域の土地利用は、山林以外に土地利用の方策が殆んど無く、歴史的には、近世幕藩体制下の封建的大消費都市江戸を背後に控え、全国的に見ても早い段階から一方では人工林化が進み、他方薪炭林生産も大汎に賦存した天然林広葉樹資源を利用しながら行なわれて来たのであった。その意味で、農林業が非常に活況を呈した昭和30年代末までは多摩川上流地域も非常な賑いを見せて来ていたのであるが、農林業生産が一般的に過剰生産基調を示し、産業構造としても全国的に縮小、衰退



注) 最急峻な場所で $30^{\circ} \sim 50^{\circ}$ もあることは注目される。

出所；『松原村史』

図2-1 松原村本宿地区における標高と急峻度について

化し始めると、かつては大都市近郊に近いという立地的優位性（位置の差額地代の全面的享受）を示していたものが、林地以外の転用の方策もなくまさに構造的林業不況の中で、かつての林業地代は軒並み低落し、今や“地代恐慌”を起こしている観すらある。まさに、昭和30年代までとは異なり、今日では大都市近郊に近い山村ということが或る意味での“不幸”の源となっていると言えよう。

かかる意味合いで、先ず本節では、多摩川上流域域における、かつての土地利用構造の“原型”を概観し、次節以降のその変化の過程の今日の位置付けを明確にしようとするものである。

わが国における、林業生産の原型は近世初期に開始されると言っても良い。即ち、近世幕藩体制下の封建諸都市の勃興は、日本史上未曾有の

消費需要を創出したのであり、木材需要も封建諸都市の建設のための建築材、土木用材、薪炭用材等凡ゆるものにおいて拡大して行った。このため、都市近郊の位置的に近い山林から伐採が開始され、木材生産は全国的に拡大し、豊富に賦存した天然林を伐採しながら北は蝦夷地から南は屋久島まで拡大した。森林資源が枯渇（尽山化現象）して来ると、木材相場の上昇に支えられて、都市近郊の位置的優等地では、人工林化が展開し、集約的な林業地域が形成されていくことになる。このような林業地域は、関東地方では、四谷（東京）、山武（千葉）、西川（埼玉）、日光（栃木）、そして青梅などであり、これらは経済立地論的には、「チューネン圏の第2圏」に相当すると考えられるのである。チューネン圏では、一般に耕境外では牧畜が営まれることを想定しているが、A.スミス同様ヨーロッパをモデルにした場合こうなるのであって、日本においては牧畜は殆んど成立せずに林業生産が展開するのである（梶井功『基本法農政下の農業問題』東大出版会、1970）。つまり、本来のチューネン圏的な第2圏には集約的な短伐期施業による農民的・地主的（乃至は商人資本による）育成林業生産が展開し、他方耕境外の遠隔地林業地域では天然林伐採を中心とする採取的林業生産が領主的商品生産の形態をとり進行するのである。即ち、林業生産形態の“2形態林業（採取的林業と育成的林業）”が端緒の形態として成立するのである。しかしながら、人工林化が進んだ地域はごく限られた地域なのであって、圧倒的大部分を占める林野は、薪炭林乃至は採草地としての農用林利用がその中心的位置にあり、樹種としては天然広葉樹林がその殆んどを占めていた（因みに、明治初年迄の人工林面積は全森林面積の約1割に過ぎなかったが現在は4割に達している。近藤康男編『牧野の研究』東大出版会、1959年など）。

表2-1 奥多摩、日の出、桧原における傾斜度と面積比

傾 斜	面積 (㎡)	面積 (%)
55° 以上	14,375	1.68
50° ~ 55°	133,750	15.66
45° ~ 50°	226,875	26.55
40° ~ 45°	228,125	26.70
35° ~ 40°	129,375	15.14
30° ~ 35°	54,375	6.36
25° ~ 30°	35,000	4.10
20° ~ 25°	15,625	1.83
15° ~ 20°	8,125	0.95
10° ~ 15°	5,625	0.66
10° 以下	3,125	0.37
合 計	854,375	100.00

出所：西多摩経済事務所資料

こうした林業の動向の中で形成されて来た青梅林業地は、江戸に燃料を供給する薪炭林業生産及び足場材・用材などを供給する人工造林を含めた育成的林業生産が1700年代初頭から生産を展開して来たのであった。既に述べた育成的林業と採取的林業（此処では、原生林伐採ではなくて、伐採後萌芽更新による天然更新を行なう）が併存して成立したのである。

江戸への木材の輸送は、全国的な隔地間交易のもとで遠隔地から物資が送られる全国的市場圏としての流通網と、領域的に江戸を中心とした、武蔵・上野・下野・上総・下総などの「地廻り荷」の供給を行なった「江戸地廻り経済圏」としての流通網の重層的な市場構造をとっており、青梅林業は大消費地江戸を中心とする「江戸地廻り経済圏」の中で一定の発展を遂げて来たのであった。

青梅林業（この場合、多摩川上流地域の林業を総称している）の特徴を簡単に記すと、埼玉県の西川林業地と共に小角材（長さ2間、断面3寸3分角の柱材）を主として生産しており、加えて押角材・足場丸太・板・貫などの用材をも生産して来たのである。しかしながら、近世中期から明治初期においては人工林化は全般的には進まず、当時の林相を見ても、広葉樹を中心とした天然林が圧倒的に多く、そのことは当時の多摩川上流域の村々の木材生産を見ても、最上流域では殆んどが広葉樹乃至は天然林であり、例えば寛延4年（1751）の甲斐国都留郡小管村で生産された材木は松と栗のみであり、同じく文化3年（1806）に丹波山村で伐採された材木は、松・栗・榎・梅・塩地・樅などの天然林であったことが挙げられ、人工林化が進みスギを中心とする短伐期施業が行なわれていたのは、最上流域に比して比較的傾斜度もゆるやかな青梅周辺に限られていたのである。この時期には人工林化も未だ低い段階であったと言える。

明治維新を経た段階での多摩川上流域の林野所有形態を見てみると、近世には幕府直轄の巢鷹山・御林などは官林に編入された。山梨県側の小管・丹波山両村の村持山は官林に編入され、明治22年（1889）には更に御料林に編入された。次いで、明治34年には、氷川村普通御料林1,000町歩、山梨県丹波山村5,500町歩、同小管村1,500町歩の計8,000町歩の御料林（実面）が府有林に払下げ、移管され水源林として確保された。明治44年、5年には、府有林8,525町歩を東京市に移管し、更に山梨県萩原山御料林を県に移管した上で5,444町歩の買収を市が行ない、市有水源林が14,578町歩（現有水源林の68%占）の創設を見ることとなり、此処で水源林経営が行なわれいく。こうして、山梨県郡内地方（丹波山、小管、神金〔塩山市〕村）の総面積の60%、羽村集水域から上流の30%の山林が市有林に編入されたことになる。このような、水源林経営を目的とした公有林への山林の囲い込みは、奥地林を中心とする私有林業の形成ウェイトを当然低からしめることとなり、農民的な家族労作的林業経営への展開は阻害され、上流域の零細農林家層を明治初期から林業労働を中心とする賃労働者化することを余儀なくして来たと言えよう。その意味でも青梅林業の中心地は最上流域ではなく、青梅市周辺部に限られることになる。

他方、民有林（私有林）の原型を形成した高請地（百姓持林、村外地主有林）、「居山・畑ぞえ」（農用林・地付山としての私的占有林）、散野（惣村中入会山、村々入会山）などでは、その多くが薪炭林または採草地として利用され、造林がある程度進められたのは、高請地における村内・外の有力層を中心とするものと、散野における分収林としての造林に基本的には限られていたと言って良い（図2-2、参照）。

近世		近代以降の林野所有形態
林野所有形態	林野利用形態	
I 天領（直轄林） • 御山・巢鷹山	用材・薪炭林 （商人の請負生産）	御料林 } →市有林→都有林 府有林
II 高請地 • 百姓持林	焼畑・用材林・薪炭林	〔私有林〕 農民有林 → 農民有林 大山林所有林 → 大山林所有林 村外地主有林 → 村外地主有林
• 村外地主有林 • 惣村有	用材・薪炭林	
III 「居山」・「畑ぞえ」 （農用林，地付山） • 私的占有林	薪炭林・採草地	商人資本 企業有林
IV 散野 • 惣村中入会山 • 村々入会山	薪炭林 採草地 → 分収林 採草地 留山	

出所：松村安一「青梅林業地域における林野の利用と所有」『地理学評論』

vol 30, №5を参考で作成。

図2-2 多摩川上流地域における林野所有形態の変遷

地租改正期以降は、それぞれ、農民有林，大山林所有林（村内），村外地主有林（商人資本，企業有林），部落有林（財産区，村・町有林），記名共有林として今日に至っている。林業生産の形態は，農用林の利用のウェイトが落ち，反対に杉・桧造林が徐々にウェイトを増して行くものの，薪炭生産は隆盛を誇り，多摩川上流地域では，焼子製炭・農民的自営製炭などが，戦後当初まで営々と続けられた。特に製炭の中心地としては就中桧原村が挙げられ，白炭を中心として最盛時には5万俵を村内で生産していた。また奥多摩町でも2万俵あった。昭和30年代後半にほぼ燃料革命の直接的影響と，逆に昭和40年代初期までの木材価格上昇に支えられた拡大造林の浸透の中で衰退して来たが，往時ほどの面影は見られないものの数名の製炭業従事者が桧原村に残っている。

次に，農業的土地利用形態はどうであったかを考察してみよう。近世以来のこの地域の農業的土地利用形態に関しては，灌漑水利上の問題から殆んど水田農業を欠如して来た点に特徴があると言えよう。例えば，五日市

村を例にとると、稲作は陸稲が若干あるのみで、享保元年(1716)には、この他畑作の粟・稗・大麦・大豆・小豆・芋等であり、宝暦6年(1756)にはこれに蕎麦・蔬菜・大根・^{ごぼろ}午粍等が加わって商品作物として梨・栗・桃が若干出荷された程度で、幕末以降蒟蒻や葛・蕨などが自給品として凶作時への備荒用に奨励されていた。耕地面積も平均して3～5反歩の零細農が圧倒的であり、林業依存度は極めて大きかった。戦後当初の昭和28年段階でも、農業経営の作付方式は、大麦-粟(又は陸稲)-大麦-甘藷-大麦-里芋の2年2作が主な形態で、雑穀が中心であった。また、流域の異なる多摩川上流の現在は水没した、小河内

○天保8年(1837年) <2年4作>				
大麦	—	粟 大豆	—	大麦 — 大豆 (第1年目)
大麦	—	粟 稗	—	大麦 — 黍 そば (第2年目)
○昭和31年(1956年)				
大麦	—	甘藷	—	大麦 — 甘藷 (第1年目)
大麦	—	甘藷	—	大麦 — 陸稲 粟 (第2年目)
大麦	—	甘藷	—	大麦 — 大豆 (第3年目)
休閑	—	馬鈴薯	—	粟 稗 — 大豆 — 甘藷 (第4年目)

出所：松村安一「近世多摩川溪谷奥地村の研究第1報」『東京学芸大学研究報告』第13集，昭和37年による。

図2-3 奥多摩町内浦地区の農業経営方式の変遷

第1年		第2年		第3年	
粟	—	大豆	—	大豆	(小留浦)
秋そば	—	小豆	—	小豆	
そば	—	粟	—	小豆	(下)
そば	—	小豆	—	小豆	
そば	—	粟	—	小豆	(湯場)

出所：松村前掲書

図2-4 奥多摩町小河内地区の焼畑作付方式

地区留浦の作付方式も図2-3に示した雑穀中心の作付方式である。この他、多摩川上流地域では、山中の採草地や地味の悪い切畑では、焼畑が行なわれ、小河内地方では、古くは「刈畑」・「指」(さす)と呼ばれ、戦後当初までは「山作」(やまさく・やまつくり)と呼ばれていた。作付方式は、図2-4に示した通り

であるが、作業過程は、10～15年を休閑期間として、主に草地、灌木林を焼き、作付した。雑木林を焼かなかったのは製炭原木の保護のためであり、また、人工造林が進められるようになってからは、焼畑は伐採跡地の人工造林地の地拵作業の一環として組み入れられるようになったが、拡大造林と労働市場の拡大の中で徐々に弛緩して行くようになる。

また、この他に指摘しておかなければならないことは、副業部門としての漆の栽培、製紙業、養蚕業である。養蚕は幕末からこの地域全域に広がり、可成りの急斜面の林地や本畑にも植えられ、盛行を見たのである。

第2節 高度経済成長と土地利用構造の変貌

—昭和30年以降の農林業的土地利用の構造変化—

前節では、多摩川上流地域の伝統的土地利用形態の“原型”を概観して来たが、このような伝統的土地利用形態（農林業的土地利用がその中心）を大きく変貌させて来たのは、第1章で詳述したごとき、外部条件の構造変化、即ち日本経済の蓄積様式の転換と高度経済成長によるインパクトであったと言って良い。特に、東京都下とは言え、平場農村地帯とは異なり、急峻な山々に囲まれた山村である西多摩地域は、このような外生的なインパクトによるところの非農林業的土地利用への転換は殆んど困難であったと言って良い。圧倒的の大部分が林地であり、その就業先依存も林業であったものが、林業の長期大不況（外材の市場席捲と建築用材としての代替材の進出による国産材の停滞）のもとで、他業種へ転換出来ずに苦難を極めている実態は極めて深刻である。調査に当たり、0町農協組合長が、「できるものなら、山全部を削って平らにし、ゴルフ場か観光施設に転用したいほどだ…」と語っていたことも、その苦悩の深さと山と都市化に挟撃されているディレンマを伺いうるのである。正しく、19世紀末ヨーロッパ農業を襲った長期農業大不況と同じような、長期林業大不況が日本林業を襲い、例外なく多摩川上流地域の林業をも直撃し、そこでは“地主的苦難（アグラリエル・ヤンマー）”が生じているのである。

本節では、伝統的な土地利用の“原型”が、以上のような問題意識のもとで、高度経済成長期以降どのような形で土地利用構造を変貌させて今日あるかを少しく考察しようとするものである。

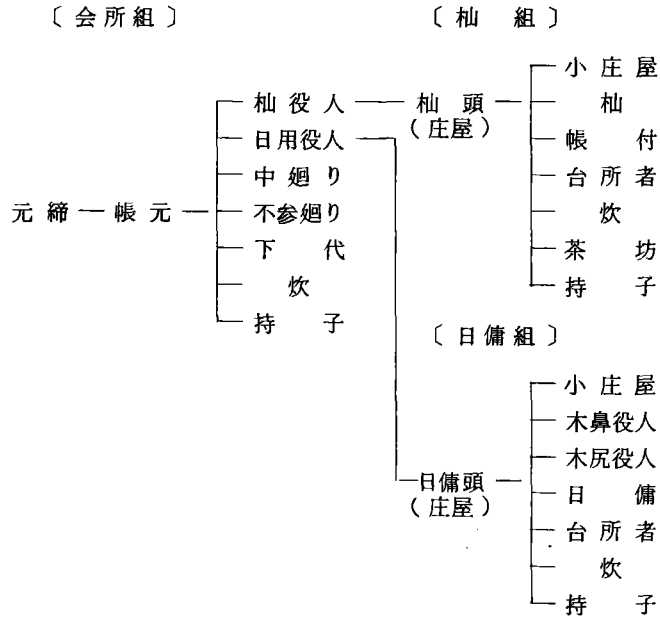
1. 林業的土地利用の構造変化

伝統的な形で林野を利用して来た山村経済は、昭和20年代後半から戦後の経済復興の過程で変化を遂げ始める。特に、林業は、日本林業が、植民地林業を喪失し、更に戦災復興の過程で、歴大な建築用材や燃料用材を国内林業生産に依存せざるを得なくなったため、木材や薪炭材等の林産物価格はどんどん上昇して行った。多摩川上流地域では、前述のように、東京という巨大消費市場を背後に控えて、「チューン圏第2圏」に相当する好立地に位置していたこともあって、好況に沸き、薪炭生産の増大、短伐期施業を中心とした杉・松造林の盛行、更に部落共有林などを中心とした分取造林のみならず、いわば農民的な

或いは小ブルジョア的な借地分収造林が私有林にまで拡大して行くことになるのである。此処で注目されることは、造林の実行主体は、前述のように戦前までは大山林所有や村内外の商人地主によって行なわれる場合が一般的であったものが、戦後はそれに止まらず中小林家や零細所有等の農家林家にも拡大されることであり、これ以降、昭和40年代前半まで借地分収林業を含めた“農民的林業”が一般化するのである。後述するが、此処で当該地域での私有林借地分収林業の一般的成立について若干述べておくことにしよう。分収林業自体は日本全国に幕藩制下から一般的に見られた制度であるが、その殆んどが、幕藩有林に対する村・農民層の植え分けという形態で行なわれたのであり、その造林費用は造林者が負担するものであった。しかし、幕藩有林は“重疊的”な所有・利用状況下にあったため、地租改正期以降特に中央市場に遠隔に位置する地域での国有林への多くの山々の囲い込みが行なわれるようになると、地元の農民排除の代償(=恩恵)として広汎な部分林(分収林)が国有林の中に地元施設として創設されるようになった。このような部分林は地元の低廉な農家労働力を背景にして初めて成立したものである。多摩川上流地域の私有林借地分収林業はこのような国有林の分収林業(部分林)とは全く異なり、借地者(多くの場合農家林家)が上昇する木材価格を背景にある程度の収益計算を念頭に置き、借地して分収するもので、短伐期であることと市場からの位置的な優位を背景に成立したものであった。私有林の成立も戦前既に見られていたが、このため、昭和30年代以降分収歩合(地代支払割合)は、木材価格上昇に照応して地主側の取り分も上昇し、果ては借地をする場合、手付金を地主に支払う場合もあったのである。昭和20年から昭和40年までの20年間は、日本林業にとっての正に“輝ける黄金時代”とでも言うべき時代であり、30年代半ばから多摩川上流地域も徐々に変貌を遂げ始めるが、“輝ける黄金時代”に浸っていたのであった。農民的な借地分収造林の多摩川上流地域における一般的成立は、かかる戦後経済における特殊的歴史的条件的もとに基底づけられていたことに特徴があり、全国的な「家族労作」的中小山林所有林家の成立条件よりも、市場との位置的な有利性における差額地代を地代として支払いうる優位な存在形態のもとで形成されたと言えるのである。こうした農民的借地分収林業は昭和40年代半ば以降、挫折・衰退して行くのは、日本経済における住宅・木材・林業構造がその原料基盤として外国に依存する形態が深化して行ったことと労働市場の広汎な展開の当然の帰結であり、“輝ける黄金の時代”の終焉とそれに代わる長期林業大不況が、日本全国を蔽い尽くし、かつての林業優等地多摩川上流地域もその例外ではないのである(但し、前述の如く、青梅林業の中核であった足場丸太が鉄骨に代替されたことが最大の致命傷となったことは注意を要する。外材と代替材の二重の重圧)。)

(1) 林業の生産・流通構造の変貌

林業の生産(伐出)、流通構造の原型も、図2-5に示したように、近世に遡る。立木の伐出は、仕出人(多くの場合商人資本)が所要の杣・日傭をそれぞれ杣頭や日傭頭を通じて雇い入れ、伐出に当たらせていたが、仕出人は、帳元に会所を作らせて監督させていた。杣は、入山すると始めに立木を調べ、伐採搬出法を計画し、山割を行なって杣組の担当を区画し、山神祭を行なって伐採にかかり、伐採の終わった



出所：前掲，松村「近世多摩川溪谷奥地村の研究」

図2-5 近世末期奥多摩における木材伐出労働組織図(弘化2年)

原木を一定の大きさに玉切って搬出地点近くに集め、一本毎に樹種・長さ・直径・角面の検尺を行っていた。図における〔杣組〕部分が所謂労働組織としての“組”である。杣は1組当り10人前後で、奥多摩地域の下層農が多く、他に甲州・飛騨・信濃・木曾などの移動労働力にも依存していた。

このような、杣組を中心とする伐出労働組織は、明治期以降会所組は消滅したものの基本的には元締一帳元の下に杣及び日傭の庄屋が直接的に統轄・編成され、稼動していたと言える。この基本型が崩れ始めるのは戦後段階である。かつての元締であり、山林地主でもある青梅市Y家の事例で見ると、戦前までは元締一手代一庄屋一小庄屋一飯代(会計)一日傭という形で編成されており、小庄屋以下がいわゆる“組”であった。組は多くの場合10~20名で組織されており、最盛時には800人に達し、賃金支払形態は常用ではあったが出来高請負払いで、常時400人位を雇用していた。Y家は昭和17年まで製材工場(丸のこ製材)を兼営していたが、戦時統制下で東京都地方木材統制会社に統合され、戦後は、手代のF家が独立したため、庄屋が手代の機能を兼ね、更に昭和30年代に入って飯代・小庄屋なども独立し始めると、組を直接庄屋が統轄してそれぞれの機能を兼ねることになった。土建日雇労働などを中心に労働市場が展開し始めるとY家の組労働力は20名位にまで減少し、昭和30年代半ば頃には杣頭の組労働組織はほぼ解体したと言って良い。現在は、戦後22才から庄屋を勤めたS氏(58才)が言葉だけ残った“庄屋”をY家の山林経営の一切を任された形で継承したことになる。現在の労務班員は3名であり、市内に存在する山林のみを主として管理しており、奥多摩町にあるY家の山林の管理は奥多摩町森林組合に委託

した形となっている。

伐出した木材は、川へ降ろされた後、筏で当初流送されていた。特に筏師は先述の元締が兼ねることも多く、江戸期には多摩川溪谷の筏師が「三田領筏師仲間」を形成し流通を独占的に担っていたのである。更にこれに対抗して秋川溪谷でも「小宮領筏師仲間」が結成された。実際の筏流しは筏乗りによって担われ、江戸末期の事例で見ると、多摩川では筏乗りは鳩の巣より下流で山筏を組み、沢井・軍畑まで2人で“山下げ”を行ない、更にここから千ヶ瀬まで1人で“青梅下げ”を行なった。秋川では戸倉で筏を組み、八幡塚・羽田の筏宿まで流送し、そこから言字船に積み、また長大径材は引筏として木場迄送られた。筏の種類は樹種と大きさに応じてほおづき筏・小角筏・長杉筏・うけ筏などがあり、材積は必ずしも一定しておらず、春彼岸から秋彼岸までが活動期間であるが水量との関係で1～5月が圧倒的であった。筏乗りも、杣・日用と共に土地面積の中下層農民が多かった。このような筏流しによる流送は、多摩川では昭和5年に完成した氷川発電所の建設により途絶し、筏師や元締などの地位は著しく後退し、木材はトラック輸送を中心とした陸送へ転換した。秋川でも、大正11年に東京電力の前身の秋川水力電気会社が発電所を設置したため、大正13年頃からは“立馬”と呼ばれた馬による輸送に転換し、更に昭和8年頃トラック輸送と併用されるようになり、戦後はトラック輸送に転換した。製材業も、近世以来の杣による木挽き製材から明治40年頃には水車丸のこ製材に転換し、大正13年頃からは関東大震災後の復興需要に支えられた形で電気製材に転換している（五日市町K家談）。

木材の搬出・輸送に関しては戦後は一貫した幹線道路及び林道網の整備・拡張が課題となって来たのである。

高度経済成長期以降の外部条件の影響力は激甚さを以って奥多摩地域の山村経済を変貌させ、林業労働力は一部が直備労働力として山林地主の下に残ったものの他は森林組合労務班に部分的に転換し、その圧倒的大部分は土建日雇労働力及び通勤労働力市場へと編成替えされたのである。

(2) 地主経営の構造変化

多摩川上流地域においては、近世以降質地地主的に土地集積を行ったり、共有林の分割による土地取得、分収借地林業の分収権の買収などによる山林の集積が進んで来た。特に奥多摩町では山林の集中が進み、商人資本の系譜にあるK家の最大時の所有面積は1,000 haを超える、個人所有では東京都随一の大山林所有に成長したのであった。此处では、用材林経営と共に焼子に対して薪炭原木を供給した地主経営として立ち現われていたのであり、大山林所有は、昭和30年代後半までは多摩川上流地域の社会的・経済的支柱としての位置は極めて大きなものがあつた。奥多摩町氷川地区では、昭和24年当時に50 ha以上の山林所有者は僅か2%に過ぎないのに対して、所有面積においては地区の56%をも占めていたのである。他方、在村型（不在村有林の所有を併せ持つものも含む）の山林所有に対し、不在村型の山林所有者も多い点がこの地域の特徴である。特に、秋川溪谷の検原村では今日では約44%（昭和57年現在）の不在村林野所有率を示している。この値は全国的に見ても非常に高い割合であるが、此处で指摘しておく

なければならないことは、これらの不在村林野は、今日クローズアップされている、高度経済成長期以降投機目的で買われ放置されている山林とは異なり、その多くは五日市・青梅などの商人資本が地主であり彼等が積極的に林業経営を行なって来たという歴史的事実があることである。つまり、質地による林地取得であれ、純粋に買収したものであれ、人工林化を早くから進め、資金投下も在村の村内地主よりは、より積極的な姿勢を保って来たのであり、戦後も昭和40年初頭までは林業経営に対しより開明的であったと言える。このような不在村山林所有の経営は、在村の山庄屋乃至は山守（やまもり）と呼ばれる管理人を置き、これに委託し、造林・保育から、時には雑木山や造林木の売買まで管轄させることがあった。山守はその山林が存在する地区に定住する零細所有農家林家である場合が多かった。このような、不在村所有者の経営は、分収借地林業同様、昭和40年代半ばまでは多摩川上流地域の林業発展にとって大きな推進力になって来たが、その後、農林業外への兼業深化による林業労働力の絶対的減少や木材価格・立木価格の低迷によってその経営意欲を減退させて来ている。特に、不在村林地所有者は、かつて薪炭集荷商人等林業に多少共しかかわる経営主が意欲的に林業に対する投資を行なって来たものが、世代交替等により、転廃業や五日市・青梅などからの都心部への移住に伴ない、単なる所有者に転化しつつあることは近年の大きな特徴であるため、現段階では不在村所有問題が段々と問題化しつつある。

扱て、此处では、地主経営における戦後の展開過程を具体的に考察するため、五日市町のT家を事例にその大きな変化をみてみることにする。

T家の現在の山林所有面積は120haでありこの他、植分山（借地分収林）は230haある。戦前から林業経営を行っていたが、昭和32年から製材業を兼営するようになり、製材業が不振になってから現在まで住宅建築業をも兼営している。製材業も当初は地場材や自伐した材を中心に製材を行っていたが、昭和40年代以降は徐々に外材にウエイトが移り、現在ではその9割迄が外材となっている。また、経営収支では製材部門は殆んど収益がなく、住宅部門の収益でトータルな経営収支を支えている。また、自家工場で生産した製品も住宅部門では使うことなく、木材（市売）市場へ出荷し、また製品で仕入れる形態で住宅部門の材を仕入れて住宅建築に用いている。このような製材部門も創業当初は木材価格上昇に支えられて好況を呈し当初は丸のこ製材、昭和36年には和歌山県からワンマン帯のこを導入して、36年～45年までは常時15、6人を雇用していたが、現在では数名を数えるのみであり操業期間も半年程度にまで落ち込んでいる。

次に、T家の山林経営部門を見てみよう。戦後当初から、戦災復興需要を背景に、また昭和30年代以降は高度経済成長を背景にT家で生産したスギ足場丸太は飛ぶように売れて来た。伐期齢は22～25年前後である。自己山林で伐採生産する足場材は、現当主の兄弟4人で伐出生産を担当した。当時の伐出労働過程を若干記すと、立木の伐採はサオノコを用い、25cm直径位の材は5～6分で伐ることが出来たという。チェーンソーに代わったのは昭和40年代であり、伐倒した木材は修羅組みと架線で集材したが、架線のワイヤーの質が悪くよく切れたので危険な作業であったという。集材後、当初は川流しで土場から搬出したが、牛・馬搬にすぐ転換し、更に三輪オート車に代わり、昭和38年頃には三輪車が4台にまで増えた。昭和42～3年頃に集材機が入ったという。丸太は足場丸太屋と呼ばれる流通商人に売却され、当時T家へ出

入りの商人は4人であった。その多くは40年代に入ると転業し、現在はタクシー会社等になっている。また、素材生産では立木買いも積極的に行ない、松原村には当家の依頼を受けた山守（山庄屋）が居り、労務班を統轄し、6名の山守（親方とも呼ばれた）が居たが現在は2名のみとなった。これらの山守とT家との日常的な結びつきは相当深く、親戚同様に相互につき合っていたという。労務班の人数は最盛時で40～50人居り、伐採・造林（30人位）・製材の3部門に属していた。当家の“輝ける黄金の時代”であったとも言える。木材は玉伐った後、先端部分は稲架用の支柱、中間部分是用材、タンクル（根元の曲り材）も売却され、更に杉皮は松わだ葺き用の屋根材や数寄屋造りの内装材として売れた。また、製材部門の運搬用フォークリフトは昭和45年頃導入されている。労務班における労働力編成は、造林班は7人組と8人組の2組であり、伐出班は6人組と7人組の2組で、伐出班は伐出業も兼営していたため、飯能の山を買って受けた時などは飯場に起居したという。このような、林業労働力も労働市場の拡大と林業不況の深化の中で、他部門へと転職（編成替え）を余儀なくさせられて行く。昭和47、8年頃になると、伐出班に居た20～30才代の労働者はタクシー・バスなどの運転手に転職し、また、地元へ進出して来たホヤレンズなどへも吸収されて行った。当家の労働力の縮小が問題となるのは、オイル・ショック前後からと言える。このような、労働力需給構造の逼迫した状況に対し、当家では当主の後継者たる長男に造林・保育・伐採・搬出の凡ゆる技術を修得させ、若干の雇用労働力の調達と自伐により危機を切り抜けようと考えていたが、高卒後の長男の他の職業選択の希望により、自家労働力による林業経営を断念せざるを得ないような危機に瀕している。また、40年代半ば以降、足場材丸太が殆んど売れなくなったため、伐期齢を大幅に延長し、40～50年を目標として大径材生産に転換した。現在では間伐の多くは切り捨て間伐となっている。

人工造林化の推進は、戦前から戦後当初にかけて徐々に行なわれて来たが、現在の当主が大学卒業後自営に入ると一挙に本格化した。特に、当主が22才～38才までの16年間は年間造林植栽本数を10万本目標とし、自己所有山林と借地林の植え分け方式で100万本の造林を達成することを目論見、ほぼ達成した。その結果、人工林率は非常に高いものとなり、森林限界地を除いてほぼ全山林がスギ・ヒノキの人工林となった。前述のように30人位の造林労務班を毎年造林に投じ、更に休日や長期休暇などには、中学生のアルバイトまで導入して造林を進めた。この過程では目標達成のため可成り無理をしたこともあって4万本植栽をして25,000本が凍害に遇い赤く枯れたため補植し直したという。足場材生産が中心であった当時は、ha当りの植栽本数は4,000本と可成り密植であったが、林業不況の中で長伐期化が進むに連れて現在は3,000本水準となっている。苗木は青梅市の西多摩種苗組合から導入し、他にも不足分を神奈川県戸塚の種苗屋から調達して、30年代までは当主自らが自転車で松原村まで運び上げたという。また、早くから林地肥培も実施し、ヒノキの造林後2～5年生のものの根元に硫酸を施肥するとよく伸びるが、スギだと雪害の被損木が発生し易くなるので実施しないという。此処で、若干雪害と雪おこしについて触れておくならば、五日市地域でも奥山や松原村では降雪が可成りあり、特に春先の湿度の多い雪に対しては造林木が雪倒したり、雪害で折れたりすることが多くある。このため雪害木の除去（伐倒）、雪おこしをT家で

は積極的に行なって来た。雪おこしは、T家においては非常に労働力多投型集約的技術施業を行っており、3～4年生の造林木は紙テープを用いて曲がった樹木を矯正し、10年生以上になると16～18番線の針金を用いて矯正を施すという。このため、場所によっては森林中が針金で埋めつくされているような場所もあるという。このような、造林、保育における集約的施業も、労働力の他産業部門への流出と労賃水準の高騰、他方で木材価格の低迷(15年前の昭和44年水準だとの事)の下、その転換をまた余儀なくされている。同じ五日市町のK家(前出、150ha 山林所有)では、より具体的には、保育作業工程の大幅短縮(下刈、枝打ちなどの施業回数の短縮と肥培管理の強化)による総投下労働力の縮減を行ない、更に40年伐期の10年延長(延いては80～100年伐期化の実現)による大径材生産を図るなどの生産費の節減と立木の付加価値の増大を企図しようとし、当面は、生活費の繋ぎとして不動産の処分や付加価値の高い“人工シボ磨丸太”生産で林業危機の乗り切りを行なおうとしている。K家では、T家が借地分収林による造林で昭和30年代に規模拡大を図ったのに対し、35～37年にかけて林地取得による形で規模拡大を図っている点が特徴的である。K家では、既に昭和33年頃林業収益を林外へ投資して有価証券化したり、また3年毎の土地投機による買い替えの転売差益を林地取得資金に回したりして規模拡大した。T家が林業収益の殆んどを山林の人工林化の拡大という形で林業部門内部へ投下したのに対し、K家のように林業外部へ資本投下を併せ行なった地主経営も多く、極端な例では、O製材のようにその林業収益の殆んどを高度経済成長の過程で土地投機に回し、数十億円の資産形成を行なったケースもある。このような、地主経営の“レントナー地主”化は、高度経済成長期以降への地主経営の対応形態として特徴的傾向を窺い知ることが出来るが、このことは逆に林業収益に比してより高い収益を求めようとする資本家的ビヘイビアであったと言える。勿論、T家以外にも“レントナー地主”化しなかった地主経営も存在し、“地主的苦難”に直面している林業経営が数多く存在していることは言うまでもないことである。

最後に、T家の借地分収林業について少しく見ておこう。前述のようにT家では松原村を中心に“植分山”230haの人工林化を行ないその分収権を持っているが、それぞれの分収歩合はまちまちである。昭和30年代においては、地主6対造林者4割が多かったが、昭和40年代後半以降地主が2～3に対し造林者が8～7割に変化して来ている。このことは、“林業の輝ける黄金時代”には、投下した価値以上に木材価格が上昇し続けたため、林地に対する投資意欲が高まり、山林借地需要に対し山林地主の林地供給が追いつかなかったため、地代増嵩現象が生じ、中にはha当り30～100万円の手付金を打って借地した場合すらあった。即ち、分収歩合は、第1に木材価格水準と林地の需給関係により規制され、第2には、造林コストの増減に規制されたと言って良い(多くの場合、幹線道路からの距離と造林の難易度)。極端に奥山で造林が困難な場合は地代ゼロの場合もあったという。かかる分収造林の積極的展開は、昭和40年代後半以降木材価格の低迷と共に減少し始め、分収歩合も地主の取得分がどんどん低落し、林地の借り手は殆んど無くなってしまったと言える。T家では、前述のように、保育労働の段階に多くの林分が来ているが、辛うじてそれを維持しており、借地分収林は40年代以降全く増えていない。また、長伐期化と大径材生産への移行の一般化に伴ない、地主側と協議し、伐期契約30～35年のものを平均10年前後延長する形態をとり出

している。かつて、多摩川上流地域においても、大山林所有が人工林化を進める上で農民が地主所有山林に分収造林を行なったものの分収権を地主側が安く買い取る“前期的”な形態(例えば前出の奥多摩町K家)は影をひそめて来たが、T家のような逆の場合はそれをすら望むべくもないと言える。

以上、T家を中心として、昭和30年代以降の地主経営の変貌過程を見て来たが、40年代後半、就中オイル・ショックまでは、“林業の輝ける黄金時代”とも言うべき異常なまでの木材価格の上昇に支えられて林業生産力の外延的・内包的発展が進んで来た。その結果、T家のような地主的林業経営では、借地分収林業を含めた、育林部門と伐出部門の一貫経営による小ブルジョア的な発展方向を示して来たのであるが(地主資本家的植伐一貫経営への萌芽)、外材体制による国産材の駆逐、足場丸太に対する代替材の進出、労働力市場の拡大による林業労働力の絶対的減少の過程の中でその発展の挫折、植伐一貫化の再分離、そして一部の地主経営の林外投資への転換を中心とした“レントナー地主”化の進展、更に林業生産の全般的停滞・縮小傾向の中での“地主的苦難”に直面する伝統型地主経営の危機的状況が指摘されるのである。この林業長期大不況を克服するための方策は、殆んど困難を極め、先に見たように個別経営の段階では、①林業部門から資本を引き上げ他産業部門へ投下する“レントナー地主”化(この場合、殆んど山林は生産的な機能を喪失し単に資産保持的な意味しか持たなくなる)②短伐期施業から長伐期施業への転換(但し当面の無収入を林地売却などを含めた何らかの手段で克服しなければならないが、所謂“絶対林地”の場合開発が出来ないため買い手が見つからず、全く困窮している松原村T家のような事例もある)③付加価値の高い外材とも容易に対抗しうる銚柄材、磨シボ丸太などの銘木生産への転換(しかし、これは可成り特殊技術と優好な条件をのみ具備した経営に限られ一般化は出来ない独占価格を目的としたもの)、などが当面した対応として挙げられよう。いずれにせよ、抜本的な解決策にはなりえておらず、農民的経営も含めた圧倒的大部分の林業経営は、森林管理の広汎な手抜き化、経営放棄による荒廃林の普遍化、更に追い打ちをかけるような、台風害、雪害の大規模な被害の発生(中でも昭和61年3月の雪害が最大であり東京都だけでも被害地面積2,618ha被害額30億5,500万円に上っており、地主経営においても復旧は遅々として進まず森林の荒廃は一層進むばかりである)は森林の荒廃を加速化しており、収益性の低下とは裏腹に地価高騰が固定資産税・相続税などを上昇させ、危機に追い打ちをかけている。

(3) 農民的分収林業の成立とその衰退

前述したように、多摩川上流地域では、全国各地に見られた部分林とは異なる分収林業が近世末期から、中央市場に対する位置的優位性を背景に成立して来た。近世から明治期にかけての分収林業の形態は、主として部落共有林に対する上層農民の造林が中心であった。この分収形態は2形態あり、1つは“植分山”(うえわけやま)であり、共有林を中心にその後私有林にも拡大して、造林者が地主と一般的には35年伐期で契約し、伐期齢に達したとき5:5で立木を折半するというもので、地代後払い形態をとり、もう1つは、“年季山”である。年季山は、私有(私的占有)地に対してのみ行なわれた地代前払い分収造林である。地主側が金がかかっても要る時に“年季山”形態の分収方式がとられたが、人工林率が非常に低かった大正期頃まで

でこの形態はほぼ消滅した。戦前において分収林業が盛んになったのは、関東大震災の後震災復興以降の木材需要の増大を背景にしたものであったが、この造林形態においても造林者の多くは上層農林家が中心であり、また、大山林所有と分収契約を結んだ者は、前述のように昭和恐慌期には分収権を二足三文で売却したり、また村外の商人資本（薪炭問屋・呉服商など）に売却したものが圧倒的であった。

このような、伝統的な分収造林とは異なり、更に中小農家林家まで拡大された形で成立したのが多摩川上流地域の農民的借地分収林業である。此処では、事例として、松原村K地区K家を参考に考察する。K地区は近世以来の村落であるが過疎化の波に洗われ、現在空家が4軒あり、また隣地区のM地区では11軒あった戸数が3戸に減少し、小学校の廃校問題で揺れている。地区の就業形態は林業労働者がかつて圧倒的であり、33戸中20戸迄が製炭業を営み、戦後都行造林を都が開始するとその造林労働力に雇用された（昭和5～6年頃から戦後まで）。このような中で戦後の木材価格上昇に支えられた好況はこの地区にも及び、薪炭生産崩壊前後から分収借地林業が広汎化し、6ha前後の分収契約を行なっている中小農家林家は地区の過半数の20戸以上に及び、都行造林地も含めて地区内山林660haのうち約半分が分収造林地となっている。伐期は35年契約が多く、盛行を見た30年代～40年代初頭には地主と5：5の分収歩合であり、稀には1ha当り20～30万円の権利金を造林者が支払った場合もあった。K家の事例で見ると、自己所有山林6～7haに分収林5～6haを加えた12～3haを伐期齢30年として想定してスギを造林すれば、1本当り1,500円～3,000円で主伐材が売れる経済採算であったという。昭和30年代後半は林業労働賃金が1日当りほぼ1,000円であったため、林外労賃と比較しても充分採算がとれたが、40年代後半以降一般の日雇労賃の上昇と足場材の不振による木材価格の停滞により、12～3haでの経営採算は崩壊し、経営規模の分解の基軸がどんどん上昇することとなった。此処において、昭和45～6年頃から農民的借地分収造林が停滞し、林業労働力は日雇土建労働市場へマイクロバスを利用しながら流出し始め、衰退して行くことになったのである。多摩川上流地域における農民的借地分収林業は、その成立期間は昭和20年代後半から40年代後半までのほぼ20年間であり、分収造林の停滞の中で森林の荒廃は益々深まっている。特にK地区でも2～3年後に伐期の来る林分においては、伐期齢の延長問題などが重大な課題であるという（因みに30年代に比して労賃は7～8倍の7,000～8,000円に上がったのに対し、木材価格は1本当り7～800円（4間半）で、40年代当初に戻ったという）。こうして、農民的借地分収林業も挫折するのである（但し、今日でも青梅市などで森林組合が仲介した形で契約をする分収造林が若干あるが、林業経営としての自立を指向したものでないことは明らかである）。

2 農業的土地利用の変化

第1節において既述したような、雑穀・養蚕などを中心とした畑作農業は、高度経済成長の過程で先ず焼畑農業が消滅した。続いて養蚕業が衰退し、雑穀類も小麦等に押される中で消滅して行った。このため、非常に狭小な零細分散地も昭和50年代以降耕作放棄地が徐々に増大して来ている。また、コンニャク栽培の衰退も大きい。

高度経済成長以降の農業の変貌を若干見てみると、奥多摩町や桧原村では、ワサビ栽培が増大して来ている。特に奥多摩町では、昭和28年頃からわさび問屋を中心に市場出荷が盛んとなり、品種改良・品質改良を行なって来た結果、良質のものでは伊豆のワサビを追い越す名声を博すまでになっている。特に昭和48年には山村振興特別対策事業を導入してワサビ田の基盤整備を行ない、都単の事業でも進めている。また、奥多摩町では花卉、シイタケ、シメジ、緋羊、イノブタなどを取り入れ、小規模ながら各種の生産を行なっている。桧原村では、村内農業振興のため農協の中に各種部会を設け、高冷地育苗研究会、ジャガイモ栽培研究会、ワサビ栽培組合、果樹組合、更に役場内にイチゴ栽培組合などが設けられている。近年では桧原村ではソバ、ワラビ、タラの芽などの栽培も奨励しているが、かつての養蚕の桑畑の跡地に植栽した、ウメ・クリなどは放置されたままになっている所が多い。五日市町では、ウメ・クリが町内で51haも栽培されており、町内で農業者クラブが専業農家で後継者がいる22戸を中心に40戸で結成されて、キュウリ、トマト、ホウレンソウ、トウモロコシなどを栽培している。

以上、農業生産においても伝統的な山村農業における畑作形態は殆んど消滅し、一般的に農業が衰退する中で、特用林産、ワサビ、果樹、野菜（軟弱野菜）、果樹、花卉、畜産などを中心に個別的な市場対応を行ないながら山村農業をぎりぎりのところで再編して来ていると言える。尚、より詳しくは第5章で具体化する。

第3節 土地開発・転用と地価問題

— 青梅市を中心として —

1. 土地開発と多摩川上流地域

多摩川上流地域における土地開発は第1節において既述したように、その急峻な傾斜度のため、上流部に至る程大規模な開発・転用は非常に困難であり、そのため、傾斜度が比較的ゆるやかな青梅市・五日市町の平坦部から始まったと言って良い。但し、奥多摩町では、原料立地型の石灰石採掘工場が戦後当初の昭和21年から日原地区において創業を開始したため、地区の兼業化を一早く押し進めて来たが、昭和30年代に入り精機・器具工業が若干進出して来たものを除いて余り開発が進んで来なかったと云って良い。

扱って、此处では、資料的制限があるため、東京都多摩環境保全事務所のデータに従って昭和48年以降の多摩川上流地域の土地開発動向を見てみよう。東京都において、土地開発が積極的に行なわれたのは、昭和30年代半ば以降であり、主として23区内で特に農地を中心に転用が行なわれて来た。工業用地・商業用地・住宅用地として無秩序なまでの開発・転用が行なわれ、また土地投機も積極化し、それが40年代後半に入り全都下に広がって来たため、公害問題などの発生と相俟って自然破壊・環境問題として社会的にクローズ・アップされて来たのである。革新都政の美濃部知事時代にはこのような事態に対処するた

め、昭和47年に「東京における自然の保護と回復に関する条例」が施行された。折しも「列島改造論」に沸く“土地ブーム”の時代にはこの法律は大きな役割を果たしたと言って良い。この条例は全ての土地開発がその対象になっているところに特徴があり、これにより、ゴルフ場の開発等は事実上凍結された形となった。この条例は、自然環境に及ぼす影響の大きい行為、すなわち土地の区画形質の変更を伴う行為で、1,000㎡以上の区域に亘って実施する開発行為に規制を行なうもので、同条例の51条「規則で定める面積以上の宅地の造成その他の土地の区画形質を変更する行為で規則で定めるものをしようとする者は、あ

表2-2 多摩環境保全事務所管内における条例51条第1項に基づく開発許可(市町村別)件数

(昭和48年度～昭和59年度)

市町村	年度	48 ～ 50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	累計
八王子市		48	16	15	9	12	16	17	17	31	24	205
立川市		19	9	14	9	5	10	14	7	12	10	109
武蔵野市		8	6	10	0	1	2	0	0	1	8	36
三鷹市		16	3	9	5	5	1	1	3	4	0	47
青梅市		20	11	10	12	20	8	13	6	18	19	137
府中市		36	11	9	10	7	12	8	6	5	11	115
昭島市		10	5	10	6	6	5	4	4	1	6	57
調布市		19	7	10	6	7	7	4	5	8	7	80
町田市		51	37	33	38	51	26	40	54	52	53	435
小金井市		15	6	6	4	3	2	3	2	11	6	58
小平市		51	16	15	24	16	20	16	13	19	16	206
日野市		38	9	12	19	19	10	12	18	17	9	163
東村山市		38	17	13	17	11	12	9	7	6	9	139
国分寺市		19	7	8	7	5	2	0	4	9	3	64
国立市		14	0	3	2	1	6	2	2	2	3	35
田無市		11	6	7	8	5	1	2	1	3	4	48
保谷市		33	20	9	10	12	8	4	11	11	8	126
福生市		3	9	4	3	4	4	0	3	5	2	37
狛江市		7	3	3	1	2	3	0	5	3	0	27
東大和市		16	15	6	11	4	6	4	6	9	7	84
清瀬市		10	10	7	6	10	10	3	9	5	8	78
東久留米市		33	18	19	22	17	10	8	7	10	11	155
武蔵村山市		21	8	11	9	12	6	9	3	9	11	99
稲城市		14	4	2	3	7	5	5	4	8	16	68
多摩市		5	3	6	4	8	10	6	2	3	8	55
秋川市		10	4	4	4	0	2	4	1	4	3	36
羽村町		14	11	12	9	11	8	2	5	5	6	83
瑞穂町		7	3	2	3	9	7	10	5	10	17	73
日の出町		1	1	1	2	2	3	2	2	1	0	15
五日市町		6	1	1	0	3	3	0	1	1	1	17
奥多摩町		1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4
桧原村		1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
合計		595	276	271	263	275	226	202	213	283	289	2893

(注) 多摩地区における3ha未満の許可件数であり、変更許可件数は含まれていない。

出所：東京都多摩環境保全事務所

『事業概要』昭和60年

表 2-3 多摩川上流地域における保全地域の指定概況

名称・種別	勝沼城跡歴史環境保全地域	松原南部都自然環境保全地域
所在地	東青梅六丁目 青梅市 吹上 師岡一丁目	西多摩郡松原村字 本宿 南郷
指定年月日 変更年月日	昭 50. 12. 26	昭 55. 4. 30
地域の性格	ゾーンⅣ市街化区域(1住) 市街化調整区域 風致地区(1種) 都指定旧蹟	ゾーンⅡ都市計画 区域外 水源かん養保安林
面積(公簿)	1 3 4, 2 2 7 m ²	3 9 6. 5 3 ha
地目別	山林, 雑 1 2 4, 4 2 6 m ² その他 9, 8 0 1 m ²	山林 3 9 6. 5 3 ha 特別地区 3 4 1. 4 6 ha 普通地区 5 5. 0 7 ha
自然の概況	霞丘陵の南端, 市街地とゴルフ場に囲まれている。コナラ・クリ林とスギ・ヒノキ林が半々。谷戸にヨシスゲ湿地, 野鳥も豊富。中世戦国期の平山城遺構がある。	都県境をなす丘陵線の北斜面, 標高400m~1,028mに及ぶ。ほぼ全域がミズナラ・クリ林, コナラ・クリ林で占められ, 沢沿いにはフサザクラ, 尾根筋にはアカマツやモミが線状に分布。ニホンザルなど野生鳥獣も豊富。周辺はほとんど植林地である。
保全の方針	遺構, 雑木林, 湿地は現況保存。植林地は大木を育成。多様な自然空間とする。	良好な自然地を特別地区に指定。二次林はできるだけ自然林への復元を図ることを目標に保全する。

出所：『長期総合計画』青梅市

らかじめ知事の許可を受けなければならない。」によって規制されている。また、30,000 m²以上の開発行為の許可は、都環境保全自然保護部に属し、学識経験者・都議会議員・都民代表・区市町村代表等を以って構成される自然環境保全審議会の審議を経た上で開発が許可されることになっている。更に、この他に同条

例の第34条～39条の自然環境保全地域の特別地区の開発行為規制では、保全地域内において一定の行為を許可又は届出を要するものとして規制しており、許可出来ない場合は土地の買い上げなどを行なうとし、一層厳しい規制を行なっている（因みに都下で条例施行後の許可件数は37件に止まっている）。また、両規制においても国の機関及び地方公共団体が行なう行為については許可申請に代えて知事に対する協議が必要とされており、その結果同様の規制を行なうとしている。因みに多摩川上流地域の保全地域は表2-3に掲げたように青梅市と桧原村の2ヶ所となっている。表2-3に従って多摩地区の3ha未満の開発許可件数の動向を見てみると、昭和48年～59年度までの11年間の累計では、総累計件数2,893件のうち、最大値を示しているのが町田市の435件であり、次いで小平市の206件、八王子市の205件、日野市の163件と続き、多摩川上流地域では青梅市の137件と許可件数値では7位を占めている。但し、事務所管轄市町村が32となっているため、青梅市は可成り高い件数を示しているのであり、全構成比でも4.7%をも占めている。しかしながら、五日市、日の出、奥多摩、桧原の4ヶ町村ではそれぞれ、17、15、4、2件と極めて少なく、4ヶ町村の合計の全件数に占める割合も1.3%を占めるに過ぎない。多摩川上流地域においては、その多くの土地開発は青梅市に集中していると見ることが出来る。青梅市では11年間に年平均1.25件の開発が行なわれ、中でも54年が20件と最高値を示し、56、58、59年はそれぞれ13、18、19件と近年の開発件数も多くなって来ていることがわかる。その他の町村では五日市町で48～50年に6件の開発があり、54、55年にそれぞれ3件、あとは平均して毎年1件程度であり、日の出町では、53～57年までが2～3件毎年あり他は毎年1件程度となっている。他は、奥多摩町で59年に3件あり、桧原村では殆んど無いと言って良い。多摩川上流地域の市町村では、青梅市で開発の動向が最近強くなって来ている他は殆んど無いと言って良いものと考えられる。但し、次節で後述するが、青梅市の区域においても開発の地域は限られている。

次に、開発行為の具体的な目的を資料的制限から昭和57年～59年度の3ヶ年間に限り見てみよう。但し、統計数値が多摩地区32ヶ市町村の合計のものしかないので、多摩川上流地域の市町村の数値のみ取り出すことは出来ないが、一般的な傾向として表2-4で見ると、開発許可の79%までが住宅地の造成で占められており、過去3年間において年々増加傾向を示していると言える。総開発許可面積で見ると、90%までが宅地造成を目的としている。また、全体の中で3,000㎡以上の住宅地造成が占める割合は39%となっていることも注目される。その意味でも1件当り小規模な住宅開発が過半を占めていることがわかる。次に多いのが、工場・倉庫・店舗等の商・工業用地などで、面積で全体の26%を占め、次いで屋外運動競技・娯楽施設、墓地、土石採取等の順となっている。1件当りの開発許可面積では、屋外運動競技・娯楽施設や墓地が大きいことも特徴的である。特に、これらの中で比較的広大な面積を持つ開発地は、農地より平地林や里山を中心としたものが多いと考えられる。

表 2-4 多摩環境保全事務所管内における条例第51条第1項に基づく開発許可
(目的別緑地)の状況

(昭和57年度)

行為の目的		許可 件数	許可面積 (A) m ²	確保された緑地					
				計		残留緑地		植栽緑地	
				面積(B) m ²	B/A%	面積(C) m ²	C/A%	面積(D) m ²	D/A%
一団の住宅地 宅地造成 共同住宅等	3000 m ² 以上	34 (4)	253,739	35,310	13.9	3,293	1.3	32,017	12.6
	3000 m ² 未満	135 (1)	248,417	38,698	15.5	2,571	1.0	36,127	14.5
屋外運動競技, 娯楽施設		12 (5)	89,288	41,401	46.3	18,202	20.3	23,199	26.0
墓 地		8 (4)	47,118	18,474	39.2	11,884	25.2	6,590	14.0
土石の採取, 鉱物掘採		6 (5)	28,765	29,684	103.1	4,320	15.0	25,364	88.1
そ の 他 (工場, 倉庫, 店舗等)		40 (3)	161,670	34,444	21.3	11,648	7.2	22,796	14.1
合 計		235 (22)	828,997	198,011	23.8	51,918	6.2	146,093	17.6

(昭和58年度)

行為の目的		許可 件数	許可面積 (A) m ²	確保された緑地					
				計		残留緑地		植栽緑地	
				面積(B) m ²	B/A%	面積(C) m ²	C/A%	面積(D) m ²	D/A%
一団の住宅地 宅地造成 共同住宅等	3000 m ² 以上	44 (6)	241,841	26,603	11.0	3,470	1.4	23,133	9.5
	3000 m ² 未満	189 (2)	336,324	43,703	12.9	2,292	0.6	41,411	12.3
屋外運動競技, 娯楽施設		12 (4)	87,598	35,903	40.9	17,852	20.3	18,078	20.6
墓 地		7 (1)	92,829	63,255	68.1	55,586	59.8	7,669	8.2
土石の採取, 鉱物掘採		3 (1)	34,882	15,170	43.4	13,958	40.0	1,212	3.4
そ の 他 (工場, 倉庫, 店舗等)		45 (3)	162,121	25,629	15.8	10,019	6.1	15,609	9.6
合 計		300 (17)	955,595	210,263	22.0	103,150	10.7	107,112	11.2

(昭和59年度)

行為の目的		許可 件数	許可面積 (A) m^2	確保された緑地					
				計		残留緑地		植栽緑地	
				面積(B) m^2	B/A%	面積(C) m^2	C/A%	面積(D) m^2	D/A%
一団の住宅地 宅地造成 共同住宅等	3000 m^2 以上	45 (6)	216,995	23,064	10.6	3,875	1.8	19,190	8.8
	3000 m^2 未満	193 (4)	348,417	46,451	13.3	2,963	0.9	43,488	12.5
屋外運動競技, 娯楽施設		10 (1)	110,480	39,859	36.1	18,215	16.5	21,643	19.6
墓 地		7 (3)	45,635	19,562	42.9	15,661	34.3	3,902	8.6
土石の採取, 鉱物掘採		5 (3)	29,274	27,925	95.4	11,125	38.0	16,799	57.4
そ の 他 (工場, 倉庫, 店舗等)		49 (3)	152,650	29,749	19.5	8,699	5.7	21,050	13.8
合 計		309 (20)	903,451	186,610	20.7	60,538	6.7	126,072	14.0

(注) 許可件数欄の()内は, 変更許可件数で内書き

出所: 東京都多摩環境保全事務所

『事業概要』各年次

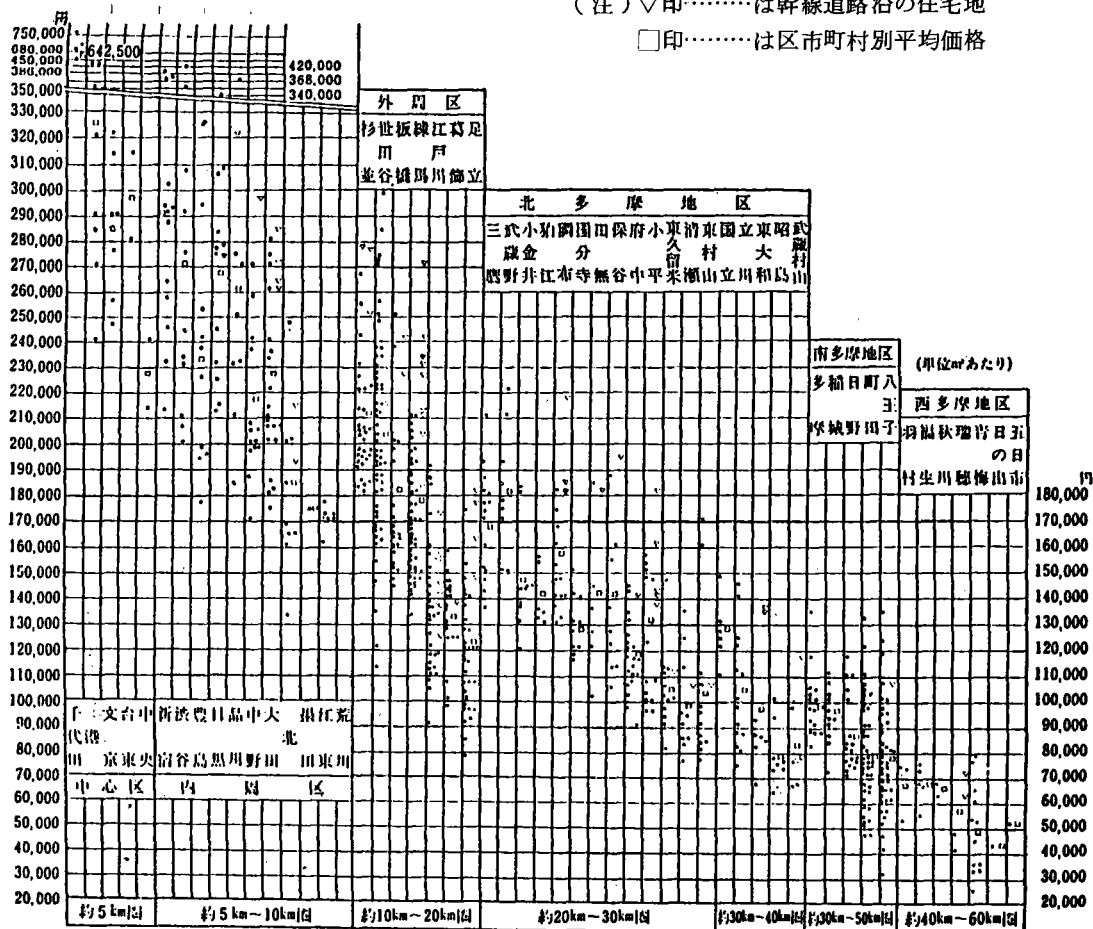
2 地価動向から見た土地利用問題

多摩川上流地域の地価動向を総括的に見てみることは、農林業的土地利用や土地開発問題を考える上で重要であるが、資料的制限から此处では、基準地価格及び公示価格より見たその動向を若干見てみることにする。先ず、図2-5, 2-6に示されるように、東京都全域の中で多摩川上流地域の住宅地の基準地地価は、東京の中心地たる千代田区を中心に遠隔地になればなる程地価は逡減することが判り、南多摩地区と並んで最底部分を形成している。千代田区からのキロ数で行くと、丁度30~60km圏であることが判る。更に、昭和57年時点では、 m^2 当りの宅地価格が、千代田区で100万円代、八王子市で6~8万円代とその格差は1.2~1.6倍もある。また、図2-7, 2-8に示されるように、中央線沿線の地価は比較的高く、昭和54~57年の3年間の地価の上昇率も高い。この3年間に駅周辺住宅地の基準地価格は青梅市で1.8倍、奥多摩町で1.4倍の地価上昇を見ているが、奥多摩線・五日市線共に地価の上昇率は他の都心へ近い路線より比較的低い。

次に、昭和60年度の青梅市、五日市町、日の出町の公示価格の地価を見てみよう。表2-5に示したように、 m^2 当りの公示価格は、青梅市の宅地では、東青梅の16.6万円(区画整理済み)が最高であり、最低は長洲の2.14万円(市街化調整区域)となっている。その開差は8倍位ある。青梅市で公示価格の最高値を示すのは、河辺町にある銀行の m^2 当り52.4万円である。この表からは、地価の高い順に見ると、

(価格時点：昭和54年7月1日)
 (対象区域：市街化区域)

(注)▽印……………は幹線道路沿の住宅地
 □印……………は区市町村別平均価格

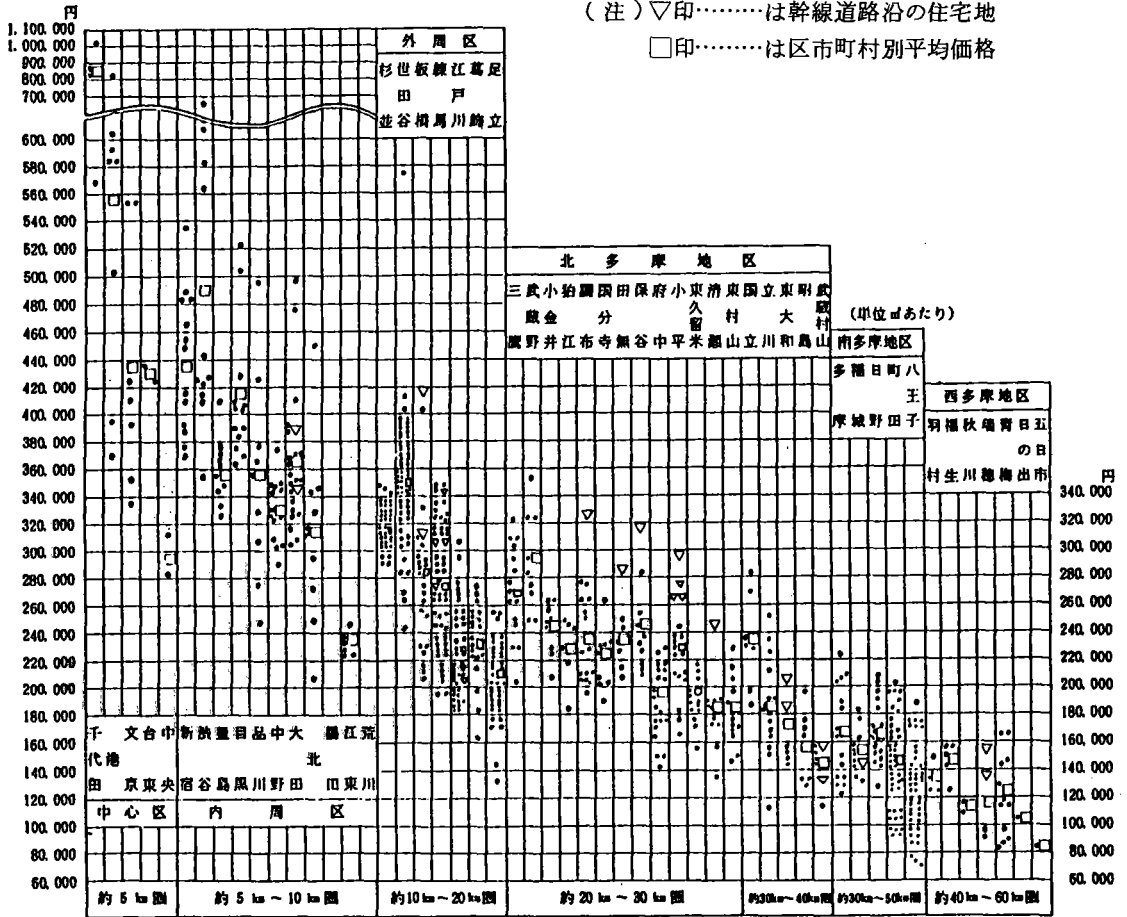


出所：東京都公報

図2-5 東京都における住宅地の行政区域別価格分布図(1)

(価格時点：昭和57年7月1日)
 (対象区域：市街化区域)

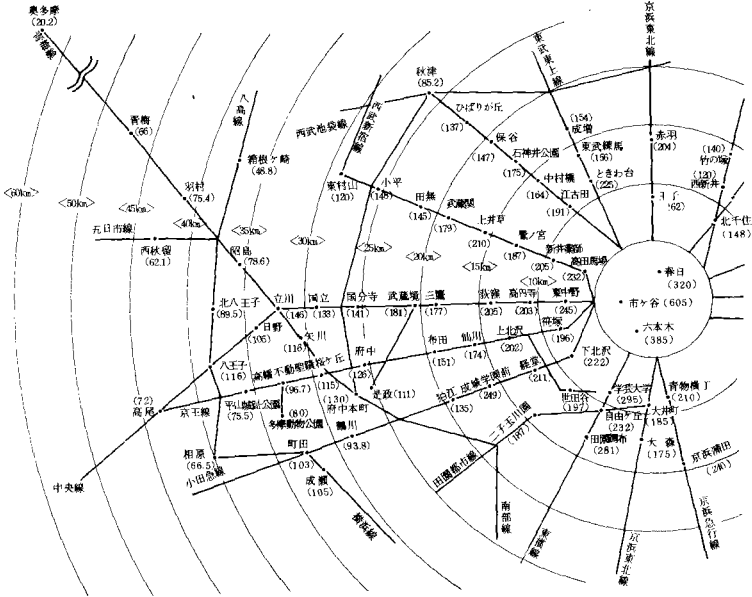
(注) ▽印……………は幹線道路沿の住宅地
 □印……………は区市町村別平均価格



出所：東京都公報

図2-6 東京都における住宅地の行政区域別価格分布図〔2〕

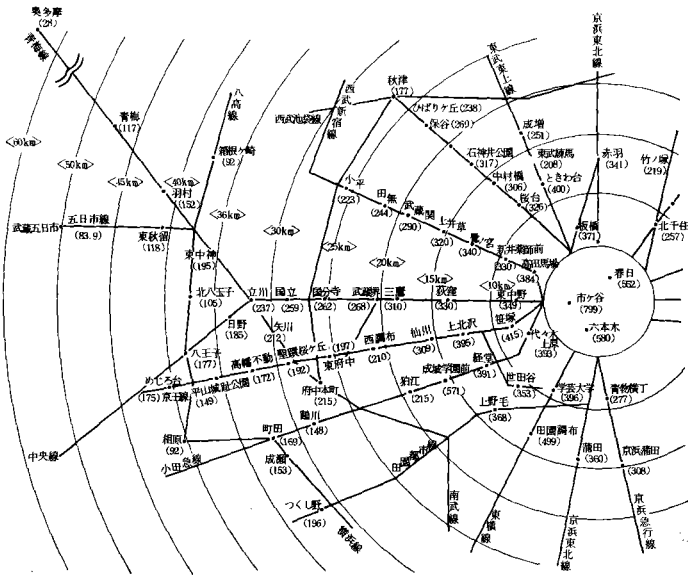
(昭和54年7月1日) (10m²当り, 単位万円)



出所：東京都公報

図2-7 東京都における沿線別駅周辺住宅地の基準地価格〔1〕

(昭和57年7月1日) (10m²当り, 単位万円)



注

1. 表示の地価は、駅から1km以内にある基準地の1平方メートル当たりの平均価格(単位千円)を示す。
2. <〇〇km>は、東京駅からの直線距離を示す。

出所：東京都公報

図2-8 東京都における沿線別駅周辺住宅地の基準地価格〔2〕

市街化区域の商業用地→同住宅地→同工場用地→同農地(畑)→市街化調整区域の住宅地→同山林(雑木林)という傾向が窺いえる。山林はの場合市街化区域に近接する雑木林乃至は農地へ接続する雑木林であり、ほぼそのまま転用・開発が可能な平地林であると考えられるため、その地価水準も4,000~8,000円代と相当高く、当然、転用を見込んだ山林価格であるものと言える。即ち、青梅市において地価を規制しているものは市街化区域の商業用地の価格であると言えるのである。また、多摩川上流地域の他町村の地価を規制しているのも青梅市の商業用地の価格である。五日市町では、市街化区域の店舗兼住宅(大下宿、商業用地)が最高値を示し、最低値は市街化調整区域の住宅地の3.68万円である。更に日の出町では、最高値が、大字平井の㎡当り12万円の住宅地であり、最低値が、大字久野の集落に近い、市街化調整区域にある雑木林の多い山林の5,000円となっているので、これも転用・開発の比較的容易な里山平地林であると見ることが出来る。

さらに、林地における基準地価格の推移を表2-6に従って見てみよう。資料的制限から昭和54~58年の5ヶ年間しか見ることが出来ないが、10a当り(1,000㎡当り)の地価は、奥多摩町で10~23万円で殆んど変化はしていない。桧原村で25~30万円が26~31万円(昭和58年)。日の出町が28~50万円が、29.8~56.9万円(58年)。五日市が30万円が31~31.5万円(58年)。青梅市が40~82万円が42.8~87万円(58年)。という風に、奥多摩町を除いて5年間に地価の若干の上昇傾向にあることがわかり、矢張り、その幅も、都心に近い青梅市近辺の山林程高くなる傾向がある。これらの山林は、表2-7に示したように、杉・桧のまたは杉のみの用材林で、傾斜度も20~35度で林道際の搬出に便利な所が多く、「林業本場林地」が殆んどであるため、また前出の公示価格の山林よりは4年前であるため一概に比較出来ないが、比較的低い数値を示している。

さて、このような林地価格の持つ意味は如何なるものであるか。表2-6, 7に示した中で、多摩川上流地域ではないが、八王子市の10a当りの価格は、昭和58年の数値で94.5万円~276万円という水準になっている。この数値は非常に高額な水準であることは言うまでもないことであり、聴き取り調査での林業収益採算還元地価水準は10a当り5万円以上だと経営的対応が困難であるという(五日市K家談)。全ての地価はこの額を上回っている。林業は農業より遙かに長年月を要する土地産業であるため、地価高騰は、経営規模拡大を困難ならしめ、更に相続時における相続税支払の重負担は評価額が高くなるため経営を圧迫したり縮小させたりすることを結果することが多い。K家は大蔵省の税制研修を受け入れている林家でもあるが、特に最近東京電力が支払っている高圧電線下の地代評価額で逆算すると、10a当りの林地価格評600万円にもなり、また、五日市町T家の聴き取りでは税務署の現行の課税評価額で10a当り30万円であるという。かつて山林に対する課税評価額が低かったことは確かであるが、近年の林業長期大不況の中で、①足場材生産から大径材生産へと長伐期化への転換、②林業経営費、中でも林業労賃の高騰による採算低下、③木材価格の下落、④各種災害の発生、などの中で収益性はどんどん低下して来ている一方、林地価格の上昇は林業生産意欲を喪失する結果に拍車をかけていることは否めない事実である(因みに、T家では、課税評価額が㎡と坪を間違えられたのではないかと当初疑った位だと語っていた)。林地

表2-5 多摩川上流地域における代表的な地価公示価格

(単位 m²当り, 円)

日の出-1	日の出町大字平井字東本宿 1973番5	110,000	121	1:2	住宅 W2	建売住宅が多い新興住宅地域	南4m私道	水道	武蔵増戸 950m	1住専(30,60)
2	大字平井字三吉野下平井1058番1	120,000	132	1:1	住宅 W2	中小規模の一般住宅が多い中規模分譲住宅地域	東5m町道	水道,ガス,下水	武蔵引田 1.5km	1住専(30,60)
3	大字平井字中野2277番4外	99,300	148	1:1.5	住宅 W2	在来住宅,建売住宅が混在する普通住宅地域	北東4m私道	水道	武蔵増戸 1.5km	1住専(30,60)
10-1	大字平井字三吉野井戸端1440番3	54,500	411	1.2:1	住宅 W2	農地,空地の中に一般住宅の散在する地域	東4m町道	水道	武蔵引田 800m	「調区」
13-1	大字大久野字玉の内8726番2	5,000	1,239	不整形	山林(雑木林)	集落に近く,橋,櫟等,雑木林の多い地域	南西1m未舗装私道		武蔵増戸 2.5km	「調区」地森計
五日市-1	五日市町小中野字大鳥前358番2	99,300	204	1:2	住宅 W2	一般住宅のほか空地もある住宅地域	北4m町道	水道	武蔵五日市 1.4km	1住専(40,80)
2	館谷字追原142番16外	113,000	109	1.2:1	住宅 W2	一般住宅のほか空地もある住宅地域	南西4.5m町道	水道	武蔵五日市450m	1住専(30,60)
3	伊奈字森ノ下846番4外	122,000	165	1.2:1	住宅 W2	農地が多く,住宅が増えつつある新興住宅地域	東4m道路	水道	武蔵増戸 300m	1住専(30,60)
五日市-4	五日市字松原ヶ谷戸1054番3	115,000	144	台形 1.2:1	住宅 W2	中規模一般住宅,寮,倉庫等の混在する地域	東3.5m町道	水道	武蔵五日市900m	1住専(60,150)準防
5-1	五日市字大下宿150番4	151,000	124	1:1.5	店舗兼住宅 RC3	日用品小売店舗,銀行等が並ぶ路線商業地域	北西18m都道	水道	武蔵五日市300m	近商(300)準防
10-1	網代字門口255番2外	36,800	455	1:1	住宅 W2	農家住宅,一般住宅のほか農地,空地も多い地域	南西2.5m未舗装町道	水道	武蔵増戸 1.6km	「調区」
10-2	戸倉字上宿道上205番5	53,400	161	1:1.5	住宅 S2	一般住宅のほか,店舗等も混在する地域	北東8m都道	水道	武蔵五日市 2.5km	「調区」
青梅-1	青梅市東青梅4丁目12番7	164,000	201	1:1.5	住宅 W2	区画整理済みの一般住宅地域	南西6m市道	水道,ガス,下水	河辺 400m	2住専(60,200)準防
2	東青梅5丁目7番25	166,000	79	1:1.5	住宅 W2	空地もある区画整理済みの一般住宅地域	北6m市道	水道,下水	河辺 700m	2住専(60,200)準防
3	大門3丁目20番10	128,000	161	1:1.5	住宅 W2	中規模一般住宅の建ちつつある新興住宅地域	南東6m市道	水道	河辺 1.8km	1住専(50,100)
4	二俣尾2丁目420番4	89,800	231	1:1	住宅 W2	空地の中に一般住宅が混在する地域	南東5m市道	水道	石神前 660m	1住専(30,60)
5	和田町2丁目162番4外	107,000	164	台形 1:1	住宅 W2	中規模の一般住宅が多い新興住宅地域	西5m市道	水道	宮ノ平 1.1km	1住専(30,60)
6	日向和田1丁目260番4外	113,000	149	1:2	住宅 W2	中規模の一般住宅が多く周辺は山林も多い地域	南4m市道	水道,下水	宮ノ平 300m	1住専(30,60)
7	青梅字大柳1414番3	121,000	193	1:2	住宅 W2	中小規模の一般住宅の多い住宅地域	北4m市道	水道,下水	青梅 1km	住居(200)準防
8	師岡町3丁目4番13	161,000	121	1:1.5	住宅 W2	街路の整然とした一般住宅の多い普通住宅地域	北6m市道	水道,ガス,下水	河辺 800m	2住専(60,200)準防
9	友田町5丁目455番3	118,000	198	1:1	住宅 W1	一般住宅のほか農家住宅が混在する住宅地域	西5m市道	水道,下水	小作 2.4km	2住専(60,200)準防
10	千ヶ瀬町4丁目372番8	139,000	119	1:1.5	住宅 W2	一般住宅のほか農家,アパートもみられる地域	北6m市道	水道,下水	東青梅 1.1km	住居(200)準防
11	師岡町1丁目440番	148,000	261	1:2	住宅 W1	一般住宅が連たんし,空地も混在する地域	南6m都道,背面道	水道,下水	東青梅 670m	住居(200)準防
12	根ヶ布2丁目237番214	119,000	155	1.2:1	住宅 RC2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	西4m市道	水道	東青梅 2km	1住専(40,80)
13	新町字富士塚917番18外 (45街区917-18外)	135,000	124	1:1	住宅 W2	畑の中に住宅が散在する区画整理実施中の地域	西12m区画街路	水道,下水	小作 1.8km	1住専(40,80)
14	駒木町3丁目44番1	104,000	294	台形 1.5:1	住宅 W2	中規模の一般住宅が多く畑も残る住宅地域	南4m市道	水道,下水	青梅 2km	住居(200)準防
15	勝沼2丁目227番2	150,000	101	1:1.2	住宅 W2	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	南4.8m市道	水道,ガス,下水	東青梅 450m	1住専(30,60)
青梅-16	木野下2丁目234番2	109,000	186	1:1	住宅 W2	農地,工場等も介在する住宅地域	南西6m市道	水道,下水	河辺 3km	1住専(30,60)
17	長洲5丁目540番1	119,000	150	1.5:1	住宅 W2	畑のほか,工場も散在する一般住宅地域	北4.5m市道	水道,下水	東青梅 1.8km	住居(200)準防
18	河辺町6丁目10番6	155,000	207	1:1.5	住宅 W2	街路の整った一般住宅の多い住宅地域	南西6m市道	水道,下水	河辺 900m	住居(200)準防
3-1	今井1丁目471番2	52,000	638	1:1.5	畑	畑地の中に住宅が散在する宅地見込地地域	北東1.8m未舗装市道	水道	金子 1.9km	1住専(30,60)
5-1	河辺町10丁目8番2外	524,000	345	1:1.5	銀行 RC4	銀行,スーパー,小売店舗等がある駅前商業地域	南東22m市道	水道,ガス,下水	河辺 130m	商業(400)防火
5-2	西分町2丁目49番1外	256,000	221	台形 1:1.2	店舗兼住宅 W2	低層小売店舗,旅館が連たんする路線商業地域	南12.5m都道,西側道	水道,ガス,下水	青梅 550m	近商(300)準防
7-1	青梅字下裏宿687番1	124,000	416	1:2	工場	小規模工場,一般住宅が混在する地域	北4m市道	水道,ガス,下水	青梅 1.1km	準工(200)準防
7-2	長洲8丁目122番2	97,000	552	1:2.5	工場	小規模工場と一般住宅とが混在する地域	北4.5m市道,西側道	水道,下水	青梅 1.9km	準工(200)準防
10-1	長洲9丁目967番	21,400	604	1.2:1	住宅 W1	市道沿いに農家住宅,一般住宅が散在する地域	北2.7m市道	水道	東青梅 3.5km	「調区」
10-2	二俣尾5丁目62番4外	29,000	488	不整形 1.5:1	住宅 W1	多摩川支流沿いに農家や一般住宅が散在する地域	北東3m市道	水道	軍畑 1.4km	「調区」
10-3	小曾木3丁目2024番1外	48,900	366	台形 1:1.5	住宅 W1	都道沿いに農家住宅,一般住宅等が散在する地域	東9.5m都道,北側道	水道	東青梅 4.5km	「調区」
10-4	成木3丁目297番2	36,100	198	1.2:1	住宅 W2	都道沿いに農家住宅,一般住宅が散在する地域	北8m都道	水道	東青梅 6.5km	「調区」
13-1	小曾木1丁目228番	4,100	11,900	不整形	山林(雑木林)	農地に接続する雑木林の多い地域			東青梅 5km	「調区」地森計
13-2	黒沢3丁目1895番	6,900	1,487	不整形	山林(雑木林)	市街化区域に近接する雑木林の多い地域	東1m未舗装市道		青梅 1.7km	「調区」地森計
13-3	友田町5丁目1114番	8,200	1,388	台形 1:1.2	山林(雑木林)	市街化区域に近接する雑木林の多い地域	北西2m未舗装市道		小作 2.5km	「調区」地森計

出所: 昭和60年度国土庁『公示地価価格』より作成

表 2-6 林地における基準地価格の推移

(10a 当り 単位 1,000 円)

基準地の所在	利用現況	昭和54年	55年	56年	57年	58年
1 奥多摩町川野	杉, 桧, から松林	230	230	230	230	?
2 " 氷川	杉, 桧林	100	100	100	100	?
3 青梅市御岳	"	400	400	410	420	428
4 " 畑中	"	800	820	820	850	870
5 " 成木	"	600	600	630	645	658
6 五日市町深沢	"	300	300	300	310	315
7 桧原村本宿	"	300	300	300	305	310
8 " 人里	"	250	250	250	255	260
9 八王子市上川	"	2,500	2,550	2,620	2,700	2,760
10 " 上恩方	"	950	970	970	989	1,010
11 青梅市成木	杉林	500	500	500	510	525
12 " 二俣尾	杉, 桧林	450	450	450	460	469
13 日の出町大久野	"	500	510	520	540	569
14 "	"	280	280	280	290	298
15 五日市町養沢	杉林	300	300	300	305	310
16 " 戸倉	"	300	300	300	310	315
17 八王子市上恩方	杉, サワラ林	1,400	1,400	1,440	1,480	1,500
18 " 南浅川	杉林	900	900	900	918	945

出所：『東京都公報』昭和54.10.1～58.10.1より作成

表2-7 林地における基準地価格

基準地の所在・地番	基準地の10 アール当 たり 価 格 (円)	基準地 の 積 (m^2)	基準地 の 利用 の 現 況	基準地の周辺 の土 地の利用の現況
西多摩郡奥多摩町川野大ざす 540番1	230,000	16,753	用材林地 (杉, 桧, から松)	標高650m, 約30度の北向 傾斜の地域で杉, 桧, から松 の人工造林地域
西多摩郡奥多摩町氷川字西沢 624番	100,000	33,719	用材林地 (杉, 桧)	標高700m, 約30度の南向 傾斜の地域で杉, 桧の人工造 林地域
青梅市御岳1丁目6番2	420,000	9,673	用材林地 (杉, 桧)	標高250m, 約30度の西向 傾斜の地域で杉, 桧の人工造 林地域
青梅市畑中2丁目1027番1 ほか1筆	850,000	26,243	用材林地 (杉, 桧)	標高220m, 約25度の北向 傾斜の地域で杉, 桧の人工造 林地域
青梅市成木3丁目25番	645,000	3,966	用材林地 (杉, 桧)	標高150m, 約25度の北東 向傾斜の地域で杉, 桧の人工 造林地域
西多摩郡五日市町深沢字南沢 出口258番	310,000	8,925	用材林地 (杉, 桧)	標高300m, 約30度の北向 傾斜の地域で杉, 桧の人工造 林地域
西多摩郡桧原村字本宿5704 番1	305,000	53,884	用材林地 (杉, 桧)	標高250m, 約25度の南向 傾斜の地域で杉, 桧の人工造 林地域
西多摩郡桧原村字人里6615 番1ほか1筆	255,000	23,801	用材林地 (杉, 桧)	標高650m, 約30度の南向 傾斜の地域で杉, 桧の人工造 林地域
八王子市上川町3924番1	2,700,000	37,791	用材林地 (杉, 桧)	標高300m, 約30度の南東 向傾斜の地域で杉, 桧の人工 造林地域
八王子市上恩方町3802番1 ほか2筆	989,000	21,933	用材林地 (杉, 桧)	標高450m, 約30度の北向 傾斜の地域で杉, 桧の人工造 林地域
青梅市成木6丁目257番	510,000	11,801	用材林地 (杉)	標高300m, 約30度の北西 向傾斜の地域で杉, 桧その他 の人工造林地域
青梅市二俣尾5丁目1724番	460,000	5,950	用材林地 (杉, 桧)	標高500m, 約35度の南西 向傾斜の地域で杉, 桧の人工 造林地域
西多摩郡日の出町大字大久野 字長井5560番1	540,000	4,462	用材林地 (杉, 桧)	標高300m, 約25度の西向 傾斜の地域で杉, 桧の人工造 林地域
西多摩郡日の出町大字大久野 字松尾4596番2	290,000	4,628	用材林地 (杉, 桧)	標高400m, 約30度の南西 向傾斜の地域で杉, 桧の人工 造林地域
西多摩郡五日市町養沢字上養 沢1051番	305,000	14,082	用材林地 (杉)	標高550m, 約20度の北東 向傾斜の地域で杉, 桧の人工 造林地域
西多摩郡五日市町戸倉字盆堀 日向清水1989番1	310,000	10,101	用材林地 (杉, 桧)	標高430m, 約35度の南東 向傾斜の地域で杉, 桧の人工 造林地域

出所：『東京都公報』

(昭和57年7月1日)

交通接近条件				公法上の 規 制	地域の特性
基準地から搬出地点までの搬出方法, 距離	搬出地点の道路の状況	最寄駅及び距離	最寄集落及び距離		
林道隣接 0 m	3.6 m 林 道	国鉄奥多摩駅 約1.1 km	峰 谷 約0.2 km	国立公, 普通 「都計外」	林業本場林地
林道隣接 0 m	3.6 m 林 道	国鉄奥多摩駅 約5.5 km	川乗, 小菅 約2.5 km	国立公, 普通 「都計外」	林業本場林地
都道隣接 0 m	8 m 都 道	国鉄御嶽駅 約0.5 km	御 嶽 約0.5 km	国立公, 普通 「調 区」	農村林地
鉄 索 約100 m	3.6 m 林 道	国鉄青梅駅 約3 km	畑中3丁目 約0.2 km	「調 区」	都市近郊林地
鉄 索 約100 m	4 m 市 道	国鉄東青梅駅 約6 km	成木2丁目 約0.4 km	「調 区」	農村林地
集材機 約100 m	3.6 m 林 道	国鉄武蔵五日市駅 約3 km	入 野 約1 km	「調 区」	林業本場林地
林道隣接 0 m	3.6 m 林 道	国鉄武蔵五日市駅 約1.2 km	笹 平 約0.5 km	「都計外」	林業本場林地
集材機 約300 m	2 m 林 道	国鉄武蔵五日市駅 約1.8 km	人 里 約1 km	国立公, 普通 「都計外」	林業本場林地
林道隣接 0 m	3.6 m 林 道	国鉄八王子駅 約1.3 km	糎 谷 約1 km	「調 区」	都市近郊林地
林道隣接 0 m	3.6 m 林 道	国鉄八王子駅 約2.0 km	上案下 約1.3 km	「調 区」	都市近郊林地
鉄 索 約50 m	1.2 m 都 道	国鉄東青梅駅 約8 km	所久保 約300 m	「調 区」	農村林地
市道隣接 0 m	6 m 市 道	国鉄軍畑駅 約2.3 km	大 沢 約900 m	国立公, 普通 「調 区」	山村奥地林地
鉄 索 約100 m	6 m 都 道	国鉄武蔵五日市駅 約4 km	長 井 約70 m	「調 区」	都市近郊林地
鉄 索 約100 m	6 m 都 道	国鉄武蔵五日市駅 約7.5 km	松 尾 約150 m	国立公, 普通 「調 区」	林業本場林地
林道隣接 0 m	4 m 林 道	国鉄武蔵五日市駅 約9.7 km	上養沢 約50 m	国立公, 普通 「調 区」	林業本場林地
町道隣接 0 m	6 m 町 道	国鉄武蔵五日市駅 約6 km	戸倉盆畑大入 約150 m	「調 区」	林業本場林地

価格の高騰は、転用可能な林地の転用・開発・土地投機への売却などの問題を当然引き起こす。特に経営目的ではなく、投機的に売却された場合、管理が充分出来なくなり森林荒廃の助長や災害の多発などを生ぜしめることに繋がって行くのである。また、高林地価格の他方で、松原村や奥多摩町などの条件の悪い“絶対的な林地”では、地主が売却したくても買い手が見つからず困窮したり、金融機関が融資をする際の担保物権としては認めないケースも出て来ている。

多摩川上流地域の最上流に近い地域は秩父多摩国立公園区域に入っていることもあって他地域に比して相対的に林地価格水準も低いものと考えられるが、農林業的土地利用において、地価問題はその生産手段として充分活用しうるための基礎として、延いては副次的な機能として果たしている環境保全、環境浄化のための手段としても大きな問題として横たわっているのである。

最後に、表2-8, 9に従って東京都における畑地売買価格の動向を見てみよう。東京都の場合、区画整理が行なわれた地区では水利権が喪失するため殆んど水稲が困難であり、農業の可成りの部分は今日において畑作であると考えて良いであろうから、ほぼ農地の売買価格をそのまま反映しているものと見て良い。昭和58年における耕作目的の中畑10a当たり売買価格は、自作地で都全体の平均で10,885.9万円となっている。農地価格で1億円代水準であるから大変な額であると言える。市街化調整区域では、農用地区域が3,592.2万円、農用地区域外が2,916.8万円となっている。これに対して、多摩川上流地域の西多摩地区平均は、58年で10,083.3万円と市街化区域は1億円台を上り、54年以降の4年間で1.7倍の上昇を見たことがわかる。市街化調整区域の農用地区域では3,592.2万円、農用地区域外では3,520.8万円となっているが、これらの数値は、農業収益を遙かに越えた価格であることは言うまでもない。一般に稲作では10a当り100万円前後の地価が収益採算上見合う額とされているが、300万円を越えると殆んど規模拡大の途が閉ざされてしまうと言える。このような高地価は、当然商業地や宅地価格の影響を受けたものであり、転用が見込まれる見込価格(地代)の性格を持つものであろうが、林地価格と同様、東京都下における農業の存立基盤を危うくしているものである。

3. 青梅市における土地開発と環境保全

既に見て来た通り、多摩川上流地域では、その急峻な地形から土地開発が容易に進まなかったのであるが、平坦部に近い青梅市を此処ではとり上げ、土地開発の動向と環境保全のあり方について考察する。

青梅市は、本格的な地域開発が始まったのは、ほぼ昭和30年代末~昭和40年代初頭であった。それは、高度経済成長に反映されて、土石採掘が川砂利へ転換したことにより市内多く見られるようになり(現在までに12ヶ所)、更に、工業開発としては、西東京工業団地が昭和40年代に入り隣町羽村との境に造成され、弱電を中心とした日立、東芝、日野、カシオなどの工場が進出して来たことは大きな変化であった。これ以降、市の人口は、昭和35年当時、56,896人であったものが、45年には7万人代、50年には86,000人代、55年には98,000人代、59年には107,593人と、約2倍弱へと増大した。この結果、宅地造成や諸施設による開発により、農地の転用・開発、平地林を中心とした林地の転用・開発が進み、

表 2-8 東京都における畑売買価格等調査結果表 (昭和54, 58年)

(単位: 千円)

調査項目 区市町村名	耕作目的の中畑 10a 当り売買価格											離作補償割合 耕作目的
	自作地						小作地					
	市街化 区域	市街化調整区域		その他の区域		市街化 区域	調整区域		その他の区域			
		農用地 区域	農用地 区域以外	農用地 区域	農用地 区域以外		農用地 区域	農用地 区域以外	農用地 区域	農用地 区域以外		
東京都平均	S58	108,859	35,922	29,168	1,470	4,904	62,959	25,200	23,800	-	6,050	
	S54	72,795	17,067	17,612			46,783	9,394	13,682			
区平均	S58	194,658	-	-	-	-	150,000	-	-	-	-	
	S54	127,380					112,888					
太田区	S58											
	S54											
世田谷区	S58	275,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	S54	172,000					129,000					25%
中野区	S58											
	S54											
杉並区	S58											
	S54											
板橋区	S58											
	S54											
練馬区	S58	180,000	-	-	-	-	150,000	-	-	-	-	
	S54	110,448					96,776					6%
足立区	S58											
	S54											0~30%
葛飾区	S58	128,974	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	S54											
江戸川区	S58											
	S54											
西多摩平均	S58	100,833	35,922	35,208	-	25,748	65,625	25,200	23,800	-	6,050	
	S54	59,599	17,067	18,846			40,432	9,394	13,144			
青梅市	S58	-	36,000	36,000	-	-	-	25,200	25,200	-	-	
	S54	51,912	13,905	13,905	-	-	36,338	13,905	9,733	-	-	30%
小曾木村	S58	-	21,000	21,000	-	-	-	14,700	14,700	-	-	
	S54		12,875	13,493				9,012	9,445			30%
成木村	S58	-	18,000	18,000	-	-	-	12,600	12,600	-	-	
	S54		12,875	13,493				9,012	9,445			30%
青梅町	S58											
	S54	52,221		28,368			36,554		19,868			30%
調布村	S58											
	S54	48,822		25,956			34,093		18,169			30%
吉野村	S58	84,000	-	-	-	-	58,800	-	-	-	-	
	S54	39,140		21,630			27,398		15,141			30%
三田村	S58											
	S54	39,685	12,978	13,390			27,779	9,084	9,373			30%
日の出町	S58	-	42,420	-	-	42,420	-	-	-	-	-	
	S54	69,690	24,240	24,240			48,783	16,968	16,968			30%
大久野村	S58	-	37,875	37,875	-	-	-	-	-	-	-	
	S54	57,570	20,604	20,604			40,299	14,423	14,423			30%
五日市町	S58											
	S54	75,750	24,240	24,240			53,025	16,968	16,968			30%
戸倉村	S58											
	S54		7,575	7,575				5,302	5,302			30%

表2-9 畑売買価格等調査結果表(つづき)

(-は事例なし)(単位:千円)

調査項目 区市町村名		耕作目的の中畑10a当り売買価										離作補償割合 耕作的
		自作地					小作地					
		市街化区域	市街化調整区域		その他の区域		市街化区域	調整区域		その他の区域		
	農用地区域	農用地区域以外	農用地区域	農用地区域以外		農用地区域	農用地区域以外	農用地区域	農用地区域以外			
(五日市町)												
小宮町	S58											
	S54		4,545	4,545				3,181	3,181			30%
五日市村	S58											
	S54	60,600	10,605	10,675			42,420	7,423	7,423			30%
桧原村	S58	-	-	-	-	9,075	-	-	-	-	6,050	
	S54				1,500	900				1,500	900	
奥多摩町												
古里村	S58											
	S54											
氷川町	S58											
	S54											
小河内村	S58											
	S54											
奥多摩平均	S58	45,187	-	13,870	-	-	31,823	-	-	-	-	
	S54	44,867		17,030			27,645		18,000			

出所:東京都農業委員会資料より作成

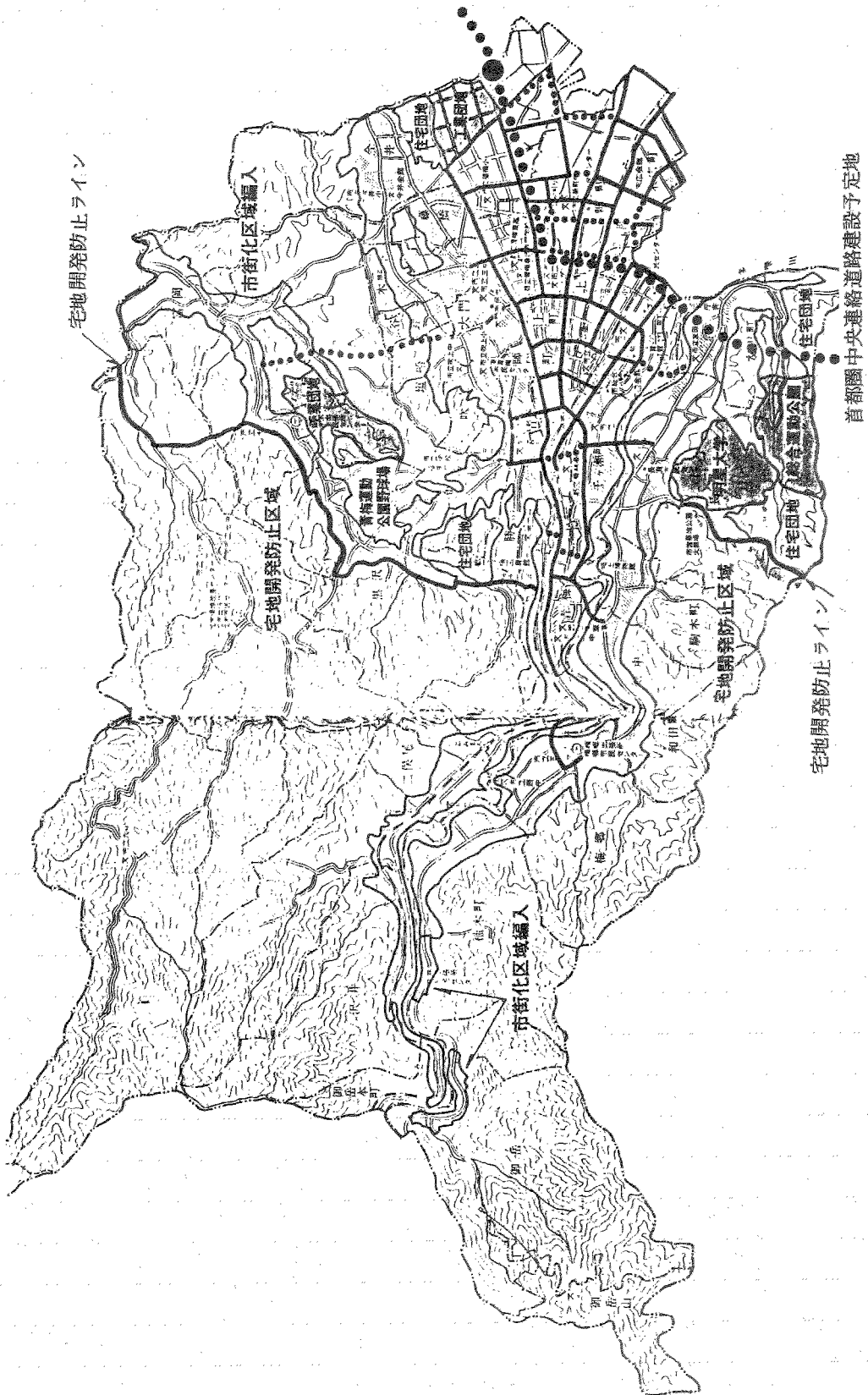


図 2-9 青森市における土地利用計画図

表 2 - 1 0 青梅市における農地法 4 ・ 5 条の

区分 年度	住 宅		店 舗 住 宅		納屋・作業場, 牛・豚舎等		工 場		道 路	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
昭和	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²
47	496	165,143.11	33	15,455.62	48	20,390	19	28,152.84	48	2,865.66
	5 2.5 1 %		4.9 2 %		6.4 8 %		8.9 5 %		0.9 1 %	
48	503	177,868.33	32	13,972.15	38	20,164.15	4	1,408	36	2,152.38
	6 5.9 6 %		5.1 8 %		7.4 8 %		0.5 2 %		0.8 0 %	
49	390	112,436.59	21	6,381	34	11,365.62	2	2,946	34	2,746.10
	6 5.6 8 %		3.7 3 %		6.6 4 %		1.7 2 %		1.6 0 %	
50	517	130,987.79	18	8,960	17	13,816	6	13,980	53	5,119.33
	6 3.6 7 %		4.3 5 %		6.7 2 %		6.8 0 %		2.4 9 %	
51	478	124,077.51	19	7,767	25	10,609	6	15,980	40	2,483.61
	6 0.2 0 %		3.7 7 %		5.1 5 %		7.7 5 %		1.2 0 %	
52	409	102,393.31	16	5,163	0	0	5	6,125	34	2,377.87
	6 9.0 0 %		3.4 8 %		0 %		4.1 3 %		1.6 0 %	
53	385	107,858.61	9	2,901	5	2,487	6	3,183.55	28	1,602.27
	7 4.2 9 %		2.0 %		1.7 1 %		2.1 9 %		1.1 0 %	
54	394	105,989.72	10	3,369	1	287	4	2,201	28	2,369.22
	6 9.9 3 %		2.2 2 %		0.1 9 %		1.4 5 %		1.5 6 %	
55	308	74,173.95	12	3,476	1	928	8	1,845	34	2,913.95
	6 8.2 2 %		3.2 0 %		0.8 5 %		1.7 0 %		2.6 8 %	
56	229	63,144.02	11	2,183.80	2	455	6	5,262	25	2,826.05
	5 8.7 0 %		2.0 3 %		0.4 2 %		4.8 9 %		2.6 3 %	
57	254	67,009.86	13	5,418	4	3,871	6	4,105	22	1,276.12
	5 5.0 0 %		4.4 5 %		3.1 8 %		3.3 7 %		1.0 5 %	
58	208	56,003.42	7	2,649	3	980	1	241	10	769.72
	4 4.9 3 %		2.1 2 %		0.7 9 %		0.1 9 %		0.6 2 %	
59	228	76,979.85	15	5,809	0	0	5	4,269	27	1,577.29
	5 8.8 1 %		4.4 4 %		0 %		3.2 6 %		1.2 0 %	
計	4,779	1,364,066.07	216	83,504.57	178	85,342.77	78	89,698.39	419	31,079.57
	6 1.8 3 %		3 7.9 %		3.8 7 %		4.0 6 %		1.4 1 %	
平均	367.6	104,928.16	16.6	6,423.42	13.7	6,564.8	6	6,899.88	32.2	2,390.74
	6 1.8 3 %		3 7.9 %		3.8 7 %		4.0 6 %		1.4 1 %	

年度別転用目的集計表

駐 車 場		山 林		そ の 他		計		昭和47年を100 とした指数
件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	
18	6,534.88 ^{m²}	9	11,798 ^{m²}	18	64,167.22 ^{m²}	689	314,507.33 ^{m²}	100
2.08%		3.75%		20.40%		100%		
39	16,790	8	5,262.19	33	32,031.91	693	269,649.11	85.7
6.23%		1.95%		11.88%		100%		
20	6,498.91	10	7,242	34	21,563.49	545	171,179.71	54.4
3.80%		4.23%		12.60%		100%		
25	8,633	9	5,928	33	18,297	678	205,721.12	65.4
4.20%		2.88%		8.89%		100%		
40	19,716.41	15	19,510	12	5,962	635	206,105.53	65.5
9.57%		9.47%		2.89%		100%		
39	14,882.62	7	8,441	18	9,016	528	148,398.80	47.2
10.03%		5.69%		6.07%		100%		
31	9,641.58	6	2,277	54	15,242.14	524	145,193.15	46.1
6.64%		1.57%		10.5%		100%		
29	12,310.61	6	2,666	34	22,384.1	506	151,576.65	48.2
8.12%		1.76%		14.77%		100%		
21	12,159.54	2	425	27	12,802.76	413	108,724.20	34.5
11.18%		0.39%		11.78%		100%		
28	17,851.20	9	6,401	18	9,458.62	328	107,581.69	34.2
16.59%		5.95%		8.79%		100%		
40	16,277.12	25	13,639	21	10,236.37	385	121,832.47	38.7
13.36%		11.19%		8.40%		100%		
23	12,185	45	39,179	22	12,634.03	319	124,641.17	39.6
9.78%		31.43%		10.14%		100%		
28	14,474	16	12,625	29	15,173	348	130,907.14	41.6
11.06%		9.64%		11.59%		100%		
381	167,954.87	167	135,393.19	353	248,968.64	6,591	2,206,018.07	53.9
7.61%		6.13%		11.29%		100%		
29.3	12,919.61	12.8	10,414.86	27.2	19,151.43	507	169,693.70	53.9
7.61%		6.13%		11.29%		100%		

伝統的な青梅林業を中心とする産業構成は大きく変化して来たので、農地のスプロール化、緑地の減少、自然環境の破壊の問題が生じて来た。これに対処するべく、市では、昭和40年代に青梅市長期総合計画の中で「宅地開発防止ライン」を設定し、市の西部の森林が比較的多い地域の宅地開発規制を行なって来た。また、開発行為に対しては、「青梅市宅地開発等指導要綱」を施行して無秩序な開発を防ぐよう努めている。また、宅地開発の他には、ゴルフ場が2ヶ所(但し、美濃部都政以降新規開発は認められていない)更に公共施設としての学校開設も大きなウエイトを占めている。

さて、青梅市における土地開発の動向を、農地転用の側面から見てみよう。表2-10に示されるように、昭和47年～59年までの12年間に転用された青梅市の総農地面積は、136.4haに達する。平均すると毎年10haの農地転用が行なわれたことになる。転用された目的を見ると、住宅が61.8%と過半数を占め、次いで商業用地の店舗が37.9%、駐車場が7.6%、山林が6.1%、工場が4.1%、納屋・作業場・畜舎等が3.9%を占めていて、その殆んどが農外転用である反面、耕作放棄地であると思われる農廃地造林等の山林化も6%強を占めていることが注目される。転用は、51年頃までが大きい位置を占め、近年は漸減傾向にあることがわかる。

農用地の流動化を少しみてみると、昭和57年～59年の3年間で、売買が36件2.31ha、贈与が7件0.32ha、賃借権設置5件0.67ha、使用貸借7件1.39haで、その他を併せて全体で80件5.77haとその面積は小さい(表2-11)。農地価格は、自作地耕作目的の場合で、10a当り、昭和59年で中田3,600万円、中畑3,750万円と畑地が若干高くなって来ている。農用地の流動化が停滞しているのは、地価が高いことに加えて、貸し付けると相続時に長期営農農地の相続税猶予措置等が受けられなくなるため、この数値以外に実際はヤミ小作が数多く存在する。現在、長期営農農地等の相続税猶予等を受けている農地は30haを超える位存在する。また、市内の農地約900haのうち、山間部の谷津田を中心に水田利用再編対策以降100～200haの耕作放棄地が存在し、他方、“資産の買い替え”的な、市内の農地を売却して埼玉県内に代替地取得をする農家も増えてきている。

このような、農地転用動向、土地開発動向の中で、近年圏央道建設絡みの土地開発問題が再燃して来ている。既に、青梅市では、昭和56,7年にかけて、図2-9に見られるように、市街化区域を宅地開発防止ラインの西側にまで拡大し、調整区域であった農振農用地地域の180haを今後白地に戻す計画である。これにより宅地を中心に土地開発一層を進めようとするものである。また、東側にも明星大学(80.6ha)総合運動公園、青梅運動公園(4ha)、住宅団地などと共に、宅地開発防止ラインの東側にソフト先端技術産業を中心とする工業団地造成を計画し、表2-12に見られるように、現在のところ7社に誘致を呼びかけて具体化しようとしている。このため、地価上昇等は今後も青梅市においては一層顕著になるものと考えられ、農林業的土地利用構造に更に大きなインパクトを与えて行くことは避けられないものと言える。

最後に、このような青梅市の都市化の過程の中で、また、農林地を中心とする緑地の減少に対して市は、都市公園の設置(表2-13)を46ヶ所4.46ha、運動広場の開設(表2-14)92ヶ所17.2ha、

表2-1-1 青梅市における農用地等の流動化の現状と権利移動の動向

昭 和	売		買		贈与		賃 借 権 設 定		使 用 貸 借 権 設 定		そ の 他		合 計		農 地 価 格 (自 作 地) (耕 作 目 的)		標 準 小 作 料			
	件 数	面 積 ha	件 数	面 積 ha	件 数	面 積 ha	件 数	面 積 ha	件 数	面 積 ha	件 数	面 積 ha	件 数	面 積 ha	中 田	中 畑	田	畑		
57年	16	1.32	1	0.09	2	0.37	3	0.52	3	0.10	25	2.40	中田	35,000千円/10a	中畑	35,000千円/10a	田	6,500円	畑	11,300円
58年	10	0.51	3	0.07	2	0.28	2	0.57	4	0.04	21	1.47	中田	36,000千円/10a	中畑	36,000千円/10a	田	6,500円	畑	11,300円
59年	10	0.48	3	0.16	1	0.02	2	0.30	18	0.94	34	1.90	中田	36,000千円/10a	中畑	37,500千円/10a	田	6,500円	畑	11,800円
計	36	2.31	7	0.32	5	0.67	7	1.39	25	1.08	80	5.77								

出所：青梅市農業委員会資料

表 2 - 1 2 青梅市における企業誘致および企業誘致活動の現状

時 期	推 進 者	対 象 企 業 名	内 容
昭和 57年	青 梅 市	奥住運輸有限会社	工業用地分譲のパンフレット作成 企業に呼びかけた。
”	”	安藤機械工業(株)	”
”	”	(株)青梅精機製作所	”
”	”	日本ブレージング工業(株)	”
58年	”	電 子 精 工 (株)	”
”	”	朝 日 工 業 (株)	”
59年	”	カ シ オ 計 算 機 (株)	”

出所：青梅市資料

表2-13 都市公園の現況

(昭和60年3月31日現在)

名 称	面 積	開園年度	名 称	面 積	開園年度
	m^2	昭和		m^2	昭和
※永山公園	238,600.00	26	塚の上公園	2,199.05	50
※六万公園	1,323.00	38	大門中原公園	2,197.31	50
※早道公園	4,958.00	39	今寺中原公園	2,266.05	50
※大塚前公園	841.00	39	細道公園	2,654.90	50
※中原公園	1,987.00	40	水窪公園	2,507.72	50
※畑中公園	2,143.47	40	二本木公園	2,197.72	50
※末広公園	2,400.00	41	塚の上南公園	2,493.96	50
※釜の淵公園	43,387.54	42	谷津公園	212.99	50
※七兵衛公園	1,120.00	43	※東原公園	27,866.10	52
※下久保公園	1,965.00	44	下和田公園	218.48	53
※速川公園	1,737.00	44	大柳公園	229.33	53
※白はけ公園	3,022.00	44	東平公園	271.41	53
※梨の木公園	2,314.00	44	七日市場公園	103.78	54
※南白はけ公園	1,177.00	44	霞下公園	116.80	54
※中先戸公園	3,598.00	44	鳶巣川公園	200.12	54
※大塚山公園	12,800.00	45	新町中原公園	227.00	55
※道間公園	2,181.00	46	金丘公園	536.93	55
※株樹公園	1,553.00	46	※交通公園	9,900.00	56
※鳥井戸公園	2,617.00	46	浜矢場公園	522.66	57
※古井戸公園	2,475.00	46	小山公園	315.86	57
※城前公園	3,803.00	46	天ヶ瀬公園	2,058.00	57
※わかぐさ公園	49,718.30	47	大門西公園	186.50	59
城の腰公園	509.25	49			
城の腰西公園	411.88	49	計 46ヶ所	446,124.11	-

注1 ※印は、都市計画公園緑地である。

2 都市計画決定済のみ公園で未設置のものとして、大井戸公園(7,600 m^2)、新町緑地(230,300 m^2)および伝間公園(3,700 m^2)がある。

出所：青梅市資料

表2-14 運動広場の現況

(昭和60年3月31日現在)

名 称	設 置 場 所	面 積	設置年度
西分町1丁目運動広場	西分町1-111-1	189.62 ^{m²}	昭和47
日向和田運動広場	日向和田2-374-3	1,542.00	52
天ヶ瀬運動広場	青梅1111-1	9,582.00	53
勝沼1丁目南運動広場	勝沼1-39-1	351.35	55
勝沼1丁目中運動広場	勝沼1-45-1	233.55	55
勝沼3丁目運動広場	勝沼3-106-1	825.61	57
住江町運動広場	青梅42-2	856.52	58
仲町運動広場	青梅225	950.00	59
駒木町運動広場	駒木町3-591-1	6,177.00	47
友田自治会館運動広場	友田町4-106	500.00	52
千ヶ瀬町1丁目運動広場	千ヶ瀬町1-100	905.50	52
千ヶ瀬町4丁目運動広場	千ヶ瀬町4-375	1,471.10	53
上長洲小山運動広場	長洲8-158-1	766.44	54
長洲5丁目運動広場	長洲5-633-5	651.00	55
千ヶ瀬町2丁目運動広場	千ヶ瀬町2-122-15	1,388.00	56
友田町2丁目運動広場	友田町2-194	702.00	56
長洲7丁目運動広場	長洲7-101-1	1,338.10	57
長洲8丁目運動広場	長洲8-127	1,748.00	57
駒木町2丁目運動広場	駒木町2-165	976.87	57
長洲4丁目運動広場	長洲4-363	740.17	57
駒木町1丁目運動広場	駒木町1-10	1,955.00	58
長洲2丁目運動広場	長洲2-519	885.39	58
千ヶ瀬町3丁目運動広場	千ヶ瀬町3-551-1	1,158.00	59
大門第2運動広場	大門1-367-1	2,091.55	46
塩船運動広場	塩船210	1,200.00	47
野上町3丁目運動広場	野上町3-3-2	3,840.90	49
大門第1運動広場	大門1-685	1,322.90	50
原今井運動広場	今井2-819	1,582.20	50
御岳運動広場	御岳1-190	2,145.00	54
二俣尾2丁目運動広場	二俣尾2-387	813.00	56
御岳2丁目運動広場	御岳2-295-1	442.00	56
二俣尾5丁目運動広場	二俣尾5-1262-1	975.00	57
二俣尾3丁目運動広場	二俣尾3-863-1	2,528.00	58

名 称	設 置 場 所	面 積	設置年度
沢井1丁目運動広場	沢井1-462	503.00	昭和 59
二俣尾5丁目第2運動広場	二俣尾5-164	1,345.87	59
富岡3丁目運動広場	富岡3-1168	1,862.49	47
黒沢2丁目運動広場	黒沢2-1232	604.99	47
小曾木2丁目運動広場	曾木2-633	2,331.00	52
小曾木5丁目運動広場	小曾木5-2977	2,650.00	52
黒沢3丁目第2運動広場	黒沢3-1820-1	1,509.00	52
黒沢3丁目第1運動広場	黒沢3-1403	1,375.95	53
小曾木市民センター運動広場	小曾木3-1656-1	4,023.17	54
小曾木4丁目運動広場	小曾木4-2670-1	1,476.00	56
成木4丁目運動広場	成木4-850	320.00	48
成木2丁目運動広場	成木2-161	4,617.00	54
成木5丁目運動広場	成木5-1361	704.00	57
東青梅5丁目運動広場	東青梅5-13-5	473.00	47
吹上運動広場	吹上214-3	4,001.00	51
野上町1丁目運動広場	野上町1-35-3	4,991.00	52
大門中原運動広場	大門3-21-2	1,488.00	52
今井会館運動広場	今井2-908-1	3,388.00	52
今井城の腰運動広場	今井1-563-2	708.87	53
今井七日市場運動広場	今井2-1093-1	943.10	55
吹上天平運動広場	吹上44-1	1,854.00	55
今井2丁目運動広場	今井2-784-1	862.00	56
今寺4丁目運動広場	今寺4-10	8,754.00	57
谷野運動広場	谷野99-1	721.00	57
藤橋2丁目運動広場	藤橋2-562-2	6,235.04	57
今井総合運動広場	今井2-1083-1	3,418.00	57
木野下1丁目運動広場	木野下1-11	1,476.00	58
大門3丁目運動広場	大門3-14	4,226.00	58
野上町4丁目運動広場	野上4-7-2	1,501.15	58
畑中2丁目運動広場	畑中2-266-2	580.41	46
畑中運動広場	畑中2-593	500.00	47
和田町運動広場	和田町2-422-1	1,630.00	47
柚木町運動広場	柚木町2-312	577.00	47
柚木町3丁目運動広場	柚木町3-521-4	693.00	52
畑中総合運動広場	畑町2-252-1	1,674.00	57

名 称	設 置 場 所	面 積	設置年度
梅郷 5 丁目運動広場	梅郷 5-1081	1,718.28 ^{m²}	昭和 57
柚木町西運動広場	柚木町 3-536-1	2,385.00	57
梅郷 1 丁目運動広場	柚郷 1-59	1,900.00	58
柚木町 1 丁目運動広場	柚木町 1-240-12	661.00	58
二俣尾 1 丁目運動広場	二俣尾 1-239	454.52	48
御岳本町運動広場	御岳本町 162-1	2,019.58	48
沢井市民センター運動広場	沢井 2-760	4,987.00	50
早道運動広場	東青梅 5-17-5	3,260.25	51
城前運動広場	東青梅 6-11-5	3,042.00	52
東青梅 3 丁目運動広場	東青梅 3-23-7	1,720.00	53
根ヶ布 1 丁目運動広場	根ヶ布 1-619-1	865.40	56
師岡町 4 丁目運動広場	師岡町 4-10-5	2,080.04	58
東青梅運動広場	東青梅 3-20-6	1,127.27	59
新町ひまわり運動広場	新町 150-1	813.00	47
新町鈴法寺運動広場	新町 364-1	798.00	48
新町わかぐさ運動広場	新町 196-3	1,044.00	49
新町第 8 南運動広場	新町 1823	1,000.00	51
新町市民センター運動広場	新町 430-1	1,471.00	51
新町宮の前運動広場	新町 482	2,937.00	57
末広町 2 丁目運動広場	末広町 2-5-14	2,150.00	58
新町富士塚運動広場	新町 619	3,940.00	59
河辺町 6 丁目運動広場	河辺町 6-13-1	2,072.00	54
河辺町 7 丁目運動広場	河辺町 7-22	2,179.00	57
河辺町 8 丁目運動広場	河辺町 8-6-2	1,034.00	58
計 92ヶ所		171,509.15	

出所：青梅市資料

表2-15 児童遊園の現況

(昭和60年3月31日現在)

名 称	面 積	開園年度	名 称	面 積	開園年度
	m ²	昭和		m ²	昭和
西分町3丁目児童遊園	662.37	27	師岡町2丁目児童遊園	391.25	47
天ヶ瀬児童遊園	875.00	38	今井浮島児童遊園	1,602.12	47
今井児童遊園	501.58	39	柚木町3丁目児童遊園	399.26	47
友田児童遊園	479.82	39	滝の上児童遊園	645.07	48
和田児童遊園	514.96	39	友田町5丁目児童遊園	1,272.00	48
成木3丁目児童遊園	402.00	40	今井堀の内児童遊園	756.38	48
森下児童遊園	556.64	40	成木1丁目児童遊園	991.00	48
今寺児童遊園	577.85	40	駒木町2丁目児童遊園	431.35	49
黒沢2丁目児童遊園	863.00	41	長洲3丁目児童遊園	362.91	49
千ヶ瀬児童遊園	600.43	41	友田町1丁目児童遊園	894.68	49
野上児童遊園	706.90	41	小曾木4丁目児童遊園	1,204.37	52
梅郷児童遊園	535.94	41	御岳本町児童遊園	719.93	54
二俣尾1丁目児童遊園	1,183.61	42	勝沼2丁目児童遊園	393.34	54
成木2丁目児童遊園	509.31	42	大門稲荷下児童遊園	1,553.12	54
長洲鹿島児童遊園	347.61	43	長洲8丁目児童遊園	492.03	54
谷野児童遊園	608.00	43	大柳児童遊園	806.00	54
柚木町1丁目児童遊園	468.00	44	小曾木5丁目児童遊園	600.32	54
富岡1丁目児童遊園	559.52	44	日向和田3丁目児童遊園	1,888.00	56
勝沼3丁目児童遊園	484.25	45	根ヶ布1丁目児童遊園	1,218.97	56
沢井2丁目児童遊園	405.50	45	駒木町1丁目児童遊園	631.00	56
日向和田2丁目児童遊園	2,207.82	46	中丸台児童遊園	1,095.00	56
長洲7丁目児童遊園	259.37	46	小曾木1丁目児童遊園	1,580.00	56
藤橋八雲児童遊園	522.78	46	師岡町1丁目児童遊園	1,663.00	57
梅郷八幡児童遊園	499.47	46	黒沢1丁目児童遊園	444.37	57
成木5丁目児童遊園	367.67	46	木野下中央児童遊園	991.75	58
河辺春日児童遊園	804.54	46	二俣尾2丁目児童遊園	1,177.67	58
木野下児童遊園	441.78	46	畑中3丁目児童遊園	620.52	58
吹上児童遊園	557.38	46	計 55ヶ所	42,328.51	

出所：青梅市資料。

表 2-16 都市公園緑地整備計画

(単位：千円)

区 分	事 業 費	説 明
青梅児童交通公園 (昭和54～56)	72,000	昭和56 管理棟 330 ^{m²} 1棟 園路整備 100 ^m
釜の湧緑地	381,000	昭和56～57、59～60 多摩川橋りょう 清見川橋りょう 園路整備 延長315 ^m 、休憩所 1か所 駐駐車場整備 350 ^{m²} 用地購入 1,795 ^{m²}
天ヶ瀬公園	33,000	昭和57 公園面積 2,400 ^{m²} 公園施設一式 石積擁壁工 300 ^{m²} 植栽ほか
青梅運動公園(仮称)	1,762,000	昭和58～60 野球場(青梅スタジアム(仮称))建設1万人収容 照明設備含む、面積40,000 ^{m²} 取付道路 延長 865 ^m ×幅員12 ^m 用地購入 3,000 ^{m²}
計	2,248,000	

出所：青梅市資料

第4節 土地利用と環境保全の課題－小括－

多摩川上流地域における、土地利用形態は、伝統的には、短伐期足場丸太林業生産や薪炭生産、雑穀を中心とする山村畑作農業の形態であったが、高度経済成長の過程でその姿を大きく変えて来た。そして都市化と林業の長期大不況の中で山村経済は弛緩し、農林業の土地利用は衰退して来たことは既に見た通りである。特に、林業労働力の確保の困難性などは重大な問題で、その森林管理機能は著しく弱まっているといえる。このため、林業への大幅なテコ入れは不可欠の課題となるものと考えられ、山村振興及び地域の農林業振興が今後、多摩川上流地域の環境保全、河川の浄化を図って行く上で重要な課題となるのである。そのためには、今後共、林業における人的・財政的テコ入れが重要となることは言うまでもない。

特に、多摩川上流地域の環境保全・河川の浄化などの諸課題は、上流地域における農林業、なかんずく林業の振興と密接不可分の関係にあるものと言える。林業長期大不況の中で林業経営者が経営を放棄せざるをえない程呻吟している今日、徒らに“市場原理”の中でこれを放置しておくことは、林業をめぐる危機的状況を回避しえないばかりか、今後、林地の崩壊や東京都の水甕としての水源涵養機能を著しく低め、地域・社会政策ばかりでなく、国土政策上も数々の問題を惹き起こしていくものと考えられる。この点では、社会資本投資を含めた財政投融資のテコ入れを強化していくことが求められる。因みに、東京都の林業財政の支出を図2-10に抛って、全国と比較してみると、昭和58年の林業費では、全国で最低の位置にあり、民有林面積が全国一少ない大阪府よりも下回る額となっている。この点で東京都と対照的なのは神奈川県であり、同じ巨大都市周辺に位置し、民有林面積もほぼ同じでありながら、4倍以上の林業費を

計上しており、森林・林業・環境問題に対する積極的な政策姿勢が窺いえるのである。また、千葉、埼玉も神奈川県程ではないが、積極的であると見られる。さらに東京都の場合は、民有林の中に広大な都府林を含んでいるため、実際の私有林に対する財政的テコ入れは他府県と比較して、可成り底の浅いものとなっていると考えられる。また、都府林の経営施策計画としては、天然林施業を中心とする施業方式に徐々に切り替えていくとし、都府林経営に対する財政支出を極力押さえていくとしているが、天然林施業への転換は、山村における狭隘な労働市場をさらに狭め、林業労働力の雇用の場を縮小・喪失させていくことにも繋がり、地場雇用という点から山村経済に与える影響も極めて大きいものと考えられる。反対に、横浜市が水源林として山梨県道志村と対応した、姉妹都市交流で、林業を含めた山村経済の振興を進めることが、水源林の確保と維持に大きく役立つとする考え方をとっていることとは対照的である。この点は過疎化を押し止める上でも今後考慮されねばならないであろう。

他方、都だけではなく、青梅市のように、森林・林業・緑環境に対する市単独の事業や財政支出を積極的に行なっていくことも、他の西多摩地域の市町村に求められていると言ってよい。さめの細かい行政的施策も同時に要求されているからである。また、都市化の進展している青梅市では、これと共に、土地開発規制や市街地の緑の拡充などの都市計画の整備の上でも一層政策を充実させて行かなければならないと考えられる。

環境浄化の課題は、かかる方向で整備・拡充されるべきで、近年の都市サイドからの“緑”に対する多様なニーズも、“金は出さないが口は出す”式の都市サイドの一方的なものに終わってはならない。逆に、山村住民も伝統的な閉鎖的な性格を脱却することに努めて、広く都市住民と共に緑環境の総合的整備・再建に取り組むことが求められているのであり、これらを調整・バックアップする地方自治体の役割も大きいのである。

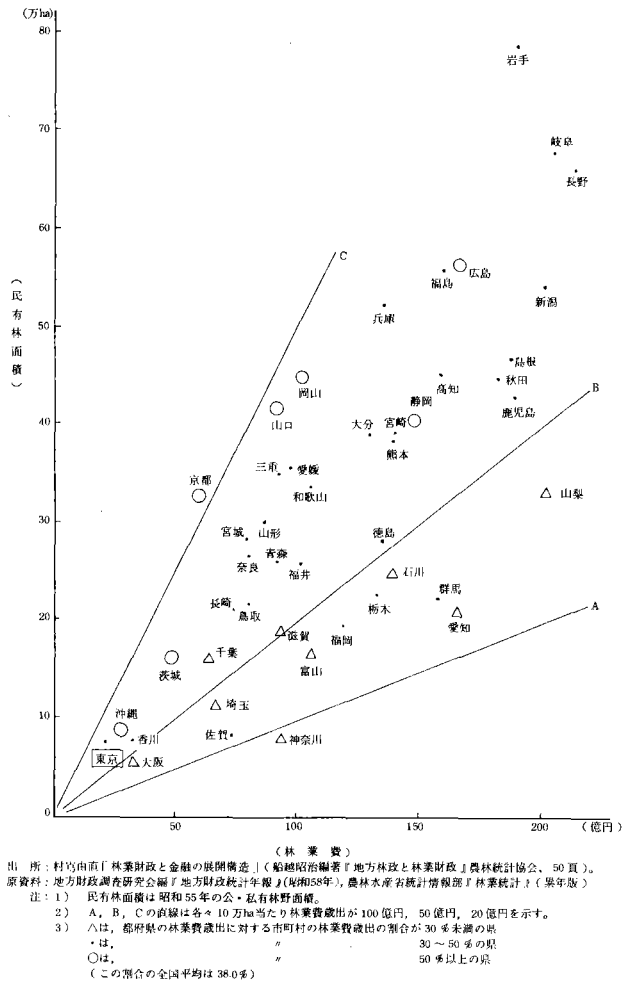


図2-10 都府県別林業費と民有林面積 (昭和58年度)

〔参考資料1〕

計画区 多摩川 市町村 五日市町

林種別森林資源表

單位：面積…h a 材積…m³ 成長量…m³

標高別区分	人工林			天然林			人・天・林			竹林	伐採跡地	未立木地	更新困難地	面積計
	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計					
01 面積成長量														
02 面積成長量	34.01 6617 270		34.01 6617 270		26.98 2206 51	26.98 2206 51	34.01 6617 270	26.98 2206 51	60.99 8823 321					60.99
03 面積成長量	1390.69 280217 9692	1.52 124 2	1392.21 280341 9694	4.78 1252 15	211.73 17535 414	216.51 18787 429	1395.47 281449 9707	213.25 17659 416	1608.72 299128 10123	0.23				1608.95
04 面積成長量	1302.20 298392 9332		1302.20 290392 9332	0.19 37 1	267.36 22076 576	267.55 22113 577	1302.39 290429 9333	267.36 22076 576	1569.75 312505 9909		14.03			1583.78
05 面積成長量	558.80 124488 4225		558.80 124488 4225		174.32 16276 319	174.32 16276 319	558.80 124488 4225	174.32 16276 319	733.12 140764 4544		0.35			733.47
06 面積成長量	63.03 13094 522		63.03 13094 522		24.37 2723 30	24.37 2723 30	63.03 13094 522	24.37 2723 30	87.40 15817 522					87.40
07 面積成長量														
08 面積成長量														
09 面積成長量														
10 面積成長量														
合計 面積成長量	3348.73 714808 24041	1.52 124 2	3350.25 714932 24043	4.07 1289 16	704.76 60816 1390	709.73 62105 1406	3553.70 716097 24057	706.28 60940 1392	4059.98 777037 25449	0.23	14.38			4074.59

林種別森林資源表

単位：面積…h a 材積…m³成長量…m³

標高別区分	人工林			天然林			人・天 林			竹林	伐採跡地	未立木地	更新困難地	面積計
	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計					
01														
面積 材積 成長量														
02	8.87 1960 65	0.02 1	8.89 1961 65	18.37 1316 65	18.37 1316 36	18.37 1316 65	8.87 1960 36	18.37 1317 101	27.26 3277	0.14				27.40
面積 材積 成長量														
03	952.38 198040 6563		952.38 198040 6563	12.92 3350 37	224.08 17975 452	237.00 21325 489	965.30 201390 6600	224.08 17975 452	1189.38 219365 7052	0.64	34.96			1224.98
面積 材積 成長量														
04	484.92 94496 3262		484.92 94496 3262	0.53 135 2	50.94 4241 108	51.47 4376 110	485.45 94631 3264	50.94 4741 108	536.39 98872 3372	1.25				537.64
面積 材積 成長量														
05	137.93 26729 1046		137.93 26729 1046		14.60 1241 32	14.60 1241 32	137.93 26729 1046	14.60 1241 32	152.53 27970 1078					152.53
面積 材積 成長量														
06	10.00 1725 76		10.00 1725 76				10.00 1725 76		10.00 1725 76					10.00
面積 材積 成長量														
07														
面積 材積 成長量														
08														
面積 材積 成長量														
09														
面積 材積 成長量														
10														
面積 材積 成長量														
合計	1594.10 322950 11012	0.02 1	1594.12 322951 11012	13.45 3465 39	307.99 24773 628	321.44 28258 667	1607.55 326435 11051	308.01 24774 628	1915.56 351209 11679	0.78	34.96			1952.55

(参考資料 3)

林種別森林資源表

計画区 多摩川 市町村 青梅市

単位：面積…h a 材積…m³ 成長量…m³

標高別区分	人工林			天然林			人・天 林			竹林	伐採跡地	未立木地	更新困難地	面積計
	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計					
01														
面積 材積 成長量														
02	180.89 34679 1303	2.23 80 3	183.12 34759 1306	215.72 31753 1223	236.28 9690 283	454.01 41443 1506	391.61 66432 2526	240.52 9770 286	637.13 76202 2812	0.14	0.01			638.91
面積 材積 成長量														
03	2878.05 545263 20794	0.78 30	2878.83 545293 20794	185.15 30220 956	947.32 38812 1226	1132.47 69032 2182	3063.20 575483 21750	948.10 38842 1226	4011.30 614325 22976	0.90	3.05			4023.97
面積 材積 成長量														
04	1246.58 270073 8361	0.40 18	1246.98 270091 8361	2.20 427 9	64.95 2904 83	67.15 3331 92	1248.78 270500 8370	65.35 2922 83	1314.13 273422 8453		0.02			1315.18
面積 材積 成長量														
05	449.82 99064 3189		449.82 99064 3189	0.81 148 5	72.93 3262 103	73.74 3410 108	450.63 99212 3194	72.93 3262 103	523.56 102474 3297	0.90				524.46
面積 材積 成長量														
06	39.52 7916 280		39.52 7916 280	2.03 686	14.86 585 13	16.89 1271 13	41.55 8602 280	14.86 585 13	56.41 9187 293					56.41
面積 材積 成長量														
07														
面積 材積 成長量														
08														
面積 材積 成長量														
09														
面積 材積 成長量														
10														
面積 材積 成長量														
合計	4794.86 956995 33927	3.41 128 3	4798.27 957123 33930	405.91 63284 2193	1338.35 55253 1708	1744.26 1184487 3901	5200.77 1020229 36120	1341.76 55381 1711	6542.53 1075610 37831	1.94	3.08			6559.00
面積 材積 成長量														

〔参考資料4〕

計画区 多摩川 市町村 奥多摩町

林種別森林資源表

単位：面積…h.a 材積…m³ 成長量…m³

標高別区分	人工林			天然林			人・天 林			竹林	伐採跡地	未立木地	更新困難地	面積計
	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計					
01														
面積成長量														
02														
面積成長量														
03	196.45 39345 1342		186.45 39345 1342	16.73 722 20	16.73 722 20	16.73 722 20	196.45 39345 1342	16.73 722 20	213.18 40067 1362					213.18
面積成長量														
04	2419.35 517954 17242	1.55 70 2	2420.90 518024 17242	11.16 2800 24	872.46 29390 860	683.62 32390 884	2430.51 520754 17266	674.01 29660 862	3104.52 550414 18128		0.14			3104.66
面積成長量														
05	2482.78 524473 18018	3.08 134 3	2485.86 524607 18021	22.20 3975 148	1522.73 67027 1947	1544.93 71002 2095	2504.98 528448 18168	1525.81 67161 1950	4030.79 595609 20116		12.64	1.85		4045.28
面積成長量														
06	2463.75 445989 17116	111.27 4935 111	2575.02 450924 17227	71.61 16909 283	2121.97 93836 2743	2193.58 110745 3026	2535.36 462898 17399	2233.24 98771 2854	4763.60 561669 20253		9.00	31.33		4852.11
面積成長量														
07	1686.44 281090 10615	4.65 207 3	1691.09 281297 10618	87.07 25776 186	2100.64 93354 2405	2187.71 119130 2591	1773.51 308866 10801	2105.29 93561 2408	3878.80 400427 13209		4.44	57.66		4021.26
面積成長量														
08	434.64 54823 2403		434.64 54823 2403	175.72 47286 587	2141.72 96347 2089	2317.44 143633 2676	610.36 102109 2990	2141.72 96347 2089	2752.08 198456 5079		10.01	13.79		2800.83
面積成長量														
09	107.96 12307 533		107.96 12307 533	137.02 41612 396	1487.76 66438 1139	1624.78 108050 1535	244.98 53919 929	1487.76 66438 1139	1732.74 120357 2068		18.85	3.26		1793.90
面積成長量														
10	5.13 1077 9		5.13 1077 9	147.47 44183 494	220.75 9933 144	368.22 54116 638	152.60 45260 503	220.75 9933 144	375.55 55193 647		2.06	1.75		377.16
面積成長量														
合計	9796.50 1877058 67278	120.55 5346 119	9917.05 1882406 67397	652.25 182541 2118	10284.76 457247 11347	10937.01 639788 13465	10448.75 2059599 69396	10405.31 462593 11466	20854.06 2522192 80862		72.44	114.64		21208.38

〔参考資料5〕

林種別森林資源表

計画区 多摩川 市町村 檜原村

単位：面積…h a 材積…m³ 成長量…m³

標高別区分	人工林			天然林			人・天 林			竹林	伐採跡地	未立木地	更新困難地	面積計
	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計					
01	面積 材積 成長													
02	面積 材積 成長													
03	面積 材積 成長	102.39 20927 716		102.39 20927 716	27.76 2264 59	27.76 2264 59	102.39 20927 716	27.76 2264 59	130.15 23191 775				130.15	
04	面積 材積 成長	1979.27 392563 15242		1979.27 392563 15242	9.71 2789 22	833.23 68484 1747	1988.98 395352 15264	833.23 68484 1747	2822.21 463836 17011	0.14	7.21	0.28		2829.84
05	面積 材積 成長	2691.28 507145 21849		2691.28 507145 21849	5.21 1275 9	1245.41 103978 2588	2696.49 508420 21858	1245.41 103978 2588	3941.90 612398 24446	0.28	12.77	3.61		3958.56
06	面積 材積 成長	1341.77 225234 10255		1341.77 225234 10255	15.17 5050 4	610.56 50187 1291	1356.89 230284 10259	610.56 50187 1291	1967.45 280471 11550		3.47	15.75		1986.67
07	面積 材積 成長	395.61 70925 3014		395.61 70925 3014	15.85 3875 48	295.02 23348 657	411.46 74800 3062	295.02 23348 657	706.48 98148 3719		0.30	11.54		718.32
08	面積 材積 成長	4.65 912 43		4.65 912 43	100.28 12948 57	100.28 12948 57	4.65 912 43	100.28 12948 57	104.93 13860 100					104.93
09	面積 材積 成長													
10	面積 材積 成長													
合計	面積 材積 成長	6514.97 1217706 51119		6514.97 1217706 51119	45.89 12989 83	3112.26 261209 6399	6560.86 1230695 51202	3112.26 261209 6399	9673.12 1491904 57601	0.42	23.75	31.18		9728.47

第2章 参考文献及び資料リスト一覧

- 『天祖山周辺環境影響調査報告書』（財）政治経済研究所 昭和52年12月
- 松村安一 「青梅の林業」（地方史研究協議会編 『日本産業史大系—関東地方篇』）
- 松村安一 「多摩川溪谷円三郎村の山村成立過程—第3報」（『地理学評論』28巻12号）
- 松村安一・犬井 正 「山村における組共有地の変遷」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和46年度）
- 松村安一 「近世における秋川溪谷の諸村（第1報）—近代的山村形成過程の一型式—」（『東京学芸大学研究報告』第五集 昭和28年12月31日）
- 太田研太郎 「わが国経済的林業の担い手—多摩川上流地域の考察を中心として—」（『農業総合研究』第7巻, 1, 2号 昭和28年）
- 東京都青梅市『総合長期計画』昭和55年
- 東京都青梅市『総合長期計画・後期基本計画』昭和60年
- 東京都多摩環境保全事務所『事業概要』昭和60年度版
- 東京都環境保全局『事業概要』昭和59年度版, 60年度版
- 『多摩川の水利開発史と水利調整に関する研究』とうきゅう環境浄化財団研究助成 1652
- 『水源林80年のあゆみ』東京都水道局水源林事務所 昭和57年3月
- 『多摩川地域森林計画書』東京都, 昭和59～69年版

第3章 地域就業構造とそれをめぐる労働力の需給構造

第1節 地域就業構造と労働力の流動状況

東京都を縦貫する多摩川は、昭島市で秋川と合流し、奥多摩町に小河内ダムが作られることで東京都民の飲料水、工業用水、農業用水となっている。本調査はその多摩川上流の産業・社会構造の分析を環境浄化のための水源林管理システム化策定を目ざして行なうものである。地勢状況からいってみれば、東京都の38%を占める森林のほとんど全てが多摩川上流・秋川流域に集中的に配置されており、そして集水域・源流域という意味で広義の水源林は、いわゆる東京西多摩地区と隣接の山梨県北東部の広大な地域が対象となる。すなわち、本調査での対象地域は、多摩川上流域（奥多摩町・青梅市・瑞穂市・羽村町・福生市）及び小河内ダム上流の多摩川源流域（山梨県塩山市・丹波山村・小管村）が掲げられるとともに、多摩川上流域の比較対照地域として秋川流域（桧原村・五日市町・日の出町・秋川市）が掲げられる。

本章では、この広大な地域の就業構造とそれをめぐる労働力の需給構造を考察することが課題となっている。具体的にいえば、地域の就業構造と労働力の流動状況をまず大枠で明らかにし、その上で多摩川上流の狭義の水源林を管理する地域の労働力需給構造を集落にまで下り明らかにしたい。対象集落は、小河内ダムのある奥多摩町の大丹波集落、それとの比較対照集落としての桧原村の笹野集落であり、そして多摩川源流域域の集落として山梨県塩山市の一の瀬集落である。従って大枠での地域就業構造・労働力流動状況の分析では、奥多摩町・桧原村・塩山市の三市町村に焦点をあてて分析するものである。

1. 西多摩地区及び塩山市の人口動態と就業構造及び労働力流動状況

表3-1に西多摩地区及び塩山市の人口動態をみると、西多摩地区で人口が減少しているのは奥多摩町と桧原村のみ（東京都で人口減少地は島嶼部を除けばこの二町村のみ）であり、山梨県の塩山市も人口が減少している。多摩川・秋川の最上流域をなす奥多摩町・桧原村・塩山市はともに過疎化が進んでいることになる。

東京都の人口は、1975年迄より横パイに転じているが、地域別にみれば事情が異なっている。まず23区内は早くも1965年より減少し始め近年になって横パイになるという傾向を示すのに対して、西多摩地域全体では一貫して増加傾向にあり、この30年余で2倍強へ人口が増加している。それゆえに奥多摩町と桧原村の人口減少が続いていることは西多摩地区内できわだった特色をなしているといえよう。

同じく西多摩地区といっても、青梅市・福生市・秋川市を中心とする東部地域は、加治丘陵・狭山丘陵などの丘陵地帯と武蔵野台地と呼ばれる平地からなっており、青梅市・日の出町・五日市町を除くと森林が少なく当初より住宅地、農耕地、産業地としてあった。そしてその上で巨大都市東京周辺部の急激な都市化の影響を受けたため、人口が年々増加の一途をたどっている。つまりベッドタウン化の影響がストレートに表3-1に出ているのである。この人口増加がベッドタウン化によるとすれば、ベッドタウン化が

表3-1 西多摩地区及び塩山市の人口動態

地域	1955		1965		1970		1975		1980		1984	
	人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数
東京都全体	8,039,214	100	10,869,244	135	11,408,071	142	11,673,554	145	11,618,281	144	11,715,263	146
区	6,969,104	100	8,893,094	128	8,840,942	127	8,646,520	124	8,351,893	120	8,329,662	120
青梅市	55,218	100	60,892	110	70,954	128	86,152	156	98,990	179	106,198	192
福生市	190,96	100	30,790	161	37,938	199	46,457	243	48,694	255	50,180	263
秋川市	138,35	100	17,271	125	28,357	205	38,262	277	42,807	309	44,504	322
羽村町	10,104	100	16,027	159	22,783	225	33,129	328	42,017	416	45,390	449
瑞穂町	9,607	100	15,465	161	17,687	184	20,739	216	22,803	237	26,016	271
日の出町	8,305	100	8,086	97	8,835	106	11,463	138	13,854	167	15,462	186
五日市町	15,094	100	15,406	102	16,710	111	18,708	124	20,003	133	20,581	136
桧原村	5,940	100	5,396	91	5,036	85	4,686	79	4,230	71	4,112	69
奥多摩町	15,594	100	13,082	84	11,733	75	10,559	68	9,808	63	9,357	60
計	152,793	100	182,415	119	220,033	144	270,155	177	303,206	198	321,800	211
塩山市	30,279	100	27,499	91	26,723	88	26,829	89	26,685	88	26,598	88

出所：国勢調査 1984年度は住民基本台帳

注：山梨県塩山市は1982年度

遅れている地域、ベッドタウン化のない地域では人口の停滞そして減少がみられる。町村でいえば、ベッドタウン化が遅れた五日市町・日の出町では人口が増加し始めるのは1970年代に入ってからであり（丘陵地帯の開発が可能となり行なわれるようになってから）、それも日の出町についていえば、日の出団地が出来た益子側は人口増加・反対側は減少というアンバランスなものとなっている。青梅線の複線化は東青梅まであり、それより奥の電車本数の少ない奥多摩町そして鉄道のない桧原村ではベッドタウン化が進んでおらず、過疎化が一貫して進んでいる訳である。山梨県塩山市も同様である。

この他の人口増加要因として、首都圏整備法にもとづく工場団地造成による企業進出に伴う従業員の職従接近の社会増が掲げられる。西多摩地区は、山岳・丘陵地帯を中心として古くより木材・木製品製造業が存在し、日の出町の塔姿・棺桶の主産地として知られ、石灰石・砕石等の鉱業も地場産業を形成していた。また平野部では、青梅市を中心に繊維産業が主力産業となっていたが、その最盛期は30年前に終り、ピーク時には約670社、従業員2,000名を擁していたのが、1985年3月現在で青梅織物協組の加入組合員が50社へと激減し、構造不況の波を受け衰退の度を深めている。伝統産業が逐次衰退の度を深めていく中で、1962年首都圏整備法に基づく市街地開発地域の指定を受けた青梅市・羽村町・瑞穂町を中心とする東部に西東京・神明台・武蔵野台・三ッ原の大規模な工場団地が造成され（詳しくは第二章参照）、電気機器、自動車、精密機器、光学・化学関係の企業が相ついで進出して来ており、その産業構造を大きく変化させて来ている。

西多摩地区及び塩山市の産業別の事業所数・従業員数を表3-2にみるならば、その分布は各市町村によって偏りがみられることがわかる。すなわち、事業所数・従業員数の3割強を占める東梅市の占める割合の高さと、過疎地となっている奥多摩町・桧原村の事業所のなさである。事業所・従業員の推移を昭和56年と47年の対比でみると、西多摩地区は、事業所数で34.2%、従事者数で43.8%と大幅な伸びを示しており、市町村別でも羽村町の104.3%との倍増を筆頭に全市町村とも増加しているが、その中で桧原村のみは従業員数は0.6%増と微増にとどまっている。ちなみに全都の増加率は、事業所数で22.8%増、従業者数で12.7%増となっており、西多摩地区の著しい事業所数・従業員数の増加がみられる。塩山市については、事業所数・従業員数の総計上は増加がみられるものの、製造業で事業所数が減少したサービス業の従業員数が減少するなど、特筆すべき経済発展がみられず、後述する農民層分解の進展の割に事業所・従業員数の増加が追いつかず過疎化が進んでいると思われる。

なお事業所の規模についていえば、概ね従業員30人未満の小企業が西多摩地区の事業所の96%と圧倒的多数を占めていることを忘れてはならない。従業員数300人以上の大企業は西多摩地区では18しかなく、青梅市がうち8つを占め、羽村町に6つ、そして福生市・秋川市・瑞穂町・五日市町が各1つづつとなっている。従って賃金の良い大企業の雇用の場は13,869人と全従業員105,956人中の13%余りにすぎない上に、西多摩東部地域にかたまっていることが知られる。全体としては小規模零細な下請企業中心に産業編成が西多摩地区で行なわれているといえる。塩山市でも同様である。

こうして事業所は青梅市を中心に西多摩地区の東部に立地し、従業員数30人未満の小企業主体の産業

表3-2 産業別・地域別事業所数及び従業者数

産業別 市町村別		農・林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸・ 小売業	金融・ 保険業 不動産 業	運輸・ 通信業	電気・ ガス・ 水道・ 熱供給 業	サービ ス業	公務	計	昭和 47年 統計調 査	増減比 (%)
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数
青梅市	事業所数	9	12	492	852	1,953	91	55	9	931	40	4,444	3,300	34.7
	従業者数	45	269	2,798	14,225	8,375	1,049	1,164	285	8,134	1,075	37,420	28,973	29.2
福生市	事業所数	4	2	147	192	1,284	111	26	3	462	14	2,245	2,041	10.0
	従業者数	13	11	1,101	2,695	6,547	911	836	197	3,396	649	16,356	11,448	42.9
秋川市	事業所数	2	6	199	193	537	29	9	1	275	11	1,262	1,035	21.9
	従業者数	10	102	888	2,644	1,872	187	106	19	2,438	250	8,516	6,504	30.9
羽村町	事業所数	2	—	158	203	787	45	26	5	373	11	1,610	750	114.7
	従業者数	3	—	1,152	11,016	8,842	321	517	85	2,504	271	19,711	11,287	74.6
瑞穂町	事業所数	4	1	183	397	441	18	33	1	226	14	1,318	759	73.6
	従業者数	41	12	1,034	4,491	2,180	103	581	16	1,549	232	10,239	5,012	104.3
日の出町	事業所数	2	1	68	101	138	3	5	2	88	10	418	294	42.2
	従業者数	6	13	339	1,217	489	6	52	29	849	117	3,117	1,938	60.8
五日市町	事業所数	4	2	134	102	379	36	15	2	234	14	922	845	9.1
	従業者数	12	45	532	1,593	1,364	193	247	17	1,548	377	5,928	4,378	35.4
桧原村	事業所数	—	1	38	70	87	1	6	1	74	9	287	236	21.6
	従業者数	—	21	153	234	180	2	64	4	376	92	1,126	1,119	0.6
奥多摩町	事業所数	1	2	57	52	211	5	12	4	142	17	503	434	15.9
	従業者数	4	367	453	704	620	49	182	68	909	187	3,543	3,010	17.7
計	事業所数	28	27	1,476	2,162	5,817	339	187	28	2,805	140	13,009	9,694	34.2
	従業者数	134	840	8,450	38,820	25,469	2,821	3,749	720	21,703	3,250	105,956	73,669	43.8
昭和47年 統計調査	事業所数	26	24	917	1,563	4,689	229	123	35	1,956	132	9,694	—	—
	従業者数	539	784	5,217	29,590	16,420	1,798	2,846	592	13,241	2,642	73,669	—	—
増減比 (%)	事業所数	7.7	12.5	61.0	38.3	24.1	48.0	52.0	△20.0	43.4	6.1	—	—	—
	従業者数	△75.1	7.1	61.0	31.2	55.1	56.9	31.7	21.6	63.9	23.0	—	—	—
山梨県 塩山市	事業所数	4	5	177	191	708	50	25	3	390	14	1,567	—	18
	従業者数	11	160	1,328	2,011	2,254	291	399	120	1,724	408	8,706	—	18
昭和47年 統計調査	事業所数	—	3	120	201	626	34	17	3	267	—	1,331	—	—
	従業者数	—	139	1,215	1,806	2,012	260	359	82	1,824	—	7,357	—	—
増減比 (%)	事業所数	—	67	48	△5	13	47	47	0	46	—	—	—	—
	従業者数	—	15	9	11	12	12	11	46	△5	—	—	—	—

資料出所：昭和47年9月，昭和56年7月 事業所統計調査（総理府）

構成を西多摩地区は示している。そして先にベッドタウン化の波が青梅市・五日市町まで及んでいるものの奥多摩町・桧原まではまださほど進んでいないことを指摘したが、両者を合わせていうならば、西多摩地区居住者の就労先、通勤先は大別して二つあることが知られる。すなわち従来からいる地元住民は西多摩地区内の小規模事業所に主として従事・通勤しているのに対して、ベッドタウン化とともに近年になって居住した住民は立川市・昭島市以東の市町村へ就労するといった構図である。多摩地区内の通勤流出の状況を図示すると図3-1のごとくである。

この図3-1をみると、東京23区内への通勤圏は東村山市・小平市・国分寺市・国立市・日野市・多摩市・町田市までであり、それ以西の西多摩地域ではベッドタウン化によって新規住民となった者でもその通勤就労先は、23区内はわずかに限られ、立川市から三鷹市止まりであるとされているのもうなづける。そしてまた西多摩地区に従来より住んでいた地元住民は、居住市町村と西多摩地域内の他市町へと通勤就労し、遠くといっても立川市止まりであるといわれている。

表3-3は西多摩地域の就業者の流入流出を表示したものである。この表3-3によれば、西多摩地区では平均5割弱の就業者が他地域へと流出しており、流入者も3割強を数える。しかし市町村別にみれば、(a)流出者が6割前後と多いが流入者も5割前後と多い福生市・羽村町・瑞穂町と、(b)流出者が流入者を4割も大きく上まわる秋川市・日の出町・五日市町、そして、(c)流出者が4割前後にとどまる一方で流入者率が2割前後と低い青梅市・桧原村・奥多摩町の3タイプに分けられる。表3-1と表3-2の結果と合わ

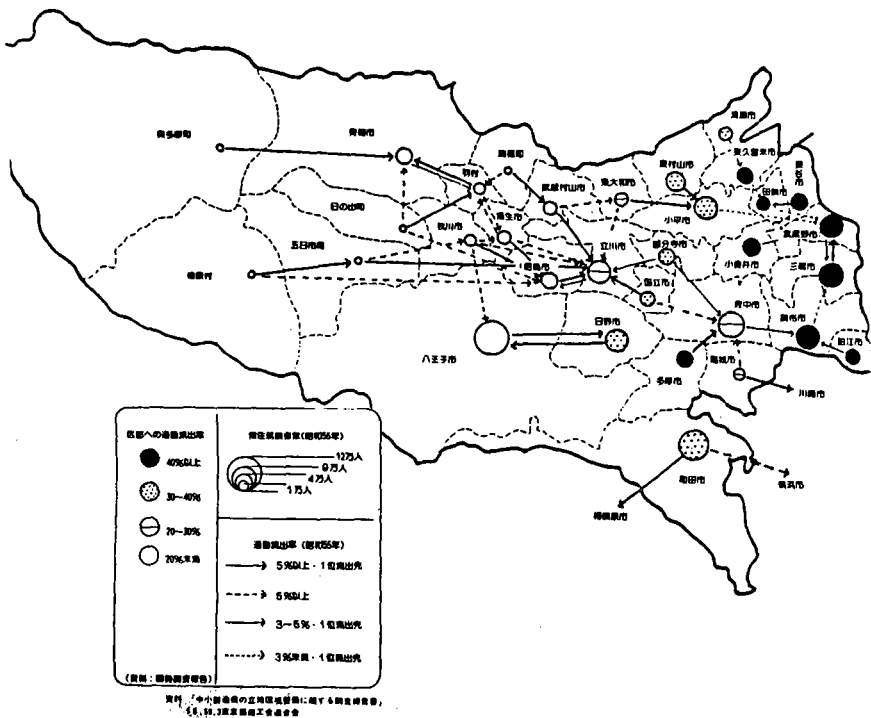


図3-1 多摩地域内での通勤流出

表3-3 就業の流出入状況

市町村名	(a) 就業者数	流出				流入				流入率 c/a	
		都内		他県	(b)計	流出率 b/a	都内		他県		(c)計
		市町村	23区				市町村	23区			
青梅市	45,020	13,009 (78.4)	2,729 (16.4)	859 (5.2)	16,597 (100)	36.9%	9,317 (83.6)	389 (3.5)	1,443 (12.9)	11,149 (100)	24.8%
福生市	23,044	10,213 (76.0)	2,720 (20.2)	507 (3.8)	13,440 (100)	58.3	8,216 (86.4)	379 (3.9)	915 (9.6)	9,510 (100)	41.3
秋川市	18,076	9,360 (84.2)	1,479 (13.3)	279 (2.5)	11,118 (100)	61.5	2,715 (92.8)	75 (2.6)	135 (4.6)	2,925 (100)	16.2
羽村町	19,394	8,582 (78.7)	1,877 (17.2)	451 (4.1)	10,910 (100)	56.3	9,286 (90.8)	281 (2.7)	663 (6.5)	10,230 (100)	52.7
瑞穂町	10,559	4,468 (81.6)	546 (10.0)	461 (8.4)	5,475 (100)	51.9	3,822 (79.9)	117 (2.4)	849 (17.7)	4,788 (100)	45.3
日の出町	5,721	2,889 (87.4)	330 (10.0)	85 (2.6)	3,304 (100)	57.8	907 (95.6)	8 (0.8)	34 (3.6)	949 (100)	16.6
五日市町	9,328	4,395 (87.9)	488 (9.8)	116 (2.3)	4,999 (100)	53.6	1,730 (94.8)	31 (1.7)	64 (3.5)	1,825 (100)	19.6
桧原村	1,875	822 (97.2)	17 (2.0)	7 (0.8)	846 (100)	45.1	230 (91.6)	5 (2.0)	16 (6.4)	251 (100)	13.4
奥多摩町	3,980	1,580 (93.3)	77 (4.5)	36 (2.1)	1,693 (100)	42.5	597 (77.1)	21 (2.7)	156 (20.2)	774 (100)	19.4
計	136,997	55,318 (80.9)	10,263 (15.0)	2,801 (4.1)	68,382 (100)	49.9	36,830 (86.8)	1,306 (3.1)	42,775 (101)	42,411 (100)	31.0
塩山市	13,662	(山梨県内) 2,998	(山梨県内) (94.5)	174 (5.5)	3,172 (100)	23.2	(山梨県内) 1,872	(山梨県内) (98.4)	31 (1.6)	1,903 (100)	13.9

出所：就業者数は昭和55年国勢調査

せてみれば、(a)のタイプはベッドタウン化の一方で地元の小規模企業中心とはいえ事業所の展開も著しく増加して来ている市町村であり、(b)のタイプは地元で事業所の増加がみられるもののそれ以上にベッドタウン化が著しい市町村である。(c)のタイプは、青梅市と桧原村・奥多摩町とではその背景が異なっている。つまり青梅市で流出率が37%となっているのはベッドタウン化の進展の反映であり、また大企業をはじめとする事業所の集積地でありながら流入率が24.8%に留まっているのは、青梅市の就業者の多さが流入率を相対的に低めているからであるのに対して、桧原村と奥多摩町では自町村内の事業所のなご雇用の場のなごが流入率を低めると同時に、流出率を高め、人口の過疎化に歯止めを打てずにいるのである。山梨県塩山市はこれら西多摩地区と様相を異にしている。まず第一に流出率が23.2%と低いことである。つまり自市で就業し流出するものが少ない上に、流入率も13.9%と少なく、労働力の流動性が少ないことを特徴としている。自市の範囲内での就業移動が多いのである。これにかかわる問題については、集落分析の際にいま一度触れて分析を行なう。

2. 奥多摩町・桧原村・山梨県塩山市の就業構造と労働力の需給状況

これまでみて来たように、西多摩地区では青梅市・羽村町・瑞穂町等に工業団地が作られ製造業中心の事業所集積がみられるとともに、西多摩地区の交通の結節点である福生市には、商業の集積がみられた。ベッドタウン化が進み、人口の増加は東京都全体で、23区内で停滞すると対照的に西多摩地区は増加がひき続きみられる。その例外ともいえるのが、狭義の水源林地帯をなす奥多摩町と桧原村である。

両町村は、ベッドタウン化はなされず、いまだに人口流出が止まらずに過疎化が進んでいる。両町村にも農村工業・納屋工場といわれる電気部品・縫製の小規模工場が設立されて来ているものの、地元雇用力は低く、他市町村への就業人口の流出が就業者の4割を越え、かつ他市町村よりの流入者は少ない。そして在来産業である農林業は、他の章で詳述するごとく西多摩地区全体で衰退の度を早めている。特に奥多摩町・桧原村はともに古くより林業振興地であり、林業活動を通じて森林を維持・造成し水源林を育てて来た経緯がある。水源林を支えて来た林業の衰退は大きな問題である。そして水源林を直接維持して来た作業員も第3節第4節にみるごとくその数を減らして来ており、その再生産が危ぶまれている。水源林を直接的に維持して来た彼ら作業員の地域労働力市場の中での位置、労働条件、組織編成がいかなるものか検討する必要がある。水源林源流域たる山梨県塩山市においても同様であるし、さらに後述するごとく地域性の強い塩山市労働力市場と塩山市役所まで行くのに1時間という都水源林地帯集落の交通上の制約からして、いっそう都水源林事業の地域労働力市場での地位は大きなものとならざるをえない性格を持っている。そこでこれより奥多摩町・桧原村・山梨県塩山市に焦点をあてて、その就業構造・労働力需給構造をみてゆこう。その上で次節においてこれら3市町村内の3集落分析より、水源林の維持管理を直接行なっている林業労働者の地域労働力、需給構造内での位置づけを試みる。

表3-4は奥多摩町・桧原村・塩山市の産業別就業人口比率の推移をみたものである。同表によれば、3市町村ともに第一次産業就業者比率を低下させ、第2次・第3次産業就業者比率を増大させているが、

表3-4 奥多摩町・松原村・塩山市の産業別就業人口比率の推移

地域	年度	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業			
			農業	林業 狩猟業	建設業	製造業	卸売業 小売業	運輸 通信業	サービス業	
西多摩地区	60	100.0	18.0	1.7	37.8	7.4	28.9	43.5	4.9	17.7
	70	100.0	6.9	0.9	45.0	7.8	36.4	48.1	5.7	17.1
	80	100.0	2.9	0.4	41.7	8.7	32.5	55.3	5.6	20.3
奥多摩町	60	100.0	18.3	11.0	41.4	14.3	19.4	40.3	5.3	11.3
	70	100.0	9.2	6.0	46.7	13.6	27.0	44.0	5.7	14.4
	80	100.0	6.7	4.1	44.3	13.5	23.5	49.0	6.6	12.2
松原村	60	100.0	52.2	10.0	26.0	10.1	15.9	21.6	2.6	6.9
	70	100.0	24.6	9.2	42.2	14.1	26.4	33.1	6.3	11.8
	80	100.0	11.2	5.9	42.4	13.7	28.1	46.4	5.9	18.9
塩山市	60	100.0	49.8	2.9	22.3	12.3	9.4	27.9	3.1	8.8
	70	100.0	40.7	1.2	23.0	7.2	14.8	36.3	3.8	12.4
	80	100.0	27.4	0.7	31.5	8.4	22.2	41.0	4.1	15.0

各産業の比重のかかり方と推移には各市町村によって大きく異なっている。

奥多摩町では、1960年時点での第1次産業就業者比率は、18.3%に過ぎず、うち林業が11%となっている。西多摩地区平均と比較すれば、農業が低い代りに林業の比重の高さが特徴となっているものの、その第1次産業の比率は西多摩地区の平均従って青梅市・羽村町・福生市等の工業地・住宅地・商業地と同様にすでに1970年代には第1次産業の比重が10%をきるほど小さくなっていることが第一に指摘出来る。合併以前の同町を構成していた旧町の氷川町についていえば、1949年時点での氷川町の就業構成は、農業が10.7%、林業34.4%（うち林産作業32.6%）であり、第1次産業就業者が45.1%、そしてダム・道路建設関連の建設業が12.8%を占めてるように、林業労働・土建労働者で4割5分を占めるといった賃労働者化の著しく進んだつまり農民層の分解が進んだ就業構成となっていることに特徴があった。⁽¹⁾ こうした林業労働主体の就業構造が合併以前の奥多摩町周辺の就業構成とみることが出来るだろう。とするならば、奥多摩町が1955年に旧氷川町・古里村・小河内村の3町村の合併により発足し、1957年に小河内ダムが完成して3年余り後の1960年センサス時点で、第1次産業就業者が18.3%という小さな比率しか占めていないのは、農業の衰退＝農民層分解の進展というよりも、ひとえに林業の衰退・林業労働者の流出によるものだと考えられる。つまり表3-4を見て1960年時点で就業者の10%をも林業就業者が占めていると読み込むのではなく、林業就業者・林業労働者が10%しかいなくなってしまったとせねばならないのが奥多摩町の就業構成なのである。そして1980年現在では、奥多摩町の林業就業者は163人・4.1%を占めるに過ぎなくなっている。そして農業就業者は100人・2.5%でしかない。奥多摩町での過疎化に、林業の衰退・林業労働者の流出が若青年層の流出とともに大きな役割を果たしたのは明らかである。

秋川流域の桧原村では、1960年時点では第1次産業就業者が52.2%を占め、西多摩地区では極めて第1次産業就業者の比重の高い地域となっていた。それも農業就業者の比率が42.2%と高かった所に特色がみられる。それが1980年になると農業就業者はわずかに2.5%に落ち込み、この20年間に人数でいえば、857人から100人へと8分の1以下に急減している。そして今では同じく就業者を急速に減らしている林業以上の落ち込みを示すに至っている。桧原村の過疎化の進行・人口流出にはこの農民層の分解・流出が大きく作用していることがうかがえよう。代って急速に就業者を増やしているのは、製造業の第2次産業とサービス業の第3次産業である。農民層分解による析出した中高年労働力の就労先としては、土建業が一般に掲げられるが、桧原村では土建業に就労する他に、表3-3にみるごとく他市町村への流出率が45.1%と高く、モータリゼーション化を反映した就業構成の変化が起きて来ているといえるとともに、山村に隣接して広く労働市場が開かれているという巨大都市近郊山村の特質がここに表われているといえよう。

山梨県塩山市では、1960年時点の就業構成は桧原村に近く、第1次産業就業者比率が49.8%と高く、農業が大きな比重を占めている所に特徴がみられるものの、林業就業者比率はもともと低かったところが奥多摩町・桧原村と異なるところである（ただし次節にみるごとく都水源林内の集落に限っていえば、林

業労働への依存は大きなものがある)。当市を全体を通してみれば、塩山市は甲府盆地の北東のはずれにあり、山間地を除く平野部はぶどう、桃等の果実の里として知られる農業地域である。その果樹栽培農業もごたぶんにもれず限界につきあたり農業人口が過剰化される中で農家労働力の析出流動化がこの20年間で急速に進行している。その流出先は先述のごとく奥多摩町・松原村と異なり他市町村への流出は少なく、塩山市内の製造業と第3次産業となっていることが表3-4よりうかがえる。なおさらに言えば、比重が落ちたとはいえ1980年時点で農業就労者が26.7%と4分の1強いて農業を無視出来ないこと、及び建設業の比重が1960年から80年にかけてかえって低くなっている点は注意せねばならない。農業は今なお塩山市の主要産業であり、農家兼業先としての土建業の減少が、地域性の強い塩山市の労働市場にどう影響しているかが問題となる。

表3-5は、農家労働力の就労状況をみたものである。同表によれば、農家率の最も高いのは松原村の48.1%、次いで塩山市37.2%、奥多摩町の15.2%であり、農業地帯の塩山市以上に松原村では農家率が高くなっている。しかしその農業の内容についてみれば、塩山市と松原村・奥多摩町とは大きく質を異にしている。つまり塩山市では専業農家が31.5%、第1種兼業農家が30.0%、第2種兼業農家が38.5%と第2種兼業農家へ傾きつつも3者がほぼ3分の1づつで均衡していて、農業主体の農家構成がいまだにみられるのに対して、奥多摩町・松原村では事業農家はいうに及ばず第1種兼業農家もとるにたらず、第2種兼業農家が奥多摩町92.0%、松原村94.9%と圧倒的多数を占めており、農業の弱体化が著しく、それが先述の就業構成に表われている通りとなっている。

兼業農家の就業内容についてみれば、3市町村についてそれぞれの地域性がみられる。奥多摩町では、雇用兼業が1兼2兼農家合わせて77.1%のうち恒常的勤務が64.2%と高い所に特色がみられ、自営兼業の林業も3.3%占めている所が目される。松原村では1兼2兼農家合わせて雇用兼業が81.6%存在して3市町村内で最も賃労働者化が進んでいるが、その内容は恒常的勤務が38.0%、日雇・臨時雇が43.6%となっており、日雇・臨時雇中心の賃労働化である所に特色がみられる。そして塩山市では、1兼2兼農家合わせて恒常的勤務が48.7%ある一方で日雇・臨時雇が11.3%足らずなのが注目される。また自営兼業も合わせて8.4%足らずと少なく、専業農家数の多さと兼業化する場合の兼業先はほぼ恒常的勤務となっている所に塩山市の特徴がみられる。

以上をまとめてみると、奥多摩町は早くより農民層分解が進行し賃労働者化が進んでおり、その就労先は林業労働が第1に掲げられていた。それが林業が停滞し衰退する中で、小河内ダムが完成した直後の1960年には早くも第1次産業の落ち込みは決定的なものとなり、過疎化が進む一方で、農家率はわずか15.2%に過ぎずなくなり労働者世帯を中心とする非農村業世帯が主体となるとともに、少数派となった農家世帯においてもセンサスでは圧倒的な第2種兼業農家の存在と恒常的勤務就労者が3分の2を占める構成となっている。奥多摩町では、結局農林業が衰退した後の産業としては農村工業・納屋工場と呼ばれる電気部品・縫製の小規模工場及び奥多摩鉱業の碎石・小河内ダム・日原鐘乳洞の観光等があるものの、その雇用力は低く、就業者の42.5%が西多摩地区を主とする他市町村へと流出することとなっている。

表3-5 専兼業別農家数1980年度

	農家率 %	農家戸数 (100)	専業農家 (6.6)	第1種兼業農家				第2種兼業農家							
				計	雇用兼業		自営兼業		計	雇用兼業		自営兼業			
					うち 恒勤的 勤務	うち 日臨時雇	うち 林業	うち 林業		うち 恒勤的 勤務	うち 日臨時雇	うち 林業	うち 林業		
西多摩地域	7.7	6,617 (100)	439 (6.6)	457 (6.9)	383 (5.8)	350 (5.3)	31 (0.5)	74 (1.1)	5 (0.1)	5,721 (86.5)	4,439 (67.1)	3,909 (59.1)	529 (8.0)	1,282 (19.4)	65 (1.0)
奥多摩町	15.2	389 (100)	24 (6.2)	1.7 (1.8)	4 (1.0)	4 (1.0)	— (—)	3 (0.8)	— (—)	358 (92.0)	296 (76.1)	246 (63.2)	50 (12.9)	62 (15.9)	13 (3.3)
松原村	48.1	511 (100)	21 (4.1)	5 (1.0)	1 (0.2)	— (—)	1 (0.2)	4 (0.8)	1 (0.2)	485 (94.9)	416 (81.4)	194 (38.0)	222 (43.4)	69 (13.5)	10 (2.0)
山梨県塩山市	37.2	2,689 (100)	846 (31.5)	808 (30.0)	774 (28.8)	584 (21.7)	188 (7.0)	34 (1.3)	— (—)	1,035 (38.5)	845 (31.4)	727 (27.0)	115 (4.3)	190 (7.1)	4 (0.1)

出所：80年農林業センサス

注：()内百分率%

秋川流域の松原村では、農家率は48.1%と高いもののその農業は第2種兼業農家が94.9%を占めるごとく就業上に占める農業の地位は低く、代って日雇・臨時雇が農家供給労働力の就労先として43.6%と大きな地位を占めている。就業者全体をみれば、西多摩地区を中心に他市町村への流出率が45.1%と高く、鉄道のない松原村においてモータリゼーションを受けた就業者の流出が大きく進んでいることは先述の通りである。

都水源林地帯の山梨県塩山市では、農家率は37.2%と3分の1強を農家が総世帯の中で占めているのに過ぎないが、その農業は第2種兼業農家が38.5%と3分の1に留まっているごとく、いまなお基幹労働力を有する農業が営まれている上に、兼業農家の就労先は恒常的勤務が48.7%と多くなっている所が特色であり、日雇・臨時雇は11.3%にしかすぎない。就業者全体でみても建設業の比重が下がっているのが特徴的である。また就業者の流出率・流入率は低く地域性の強い地域労働市場が奥多摩町・松原村と異なり展開している。

なお奥多摩町・松原村の就業者の主たる流出就労先である西多摩地区の賃金は表3-6によれば次のようになっている。男子も女子も専門的技術的管理的職業を除けば、年齢別賃金格差は少なく、男子賃金では35～54歳で最高でも月27万円程度概ね20万円代前半の賃金であり、女子賃金では12・3万円代の賃金となっている。ボーナスを加えた年収でいえば、男子年収は200～300万円程度、女子年収は100～150万円程度にすぎない。このデータは青梅職業安定所のもので、企業規模格差を捨象した平均値でしかない。従って青梅市・羽村町等の西多摩地東部に立地し、西多摩地区の従業員の13%を占めている従業員300人以上の大企業の賃金はより高いものとなっているものの、地方に立地する大企業は地元採用は少なく、ベッドタウン化による転入した新規住民はともかく、古くより在住する在宅通勤労働者の就業先は、事業所の96%を占める従業員30人未満の小企業となっている。そしてその賃金が上記賃金である訳である。男子賃金月収で20万円代という賃金は、全国勤労者世帯の平均世帯所得月40万5,517円(昭和58年現在)という消費生活水準のもとでは、家族多就労を必然化せざるをえない低賃金である。この低賃金と先述来のこうした就業構造が、労働力の流動化を生むとともに、地域の労働力の需給構造を特徴づけているのである。

次に具体的に集落にまでおいて就業状況をみることで、地域の労働力需給構造を考察し、水源林を直接維持管理する作業員の析出基盤を明らかにしよう。

表3-6 西多摩地区、中途採用者採用時平均賃金

(単位 千円)

職 種	男					子					女					子						
	19才以下	20～24	25～29	30～34	35～44	45～54	55才以上	19才以下	20～24	24～29	30～34	35～44	45～55	55才以上	19才以下	20～24	24～29	30～34	35～44	45～55	55才以上	
専門的技術的 管理的職業	130	156	180	250	290	290	370	140	132	166	190	186	250	180	140	132	166	190	186	250	180	
事務的職業	137	170	190	220	270	133	110	115	125	131	125	133	130	110	115	125	131	125	133	130	110	
販売及び類似 の職	116	147	188	205	243	250	150	115	114	127	110	110	110	—	115	114	127	110	110	110	—	
運輸・通信の 職	184	202	205	210	205	195	195	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
技能工・生産 工程の職業	119	152	180	198	228	232	207	108	109	135	123	105	98	—	108	109	135	123	105	98	—	
サービスの職業	123	130	170	190	213	225	90	100	116	—	140	145	130	—	100	116	—	140	145	130	—	
単純労働の 職	110	146	157	176	190	220	220	80	135	115	110	113	104	110	80	135	115	110	113	104	110	

出所：青梅公共職業安定所

注1. データは昭和61年3月5日現在で雇用保険被保険者資格取得届の3ヶ月分の平均賃金額

2. 賃金額は所定内賃金であり、新規学卒者の賃金は含まれず。

第2節 3集落にみる就業状況・労働力需給構造

1. 奥多摩町・桧原村・塩山市内の3集落の位置づけ

調査した集落は、奥多摩町大丹波集落、桧原村笹野集落・塩山市一の瀬集落の3集落である。図3-2にみるごとく、奥多摩町大丹波集落（以下大丹波とする）は青梅市との市境近くの青梅線かわい駅よりバスで10分ほどの所に位置し、奥多摩町内では交通の便の良い集落である。表3-7に示されるように、DID都市の青梅市まで30分で行ける場所にある。次に桧原村笹野集落（以下笹野とする）は、村役場近くで、交通条件は通勤のための鉄道のない桧原村としては条件の良い場所となっており、自動車を利用すれば隣の五日市町まで20分、DID都市の秋川市まで40分の位置にある。塩山市一の瀬集落（以下一の瀬とする）は、山岳地帯のまん中に位置し塩山市役所まで自動車でも1時間の距離にあり交通条件はかなり悪く塩山市内での避地となっている。次に農業を中心に各市町村内における3集落の経済的社会的条件について、表3-7, 8, 9, 10表を次にみることで集落の性格を概括しよう。

表3-7の世帯数の1970年と80年比をみると、まず第1に大丹波と笹野で世帯数がそれぞれ5戸、1戸と増加していることに注意しなければならない。奥多摩町・桧原村の人口・世帯数がともに減っていることは先に述べた通りであり、両集落におけるこの世帯数の増加は両町村では特異な事例となっている。そしてこの場合の増加は後述するごとく非農家の増加によるもので、大丹波は奥多摩町内として利便のよ

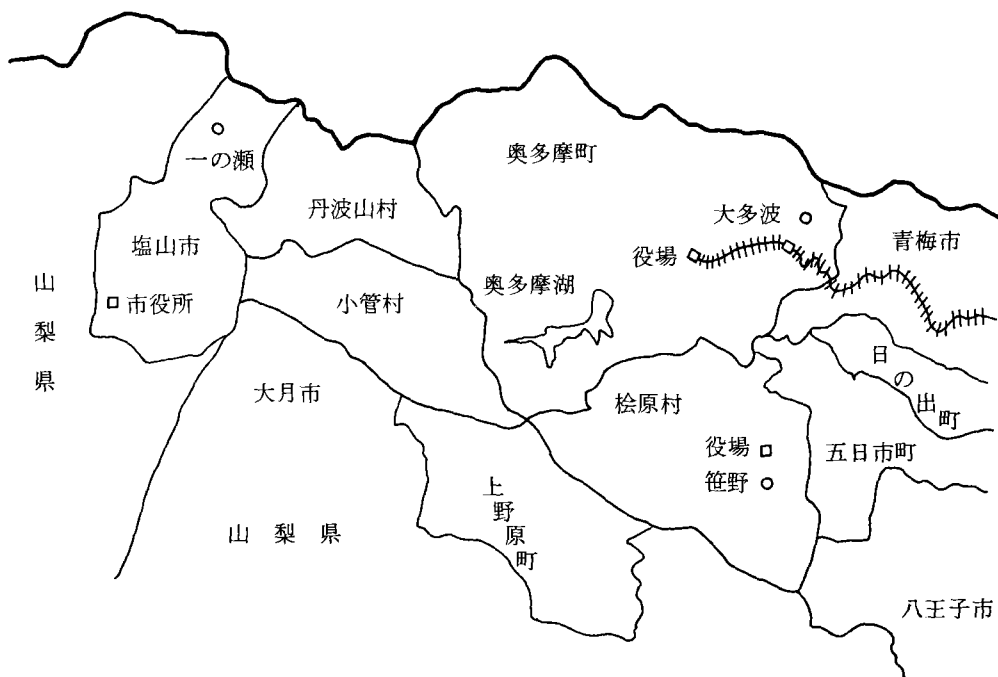


図3-2 3集落位置図

表 3-7

調査対象 集 落	世 帯 数 $\frac{80}{70}$	農 家 率 %	一 種 兼 業 農 家 率 %	集 落 内 土 地 面 積			実 行 組 合 以 外 の 農 業 団 体 数		D I D 市 町 村 名	集 落 内 工 場 数	日 雇 男 子 賃 金 百 円
				田 (転 作) (面 積	畑 (無 作 付	山 林 原 野	キ 組 ノ コ 合	野 菜 組 合			
奥多摩町 大丹波	$\frac{75}{70}$ (107)	24	94	反 54 (54)	反 252 (91)	ha 581	1	1	青梅市 30分	縫製 2	75
松原村 征野	$\frac{30}{29}$ (103)	49	100	40 (37)	211 (8)	1,094	0	0	秋川市 40分	製材 1	60
塩山市 一の瀬	$\frac{34}{46}$ (74)	29	100	0	136 (0)	1,685	0	0	塩山市 60分	0	50
3 集 落 均 平	$\frac{139}{145}$ (95.9)	34	98	31	200	1,120	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	45分	1	62

出所：80年農業集落カード

い交通条件を反映した宅地開発、笹野では別荘地造成による世帯数の増加がみられる。世帯数の増加がみられる大丹波・笹野に対して、一の瀬では塩山市内へ在宅通勤出来るぎりぎりの交通条件の悪さを反映して、1980年までの10年間にその世帯数の4分の1を減少させ、過疎化が著しく進行して来ている。集落内に工場があるのは縫製工場が2工場ある大丹波と製材業が1工場ある笹野のみで、一の瀬には工場はない。そしてその交通条件・労働市場の狭隘性を反映して、日雇男子賃金は、大丹波7,500円、笹野6,000円、一の瀬5,000円となっている。

集落内には田が少なく畑がほとんどといった耕地に3集落ともなっているが、耕地規模別分布と農産物販売金額規模分布を表3-8にみれば、大丹波・笹野・一の瀬ともに、耕地面積0.3ha未満の農家が全農家の70%以上から100%まで占めていることわかるように極零細農家ばかりである。従って農産物販売なし農家が70%から100%を占め、自給用畑作が主体となっている。それゆえに表3-7の第二種兼業農家率は笹野・一の瀬では100%、キノコと野菜を出過する第1種兼業農家のある大丹波でも94%に達しており、3集落とも名実ともに賃労働者集落となっている。

表3-8

調査対象集落	農林家数		例外規定除く経営耕地規模別農家数				農産物販売金額規模別農家数				
	農家数	林家数	0.3ha未満	0.3 ~ 0.5	0.5 ~ 1.0	1.0ha以上	販売なし	50万円未満	50 ~ 100万円	100 ~ 200万円	200万円以上
奥多摩町 大丹波	18	20	13 (72)	4 (31)	1 (8)	0 (0)	13 (72)	4 (22)	0 (0)	0 (0)	1 (6)
桧原村 笹野	15	9	12 (80)	1 (7)	2 (13)	0 (0)	12 (80)	3 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
塩山市 一の瀬	10	14	10 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3集落 平均	14	14	12 (81)	2 (12)	1 (7)	0 (0)	12 (81)	2 (16)	0 (0)	0 (0)	0.3 (2)

出所：80年農業集落カード

注：()内百分率

表3-9にその賃労働の内容の一端を、農家世帯員の就業状況についてみてみるならば、まず農家人口（16才以上）の1970年から80年にかけての減少率は、大丹波9.4%、笹野8.5%、一の瀬5.8%と一の瀬が最も大きい。塩山市の一の瀬は農家率が2.9%と奥多摩町の大丹波同様に低いが、その残存した農家もその労働力そのものの減少が進み、分解がより急速に進んで離農=過疎という図式がみられる（後述）。そして一の瀬では農業就業者の4割が65才以上の高齢者によってなされている点注目せねばならない。そして就業状況を男女別にみれば、男子は雇用兼業がいずれの集落でも主体となっているが、その中で大丹波では雇用者の中でも主に「恒常的勤務」者が5.3%と過半数を占めるのに対して笹野ではそれが3.8%となり代って主に日雇、臨時雇者が2.4%を占めるに至り「恒常的勤務」と日雇労働者が均衡化して来ている所に特色がみられる。そして一の瀬では、雇用兼業の中でも主に日雇・臨時雇者が5.6%と過半数を占めている。これが女子となると、まず男子と異なるのは農業のみ就業者が最低の一の瀬でも20%最高の笹野では3.4%と（男性よりも高く）農業が女性によって担われていることを示唆していることであり、そして集落別の特性としては、仕事せずが大丹波で5.3%と過半数を越え、笹野でも3.7%存在すること、対して一の瀬では仕事せずはわずか7%に過ぎず、4.0%が日雇・臨時雇就業者となっていることである。

すなわち大丹波では男子に主として相対的に安定した就業となっている「恒常的勤務」就業者が過半数を越えていることを受けて女子に仕事せずが5割を越えるようになってきていると思われるのに対して、男子に主として日雇・臨時雇就業が増えて来る笹野では女子の仕事せずが減少し就業が増加するが、その内訳は自家農業のみと、交通条件のよき集落内に縫製工場があることを反映した主として「恒常的勤務」者が増加するという図式が出て来る。そして主として日雇・臨時雇就業者が男子就業者の過半数となる一の瀬では、雇用兼業者が激増し農家世帯内での多就業化・賃労働化が進むとともに、交通条件の悪き労働力市場の狭隘性を反映してその就業先は男子同様に主として日雇・臨時雇となっていると思われる。

このようにみると同じく林野率が8.0%を越え水源林地帯となっている山村部の集落の中で、交通条件の良しあし従って労働力市場の展開形成状況のいかんによって大きく就業内容が異なって来ていることがわかる。次に具体的に各集落内の就業状況を世帯ごとに見ることで、先の集落把握をより詳細に行なうとともに、労働力の流動状況の把握に務めよう。合わせて地域の労働力需給構造を把握したい。

なお3集落内の山林所有についていえば、表3-10のごとく、まわり全てが都有林である塩山市一の瀬では集落内には山林所有する農家林家がいないと統計では出ており、後述の都水源林事業に規定された一の瀬集落の性格を端的表わしている。農家林家のいる大丹波と笹野では、人口林率がともに6.0%を越えるとともに林業従事日数が150日以上ものが農家林家に存在して民有林で林業が今なおかなり行なわれていることを示している。そして山林保有林家の規模別分布をみれば、5ha未満の零細規模山林保有が大丹波・笹野集落とも農家林家の過半数を占めているが、笹野では20ha以上の中規模以上の農家林家が3.3%を占めており、中堅の農家林家がかなり存在する所が笹野の特徴となっている。そしてそれゆえに笹野では林業従事者14名中7人が150日以上就労者となっており、民間林業がこの3集落内で最も盛

んに行なわれていることが知られる。

表3-9

(%)

調査対象集落	農家人口減少率 (16才以上) 80/70	農業就業人口年齢別構成 (16才以上) を百とし		16才以上の生産的世帯員の就業構造 (人)									
		壮年 (30~64才)	高齢 (65才以上)	男					女				
				自家農業のみ	仕事せず	主に恒常的勤務	主に日雇・臨時雇	自営兼業	自営農業のみ	仕事せず	主に恒常的勤務	主に日雇・臨時雇	自営兼業
		奥多摩町	94	69	31	6	3	20	1	8	10	21	7
大丹波				(16)	(8)	(53)	(3)	(21)	(25)	(53)	(18)	(3)	(3)
桧原村	85	82	18	3	5	13	8	5	12	13	9	1	0
笹野				(13)	(15)	(38)	(24)	(15)	(34)	(37)	(26)	(3)	(0)
塩山市	58	60	40	2	2	2	10	2	3	1	3	6	2
一の瀬				(11)	(11)	(11)	(56)	(11)	(20)	(7)	(20)	(40)	(13)
3集落	83	67	33	4	3	12	6	5	8	12	6	3	1
平均				(12)	(11)	(39)	(21)	(17)	(28)	(39)	(21)	(9)	(3)

出所：80年農業集落カード

表 3-10

調 査 集 落	山林保有規模別農家数				栽培キノコ販売農家数	林業従事日数別 従事者数			保有山林面積 ha	(人工林率%) 人工林面積
	0.1 ha	1.0 ha	5.0 ha	20.0 ha以上		計	農家林家のみ			
							60 ~ 149 日	150 日 以上		
奥多摩町 大丹波	0	7 (50)	5 (36)	2 (14)	2	15 (100)	1 (7)	2 (13)	117	63
桧原村 笹野	0	5 (56)	1 (11)	3 (33)	1	14 (100)	1 (7)	7 (50)	290	73
塩山市 一の瀬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 集 落 平 均	0 (0)	4 (27.9)	2 (14.0)	2 (14.0)	1	10 (100)	1 (7)	3 (31)	136	

出所：80年農業集落カード

注：()内百分率・%

2. 3集落の就業状態

(1) 奥多摩町、大丹波(八桑)集落

奥多摩町大丹波は1980年時点で70世帯の大きな集落であるが、このうちの小字の八桑(20世帯)についての就業状態を示したのが表3-11である。同表の世帯主の職業をみればわかるように、20世帯のうち9戸がサラリーマンや工員の「恒常的勤務」に世帯主が従事し、農林業をやっている世帯が5戸、林業労働者となっている世帯主が3戸、無職2、生活保護世帯が1となっている。そして無職のうち元農協職員であった1人と元中学教師の農業従事者1人を加えれば、世帯主の「恒常的勤務」者は、八桑20戸のうち11戸と過半数に達する。

土地所有は、最高でも畑が6反(10a)とおしなべて零細耕地所有であり、世帯主が農林業に従事す

表 3-1-1 奥多摩町大丹波(八桑)の就業状態

世帯番号	年齢	世帯主 職 業	妻	長 男	長男の妻	父 母	そ の 他	土 地 関 係
1	58	3年前 農協職員	家事	福生市役所				なし
2	53	青梅 会社員	同左					なし
3	43	青梅 会社員	縫製共同作業	高校		母 農業		畑 1反
4	51	都職員 (青梅)	家事	新宿中学教員	会社員			畑 0.8反 山林 5.6 ha
5	27	会社員				母 民宿手伝		なし
6	54	バス運転手	家事	会社員				畑 3反 山林 1.3 ha
7	65	元東京バス助手 それ以前 林業	内職	青梅会社員				畑 0.5反
8	52	古里 工具	部品工場工員	奥多摩役場				なし
9	51	部品工場工員					長女 会社員	畑 3反
10	58	国際ニジマス勤	同左店員			母 売店手伝	長女・次女 会社員	なし
11	60	元中学教師・農林業	家事	相模原建設会社社員				畑6反, 山林8.5 ha, 12.9 ha 共有林
12	54	しいたけ・わさび	しいたけ	高校				畑 6反 山林 13.7 ha
13	64	農業・しいたけ	しいたけ	しいたけ				畑 4.4反 山林 8.2 ha
14	80	農業 (うらど)		わさび店経営	同左従事			畑 6反 山林 1.8 ha
15	66	農業・時々土建	家事	武蔵野市役所				畑 2.5反 山林 1.1 ha
16	50	造林作業員 (元伐出労)	部品工場工員	造林作業員				なし
17	53	伐出労働 (青梅製作所)	新聞配達			母 家事	長女 会社員, 次男 高校	畑 1反
18	52	伐出労働 (")	部品工場パート	青梅会社員				畑 0.7反
19	67	なし	部品工場パート	会社員				なし
20	55	生活保護 病氣		製材所 臨時				畑 2反

る5世帯中60才以上の高齢者が4人というごとし高齢者農業となっているが、2戸は山林所有を活用したいだけ栽培を行なっている。いずれにせよ、残りの15戸は畑が3反未満か無所有者となっており、早くから賃労働者集落として八桑は構成されていたことがわかるが、その場合の賃労働は、先述のごとく奥多摩町近辺では日雇林業労働というものが30年前までの姿であった。しかし現在では日雇林業労働者は4人に過ぎず、多くが「恒常的勤務」となっており、土建日雇・臨時雇用者がみあたらないのが今日の八桑の就業状況である。笹野や一の瀬と異なる大きな特徴である。

妻の就業状況をみると、しいたけ栽培の2人を除いて残り14人中専業主婦は5人であり9人は賃労働に従事している。その賃労働の内訳は奥多摩町内の縫製工場か電気部品工場への就労となっており、パートや内職といった地域内最下層の労働力市場へ包摂されていることがわかる。対して長男・長女は、しいたけ栽培等の自営2人と日雇林業の1人を除き残り全てが「恒常的勤務」となっている。そしてその「恒常的勤務」は、その就業先が青梅市はいうまでもなく福生市・武蔵野市から新宿までと流動化が著しいこと、及び教・職員が4人含まれていることが、世帯主の就業状況と異なっている。つまり青梅市止りで地元の小規模企業や日雇林業に就業している世帯主に対して、その流動先が広まるとともに教・職員といったより上層の労働力市場が開かれており、労働力の流出を押える一助となっている。

(2) 檜原村 笹野集落

表3-1-2の笹野集落の就業状況をみてまず気がつくことは、奥多摩町大丹波(八桑)と比較して、その職業の多様さと妻の就業先としての農業の比重の高さである。まず職業の多様さについていえば、第1に世帯主で自営業と工場経営を営む者が5人と多いことである。工場経営者3人のうち集落内に工場を持つのは製材工場の1人のみで2人は他市町村で経営を営んでおり、自営業では五日市でクリーニング店を営む世帯番号7と旅館経営の世帯番号3は、近年移り住んで来たもので、笹野の世帯数増加を支えている宅地化の一つの表われとなっている。そして当集落で異色なのはやはり世帯番号11の大学教授の存在である。これは当地における別荘開発にのっとり入って来たものである。そして第二に運輸関係勤務が世帯主・長男合わせて11名と多いことである。

次に土地所有状況からみれば、農家は32戸中23戸で農家率は72%と高いが、その耕地所有は世帯番号23の農協組合長と150ha山林所有する世帯番号19を除けば、概ね畑1~2反(10a)であり、零細な農家が大半である。この自家野菜中心の農業が世帯主10名の就業先となっている。妻の就業先としては先の世帯主の自営業・零細工場経営人家族従事が次に位置し、電気部品工場パート・糸まき等の内職は少数派となっており、「恒常的勤務」や日雇はみられない。長男長女では、大丹波(八桑)と同様に、昭島市・八王子市・日の出市と就業先が広がるとともに、職員勤務が増えて来ることが世帯主と異なったところである。

笹野において他2集落と異なることは、自営林業が存在することである。世帯番号17番が80ha、19番が150ha、23番の農協組合長が60haとかなりの山林を所有し、世帯主や後継者・長男が林業

表3-1-2 松原村笹野の就業状態

世帯番号	年齢	世帯職	主業	妻	長男	長男の妻	父母	その他	土地関係
1	47	自動車教習教官(青梅)		電気部品パート	高校		母 家事	次男 高校	畑 1.5反
2	54	昭島市鉄工所工員(元山林労働者)		農業			長女 立川美容師	畑 1反	
3	58	旅館経営(元不動産)		同左従事			母 同左従事	S 50 福生より転入	なし
4	40	福生ハイヤー運転手		家事	個人持ダンプ運転		父 畑 家事	畑 3反 山林 2ha	
5	58	下請電気工場経営		同左従事	他出		父 畑 家事	畑 1反	
6	58	日の出町とうば工場工員		家事	昭島署警官		S 57 分譲地転入	畑 1反未・山林 3ha 分収売却	なし
7	34	五日市クリーニング店経営		同左従事				なし	なし
8	55	西東京バス運転手		家事	元会社員リタターン			畑 1反 山林 2反	
9	67	食料公団主任		食品店経営	都立川地方事務所			畑 1反未	
10	46	鉄工所下請経営		家事			長女 高校	畑 1反未	
11	60	大学教授					別荘としてS60入居	なし	
12	57	日本採石機械運転手S39より		農業				畑 4反, 分収 1.5ha, 山林 0.5ha	
13	41	東邦運輸所長		スナック経営	高校		母元ゴルフキャディ	畑 1反つぶしスナックへ	
14	50	青梅運送会社運転手		ハタオリ内職				なし	
15	31	個人持ダンプ運転手					母 家事	父役, 元造林請負業	畑 1反未 分収 1ha
16	64	製材所経営		農業	製材所従事			畑 1反未 共有林 1ha	
17	61	郵便局・山林経営		農業				畑 4反, 山林 80ha(20ha売却)	
18	78	なし(昔山守(五日市))		米まき内職	個人持ダンプ運転手			畑 なし 分収 1ha	
19	78	農業(元小学校長)		農業	山林経営	家事		畑 5反, 畑 5反, 山林 150ha	
20	63	土産作業員(松原以外)		なし	養子 自動車会社員	家事		畑 なし 分収 1ha	
21	49	五日市土建社員		家事			長女 高校	なし	
22	78	農業		農業	西東京バス運転手			畑 3反 分収林最近売却	
23	64	農協組合長		農業	農業	家事		畑 8反 山林 60ha	
24	73	農業及び山守		なし	八王子プロパンガス社員	電気部品パート		畑 1.5反, 山林 1.5ha, 分収 1.5ha	
25	67	製材所勤務(元伐採労働, 白ろう病)		農業				畑 1反	
26	56	山林労働		農業, 米まき内職	松原役場		母 家事	畑 2反, 畑 2反, 山林 4ha	
27	52	出一人親方			同左従事			なし	
28	62	東電下刈請負組従事		農業	日の出市役所		長女 五日市高校	畑 7反	
29	62	造林作業員		家事	会社員		母 家事	畑 0.4反, 分収 1ha	
20	73	なし(昔伐出業)		日の出製材工場やめる	秋川自動車整備			畑 1反未	
21	50	なし			高校		S53 夫没, 昭島市清掃員	畑 1反未	
32	82	なし		元ゴルフキャディ			長女 会社員	畑 1反	

経営を営んでいる他、松原村は第4章にみるごとく村外山林所有が多いことを反映した村外所有者に代って保育を担当する山守が世帯番号24にみられる。このように今なお私有林業経営の展開がみられるものの、その労働力についてみるならば、林業労働者は4人しかおらず、このうち伐出1人親方と東電の下川請負組労働者を除けば、集落内の山林作業に従事する労働者は、29番と世帯番号19に専属する26番との2人となっている。元林業労働者も2人いるが、一人は白ろう病で伐出労働からリタイヤし製材所勤務となる。いま一人は世帯番号19に専属する林業労働者であったが、その経営の悪化の中で整理され、今では19番の山林作業は、19番の後継者自らが26番の専属労働者とともに従事することで行なわれており、150haの山林の管理がわずか2人の労働力で行なわれている。こうした状況は、林業が不振をかこつ中で、交通条件が整備され労働力の流動化が進む中で、まっ先に林業労働力の流出が進んだ結果である。そして林業労働に従事する26番と27番は耕地面積が4反と7反というごとく比較的耕地規模が笹野では多かったことが、林業労働者として残った一つの理由となっていることがうかがえる。

こうして笹野では、世帯主の自営業・零細工場経営+妻家族労働というタイプと、世帯主「恒常的勤務」+妻の農業ないしパート・内職というタイプに2分され、専業主婦は大丹波（八桑）と比べてはるかに少なくなっている。長男・長女については大丹波（八桑）と変りはない。

(3) 塩山市 一の瀬集落

表3-13の塩山市一の瀬集落の就業状況を見ると、一見して明らかなのは、就業状況を見ると、一見して明らかなのは、就業状況が3タイプにはっきりと区別されることである。第一のタイプは、世帯主が民宿等の自営業で妻もそれに従事するもので、世帯番号3から9の6戸、第二のタイプは、世帯主が土建作業員で妻の職業は家事あり土建作業員、民宿経営ありと様々なもので、世帯番号10番から20番までの11戸、第3のタイプは世帯主が造林作業に従事し、妻も概ね造林作業に従事するもので、世帯番号22から29までの8戸となっている。他に山菜採取業の一戸と伐出業者が2戸、小学校教師1人とNECの運転手が1人及び無職が2人となっている。

土地所有をみると25戸がなんらかの耕地（畑）をもっているが、農業に主として従事するものはなく、自給野菜を作るのみとなっている。また山林を保有するものは15戸あるが、当集落は周り全てが都有林となっており、集落内には山林を所有するものは一戸もなく、このため農業集落カードには山林所有ゼロとなっていたのであるけれども、代りに隣接する旧神金村の萩原山入会組合に分収林を設定したものがこれらの山林保有林家となって出ている。ただしいずれも林業経営を営み日常従事しているといったものではなく、林業労働といえば、都有林か県有林事業に従事するものに限られている。

先に(1)の集落概況で説明したように、塩山市一の瀬集落は今も過疎化が急激に進んでいる所であり、この10年間で塩山市街地へ転出したものは、転勤の小学校教師1戸を含めて6戸を数える。6戸のうち5戸は土建作業員であり、臨調路線下公共事業抑制政策の中でまず土建作業員の挙家離村が起こっているのである。離村といかずとも一の瀬集落で特徴的なことは、造林作業員の間、塩山市街地、山梨市にもう

表 3-1-3 塩山市一の瀬の就業状態

世帯番号	年齢	職業	妻	長男	長男の妻	父母	その他	土地関係
1	33	NEC運転手				母 民宿経営		畑2反
2	47	小学校教師	保母				妹、塩山歯科医院勤め 塩山へ転出	なし
3	57	民宿、不動産業	同左従事				長女、スナック勤め(塩山)	畑2反 山林0.5ha
4	53	民宿、キャンプ場経営	同左従事	東京国鉄マン			つぶしキャンプ場・山林1ha	
5	56	旅館	同左従事	大学			畑1反	
6	66	雑貨商	同左従事	大工	店手伝		長女、神金看護婦	畑3.5反 山林0.3ha
7	54	民宿経営	同左従事	神金大工				畑2反 山林1.5ha
8	56	民宿経営(元伐出業)	同左従事				都事務所跡地	
9	57	園芸	同左従事					
10	65	土建作業員	土建作業員				3女 和服仕立内職	畑3反 山林3ha
11	49	土建作業員	土建作業員				次男デパート、長女スナック	畑1反 山林0.1ha
12	61	土建作業員					S50 塩山へ転出	畑7反 山4ha売却
13	47	土建班長	土建作業員	高校		母 農業	畑1反 山林1ha	
14	52	土建班長	山梨市スーパー	東京 国鉄マン			妻以前は土建	畑0.2反
15	43	土建作業員	民宿経営	高校生			60年より塩山に貸室	なし
16	68	土建作業員	家事	平均トラック運転手			S56 塩山へ転出	畑2反 山林0.1ha
17	59	土建作業員 57年没	民宿経営	塩山 会社員			長男の所へ転出	畑なし 山林1ha
18	71	土建作業員	土建作業員				S59 塩山へ転出(2重生活)	畑1反 荒地化
19	42	土建作業員					塩山へ転出	畑5反 山林15ha売却
20	63	土建下請組方	家事	塩山 土建手伝			畑0.5反	
21	67	山菜採取業	家事	塩山 大工			畑2反 山林2反	
22	49	造林請負業	造林作業員	大学		父 山梨市	畑0.3反(苗圃植用)	
23	61	造林班長	造林作業員	塩山 採石夫			二重生活	畑0.5反 山林0.5ha
24	51	造林作業員	造林作業員	高校(塩山)			二重生活	畑5反 山林5反
25	54	都県造林作業員	都県造林作業員				長女、塩山すし店員(二重生活)	畑5反 山林5反
26	44	都県造林作業員	都県造林作業員				山梨市アパート(二重生活)	畑2反 山林0.5ha
27	48	造林作業員	造林作業員				長女 塩山高校	畑1反
28	63	都県造林作業員	民宿経営	高校			長女 塩山高校7アパート住	なし
29	54	都県造林班長	造林作業員	塩山トラック運転手			娘 東京	畑3反
30	57	伐出業者	家事			父 農業		畑1反
31	55	伐出業者	家事	塩山東電社員				なし
32	34	重機オペレーター没				母 家事	次男 塩山より仕送り	畑0.5反
33	80	なし	なし				土地を別荘地として分譲	
34	67	なし	なし	土建作業員	学校給食婦			畑0.5反

一軒家を持つかアパートを借りて造林作業地を飛びまわる二重生活者が4戸あることである。一の瀬集落より塩山市街地まで車でたっぷり1時間かかることから、高校への進学はバス本数が少ないことと朝早くの便がないことよりその経済的負担に耐えつつ塩山市街へ下宿させることが行なわれている。そして塩山の高校を出た子弟はそのまま塩山市街に定着就職し離村するといったコースをたどることは他の山村でもみられる通りである。しかし一の瀬では都有林造林事業が減り、最盛期の300日就労から現在の200日就労日数が大巾に減少するにいたって、それまでの都有林造林作業専属から山梨県有林作業へも従事するものが出て来てから山村の家と市街地の家という二重生活者が登場する。つまり山梨県有林へは一の瀬から通勤出来ないゆえに、県有林の造林作業に従事する場合は塩山市街地の長男長女のアパートを拠点に通勤し、都有林の造林作業に従事するときは従来からの一の瀬にある家から通勤することになる。彼らは好きこのんで二重生活を送っているのではない、都有林水源林事業の削減にともなう雇用の場確保の動きが、かような二重生活を強いているのである。第7章で述べているごとく、一の瀬集落は過疎化の一つの対応として民宿村づくりに励んで来たが、格別これといった観光の目だまのない一の瀬では民宿経営は限界につきあたりやめるものも出て来ている。土建日雇労働者の半分はすでに離村してしまい、民宿も先行不安である。その中で都水源林造林事業への集落の維持に果す役割はかつて今も極めて大きい。しかしその都水源林事業は都水道局の天然林施業という名のもとで省力作業・労働力再生産の放棄が進められている。まさに都水源林事業における労働力の維持の放棄・流動化がこの塩山市一の瀬集落の造林労働者の二重生活を生み出しているのである。このままいけば二重生活の維持すらなしえず、離村＝集落の崩壊へと向かうであろう。都水源林事業・労務政策のあり方が問われている。

第3節 林業労働力の需給関係と存在形態

本地域における林業労働とは、造林・下刈・間伐という育林労働と立木を伐採、搬出する伐出労働である。これらの林業労働力を需要する側には、比較的大きなものとして都水源林、森林組合があり、他に山林所有者と伐出業、材木業、製材業等の木材関連資本、奥多摩町町有林が存在している。

これらの需要者に雇用される労働者は、需要者側の性格を反映して2つのグループに分けることができる。1つは、林業労働に専門的に従事し、雇用先を変えず専属的に雇用されるグループである。このグループに属するのは、都水源林の請負事業体、森林組合作業班、奥多摩町町有林で雇用されている労働者であり、山林所有者の森林管理を専属的に行っている「庄屋」もこのグループに属する。他の1つは、就労日数も少なく、他の業種例えば、製材業、農業等にも従事しており、林業労働に関しては通年的な雇用関係を持たない労働者である。いわゆる「拾い仕事」を行っている日雇い労働者層に属する。これらの林業労働者は、山林所有者、木材関連資本に雇用されている場合が多い。

本節では、以上のような林業労働者の存在形態について、労働条件、就労形態を中心に明らかにしてゆく、前述の第1グループからは、都水源林請負事業体、森林組合作業班の労働者を取り上げ、第2のグル

ープからは、山林所有者、伐出業、製材業に雇用される労働者を取り上げた。

1. 東京都水源林請負事業体の労働者

都水源林事業の内、造林作業（造林・保育、作業道管理）は全て各分区毎の地元請負事業体によって担われている。一方、林産事業は全て立木販売で行われており、埼玉県、神奈川県の業者も参加して入札が行われる。造林作業請負作業組織の成立経緯を若干たどれば、1963年までは各地元の「世話役」を通して労働者を直接に水源林事務所でも雇用していたが、それ以後は、「世話役」を作業請負契約者とする「請負人制」に切り換えて今日に到っている。

現在、請負事業体は9組織であり、その市町村別の業者扱と雇用労働者数等は、表3-14の通りである。この内、奥多摩町の有限会社「O開発」と塩山市の請負人「K氏」を事例として報告する。

表3-14 市町村別請負業者数と雇用労働者数

町 村 名	作業内容	業 者 数	雇 用 労 働 者 数 (人)		
			男 性	女 性	計
奥多摩町	土木・砂防	1	5	0	5
	造林・保育	3	28	0	28
丹波山村	造林・保育	2	13	0	13
小管村	〃	1	8	0	8
塩山市	〃	2	23	12	35
計		9	77	12	89

出典：都水源事務所からの聞きとりによる。 1984年現在

(1) 「O開発」の雇用労働者

「O開発」の代表のS氏は、1977年に父親から世話役を譲り受け、1982年に妻等と共に有限会社を設立した。S氏は、山林20ha、畑10aを所有し、民宿も経営している。

作業は都水源林からのものが大部分を占めるが、1984年には個人有山林の造林・保育作業を4件と奥多摩町有林の作業も請負い、計70haの育林作業と都水源林作業道の管理作業（草刈り）を行っている。町有林の作業は後2～3年で無くなる予定なので、余剰労働力は個人有山林の請負作業とS氏所有山林労務に振り向ける考えである。個人有山林の請負作業は今後も確保できると考えている。

雇用労働者は男性ばかり14名であり、臨時的に雇用される70代2名を除くと、平均年齢は42才である。14名中血縁関係にあるものが5名、S氏と同一部落のものが4名と、地縁・血縁の労働組織といえよう。残りの5名は中国からの帰国者で、全員兄弟である。内3名は母親が帰国した際に同行し、2名は1984年に兄弟を頼って来日した。彼らは言語障壁の小さい単純肉体労働を選択せざるを得なかったため、

単純協業的性格を持つ造林作業を選択したものである。彼らは「O開発」の雇用労働者中最も就労日数が多く、年間280日程度就労する。

労働者の平均就労日数は250日程度である。夏場の労働時間は午前6:30を定刻として、「O開発」所有のマイクロバスに乗車・出発し、現場で8時間半の作業を行い、午後7:30に帰宅というスケジュールで、拘束時間は13時間となっている。冬場は現場作業を7時間としている。

労働条件の内、賃金は日給制であり、日額9,000円～10,000円が相場とされ、月2回払いとなっている。土建賃金相場が75,000～80,000円である点からすれば、育林労働が若干賃金水準が高いとはいえ労働者の年間受取り賃金は225万円～250万円と推定される。なお、ボーナス制度はなく、盆暮にもち代程度が支給されている。

労働手段である刈払機、チェーンソー、燃料は会社持ちである。社会保険・保障については、全員が労働者災害補償保険（労災）の加入者になっており、臨時雇用労働者を除いて林業退職金共済制度（林退共）の被共済者となっている。雇用（失業）保険等の保険には加入していない。

(2) 請負人「K氏」雇用の労働者

「K氏」は塩山市一ノ瀬地区の「世話役」＝水源林造林事業請負契約者である。K氏は2班の労働組織を持っており、それぞれに7名の労働者を組織し、班毎に現場責任者を置いている。自らは出役しない。2班の内、1班の現場責任者T氏から聞き取りを行った。

この班は、男性4名、女性3名により構成されており、夫婦で雇用されているものが多い。この点は、他町村の請負作業体や林業労働組織と比較しても特徴的である。前節でみたように一ノ瀬地区は、軒先水源林といえるほどその地区面積の圧倒的部分が都水源林であり、所有耕地面積も自給程度のものである。そのため地区内の就労機会は、都水源林労務しかなく、妻も夫と共に造林労働へ従事せざるを得ないと考えられる。T氏の妻も水源林労務へ従事しており、前節指摘の二重生活において塩山市内に住居している期間は、パート労働に従事している。

就労日数は、近年まで通年就労で300日程度の就労が可能であったが、近年都水源林施業が天然施業へ変ったため、造林作業が減少し、年間200日程度の間断的な就労しか確保できなくなっている。その結果、今まではK氏より個人再請負制をとっていたものを、1984年9月よりは全員K氏の常用労働者として雇用されるようになった。「細く長く」というのがT氏の考えである。

個人再請負を行っていた当時は、通勤時間も含め、14時間労働で日額9,000円～20,000円の収入を得ていたという。機械類は全て個人持ちであった。

現在は月初め払いの日給月給制となり、日給は男性6,000円～9,000円、女性5,000円が相場とされる。女性労賃は男性の8割とされている。労働時間は減少し、午前7:00出発、午後5:00定刻着という形態で、拘束時間は10時間となった。機械等も1985年よりK氏持ちとなった。

社会保険等は、労災と林退共のみである。

以上、都水源林請負事業体に雇用されている労働者について、その労働条件、就労形態を事例的にみてきた。総じて、都水源林の事業規模の縮小にともない、造林労働への就労日数の確保が難しくなってきた。その対応として、山林所有者の「拾い仕事」を請負ったり、就労を個定的に確保するために個人再請負いをやめている。前者は、林業労働力の一層の不安定就労を強め、後者としても、早晚他の賃労働への就労を余義なくさせられると考えられる。

2. 森林組合作業班の労働者

本地域の森林組合作業班の労働者を見てゆくにあたり、巨大都市東京の労働市場の影響を最も強く受けている奥多摩町森林組合と桧原村森林組合について事例的に取り上げた。

(1) 奥多摩町森林組合の雇用労働者

奥多摩町森林組合は、本町で最大の林業労働力の雇用体であり、現在町内で最も活発な林業事体である。本組合の中心的事業は、林産、造林、加工事業である。林産（伐出生産）事業では、町内素材生産量が減少するなか、5割のシェアを維持しており、1983年度実績で3,337 m³であった。立木は町有林5割、残りは組合員所有山林から入手している。生産した原木の内、小径木は本組合の小径木加工工場加工し、並材は町内製材業者へ、優良材は埼玉県飯能市または青梅市の原木市場に出荷している。原木の販売、利用にはきめ細かく対応している。小径木加工施設は1977年に導入され、間伐材、小径木を足場丸太、アスレチック材、クイ、磨丸太等に加工することにより、付加価値を高めて販売することを目的としている。1984年度から、近年はやりのログハウス用材も加工・販売している。造林事業は、町内の都行造林地、組合員所有山林に対する造林・保育作業が中心である。1983年度実績で、新植25 ha、下刈り156 ha等、計492 haであった。近年、造林作業が減少してきており、後述するごとく、町外での草刈り等の作業で受託することで作業量を確保している。

これらの事業は、造林作業班5班、伐出作業班3班、工場労働者15名と職員7名によって担われている。作業班労働者は表3-15にみるように、造林、工場を中心に増加傾向にある。

以下、それぞれの労働条件、就労状況、班の性格について述べるなかで、この増加の持つ意味について考えてみたい。また、造林、伐出作業班の地域外就労の実態について明らかにするとともに、1983年度まで続いていた他地域からの出稼ぎ作業班についても若干触れる。

① 伐出作業班の労働者

伐出作業班は1967年に第1次林業構造改善事業を導入した際に組織されたものである。1970年には5班が組織されていたが、内3班は土建業に転換したり、廃業している。1985年より、M班7名、H班6名の2班13名の構成になっている。

M班は1985年にM班とO班が合併してできた班である。旧M班は、戦後まもなく兄弟4名で組を作り、D林業という木材業者に専属で請負伐出生産を行っていたものである。旧O班も請負伐出生産を行ってい

た。共に1967年に奥多摩森林組合の作業班となっている。H班は、都水源林の拡大造林期に、水源林の広葉材を専門に扱っていたN社というパルプ業者の下請けをする伐出業者であった。水源林の天然林施業方針への変更に伴い、1970年に作業班となった。H班の労働者は、全員丹波山村に在住しており、全員が親族であり、最若手で48才と高齢化する一方である。

表 3—15 奥多摩町森林組雇用労働者の就労状況の推移

単位：人、日

年 度		1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
労働者数	伐 出	19	17	13	12	12	13	13
	造 林	14	14	12	16	17	21	18
	工 場	12	11	11	13	11	15	15
	計	45	42	36	41	40	49	46
平均就労日数	伐 出	224	192	229	216	222	236	—
	造 林	192	213	226	188	183	196	—
	工 場	—	240	232	229	244	271	—
職 員 数		15	13	10	10	9	7	7

注：工場労働者の平均就労日数は基幹作業員のみのも
出典：奥多摩町森林組合資料

伐出作業班労働者の平均就労日数は、前掲表3—2にみるように、230日前後である。賃金は日額基準賃金が10,000円と決められているが、実際には出来高制をとっている。作業は、現場毎に班が請負い、作業見積は班長が行う。出来高賃金の請求と分配は班長が行い、自動車のガソリン代等は経費として班長が取得する。ボーナス制度はなく、その分請負単位を高めに見積ることになっている。

生産手段の内、集材機、マイクロバスは組合所有であるが、班長が集材機を購入した際には20万～30万円の補助を行う。チェーンソー、燃料は労働持ちであり、チェーンソー購入時には金額の $\frac{1}{2}$ の組合補助がある。又作業服が年1回支給される。

社会保障・保険は労災のみ全員加入である。林退共には1982年以後に労務班員となった者は加入していない。

② 造林作業班の労働者

造林作業班も第1次林構を契機として組織されたが、その際は1班のみであった。1985年時点で、Ti班6名、Tu班3名、K班4名、KG班1名、F班4名の5班18名の構成になっている。本町では女性の造林労働者がいない点で特徴的である。

Ti班は、都行造林の作業に従事していた都林務課の直庸労働組織であった。都行造林の作業を当組合が

受託するようになったため、1972年より森林組合作業班となった。班長のT氏は78才という高齢のため、ほとんど就労していない。他の2名の平均年齢は58才で、平均就労日数は約210日である。

Tu班は、町内の複数の山林所有者から造林、保育作業を請負うというかたちで、いわゆる「拾い仕事」を行っていた。森林所有所が森林組合へ作業を委託するようになったため、1978年に森林組合作業班となった。班員の平均年齢は46才で、平均就労日数は約180日である。班員の内1名は1983年に、工員から林業労働者へ転職してきており、青梅市より通勤してきている。しかし、その理由は「山が好きだから」というものであり、林業労働の労働条件が有利と判断してのことではない。

K班およびKG班は、町内の200ha規模の山林所有者に専属した労働組織であった。1950年代の造林地の手が抜けたため、1962年から森林組合の仕事も行うようになり、1980年に正式に作業班へ編入された。平均年齢は47才で、前記の森林所有者山林の仕事を中心に行っているため、平均就労日数は約150日と短い。

F班は、自営林業に加え「拾い仕事」を行っていた者1名と、山林所有所に1人ずつ専属していた労働者4名が、近年の木材価格の低迷と造林の手控え傾向のなかで、賃労働者化また就労日数の減少のため、組を作って森林組合作業班化したものである。そのため、本地域の林業労働組織には珍らしく地縁・血縁関係がない。また、森林組合作業班に参加したのは1980年であり、5班中最も新しい。現在の班員4名中2名は1983年に参加してきている。このことは、近年の林業危機が林業労働者に与える影響を端的に示している。平均年齢60才、平均就労日数約180日である。

造林作業班労働者の労働条件は伐出班の労働者と同じである。異なるのは、作業内容によって出来高単価が細かく決められていることである。例えば造林では植栽苗一本に付き60円であり、1日に一人当たり250本～300本の植付けが可能であるため、日額賃金は15,000～18,000円となる。他の作業の基準日給を参考までにあげておけば、技打ち8,500円、下刈り8,500円(手鎌)9,500円(機械持)、地ごしらえ9,000～10,000円となっている。

ここで、1983年まで続いていた秋田県からの出稼造林作業班について触れておく。他地域からの造林労働者の雇用は、1969年より始まったもので、秋田県の鷹の巣森林組合、鹿角森林組合の作業班に固定化したのは1974年からである。労働者の斡旋は東京都林務課を通して公式に行われ、奥多摩町森林組合は、片道旅費と宿舎の維持管理費を負担し、相手組合には事業費の3%を手数料として支払うという形式で行われた。期間は、東北の冬季余剰労働力の活用ということで、1月初から3月末までであった。作業程は、地ごしらえ、除間伐、パルプ材伐採が主であった。出稼労働者数は最も多い1978年で29名、近年は15～18名であった。労賃は基準日額が決まっていたが、実際は請負制であり、食費、水光熱費等以外は手渡さず、一括して相手森組に送金する方式をとっていた。(奥多摩方式ともいわれた。)1984年度より、出稼労働者の雇用をやめた理由は事業量の確保ができなかったとのことである。全体的な事業量の減少もさることながら、地元林業労働者の雇用の場の確保＝維持が重要な点であったと思われる。

③ 工場労働者

工場労働者は、男性11名、女性4名の計15名である。ほとんどが奥多摩町の中心である氷川集落に住居しており、耕地所有も平均5a未満であり、土地持労働者とみてよい。

就労日数は平均237日で、男性労働者の基幹的部分は270日以上就労する。就労形態は8時30分出勤、5時退出という形態で、普通の工場労働者と変りがなく、交代制もない。

賃金は、男性は日給月給、女性は時間給の月メめである。日額賃金は5,000円～7,500円まで能力によって決定される。時間給は600円である。他に3ヶ月(90日)以上就労した者には15日分のボーナスが年2回支給される。

社会保障・保険は、全員に労災がかけられ、林退共は1977年までに採用していた者のみにかけている。作業班労働者と異なるのは、女性、臨時労働者を除く10名に、雇用保険、健康保険、農林年金がかけられていることで、これは、職員と同じ条件である。

④ 地域外就労の実態

奥多摩森林組合では、事業量を確保し、作業班を維持するために、積極的に地域外就労を行っている。その作業種は多様であり、高速道路の草刈り、宅地造成の際の伐採、河川敷の草刈り、植木堀り、シイタケ用原木伐採、造園から本来的な造林、下刈り、伐出等も地域外で行っている。表3-16は近年3年間の地域外就労の実態についてみたものである。

表3-16 奥多摩町森林組合作業班の地域外就労の実態

年 度		1982	1983	1984
総就労日数		438.5	452.5	647.5
班 数	造 林	—	5	5
	伐 出		3	3
代 表 的 作 業 種		—	伐 採、草 刈 造 林、下 刈	植木堀り、伐採 草 刈、造 林
就 労 地 域	市町村数	—	2区8市	1区6市3町
	就労日数の多かつた市町村名	—	町田市、川越市 青梅市、横浜市 上福岡市、田園調布市	所沢市、青梅市 日の出町、小手指市 川越市、大宮市

出典：奥多摩町森林組合による聞き取り

この表からも解かるように、地域外就労はすべての作業班が参加しており、平均して1労働者当たり、1983年で1 3.3日、1984年には2 0.9日の地域外就労を行っている。1984年についてみると、最も多く地域外就労をしている0班は一人平均3 4日就労し、その全就労日数に占める割合は1 4%である。作業班平均では就労日の1割程度を地域外就労が占めている。先にその作業種の多様な点に触れたが、就労地域も広く、横浜市から大宮市までに広がっており、宅地造成の行われている地域が多いが、作業班を使用する側の条件によって職種、地域は決定されているといえよう。

先にみたように、奥多摩町内での事業量が確保できず、出稼ぎ労働者を切り捨てざるを得ない状況の下で、地域外への積極的に出てゆかざるを得ないということは、林業生活活動の停滞、林業の危機的状況を就労面から示しているといえよう。

(2) 檜原村森林組合の雇用労働者

檜原村森林組合は、伐出作業班1班、造林作業班5班を組織し、計17名の林業労働者と2名の清掃作業員を雇用している。他に、常勤職員4名も雇用する。近年の基幹的作業班員数にはほとんど変化がない。檜原村では山林所有者が林業労働者を個々雇用しており、最大のもので11名の林業労働者を雇用する。この点、林業労働者が森林組合に再編されつつある奥多摩町とは異なる。

本組合の事業内容の内、林産事業は村内の個人有山林からのものがほとんどであり、造林事業はその7割を都有林に依存している。両事業とも、村内シェアは高いとはいえない。他に、1980年より檜原村からゴミ収集の清掃事業を受託して行っている。組合としては、年間事業量確保と村内公的事業体として村行政に一定の役割を果たしている点で意義があると考えている。以下、これらの事業に従事している労働者について、作業班の性格、労働条件、就労状況を見てゆく。

① 伐出作業班(K班)の労働者

K班は、本組合が1967年に第一次林業構造改善事業を導入した際に、それまで「木屋師」と呼ばれていた製材業者専属の伐出労働者と零細な伐出業者2組が合同して、森林組合作業班となった。班員5名中、元伐出業者4名は2名づつ血縁関係にあり、血縁的労働組織の性格を持った労働組織である。

就労日数は表3-17にみるように平均200日であり、全員50才台である。賃金は日給制であり、班長が各人の就労日数を月2回、組合へ報告する。賃金の支払いは、月初めと中日に明細書を付したものが、班長を通して手渡される。日給は9,000円であり、他に就労日数に500円を乗じたものがボーナスとして、年末に支給される。年収としてみると、180万円～220万円と考えられる。手当としては自動車運転手当(日額500円)、班長手当(電話代程度)がある。

労働手段のうち、集材機、チェーンソー、マイクロバスは組合所有を使用している。社会保障・保険は、労災、林退共のみである。

表 3—17 桧原村森林組合雇用労働者の就労状況の推移

単位：人，日

年 度		1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
労働者数	伐 出	5	6	7	7	6	5	5
	造 林	11	12	12	12	10	13	13
	清 掃	—	—	2	2	2	2	2
	計	16	18	20	20	18	20	20
平均就労日数	伐 出	253	186	179	185	188	173	208
	造 林	253	225	190	213	197	188	197
	清 掃	—	—	297	297	298	275	275
職 員 数		3	4	4	4	4	4	4

出典：桧原村森林組合資料

② 造林作業班の労働者

造林作業班は5班あるが、労働者数は女性1名を含み合計13名であり、非常に規模の小さい班構成となっている点が特徴的である。これらの労働者は、元都有林直属の労働者がほとんどである。彼らは、都有林が1966年に機構改革を行った際に、桧原村に所在していた都有林の保育・管理が桧原村森林組合に委託されることとなったため、当組合に雇用されるようになった。当組合の造林労働者は49才以下が6名を占め、多摩川上流地域の林業労働者集団のなかでは最も平均年齢が低い。また最近5年間に4名の新規参入があった。

賃金形態、社会保障については、伐出作業班と同様である。日給は、男性8,500円、女性4,500円となっている。平均就労日数は190日前後であり、年収は男性で180万円程度と考えられる。

機械のうち、チェーンソーは組合所有を使用するが、刈払機は労働者所有で、組合からは替歯(年3まい)の支給にとどまる。

③ 清掃作業員

本組合は、前述のようにゴミ収集作業を村より委託されている。そのため専従作業員2名を新規に雇用し、平日週4日の勤務をさせている。金、土曜は造林班の労働者を就労させている。清掃事業は、年間を通し継続的に行なえる仕事のため、清掃作業専従作業員は月給制としており、社会保障・保険も労災、林退共だけでなく、雇用保険、健康保険、農林年金に加入、適用を受けている。つまり、森林組合の職員並みの待遇となっている。

(3) 小括

以上のように森林組合が雇用する林業労働者について見てくると、特徴的な点は、組合が林業関連事業量の減少の中で、作業班維持のために林業以外の事業も行っている点である。森林組合が森林所有者の協同組合組織であることからしても、林業労働力を内部留保できない中小山林所有者のために労働組織を持つことは、政策的にも推進されたところである。作業班に組織された林業労働力を、後に見るような山林所有者が雇用する日雇い労働者のように、雇用側の都合で切り離しすることは、森林組合の協同組合的性格からいって難しいと考えられる。第2には、今まで林業労働者を雇用していた比較的大規模な山林所有者も、労働力の切離しをしつつあり、その受け入れ先を森林組合に求めている点である。山林所有者側としては、組合に手数料を払っても、通年雇用するための事業量確保に比較すれば、有利になってきていると考えられる。森林組合作業班が解雇された林業労働者の貯水池化しているといえよう。第3には、労働条件が他と比較して上位にあるわけではなく、長期就労が可能な点のみが有利なことである。しかし、他の業種と比較すると就労の不安定性は明らかである。

3. 山林所有者、伐出業者等の雇用労働者

ここでは、山林所有者（山林地主）、伐出業者、製材業者の雇用する林業労働者の就労形態と労働条件を中心に、本地域の林業労働組織の変化について事例的に明らかにしたい。加えて、自営林家の就業状態についても事例報告を行う。

(1) O家の雇用林業労働者

O家は青梅市の古くからの造酒屋であり、現当主で17代目という。酒造業の他に、有限会社O林業という製材工場、倉庫業、ドライブインレストランを経営している。山林は主に明治末から大正期にかけて集積したもので、現在O市、T村など4市町村にわたって180haを所有している。一部は「O林業」所有とし、労働者の退職金積立での代りとしている。所有山林の95%が人工林であり、昭和30年代に造林されたものが40%を占める。伐採は年間2~3haを行っている。「O林業」は1937年に、協同組合O林産として発足し、伐出業を中心として運営されていたが、1958年よりO家が経営することとなり、製材業へ転換した。工場では7名の労働者を雇用し、近年は自家山林からの木材を中心に製材している。

O家の雇用する林業労働者は、自家山林の造林・保育・伐採を行わせるためのもので、5名程度を雇用している。年齢構成は40代1名、50代2名、60代2名となっている。40代の労働者F氏は、いわゆる「庄屋」であり、造林・保育を中心としながら、伐採までの山の管理を労働者を指揮監督しながら一貫して行う。F氏は、常雇の月給制である。8~10月は主に伐出生産に従事しているが、他町村のO家山林の造林保育作業の監督へも出かけてゆく。年間を通して林業労働に従業するほか、製材工場で働くことによって通年就労を可能としている。他の4名は日給月給制の日雇いであり、造林・保育労働に年間200日程度就労する。うち2名は冬期に杜氏として就労することにより、年間300日就労を確保して

いる。他の2名は、冬期には土木作業に従業する。社会保険は、全員に労災がかけられ、F氏は中小企業退職金共済(中退共)、他は林退共の適用を受けている。

(2) Y家の雇用林業労働者

Y家は、前述のO家とともにM地区の御三家と呼ばれる山林地主であり、約300haの山林を所有する。人工林率は80%で、戦後造林地が主であるが、年間2ha程度の伐採を行っている。所有山林面積の $\frac{2}{3}$ がO町にあり、O町森林組合に作業委託を行っている。残りの $\frac{1}{3}$ がO市とH町にあり、この山林の保育管理については、自らの労働組織で行う。

Y家は、戦前において手広く木材業を営んでおり、伐出生産、筏による木材輸送、製材を行っていた。その頃の労働組織は、「元締め(又は手代)―庄屋―小庄屋(飯台)―人夫(又は日庸)」となっていた。林業労働を実際に担っていた人夫は10~20人で組を作り、最盛期には30組もあったという。この組の出納係が「飯台」であり、組を組織して作業を請負う責任者が「小庄屋」であった。「小庄屋」は人夫調達を主な任務としていた。「庄屋」はこれらの組を統括し、労務監督を担当していた。「元締め」は、本来は山林所有者自身を指すが、立木の買い入れから丸太、製材品の販売を担当する「手代」が、造林・保育管理までを担当し、山林地主の経営全体を統括した場合には元締めと呼ばれていた。Y家では、昭和初期の最盛期には800人もの人夫を使用していたという。このような形態で雇用される林業労働者は、1963年の東京オリンピックを境に急激し、製材業、伐出生産業、運送業等の自営業者や水源林請負事業体へ分解、独立化していった。

現在は、57才のS氏が「庄屋」である。S氏は、当初Y家の製材工場へ勤めたが、1948年から造林担当の「庄屋」となり現在にいたっている。S氏は、造林・保育作業の労働力調達と現場作業を中心に、伐採の際には立合って採材木の指定を行うこともある。1985年からは、従来中心であった立木販売を立木価格が低いために中止し、S氏自らが労働力を調達し伐出生産を行うこととなった。他に、Y家の農作業へも30日程度従事しており、通年就労を確保し、月給制となっている。労災に加入している。

1985年の雇用林業労働者数は3名であった。うち2名は組を作って「拾い仕事」をする伐出生産業者であるが、造林・保育作業にも従事している。他の1名は、O市の高齢者事業団の斡旋で雇用したものである。3名とも近隣に居住しており、Y氏談ではアルバイト的に雇用しているという。就労日数は60~150日で日給制で、日額8,000~8,500円であった。社会保険は、一応自営業者であったり、高齢ということで労災もかけていない。前2名は農地所有は全くなく、完全な賃労働者と考えられる。

(3) 伐出生産業者O氏の雇用労働者

O氏は、O市森林組合製材工場勤務を経て、1978年に木材業者登録を取り、現在は立木買い専門の伐出生産業者である。また、O市より御岳山の遊歩道管理作業(草刈り)も請負っている。資本装備は、ジープ、トラックであり、集材機は材木屋から石当りで賃借している。年間の生産量は3,000~5,000 m^3 で、

原木は飯能市及び青梅市の原木専門の材木屋に出荷する。

林業労働者として雇用するものは、同じ集落内の農家3名と、製材工場の伐出労働者3名であり、両者とも日給制で雇用する。両者それぞれ組を作っており、この3名というのは集材機を使用する際の最低必要な人数だということである。前者は伐出労働だけでなく、個人有山林の造林労働にも就労し、かつ若干の自家農業へも従事するという典型的な「拾い仕事」を行う林業労働者といえる。彼らは、年間70～80日雇用されている。後者の雇用日数は年50～60日である。賃金は、機械(チェーンソー)持ちで日額13,000～15,000円である。草刈りの場合は、やはり機械(草刈機)持ちで8,000～10,000円である。労災は、有期事業の形で年間を通して、2～3人分をかけてある。他の社会保険・保障制度には加入していない。

(4) 自営林家A氏と林業労働

A氏は、1965年にO町N地区からO市へ住居を移した森林所有者である。所有山林は奥多摩町の最奥地区であるN地区に所在している。A氏は、ほとんど毎日その所有山林へ出かけて、造林・保育から伐採・搬出までの一貫経営を行っている、いわば、通勤林家家と言えよう。

A氏の所有山林面積は台帳面積で54haであり、先代が昭和20年代に倍加させたものである。人工林化は、炭を焼かせた後に造林するという形で昭和30年代に行き、現在の人工林率は60%であり、20年生が4分の1を占める。伐期は40～50年で、年1.5～2ha(ha当り3,000m²)の伐採を行っている。原木は、主にH町の原木業者へ出荷し、優良材のみ飯能市場へ出荷する。資本装備は、集材機一式2tトラック、チェーンソー、草刈機と一貫経営にふさわしい装備である。

林業労働力は、昭和30年代まで「元締め一庄屋一お日庸」という形態で確保していたが、徐々に減り、現在はA氏と奥さんが労働力の中心を担っている。造林については、分家で元「庄屋」のA氏がO町森林組作業班(F班)にいるため、O町森組に委託することもあるが、近年は自家労働力で行うことが多い。木材搬出の際の架線架設作業のみ、O町森組の伐出作業班を雇用する。1984年は50人日の雇用であった。架線は石当り400円でO森組所有のものを賃貸している。社会保険としては労災を雇用労働者全員にかけており、A氏も加入している。

山林労働の悩みとしては、所有山林がO町N地区の有名行楽地へ通じる道路周辺にあるため、行楽シーズン、特に夏、秋は交通渋滞がひどく、帰宅が午後9時を過ぎることもあること。架線架設の際の安全義務が観光地への道路ぞいでは厳しいことを挙げている。加えて、モミ等の盗伐、盗掘が行われる点についても問題としていた。

(5) 小 括

以上のように、山林所有者、伐出業者の雇用する林業労働者について、聞き取り調査を中心に事例的にみてきた。特徴的なことは個人有山林の管理者である「庄屋」以外は通年的に雇用される林業労働者はな

く、間断的で不安定な就労を余義なくされている。このような不安定就労労働者は、林業労働だけでなく、自家農業、土建業等に就労することにより、労働力の再生産をはかっている。ここに「拾い仕事」という言葉に象徴される農村不安定就労層の存在をみることができる。第2に、雇用者側も不安定就労労働者を積極的利用しながら、老齢等を理由に通年就労化の努力をしていない。その背景には、木材不況のなかで山林経営等を積極的に展開できないことと、資本の零細性が存在している。このような状況のもとでは、林業労働者の世代的再生産を展望することは難しいといえよう。

第4章 水源林の経営管理構造

—— 沈滞する林業と山地崩壊 ——

第1節 山と人の関係と森林資源の現況

1. 山と人のかかわり

徳川開幕(1603年)以来、江戸の人口は急増した。神田上水はそれ以前の天正18年(1590年)すでに開鑿され、赤坂の溜池の水も併用されていたが、これらの武蔵野の「ハケ」からの湧水では、人口急増にはとても追いつかない。地方から出府した武士は、水の少なさと汚さに慌てて井戸を掘る始末であった。この事態を前にして、江戸の水源として多摩川に着目したのは、三代將軍家光であった。その玉川上水が完成したのは、四代將軍の承応3年(1654年)、江戸開府以来半世紀を経てからのことである。その後つぎつぎに、三田とか千川の分水工事が進められ、江戸もなんとか水の飢饉と汚濁から救われた。その後約3世紀の間、江戸そして東京は、多摩川を水源として利用してきた。だが決して安心したものではなかった。明治初期下町の庶民は毎日水売りの水に世話になる状態であった。高度成長期に、東京は激増した水利用に対し、主な水源を利根川にゆづったが、多摩川が今日の首都の重要な水源であることにかわりはない。

山梨県塩山市の笠取山の明るい斜面にある「水干」(ミズヒ)を河源とする多摩川本流は、甲州武田氏開発による黒川金山にまつわる秘話の現場オイラン淵で、柳沢川を合流して丹波川となる。東に流下し県境を越え、大菩薩峠から流れる小管川とともに、「湖底の村」の悲劇をたたえる奥多摩湖に流入する。ここを出て多摩川と称され、東京都桧原村から流下する支流の秋川水系と昭島市附近で合流したうえで、立川・府中・調布・狛江・川崎という人口密集都市を貫流して、東京湾にそそぐ。全長は諸説あるが、1235kmである(都水道局調)。

この多摩川の保水庫の役目をはたす森林のうち、玉川上水取入口の羽村附近の、一帯に残っていた平地林は、現在ではほとんどなくなっている。明治から首都となった東京では、「ハケ」の水源であった平坦部一面の平地林が、例えば江戸期の「四谷丸太」の産地が消えたように、急激に減少していった。こうして今日の多摩川の水源地となっているのは、一部を除いて、平坦部が急に山岳にかわる御岳山から西へ塩山までに、都有的「水源地」と、民間所有の私有林とに二分別されて存在している。

この森林帯の北辺は、標高2,000mで関東山地の屋根を構成している。西辺および南辺の山々は1,500m、東辺をなす御岳山などは約1,000mである。この四辺に囲まれ、東西に長い四角形が多摩川水系の源流地帯であり、同時に秩父多摩国立公園に編入されている。その内部は、1,000m、1,500m級の山々が尾根をなし、山々の間の谷はV字型の峡谷となり、谷の深さ、山肌の急峻さでは、日本でも有数の所である。東の県境に位置する山梨県の丹波山村・小管村の中心集落の標高はほぼ650mの高さにあり、一番高所の民家は塩山市三之瀬にある。その標高は1,250mである。秋川の河源である桧原村の最奥の標高1,000

m 附近の民家からは、晴れた夜、東京新宿のきれいな夜景がみえる。冬は雪こそ少ないが、都水源林事務所がある塩山市落合では、零下20度の、札幌とちがわない極寒を記録している。江戸期の1814年発行『甲斐国志』には、「朝に日影山峰にささへて遅く暮には山間に入事早し、霧多く」と、35度前後の陰しい南・北の斜面にはさまれたこの地の、日照の少なさが記されている。そして霧は深い。

前述のように、多摩川水源林は都の「水源林」と、民間の私有林に二大別されて構成されているが、都有比率が多いか、全くの私有であるかは、森林経営の性格の差によって、その土地の山と人のかかわりを深く左右する。ここでは、市町村別森林面積に対し都有比率が67%と最高である丹波山村について、まず山と人のかかわりを概観したい。それというのも、戦後とくに昭和30・40年代に森林利用が、スギ・ヒノキを育成する人工林化に特化してしまっ、森林と人との交流が、この3分の1世紀の間に人工林育成の生産的活動のみに限られ、時とともに生活手段が高度化するなかで、それ以前の山と人の深い関係が切断されたからである。時代錯誤的・牧歌的に考えようとするのではないが、特化した人工林利用の反省期である現在、森林の国土保全的機能を守るためにも、山をどう総合的に利用し、そこに住民が安心して定着できるかを考えるためにも、山を全体的に利用していた時代の姿をふりかえってみても無駄ではあるまい。

オンライン湖の悲劇は、甲斐武田の黒川金山開発を幕府方に秘匿するために起った。塩山からここ丹波山村を通り江戸に向う甲州裏街道が険嶮なままに放置されたのも、当時の土木技術の低水準もさることながら、この金山開発が知られなくなかったためであろう。こうして丹波山村は、鉱山宿あるいは小さな宿場として形成された。塩山からこの村へは、標高約2,000m、上り下り26km、頂上附近は荷を運ぶ牛も通れないほど細く険しい山道であった。いったん丹波川に降りて再び、奥多摩湖として水没した鴨沢集落までの12kmと、鴨沢から青梅までのほとんどが屋根道で、山側の上方をみると茅屋が点在し、そのような自然集落が数十もあった。数戸の小さな宿場や集落は、丹波川沿いの河岸段丘の上に段階状に、支流の奥地では湧水地を見つけて、わずかな傾斜地を切り開いて形成されてきた。村役人は名主のほか、年寄、百姓代23人によって構成されていたが、各集落はこのような自然条件によって独立性を保っていたという。

江戸期のこの林野は天領であった。禁伐区もあったが、住民の入会も認められていた。それが明治に入って官有地に編入され御料林となった。入会の代償としての山の保護は、村民に重い負担を負わせていた。盛夏の、生業にも支障があるほどの出役の命令、森の下側一帯に広がる茅野の、年2回の藪刈り・下刈り・技落し、晩秋から春半までの野火除けのための昼夜の見廻り。住民はわずかな耕地と、入会林からの製炭原木の私下げや焼畑耕作あるいは山菜や生活用具の原料供給を受けて、生活していた。厳重な住民の保護育成によって、森林はうっそうと繁茂していた。

明治に入り、当初の西南戦などの度々の内戦と官林私下げなどにみられる林政喪失、それに加えるに林野の官民有区分の強制によって、それまでの林野制度への農民の不満が一挙に爆発した。とくに官民有区分確定までの数年間住民の入会権行使が停止されたこともあって、住民の反発も激しく、官有林に対する

乱伐・盗伐・放火等がくり返され、森林は荒廃に荒廃を重ねた（明治34年東京府が水源林経営を開始してから十数年たった大正期でも、その惨状は、東京都水道局が昭和57年に発刊した『水源林80年のあゆみ』の写真にみられる通りである）。明治22年御料林に編入された頃の村内の山々は、上方に森林が、下方の斜面には茅が一面に生い茂っていた。丹波天平（タバテンデーロ）や高尾天平（タカオデンデーロ）の台地も、共有の茅刈り場であった。この共同茅刈り場からは屋根用や炭使用の茅が、入込み規約によって刈り取られた。屋根葺き替え作業は共同作業であった。26年頃になると、山梨県萩原山やここ丹波山村、それに奥多摩町の日原川流域などを中心に、無立木地や崩壊地が生じ、水源確保上憂慮される状態が年を追って悪化していった。

御料林編入の年（明治22年）に、村は入会地の払戻要求を提出し、その結果、丹波天平を含む集落に近い827haが、当時の金として大金だった300円で払戻され、官有地に対する入会権も永世の権として認められた。明治30年代に入っても、森林資源の荒廃は進んだ。東京府は、水源かん養上支障が起ることを理由に、34年に宮内省に対し御料林194haを村に払下げるよう要請した。そのかわり村に対しては入会権放棄を要求し、その補償として特売制度を約束した。同時に附帯条件として、村内での林業事業には住民雇用が約束された。これらは翌年から履行されたが、45年に東京府から東京市に移管され、市は伐採地の奥地化にともなう搬出困難を理由に、特売制度の不履行を始めた。これは、炭焼きで生計を立てていた丹波山村住民を直撃した。折渉の結果をついでに述べておけば、25年もたった昭和10年になって、特売制度はようやく復活した。そしてこの制度は、戦後の昭和28年には、木材という現物から交付金制度へ姿をかえた。

このように、明治から昭和初にかけて、林野率95%という全くの山だけのこの村の70%近くの林野に対し、それまであった入会の慣行は極めて制限されてしまった。これは住民の権利としての森林利用を、時の絶対主義的林政が放棄させてきた歴史でもあり、入会を狭い村有の共有地におし込めるものでもあった。この点は、同じ水源林地帯であっても、桧原村などの私有林地域とは、林野利用上根本的に違う点であった。

林野利用の制限のなかで、農民は一層耕作にはげまねばならない。集落の背後地の慢性地すべり地は、畑地として利用された。畑地の少ないこの土地では、幕末から焼畑耕作も盛んとなり、その跡地が常畑となる場合もあった。こうして耕地は、懸命に確保された。だがこの焼畑は、森林荒廃と相乗して、河川荒廃を引き起す原因ともなっていた。多摩川等幾多の河川を実地踏査した政府御雇技師オランダ人デレーケは、明治24年「水源涵養法施工緊急ノ注意」を時の土木局長に送付し、その対策の1つに焼畑防止をあげている。

焼畑には、アワ・ヒエ・ソバ・アヅキなどが作付され、多い家では1haも実施され、それは夏の仕事であった。自営地の少ない農家は、他人の山を借りたり、集落内で話し合っって共有地を借りて焼畑をおこなった。明治末になると、養蚕・製炭の進展により焼畑は減少するが、戦後一時復活し、昭和25年には20戸が実施していた記録が残されている。

畑地・常畑からは主・副食用として、大麦・アワ・キビ・アカモロコシ・トウモロコシ・ソバ・大豆・インゲン豆などが穫られた。

明治期に盛んであったのは、焼畑耕作とともに狩猟であった。「コモノウチ」すなわち野鳥などの狩りは、日帰りで集落に近いところで、個人でおこなわれた。これに対し熊や鹿を対象とする「オオモノウチ」は、集団的にほぼ専門的な人によっておこなわれていた。これも広大な山を利用した現金稼ぎの一つであった。親方が数人を統率して、山小屋に山泊を重ね、狩りがおこなわれた。集落別に3グループがあった。火縄銃がもちいられ、火縄には乾いた杉皮が使用された。村田銃が使われるようになったのは、明治末である。収穫された肉は、村内で売却され、余った肉や毛皮は村内の仲買人に引き取られた。分配は、収穫のあった場合の参加人数と参加日数から計算した平等割であった。肉の一部は、酒持参の近所の人を入れての宴会（オヒマチ）に供され、少ない楽しみの一つになっていた。

徳川期からの林野制度の変革とともに、明治に入って大正期まで、この村に大きな影響を与えたのが、甲州裏街道の改修であった。これによって難所の大菩薩峠を通らずに、現在のように丹波川沿いに青梅街道が開鑿され、落合・藤尾などの集落も新しく形成され、塩山方面への交易は駄馬によって著るしく改善された。これによって、丹波山からは木炭や藪などが塩山に、塩山からは米・酒・日用品が丹波山に運ばれ、行商人も増加して薬・小間物・衣類・食料が丹波山村に運ばれるようになった。こうして丹波山村の自給的生産は漸次商品化されてゆく。鴨沢から氷川への屋根道も、多摩川沿いの現在の中腹道に改修された。昭和の初めの頃には、交易も塩山方面から氷川方面へかわり、鴨沢を中継点とする馬方の数も、塩山へ3・4人、氷川へ10人ほどになっていた。

自給色の強かった明治期、衣料について木綿に関する記録は見当たらない。フジなどの植物繊維を糸にして地織機で織り上げた「タホ」（太布・栲布・藤衣）が用いられた。履き物は、フジ蔓の皮・トウモロコシの皮・竹の皮・カラムシの茎の皮が織られて、日常使われていた。炭俵や屋根材に使われた茅などとともに、日常生活にとって山は欠かせぬ材料供給地でもあったのである。

道路改修の進展によって、大正期のこの村の主要な事業は製炭・養蚕それにコンニャクの商品生産が中心となった。他面で、焼畑・狩猟は減少する。だが、商品化は後述の松原村よりずっと遅れて展開した。

製炭は、男の冬の、10月末から3月末までの約半年間の主要な仕事であった。製炭従事者は概して持山がないか少ない人で、地主・村有林・東京市有林から、原料を求めた。積雪の少ない土地柄であったことにもより、この村を炭焼きの村とした。この炭は、大正期になると白炭を中心に、大消費地東京向けとなった。昭和5年からの小河内ダム工事（完成は32年）の附帯工事として、その当時も難所であった奥多摩湖畔の道路の拡幅もされ、トラックの交通も可能となって、氷川・青梅方面への交易は飛躍的に高まった。以後黒炭を中心に、製炭の増産も拡大した。

炭焼きが男の冬の仕事とすれば、養蚕は夏の女の仕事であった。子供も手伝った。この養蚕で最も若労したのは、桑畑が少いため山桑を補充しなければならないことによる、山桑栽培であった。山桑は、山を開墾し桑苗を植えて約5年で桑が摘める。その山桑は、傾斜地にあり、葉を取りに行くのも大変苦しい仕

事で、それは男の仕事であった。明治末本格化したこの養蚕は、大正11年農家の81%の255戸が従事する盛期をむかえた。この頃、馬や人の背で甲府や八王子に出荷され、蚕紙は信州や秩父などの業者から購入していた。

大正期になると、この屑繭や大繭あるいは玉繭を「うち使い」として、糸を紡ぎ布を織り着物を仕立てるのは、女の重要な仕事となった。糸を先に染めて織られたものが普段着となり、布を織って染めたものが晴着となった。

染料は、黒色がオニグルミの根、茶色がオニグルミの皮、黄色はキハダの樹皮、紫色はアズマの実、赤色はアカガワの樹皮から取ったもので、衣料生活が山と不可分に結びついていた。

ついでに述べておけば、昭和に入ると染料は化学染料のミヤコゾメに取ってかわられ、下着・婦人服・紳士服・呉服が青梅から入るようになり、山との関係が深かった自家製織物も漸次消滅していった。また、大麦などの主食に米が1〜2割混ぜられるようになったのは大正末で、米だけが主食となったのは戦時の配給制実施からであった。履き物も大正期にゴム靴が、大正末期には地下足袋が使われるようになり、それまでの自家製草履も漸次減少してきた。現在でも山の中には、食用野生植物（例えば、タラの芽、ウド、ワラビなど）が40種以上存在し、胃腸薬としてのセンブリなど薬用植物も20種以上がみられる。大正末まで、これら野生植物は、無医村のこの村で、病や傷に重要な役割をはたしたし、センブリや製紙原料となったカズのように換金されたものもあったが、青梅からの売薬や食料品の行商によって、それらの採取も漸減してゆく。明治末からの人工植林の進展は、マツタケ・マイタケ・シメジなどの自生地を減少させてきた。そして昭和になると、農家の子供は、女は製糸工場や呉服問屋へ、男は丁稚奉公に、それぞれ塩山・大月・甲府・青梅・八王子・五日市などへ就職していった。若者離村の始まりである。

換金作物の1つであったコンニャク作りは、大正期が盛期であった。古くはコウゾの間作として作られていたが、大正初めに荒粉製造法が伝えられ、出荷が可能となり作付が増加したものである。この村の一般的なコンニャク作は、日向の土地に4〜5年間植えたまゝにしておく自然玉（ジネンジョウ）作りの粗放な栽培法である。霜に弱いので霜害が地中に及ばないために、日向に作付けするが、乾燥をきらうので夏期には刈草を敷き込まねばならない。この労働もつらく男の仕事であった。女は雑草取りか収穫を手伝う程度であった。そして、敷草の量も多く、作付面積より草刈面積の方が広い必要があった。

こうして、製炭・養蚕・コンニャク作は、戦時中一時沈滞するが、ほぼ昭和30年代までの百年間の主業となってきた。製炭は昭和30年頃を、養蚕は25年から35年の間に、消える直前のろうそくの光が明るくなるように、共に最盛期をむかえ、コンニャク作は現在民宿用に供されているものの、農家の一つの換金作物となっていたのは、やはり30年代までであった。

男は、冬期の半年間の炭焼きと、夏のコンニャク作りと桑畑管理、女は夏の養蚕。それがこの村の、今から20年前の姿であった。それらは、日常生活をふくみ、山との深いかかわりのなかで営まれていたのである。

次に、多摩川支流である秋川水系の河源の村にあたる、桧原村の山と人の交流について述べてみよう。この村の最近（1980年センサス）の森林台帳面積9,756haのうち、都有林は9.6%、私有林は89.7%で、私有林比率が圧倒的に多い。これは同じ多摩川の水源地域のうち、都有林比率が70%近くある前記丹波山村と、全く異なる森林利用の形態を示すものとなる。

桧原村は、その昔、丹波山村と同様に、天領であった。これは、甲州からの江戸防衛上の要衝地であったことと、江戸の都市化のための天然の良材の産地であったからである。村の西端にある1,582mの三頭山など、村の四周の5カ所の山々のうち計324haを「御林山」と指定し、幕府は江戸の手近な備蓄林とした。御林山の下側は一面の茅生地であり、原生林も一帯に広がっていた。樹種は、モミ・ツガ・クリなどの大木と、ヒノキも多少あった。御林山は、明治期に御料林となったが、不要林地として、一部20haが村に、他の大部分が東京府に払下げられた。御林山以外は雑木の多い、入会共有地であった。御林山の保護は村の義務であり、それは丹波山村と同様、過酷なものであった。

桧原村は、現在でも、島を除いて都内に存在する唯一の村である。西端の三頭山から南東の生藤山（991m）への稜線である笹尾根を底辺として、村はほぼ正三角形をなし、頂点は1,267mの大岳山となり、丹波山村より全体としては低いものの、東京都近郊としては稀れな山岳村である。村内には、西から東に、北秋川（北谷）と南秋川（南谷）が流れ、それらは東部の中心集落本宿で合流し、以後東へ、五日市町に秋川として流下する。北谷・南谷にはさまれ、戦後も自転車道として利用され、その昔し五日市から大菩薩峠に向かう甲州裏街道の中道であった浅間尾根が、ほぼ標高1,000mの高さで東西に走っている。その他にも草刈りだけで人が通れる尾根道が幾つもあり、またとくに丹波山村とちがう点は橋梁が江戸末期に、東部に6つ、北谷に8つ、南谷に12もあったことである。このことは、村内の交通路の発達を示すと同時に、村の財政負担がそれだけ大きいことを示すものであった。集落は最近では谷沿いの車道に沿うようになったが、昔しは高所にも散在していた。現在でも倉掛集落の1,000m近い所に数十戸が散在している。こうして、耕地も傾面に切り開られ、村面積約1万haの1.7%と少なく、日照時間も少ない。このような自然条件は、丹波山村がより高地で遠隔地にある以外、この二村でも大きな差異はない。山岳村地帯の場合、問題は林野所有構造にある。私有林のこの村での、山と人の交流はどうであったか。

まず、衣食住について述べておこう。昭和初期までのことである。後述のように商品生産化の展開が早かったこの村では、五日市とはもちろん、八王子・青梅・上野原との交流も多く、日用品購入も早い。行商も来た。布地は木綿が主であり、絹・麻・タホも使用された。絹は自家用繭には玉繭・屑繭が当てられ、麻は明治初年まで栽培されていた。タホは、丹波山村と同様フジ（真藤）が主に用いられ、織られて狐や山仕事着に用いられていた。履き物は一般に、草履や草鞋が使用されていたが、これらは弱く数日間しか使用できなかった。これを作るのは、夜なべの重要な仕事であった。

水田のなかったこの村の常食は、クリ・ヒエ・オオムギ・サツマイモ・パレーショ・トモロコシ・ヤマイモなどであったが、ヒエは明治期まで、クリは昭和初期までに主に作られていた。副食は、戦前まで各地区に醤油や塩・駄菓子を商う雑貨屋があり、そこから購入していたが、魚介類を口にするのは年に2

～3回程度であった。ただ、アユなどの川魚は秋川で多くとれ、狩猟もおこなわれていた。味噌は、自家製のフスマ味噌であった。戦後簡易水道ができるまで、水は井戸から運ばれ、その女の苦労はたいへんだったという。夏は4時半に起床、食事を5～6回とり、暗くなってから帰宅するまで働き、夜は草履や炭俵（カンメッカ）編みや着物の縫ぎ当てが遅くまで続けられた。

このように桧原村の日常生活は、丹波山のそれと大きな差異はなかったが、一つのちがいは、日用品の購入が多かったことと、難所が多かったものの交通路が網のように発達していたことである。これは、養蚕・製炭それに林業が、この村の主業として盛んだったためである。

この村は、機業地八王子に近く、重要な背後地となっていた。農耕地が少なく、一年の間に「三ヶ月之夫食」と記録されていた貧窮のこの村の活力の一つが養蚕に向った。それは安政開港以来盛んになり、明治13年からは温暖育も普及し、以後技術の改良がはかられた。昭和初頭、総戸数約1,000戸のうち、掃立戸数は過半の約550戸が従事し、100戸を割るのは昭和48年頃からであった。大正末にその生産額は村全体の収入額の40%と主要な位置を占めていたが、戦後の28年には8%と位置は低下した。山とのかかわりの、山桑などについての記述がないので、養蚕について多くは述べない。だが昭和2年351人であった製炭従事者より、この時代になると、比重は大きかったと思われる。ついでに述べれば、製炭従事者が100人を切ったのは、昭和38年頃であった。

山と人のかかわりは、やはり製炭にあった。江戸期の共有入会地（カヤト）は、雑木の山と高い峯の部分の広い茅原であった。この茅は屋根茅などに使われ、「茅手間替」と思われる慣行で、いたんだ屋根から共同の屋根普請がおこなわれた。良い茅を取るために毎年4月には「カヤト焼」が総出でおこなわれ、それは昭和15年頃まで続いた。この共有地は、地租改正に際し、組（集落）の所有となるように代表者外何名の共有地として申請し、明治22年の町村制実施の際、村に払下げられた。村はこれを各組に払い下げた。昭和6年公有林野統一の問題がこの村でも起こり、6年後この共有地は、団地面積の広さによって、個人（組）へ6～8割、村有財産として4～2割の割合で分割所有されることとなった。分割された「カヤト」の台帳面積は、昭和12年時点で、山林1,830ha、原野8,555ha、畑225haであった。一部欠落があるので総面積は不明であるが、実測2万ha以上が、個人（数人から数十人）共有に、あるいは全くの個人へ売却されたのである。そして村有財産となった林野にも、慣行としての、萱・株の採取、自家用薪材の伐採、野菜・きのこの採取が、区域を定めて集落で入会してもよいこととなった。この点、大部分が都有林となった丹波山村との大きなちがいである。もちろん、この背景には商品経済化の早期からの展開があった。

この共有地分割が起った頃の昭和初頭まで、桧原村の主流産業は、炭焼きであった。これは江戸期から続いたものである。春から秋にかけての畑仕事、養蚕の仕事が終ると9割ぐらゐの家が炭焼に入った。11月から3月まで、半年間の重労働であった。男は夜明けをまたずに山に出かけ、日が暮れてから家に帰る。女は、一冬に30～50日間、「宿」（馬宿の村内にある物品交換所・中継所）や五日市まで牛馬をひいて炭を運搬し、帰りには食糧や日用品を購入して帰ってくる。運搬をしない日には、俵用の茅刈り、藤切り、俵

(カンメッカ)あみ、燃料用の薪拾いが朝から暮まで続いた。そして夜なべも、カンメッカあみや縄ないを行った。男の炭焼きは、窯作り、窯土の(粘土)の発見と運搬、原木積み、火入れと窯口の管理、原木伐採、「ナギ」(山頂から原木を落とす道)を使っての原木運搬、それらを傾斜地で作業するという重労働であった。したがって食事も1日に6食が普通であった。この炭も市場では安く買いたたかれ、購入する日用品などは高く売りつけられた。問屋への借金は炭で納めたが、それがかさむと山や畑の所有権を渡さねばならなかった。この商品経済化にともなう階級分化は、江戸期以来のことである。

ここで、それ以前にもどるが、江戸期の炭焼きについてふれておこう。ここの製炭は江戸の武家屋敷の暖房用におこなわれた。浅間尾根などは、炭を運ぶ牛馬で賑やかな道であった。切替畑も炭の原木林となったし、入会山も原木材として利用され、切替畑の売買も盛んになってくる。中には炭焼き日雇で働くものも出てきた。これらにつれて、五日市の市も問屋が支配するようになった。江戸末期の村の戸数は約530戸、馬290頭、牛171頭であるから、1戸にほぼ1頭の割合で、運搬用の牛馬が飼育されていたわけである。

大正初期、前述の馬宿も盛期を迎える。一日に50～60頭の馬が宿に繋留されたこともあった。大正も中期になると、炭運搬専門のものができ、女の運搬はなくなった。これは関東大震災に際し、木炭が一気に3～4倍も高価になったことを背景としていた。村内に炭を買うブローカーも現われ、村内にも炭問屋も発生した。そして、輸送請負業者的な中継所も、村内の奥地の方にも開店した。この頃から品質向上の動きも出てきた。昭和になると、検査規定や運賃協定もできた。戦時中は統制品となり、手続きによって炭と食糧が交換できた。そのため戦時の食糧難も何とか耐えられたという。

こうして、大正期をピークに、この村の製炭としての森林利用は、以後漸減してゆく。その減り方は、昭和30年代に盛期を迎えた丹波山村、あるいは全国で一般的にあった傾向とは違って、まったくの漸減であって、昭和55年でも6戸が製炭に従事している。松原村で現在、薪生産が少しおこなわれているのは、(薪も現在外人家庭の暖房用、あるいは競馬馬の入浴用に生産されている)永い松原の製炭の歴史が特定の業者や最近の民宿用と結びついていることによって、製炭を細々ながら維持させているためである。

現在、森林利用は、天然林を伐出する林業あるいは萌芽の技を原木として伐採する薪炭生産から、人工林を育成する林業へと変わっている。とくに松原村では、個人所有林が共有地分割以来形成されたことによって、個人の経営志向によってそれは発展した。

松原村の林業は、御神山がそうであったように、全くの天然林からの伐出林業であった。それは、松原民謡「かやかり歌」の「お江戸が焼けて山柴ゆ 杉丸太 ヤレソレ もみ 栗 角の値のよさ……あれみよ雲が江戸へとぶ 雲にのりヤレソレ 我が身も江戸へ江戸へと……」にみられるように大消費地江戸との関係で成立していた。杉は元来、松原にはなかったが、安永10年(1718年)には400本の売買書類があるので、この頃には人工林育成の杉が売りに出されていた模様である。しかし、人工林伐採は極めて少なかった。主流は天然林伐採であった。大正3年頃の山林面積は7,874ha、このうち杉林207ha、松林5ha、薪炭林6,143haと、杉林はこの頃でも少ない。この天然林をあつかったのが、伐師といわれ

る元締すなわち木材業者であった。文化6年(1809年)に松原村には近村のうち最も多い15名の筏師がいた。その元締の下に、労働者である木挽職や杣職が、先進地青梅から来ていた。木材の運搬は、南谷では管流し(筏にしないで一本一本の川流し)、北谷は岩石が多いので陸送していた。

このように天然林伐出は、江戸期・明治期が盛期であったが、大正末期ともなると、天然林の枯渇とともに、人工植林が徐々に盛んとなる。昭和になると東京府の府行造林もおこなわれる。戦後の木材需要の増大によって、植林と製材事業も盛んとなる。そして昭和30年初頭の「燃料革命」は、この村の製炭事業を衰微させる。こうして、この村の広大な薪炭原木林が、補助もあって、時の木材需要の高まりのなかで、急速に林種を転換し人工によるスギ・ヒノキの植林へと転換する。この経過については第2章を参照されたい。

この結果の、樹種構成や蓄積については、松原だけでなく、この水源林一帯について、次に述べるところである。それは兎も角として、松原村における今日の森林利用は、まさに人工林一辺倒となってしまった。かつてのこの村の森林利用が炭焼き一辺倒であったと同様に。丹波山村の私有林も、この点については大同小異である。そして、この人工林は植えてからまだ間も少ない、手入れを必要とする幼齢林が中心である。今日の問題としては、この十数年の木材の構造不況によって、この手入れを必要とする人工林への関心が極めて薄くなったことがあげられる。これは森林と河川環境との問題を内包するとともに、生活手段の高度化による林野と人との交流の断絶のなかでの、森林と人との交流の切断、人の山ばなれをいっそう促進するものである。とくに、本年3月の雪害は、このことをいっきに加速することになる。河川環境問題としても、今日の林業の生産構造のあり方は、あらためて新しく見直されねばならぬ時点に到達したといえよう。

2. 森林資源・所有構造と林業の展開

東京都の森林は、都の総土地面積の37%、8万haを占めているが、多摩川および秋川の流域にその過半の44,000haが存在しており、島しょを別にすれば他は高尾・陣馬山周辺の浅川地域の9,400haに限られる。そして、これらの山林は関東平野の平坦部・丘陵地帯から急激に山岳地形に移行する展開となっているところに特徴がある。

多摩川を遡って、本流を福生、羽村を経て青梅に入り、市の中心部を過ぎると間もなくして川を挟む両側は一挙に山岳の地形に変化する。それは全く急に山に囲まれたV字谷の奥深くに入ってしまった感じがするのである。秋川流域の方もまた秋川市を経て五日市町に入ると、兩岸一帯は急峻な山岳地形に変わる。なだらかな多摩丘陵の景観から、一気に山岳地形へと変化するその景観がこの地域の様相を物語るかのようになり、谷の傾斜は急峻で山の奥は実に深い。

この多摩川の上流域は東西に長く、地形的には4つの地区に区分される。1は塩山市落合以西の準平原状地形でブナ・モミ・ツガなど亜高山帯の樹種が多い。2はそこから氷川・松原を南北に結ぶ線までで、壮年期のV字の谷状地形で谷壁の傾斜は急峻である。秩父古生層よりなり全体に落葉広葉樹が多く山腹に

ブナ、谷底にシオジ、1,600m以上の尾根にモミ・ツガが分布する。3はその氷川付近から青梅・五日市を結ぶ線までで、地質・土壌的には2と同じであるが傾斜は少しなだらかになり、段丘もやや広く連続的になる。樹種は同じく落葉広葉樹が主で尾根筋にモミもあるが、アカマツもみられる。4には青梅・五日市から東へ武蔵野台地にいたる丘陵地帯でクスギ・コナラ・ケヤキなどの落葉広葉樹が多く、所々にアカマツ林などもある。

(1) 森林資源の現況

多摩川・秋川両流域の市町村ごとの森林比率をみたのが表4-1である。多摩川流域では福生市が森林0%、羽村町1%であるのに対して、青梅市63%、奥多摩町94%となっており、秋川流域では秋川市18%、日の出町69%、五日市町80%、桧原村93%となっている。すなわち本調査の対象市町村はとりわけ森林の比率が高い。

4-1 市町村別森林比率一覧表

森 林 計画区	市 町 村	面 積 km ²	森 林 ha	森林比率 %	人 口 人	人口密度 人/km ²	1人当り 森林面積 m ²
	都 計	2,156.77	80,024	3.7	11,754,184	5,450	68
多 摩 川	計	367.47	28,066	7.6	236,347	631	1,187
	青 梅 市	104.01	6,559	6.3	105,786	1,017	620
	福 生 市	10.41	0	0	50,233	4,805	0
	奥多摩町	226.44	21,209	9.4	9,417	42	225.20
	瑞穂町	16.82	293	1.7	25,882	1,539	113
	羽村町	9.79	5	1	45,239	4,621	1
秋 川	計	206.19	16,166	7.8	84,685	405	1,909
	秋川市	22.14	399	1.8	44,453	2,008	88
	日の出町	28.18	1,957	6.9	15,448	548	1,267
	五日市町	50.96	4,077	8.0	20,631	405	1,976
	桧原村	104.91	9,733	9.3	4,153	40	2,343.6

(注) 1. 面積は昭和55年10月1日現在、森林面積は昭和59年4月1日現在

2. 人口は昭和55年国勢調査

(資料) 東京都「東京都の林業」昭和59年版より

この多摩川上流の地域は「青梅林業」地といわれ、前述したように、江戸時代に都市の発展とともに増大する木材需要を供給する産地としてこの地域の天然良材が伐出され、それを契機に早くから植林も行われた歴史をもつ全国でも有数の先進林業地である。したがって人工林化は非常に進んでおり、多摩川流域

で53%, 秋川流域では71%に達している。表4-2によって市町村別に人工林率をみると、東京都の水道水源林が多い奥多摩町の48%は別格として、青梅市73%, 日の出町および五日市町では82%, 比較的的人工林化の進展が遅かった桧原村で67%に及んでいる。全国平均が40%, 東京都全体が47%であるのに比べれば、これらの市町村の人工林比率は極めて高いといえる。反対に天然広葉樹林が多く残存している所は、奥多摩町の10,400ha, 桧原村の3,100haである。奥多摩町のそれは都水道局が管理する「水道水源林」であり、その目的から天然生林を保存する方針をとってきたためである。

表4-2 市町村別森林面積

単位：ha

地域・市町村	総森林面積	針葉樹	広葉樹	人工林	天然林
多摩川流域 比率	27,695 (39.5%)	15,795 57%	11,900 43%	14,769 53%	12,926 47%
青梅市 比率	6,543 (9.3%)	5,201 79%	1,342 21%	4,798 73%	1,745 27%
奥多摩町 比率	20,854 (29.7%)	10,449 50%	10,405 50%	9,917 48%	10,937 52%
秋川流域 比率	16,085 (22.9%)	11,541 72%	4,544 28%	11,478 71%	4,598 29%
日の出町 比率	1,956 (2.8%)	1,622 83%	334 17%	1,609 82%	347 18%
五日市町 比率	4,061 (5.8%)	3,347 82%	714 18%	3,342 82%	718 18%
桧原村 比率	9,669 (13.8%)	6,513 67%	3,156 33%	6,468 67%	3,201 33%
東京都計 比率	70,101 100%	34,036 49%	36,065 51%	33,797 48%	36,304 52%

(資料) 東京都「東京都の林業」昭和59年度版

(注) ()内%は、東京都総森林面積に対する比率を表す。

さて、これら現存の森林は何年代に植えられたもので、どれ位の年数を経たものであろうか。それを知るには森林が植栽されてからの年齢、すなわち「林齢」が判れば、その森林の年齢的成熟度は明らかとなる。表4-3はそれを市町村別にみたものであるが、これによれば人工林は21~40年生の森林が圧倒的に多くを占めており、青梅市で65%, 奥多摩町55%, 日の出町68%, 五日市町と桧原村がともに67%にのぼる。全国的人工林では11年~20年生が32%を占めて最も多く、次いで21~30年生が31%であり、3番目に多い林齢が1~10年の17%であるのと比較して、20年乃至10年の林齢差がある。

人工林率が比較的に高い日の出町と五日市町では41~50年の森林の割合も多く、昭和10年頃から30年代に植えられ成林したものである。それに比べて青梅、奥多摩、桧原では植林のピークが両町より

も5～10年位遅れている。また、いずれの市町村とも最近10年間に植林した面積は非常に少ないが、奥多摩町だけは、1～10年生が約800ha(8%)を占め、面積的には勿論比率でも他より多くなっている。

表4-3 林齢別森林面積

単位：ha

地 域	総 数	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61年～
多摩川流域 構成比	28,066 100%	1,349 5%	2,628 9%	7,599 27%	7,693 27%	3,405 12%	1,913 7%	3,479 12%
青梅市 うち人工林 人工林構成比	6,558 4,798 100%	200 182 4%	726 646 13%	2,855 1,903 40%	1,779 1,183 25%	549 472 10%	270 252 5%	179 160 3%
奥多摩町 うち人工林 人工林構成比	21,208 9,917 100%	1,147 773 8%	1,896 1,800 18%	4,663 3,538 36%	5,746 1,875 19%	2,814 781 8%	1,633 418 4%	3,309 732 7%
秋川流域 構成比	16,147 100%	426 3%	1,818 11%	6,589 41%	5,042 31%	1,639 10%	394 2%	239 1%
日の出町 うち人工林 人工林構成比	1,982 1,594 100%	58 21 1%	193 181 11%	789 679 42%	526 366 23%	226 200 13%	144 105 7%	46 42 3%
五日市町 うち人工林 人工林構成比	4,074 3,350 100%	79 65 2%	432 414 12%	1,364 1,214 36%	1,455 1,042 31%	574 475 14%	134 105 3%	36 35 1%
桧原村 うち人工林 人工林構成比	9,728 6,514 100%	285 227 3%	1,183 1,139 17%	4,258 3,217 49%	2,871 1,184 18%	831 574 9%	142 132 2%	158 41 1%
全国人工林(8ha) 構成比	1,006	172 17%	322 32%	314 31%	94 9%		104 10%	

(資料) 西多摩地域のデータは都資料による。総数は、前表(4-2)と一致しない。

全国は林業白書昭和60年度版による。

人工林の樹種は、表4-4が示すようにスギが多倒的に多く、多摩川流域で72%、秋川流域では79%に達する。次いでヒノキが20%近くを占めており、マツ類は天然林が少し残っている程度であまりみられない。

表4-4 樹種別森林面積

単位：ha

区 分		森林計画区		多 摩 川	秋 川
立 木 地	人	針 葉 樹	ス ギ	1 0,6 6 5	9,0 8 1
			ヒ ノ キ	3,0 1 6	2,2 5 2
			マ ツ	1 4 5	2 6
			そ の 他	8 1 9	1 5 9
			小 計	1 4,6 4 5	1 1,5 1 8
	工 林	広 葉 樹	ク ヌ ギ	—	—
			ツ バ キ	—	—
			ヤ シ ャ ブ シ	—	—
			そ の 他	1 2 4	1 0
			小 計	1 2 4	1 0
	計			1 4,7 6 9	1 1,5 2 8
	天 然 林	針 葉 樹	ス ギ	1 6	0
			ヒ ノ キ	1 0	1
			マ ツ	4 8 0	2
			そ の 他	6 4 4	6 0
			小 計	1,1 5 0	6 3
		広 葉 樹	ク ヌ ギ	—	—
			ツ バ キ	—	—
			ヤ シ ャ ブ シ	—	—
そ の 他			1 1,7 7 6	4,4 4 0	
小 計			1 1,7 7 6	4,4 4 0	
計			1 2,9 2 6	4,5 0 3	
合 計			2 7,6 9 5	1 6,0 3 1	
竹 林			2	1	
無 立 木 地		伐 採 跡 地		8 4	3 9
	未 立 木 地		1 7 0	6 6	
	計		2 5 4	1 0 5	
更 新 困 難 地			1 1 5	—	
総 計			2 8,0 6 6	1 6,1 3 7	

昭和60年4月1日現在

資料：「東京都の林業」昭和60年度版

(2) 山林の所有構造

調査対象の5市町村を含む西多摩地域の山林を所有形態別にみたのが、表4-5である。私有林が33,000ha(74%)を占めて圧倒的に多く、私有林優越型である。もう1つの特徴は、都有林の存在である。面積では9,400ha(21%)であるが、その大部分は都水道局の管理する「水道水源林」であって、その所轄する山林は東京都のみにとどまらず、多摩川の源流部である山梨県塩山市、小菅村、丹波山村にも広がっており、総面積は21,600haにのぼる。

多摩川の水源地という場合、一般にはこの「水道水源林」が想定されるが、われわれは本報告でこれを「狭義」の水源地として区別し、特に断らない場合には、それらを含む多摩川上流と秋川上流地域の全森林（表4-2の2地域の計44,000ha）と山梨県側の都有林13,400haを加えた合計57,400haをさしている。

表4-5 所有形態別森林面積

(単位: ha)

区分 地域	総計	国有林	民有林				
			計	都有林	市町村 有林	財産区 有林	私有林
都合計	80,024	8,454	71,570	10,769	7,107	1,729	51,965
多摩川流域	28,066		28,066	8,348	842		18,876
秋川流域	16,166		16,166	1,085	850	254	13,977

(注) 昭和59年4月1日

(資料) 前掲書に同じ。

表4-6は、所有形態別山林面積を市町村毎にみたものである。青梅市、日の出町、桧原村では私有林が90%乃至それ以上を占めている。都水道水源林を有する奥多摩町では私有林が60%を下回るが、それでも面積では12,200haでこの地区内で最も大きい。桧原村と五日市町にも都有林が存在するが、これは水道局の管轄ではなく、したがって狭義の「水源林」ではない。五日市町は、他の市町村に比べて町有林の割合が多いほか、財産区有すなわち共有林も存在する。

表4-6 市町村別山林の所有形態

単位: ha

市町村	都有林	市町村有林	財産区有林	私有林	国有林
青梅市 %	25 0.4	46 0.7	—	6,609 98.7	16 0.2
奥多摩町 %	8,010 38.0	793 3.8	—	12,288 58.3	—
日の出町 %	46 0.7	180 9.1	—	1,754 88.6	—
五日市町 %	102 2.5	598 14.7	254 6.2	3,124 76.6	—
桧原村 %	937 9.9	61 0.6	—	8,758 89.8	—

(資料) 1980年農林業センサス東京都統計書

(注) 表4-2の数値とは合わない。

私有林を所有（分取林など借入している山林も含む）規模による階層構造をみたのが、表4-7である。市町村によって多少の差異があるものの、地域全体では5ha未満層が全所有者の84%を占めて圧倒的に多い。しかしこの階層が所有する山林面積は6,100haで、地域の私有林全体のわずか17%を占めるにすぎない。他方、50ha以上を所有する者は全所有者の1.6%、115人であるが、その階層が所有する面積は14,100haで、40%を占めるのである。

表4-7 所有規模別山林所有者数と面積

単位 所有者：人，面積：ha，比率：%

市 町 村	5 ha 未満		5 ~ 20 ha		20 ~ 50 ha		50 ha 以上		計	
	所有者数	所有面積	所有者数	所有面積	所有者数	所有面積	所有者数	所有面積	所有者数	所有面積
青梅市	2,416	2,361	228	2,132	37	1,073	13	1,194	2,694	6,761
実数	89.7	34.9	8.4	31.5	1.4	15.9	0.5	17.7	100.0	100.0
比率										
奥多摩町	722	989	196	2,052	85	2,606	46	6,479	1,049	12,126
実数	68.8	8.1	18.7	16.9	8.1	21.5	4.4	53.4	100.0	100.0
比率										
日の出町	465	518	58	542	15	425	5	545	543	2,029
実数	85.6	25.5	10.7	26.7	2.8	20.9	0.9	26.9	100.0	100.0
比率										
五日市町	774	895	121	1,112	30	932	11	1,125	936	4,064
実数	82.7	22.0	12.9	27.4	3.2	22.9	1.2	27.7	100.0	100.0
比率										
松原村	507	719	169	1,734	63	1,986	39	4,721	778	9,160
実数	66.2	7.9	21.7	18.9	8.1	21.7	5.0	51.5	100.0	100.0
比率										
地域計	6,013	6,126	789	7,737	232	7,082	115	14,134	7,149	35,078
実数	84.1	17.4	11.0	22.1	3.3	20.2	1.6	40.3	100.0	100.0
比率										

（資料） 1970年農林業センサスによる

（注） 地域計にはこれ以外の市町村が含まれるもので、表の縦の計ではない。

このデータでは、50ha以上が一括されているので100ha以上の大山林所有の構造が明らかとはならないが、それにしても比較的規模の大きい所有者が圧倒的に多くの面積を所有している反面、零細所有者は極めて零細な地片を所有しているにすぎないといえる。

50ha以上の所有者が多いのは、奥多摩町と松原村である。そこで奥多摩町の30ha以上について、その階層構造をみたのが表4-8である。その全所有者62人中に200ha以上の所有者が7人もいるが、わけてもその内の1名は1,100haをこえており、東京は勿論全国でも屈指の大山林地主である。その他にも500ha、400ha、360ha、300haがそれぞれ1人、200haが2人おり、この階層のみで奥多摩町の私有林の26%を占め、100ha以上層の17人で4,500ha、私有林の37%を所有しているのであ

る。他方、30～100 haの階層には45人の所有者がいるが、その面積を合わせても2,200 haに満たない。さらに先の表4—7目を転ずればこの層以外に5～20 ha階層に200人、5 ha未満に700人以上もの所有者が存在するが、その面積はそれぞれ2,050 ha、990 haでしかない。つまり、一方の極への集中と他方の極への分散が著しく、階層分解が極度に進んでいるといえる。奥多摩町ほど極端ではないが、他の市町村においてもこのような階層分化の傾向は否定できない。

表4—8 奥多摩町における大中規模別山林所有者数・面積

(単位 所有者数一人、面積—ha)

村内・外別	30～50 ha	50～100 ha	100～200 ha	200 ha以上	合計
村内所有者数	21	11	8	5	45
” 面積	753.4	686.5	1,105.7	2,604.6	5,150.2
村外所有者数	6	7	2	2	17
” 面積	226.9	519.1	209.6	592.7	1,548.3
所有者 計	27	18	10	7	62
面積 計	980.3	1,205.6	1,315.3	3,197.3	6,698.5

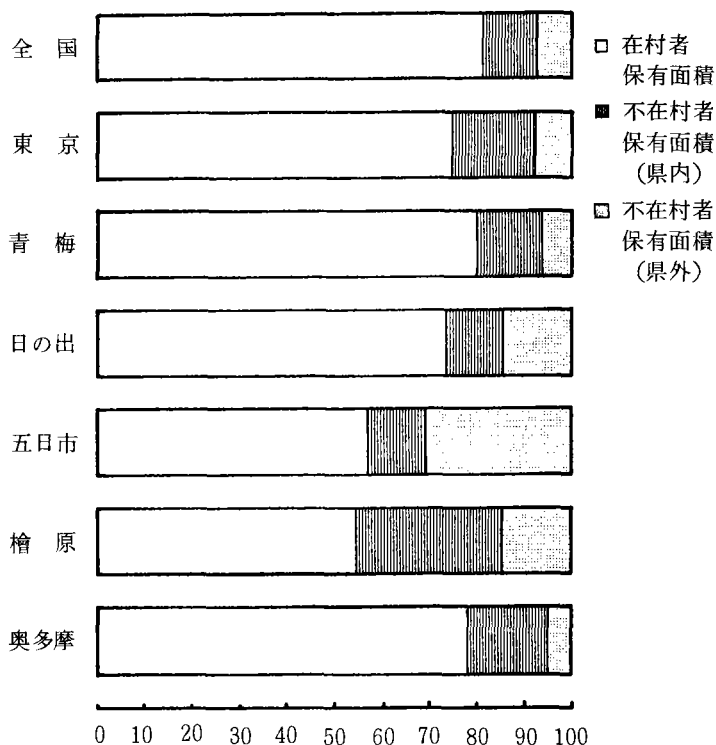
(資料) 奥多摩町森林組合での聞き取り調査による。

さて、先進林業地では一般に山林所有者がその地元におらない、すなわち不在地主が多い傾向にある。首都の足下の先進林業地である当地域ではどうであろうか。図4—1によって不在村の割合をみると、東京は全国に比べて不在村者の面積比率が高いが、6%程度に過ぎない。しかし、市町村によってその割合に大きな差があり、桧原村と五日市町では不在村者が40%以上を占めており、その他の市町村が20%台であるのに比べて不在地主の占める割合がとびぬけて多い。

桧原村には以前から隣町の五日市などに在住する大地主がおり、地元には管理人＝山番頭を置いて管理をしている。中には直属の労働力を雇用して今日もなお積極的な経営を行っている例もある。

奥多摩町の場合は、前掲表4—8にみるように30 ha以上層では所有者で27%、面積で23%が不在地主である。その内1名は360 haを所有する大山林所有者で、隣町青梅市に在住しており、造林・育林作業については地元奥多摩町の森林組合に全面的に依託をしている。他は鉱山事業に係わる奥多摩工業㈱という特殊事例は別にしても、大部分が林業経営を目的とするものではなく、したがって林業には全く関心がない。昭和45年に当町不在村者の面積は1,851 ha(14%)であったのが、55年には2,700 haへ拡大し、对在村者割合が22%にふえている。

五日市町不在地主化は昭和45年の191 ha(5%)から55年の1,343 ha(43%)へ10年間で急速に進んだもので、桧原村のそれとは異なり土地取得を主目的とした林地移動とみなされる。このような土



『1980年世界農林業センサス東京都統計書』—農林水産省統計情報部—より作成

図1 在村者・不在村者別私有林面積比

地移動は他の市町村でも同様に進んでおり、青梅市で45年に799ha(11%)であった不在地主の割合が、55年には1,339ha(20%)に増大している。檜原村でも45年の3,434ha(38%)から55年には3,977ha(45%)へと増えているのである。土地移動については別項に譲るが、昭和40年代に入ってから木材価格の低迷に伴う林業生産の停滞、50年代以降の林業の長期不況による林業離れを反映したものとおもわれる。

(3) 林業生産の展開

当地方は、埼玉県東吾野、名栗村など西川地方と並んで、江戸時代から小角材の産地として江戸・東京の庶民に「並材」を供給することで発展してきた。主に3~4寸の角材を生産するものであって、スギで25~30年、ヒノキで40年という短伐期の林業経営が形成された。しかも大消費市場に至近な立地条件であるから、「並材」で充分紀州材、尾鷲材など他の産地の小角材に対抗して成立することができた(注1)。したがって戦前期は勿論、木材需要が増大の一途を辿った昭和30年代までは、資本の転換が極めて早い短伐期の林業として、地元の農民による小規模経営の形態で積極的な経営が行われたのである。

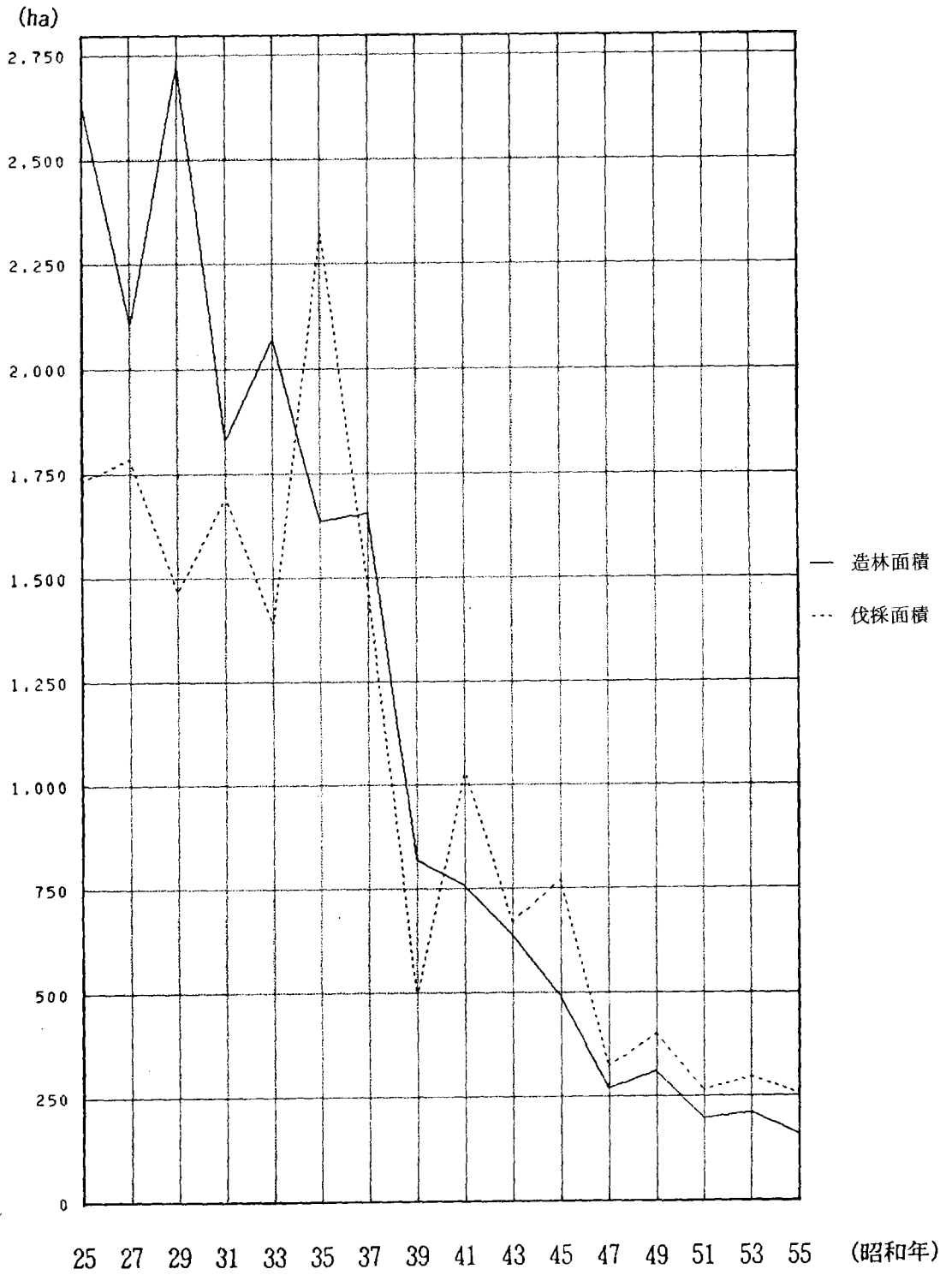
回転期間の短い林業経営が可能であったが故に、明治後期から昭和20年代にかけて木材市況が好況であった時代は、他にあまり就業機会が多くなかった時期でもあり、自己所有地のみでは投下労働範囲が狭いので村有地や共有地のほか、他人の林地を借りて植え付けし、伐採時に収益を分けあう「植え分け」（分収林業）の形態での育林経営も展開した。名栗村はこの分収林業が広範に展開したことで有名であるが、奥多摩町や松原村にもこの「植え分け」林業がかなり存在する。しかし当地方の分収林業は、その事例でみる限り大山林所有者の土地を地元の農民・小規模林業家が借りて植林するものであり、村有地・共有地に植え分けを行った西川林業とはやや異なっている。地主にとっては、地代取得と併せて自己所有地の人工林化が可能となるので一挙両得であった。しかも分収歩合は、林地の場所など条件にもよるが一般的には地主4、植え主6、所によっては5対5、もしくは地主6、植え主4という割合であって（松原村の事例）、地代に相当するものとすればかなり高率であった。

しかし、その状況は東京オリンピック頃を境に一変する。まず足場丸太の需要が、代替材の進出などによって急減する。当地方では昔から間伐はほとんど行われず、小角の柱材に適さない細い材は、足場丸太（小丸太、長スギ丸太）として建築・土木用の仮設材に利用された。とりわけ「高度成長」経済下でその需要は著しく伸び、したがって「22～23年で主伐して、もっぱら足場丸太として生産する場合もみられる」（注2）ほどであったが、昭和30年代の末～40年代の初め頃から代替材の進出と労働安全、およびコストの点から高層建築には全く使用されなくなり、それ以降足場丸太の生産は潰滅の状態になる。

さらに丁度その頃は、我が国の木材市場が外材の大量輸入によって支配されはじめる時期でもあった。増大する木材需要とそれに伴う木材価格の高騰に対応して、昭和36年から米材・ソ連材など建築用材（柱を含む構造用材）の輸入が本格化し、その結果木材価格はこの頃から横這い乃至低迷をするようになる。これによって最も大きな打撃を受けたのが、並材の産地であった。「外材インパクト」という言葉が用いられるようになったのは、外材が広く各地に浸透する昭和40年代前半からであるが、図4-2をみると当地方では30年代の後半から伐採量が大幅に下降しており、外材輸入による影響が早期に現れているということができよう。

林業生産の動向は、当調査対象地域のみについてを知り得る資料がないので、東京都全体の植林面積と伐採面積、および木材（丸太）生産量の推移をみることで、概観を得たい。

まず植林（＝造林）面積の推移を図4-2でみると、戦後昭和30年代前半までは年間2,000haを上回る造林＝育林生産活動をしていたが、30年代中葉から40年代にかけて急速に落ち込み、54年以降は200ha以下になり、活況を呈した時期の $\frac{1}{10}$ にも満たない状況となっている。すなわち、戦後における国の手厚い造林補助政策と木材需要の増大に伴う木材価格の高騰に支えられ、天然林を伐採して植林をする「拡大造林」主導型で昭和40年代初めまでは推移したことが、図4-3で明らかとなる。奥多摩町や松原村では昭和30年代頭まで木炭生産が行われており（注3）、それらの薪炭林が燃料革命による木炭生産の衰退とともに急速に人工林化されたとみることができる。年間1,000ha近く植林されたが、その拡大造林は39年以降急激に減少し、43年には250～280ha、47年～49年には100ha台、50



農林水産省統計情報部農林統計課監修『林業統計』累年版より作成

図4-2 造林・伐採面積(東京都)

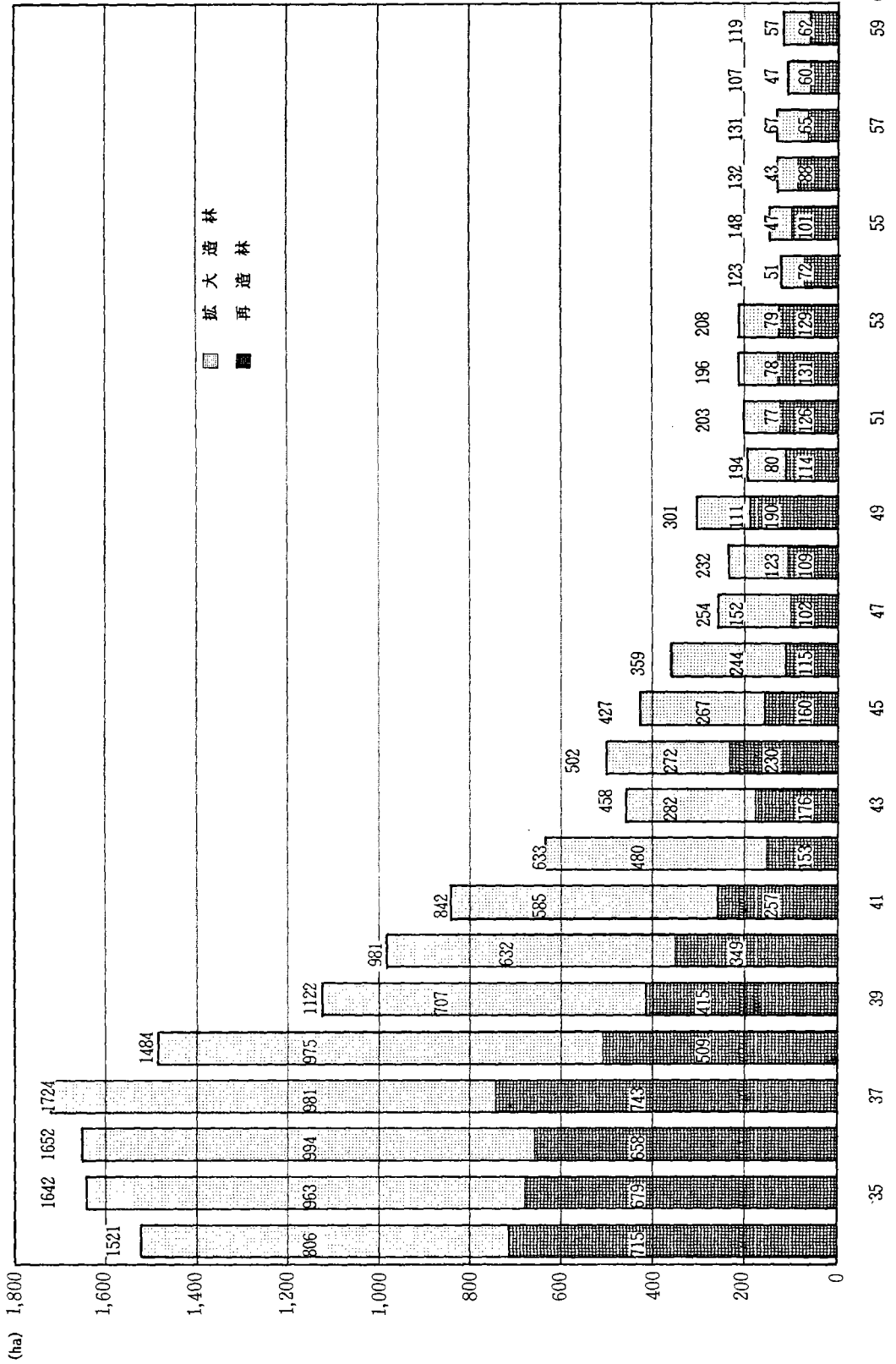


図4—3 造林面積の推移(補助造林)

年以降は60~80haの水準に止まっている。国の補助対象外であった「再造林」=人工林伐採跡地への植林は、昭和37年の690haをピークに39年にはその約半分390haに急減し、さらに45年頃までは150~200haへ落ち、46年以降は100haを割ってしまう。これに対して都は単独で補助事業を46年から実施し、そのためか53年までは何とか100ha前後の水準を維持するものの、54年からの深刻な木材不況の下で一層縮減して、近年では30ha台に過ぎない。

次に伐採面積の推移を図4-2でみると、1,500ha~1,800haを前後する昭和20年代後半から30年代前半の時期と、35年の2,300haをピークに急減して500~1,000haの間で変動する30年代後半から40年代前半の時期、そして500haを割り250~350haで低迷する40年代後半以降の時期に区分される。そして、拡大造林が急速に減少した40年代初め以来、伐採面積の方が造林面積を上回っている。

ところで、木材(丸太)生産量の推移を追ってみると、造林面積や伐採面積の動向とはやや様相を異にしている。図4-4によれば、昭和40年代前半が生産量の最も多かった時期で10万~12万 m^3 を数える。また40年代の後半でも8万 m^3 以上が生産されており、30年代後半の7万~7万9千 m^3 を上回る水準となっているのである。そして52年以降急激に減少して55年からは2万 m^3 代へ、58・59年には1万7~8千 m^3 に落ち込んでいる。伐採面積の推移との傾向的な相違が何によるのか定かではない。別の統計によれば、36年~38年に16.0万 m^3 台で推移し、39年に15.2万 m^3 、40~41年には14.0万 m^3 前後、43年にはやはりピークを示し44・45年には再び14万 m^3 台へと推移しており、図の傾向とは異っている。ともあれ、伐採面積、丸太生産量のいずれにしても実態を正確に把握できないのが実情であり、おおよその傾向を知るにとどめたい。

(4) 都水道水源林の概況

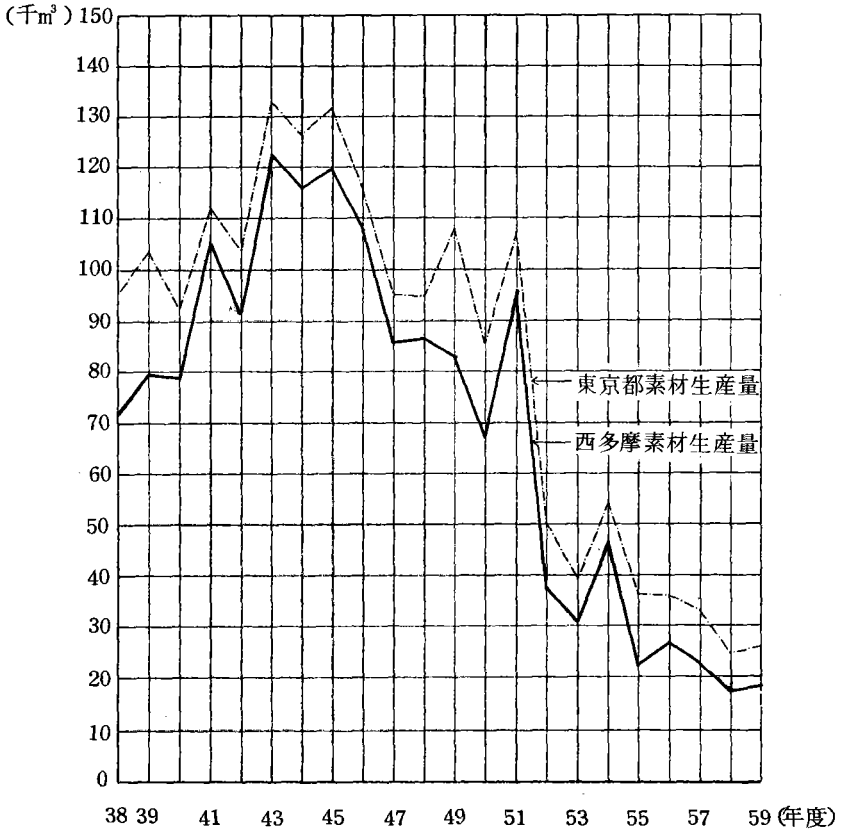
東京都水道局の管轄である水源林は、総面積21,635haで、東京都西多摩郡奥多摩町から山梨県塩山市、小菅村、丹波山村にまたがる。水源林市町村別経営面積は、東京都(=奥多摩町)が7,789ha(36%)、山梨県が13,846ha(64%)で、山梨県の内、塩山市5,625ha(26%)、小菅村1,514ha(7%)、丹波山村6,707ha(31%)である。

人工林率は29%で、人工林については水源涵養機能等をはかりながら木材生産を行なっている。

また水源林のほとんどは、秩父多摩国立公園に指定され、一般市民のレクリエーションの場としても大きな役割を果たしている。

1) 水源林の形成過程

多摩川上流の森林地帯を「水源林」を呼ぶようになったのは、江戸時代に玉川上水が開設し、江戸市民が多摩川の水を「飲み水」とするようになってからである。徳川幕府はそれ以前から多摩川の安定した水を確保するために、上流一帯の森林を直轄地(天領)として「お止め山」と称する禁伐制度を設けていた。しかし地域住民については「小物成」といわれる賦課金を上納し、入会権を得て生業に必要な林産物の収穫が許されていた。



(資料) 東京都「東京の林業」各年度版

図4-4 木材(丸太)生産量の推移

明治維新後は、政府の森林行政がおろそかにされたため、山林の官民有区分、地租改正等を契機として、林木の盗伐、乱伐、開墾、焼畑等が日常的に行われ、森林は荒廃の一途をたどった。

明治11年、郡区町村編成法の公布により多摩郡は東・西・南・北の4郡に分割され、水源地である西・南・北の3郡は神奈川県に帰属した。神奈川県は、この3郡の保安林体制を十分なものにすることができず、よって東京市民の水道用水を確保することが極めて困難になる恐れが出てきた。

東京府は政府に対し、多摩川流域すべてを東京府に編入するよう働きかけ、明治26年この3郡は東京府に編入された。

明治34年、東京府は山梨県丹波山村、同小管村にある約8,200町歩と、府下水川村(現在奥多摩町)日原地区の3,24町歩の御料林を譲り受け、また荒廃の著しい日原川流域一帯の民有林4,500町歩を保安林に編入し、東京府林業事務所を設置して水源林対策を積極的に進めることになった。その後明治42年、東京市会において水源林経営に関する諮問が行なわれ、翌43年東京市水源林事務所が開設された。

明治45年、山梨県萩原山5,600町歩を買収し、その他にも府下8,500町歩を買収して、明治期の経営

面積は、現在の70%に当たる15,187町歩に達した。

第2次世界大戦中は、水源林は東京都経済局に移管され、水源涵養機能より経済性が重視され、軍需物資や生活資材のため過伐を余儀なくされたが、昭和21年、水道局に返還された。

大正期、戦前期に買収したものと、昭和42年以降、小河内貯水池の周囲林の移管その他を合わせた21,635haが現在の水源林経営面積である。

2) 水源林の経営

森林の取り扱い、森林土壌の浸透機能の高い森林を造成、維持するために、次の事項を経営の基本方針としている。

- ① 水源涵養機能をより発揮するための森林施業を実施する。特に小河内貯水池の保全に配慮を払い、土砂の流出防備対策を積極的に実施する。
- ② 秩父多摩国立公園域内であることを考慮して、自然保護に努める。
- ③ 地域産業との関係を配慮して、副次的に林木収穫を図る。

①の森林施業については、天然林14,908haについては、なるべく手を入れないで自然の状態を維持させているようである。天然林は広葉樹のブナ・ナラ・クリ・シオジ・カエデ類・カンバ類・トチノキ・サクラなどと、針葉樹のシガ・コメツガ・ウラジロモミ・シラベ等から成っている。

人工林はスギ・ヒノキ・カラマツが大部分を占め、これらの単純林か、ヒノキとカラマツの混交林である。昭和10年から30年に植林されたものは少なく、林齢は幼齢か老齢に偏した凹型をしている。

土砂の流出防止対策としては、この地域の地質が極めて粘着性に乏しいため、放置すると小河内貯水池の保全ならびに林地に悪影響を及ぼすので、かなり力を入れている。昭和22年から55年までに行なわれた治山工事は、溪流護岸工事172ヶ所、山腹保全工事291ヶ所であり、工事費は双方合わせて12億9千万余りである。また河川に流出した土砂が小河内貯水池内になるべく流入しないよう、小河内貯水池上流の小管川、後山川の各1ヶ所で、河川内の砂利採石を民間業者に委託している。

②に示されているように、水源林のほとんどは昭和25年に秩父多摩国立公園に指定された。水源林内には雲取山(2,017.7m)、飛龍山(2,069.1m)、大菩薩嶺(2,056.9m)などがあり、これらを訪れる観光客は奥多摩町で年間180万人、丹波山村では20万人にも達し、奥多摩有料道路と青梅街道は観光と地場産業の振興に大きく貢献している。だが半面、自動車公害や空カン公害、ハイカーによる山火事なども引き起こしている。

③にある地域産業との関係は、かつてこの地域の山林が入会林であったことに大きく影響されている。もちろん地域産業の活性化の目的であり、旧入会区分により森林施業を森林組合等に委託している。水源林事務所では昭和38年まで直接雇用労働者により施業を行ってきたが、39年より外部雇用労働者に依存している。

経営計画に基づいて、森林の取扱いの基本方針及び施業区分を次のように定めている。

大きく天然林と人工林とに分け、各々に対し細かく森林区分を定める。

天然林は森林区分として原生林、二次林、尾根筋、高海拔地帯にあるものの3つとし、施業区分としては、前者2区を保護地とし、他1区を保護地、改良地とする。前者2区は経営面積の63%に当る13,613 ha、他1区は6%に当る1,285 haを占める。

人工林も森林区分を条件の良い林分、条件の悪い林分、瘠悪林の3つに分けている。

条件の良い林分とは、生産力が大きく皆伐更新を繰り返しても水源涵養機能の損失が少ない林分であり、施業区分は施業地であり皆伐とする。施業は一般林業経営に準じた施業を実施し、大面積皆伐はさげ、将来は混交林に誘導する。この林分は経営面積の19%に当たる4,089 haである。

条件の悪い林分とは、皆伐更新の繰り返しによって、森林保全上問題があるもの、または原生林内に点在する林分である。施業区分としては施業地であるが、長伐期とするもので、長伐期の伐期齢は100年生以上である。水源涵養機能を維持増進させるための施業を行ない、当面は長伐期の人工林として施業するが、将来長期的には天然林へ復元させていく方針である。この林分の面積は経営面積の7%に当たる1,545 haを占める。

瘠悪林とは、尾根筋、高海拔地帯のカラマツを主体とした林分である。施業区分は保護地とし、積極的にウラジロモミ、トウヒ、シラベを下木植栽し、林相を改良する。将来は針広混交林とする。この林分の面積は569 haで経営面積の3%を占める。

また条件の良い林分の伐期は、地域森林計画の伐期齢よりも10年余り高く、ヒノキ50年、スギ45年、カラマツ40年、その他の針葉樹は60年としている。

人工林の将来の施業方針として注目されるのは、伐採後、再び同じような人工林へと造林を行なわないことである。3つの森林区分どれをも、なるべく自然に近い形へ還元する。スギ、ヒノキ、カラマツはこの地に天然に生育していない樹種であるが、明治期の荒地復旧に際して植栽された。しかし造林したスギ・ヒノキが気象災害で枯死したのを契機に、大面積幼齢林は災害に弱く水源涵養機能上も不利であるとの判断から伐採更新面積の縮小と複層林化・混交林化が図られた。

水道局では昭和61年度より、約6,000 haある人工林の内、2,500 haを天然林に変更する計画を開始する。

第2節 林業生産の沈滞

1. 山間集落の農家構造と林業生産

多摩川上流の水源林地帯は、早くから東京という巨大都市に近接していた。青梅市西部と秋川丘陵地から西に平地林と丘陵林が続くが、御岳山以西に入ると急に冷気が身にしみる山岳林となる。突如として、

傾斜は40度にもなり、溪谷はあくまでも深い。この山岳地は、西端の山梨県塩山市を含む西北部一帯に広がる都所管の水源林(約2.2万ha)と、その南東部に位置する東京都下の4カ町村(日の出町・五日市町・奥多摩町と桧原村)にまたがる私有林地域(約2.6万ha)とに、管理主体別に大きく二分されている。

高度成長以降都市化の波は、御岳山以東の青梅市平坦部などの林や森林を開発し、都市化は今や支流秋川地域の山岳地の足元に迫ろうとしている(第3章参照)。

こうして外延化する都市的労働市場は、御岳山以西の山岳集落をいっそう深く席捲しながら、その農林業生産を沈滞と崩壊にみちびいている。都水源林は、この数年、人手をあまり要しない広葉樹施業への転換によって、ただでさえチベットのと称されがきた集落の過疎化をいっそう進めつつ林業労働力を排除している。都政が進める、いわば森林によるエンクロージャー化である。

これに対し、多摩川水源の重要な一翼をになう私有林地域の構造はどうか。山岳の集落構成の原型としての農家の就業構造をみることによって、1980年時点のその一端を示すことにする。なお、上述の4カ町村も、例えば日の出・五日市両町のように平場をもつところがあるが、ここではこの4カ町村のなかでも統計上「山地」とされる集落にしぼって、その概観をする(表4-9参照)。

まず、山岳地でありながら非農家率が高く、国鉄氷川・五日市駅に近い集落では、この比率が一段と高い。ここにこの山岳地の都市化の一端がみられるが、それ以上に注目されるのは農家といってもその全部あるいは大部分はすでに二種兼業農家と化していることである。そして、農家の耕地所有は山畑20~30aと零細で、50万円以上農産物を販売する農家は細尾集落を除き皆無であることに示されるように、全くの自給的農業地域にすぎないということである。

こうして農家としても実体をすでに失ったこの地の農家の生産的(16才以上)構成員は、次の就業構成にみられるように、その大部分が特に男性では恒常的勤務か日雇となっている。そしてこの自給的農業は主に女性によって担われ、その女性も仕事に従事しない者の比率が高く、高齢者の高率な存在をうかがわせている。反面で農家であっても自営兼業従事の比率も概して高い。すなわち民宿とか小商売などの自営業の一定の展開である。立地的にはまさに山岳地でありながら、この「山地」集落の農家は、農家として体をなさないままに、巨大都市の最端の労働力市場として位置付けられているのである。ここで重要なことは、環境浄化との関連で、水源林としての私有林を管理・経営しているのが、大宗としてこの解体的な農家であるということである(表4-10によれば林家の三分の二が農家林家である)。

後述するところであるが、現地調査によれば、用材林経営として現在植林・手入れ・伐採を実施している林家は、ほぼ200ha以上の保有層である。もちろんこれは木材の構造的不況による経営可能ラインの上昇を示すが、それにしても200ha以上とは、林業も解体的危機にひんしていることを示している。

表によれば、この地で200ha以上保有する林家は、「青梅林業地」と総称されるこの地で、1町村に1~2戸にすぎないこと自体がこれを証明している。

現在、わが国林業で解決すべき緊急課題となっているのは、植林後16~35年生の手入をもっとも必要とする人工林に、手入れとくに間引きに当たる間伐がほとんどなされていないことである。ここでやや自

表4-9 「山地」集落の農家の就業構造

町村・集落名	非農家率 %	一種兼農家率 %	農家一耕戸当り面積 ha	農産物販売規模別農家数(戸)					農家の生産的人口(16才以上)の就業構成(100%)									
				販売なし	50万円未満	50~100万円	100~200万円	200万円以上	男				女					
									自家農業み	仕事にかつた	主に恒勤	主に日雇	自家農業み	仕事にかつた	主に恒勤	主に日産	自家農業み	仕事にかつた
四カ町村平均・合計	82	93	0.25	1805	290	42	49	60	15	12	51	11	13	29	44	19	3	4
日の出町	65	100	0.22	20	5	1	1	0	13	10	58	6	19	18	68	9	2	4
五日市町	80	100	0.30	9	1	0	0	0	16	8	64	8	4	39	56	6	0	0
	64	100	0.13	16	0	0	0	0	12	24	31	24	10	37	40	23	0	0
松原村	39	100	0.07	13	1	0	0	0	10	13	43	10	23	28	48	17	3	3
	50	100	0.20	12	3	0	0	0	9	15	38	24	15	34	37	26	3	0
奥多摩町	33	86	0.14	21	0	0	0	0	3	20	27	43	7	17	55	3	10	14
	33	90	0.33	20	1	0	0	0	15	4	4	74	4	52	24	0	24	0
奥多摩町	83	100	0.30	20	0	0	0	0	11	3	80	6	9	17	66	15	2	0
	90	100	0.60	5	0	0	0	0	0	0	60	20	20	44	22	22	0	11
留	85	80	3.80	5	0	0	0	0	33	0	0	50	33	0	33	0	22	

出典：1980年世界農林業調査「農家調査」の「集落カード」より作成。

表4-10 林家の経営構造

農林家・非農林家別	町 村 名	山林保有の 林家数			人工林のある林家比率%	人工林のある林家 の年齢別構成				保有山林へ作業を 実施した林家数				林家の主 業				
		総 数	右のうち			10 年生以下	11 ～ 30	31 ～ 40	40 年生以上	植 林	下 刈 など	販 売 間 伐	切 り 捨 て 間 伐	恒 常 的 勤 務	日 雇 ・ 臨 時 雇	自 営 業		そ の 他
			50 ～ 100 ha	100 ha 以上												林 業	農 業	
農 家 林 家	日の出町	215	2	1	83	171	56	36	14	142	6	49	15	125	12	13	34	31
	五日市町	309	5	3	117	274	116	47	18	159	8	45	20	186	19	7	23	74
	松原村	356	12	2	173	338	88	31	30	250	7	39	25	136	152	10	19	39
	奥多摩町	278	6	3	99	257	97	39	16	200	5	44	23	164	37	13	24	40
非 農 家 林 家	日の出町	17 (63)	2	0	3	16	5	1	0	9	0	3	0	10	0	0		7
	五日市町	62 (145)	2	1	19	53	32	16	4	32	3	11	8	20	5	5		32
	松原村	53 (83)	1	0	21	51	7	5	7	28	0	9	3	13	11	3		26
	奥多摩町	151 (256)	1	4	69	138	32	15	16	97	5	23	10	69	7	4		71

注：農家林家の数値は0.1ha以上保有林家の数値。非農家林家の数値は1ha以上林家の数値、但しカッコ内は0.1ha以上の数値。
 出典：1980年世界農林業調査の「林業地域調査」より作成。

然科学的(注4)にこの間伐と傾斜のある山地の水・土の保全との一般的関係について、現地聴取りも含めて述べておく。

わが国の年間降雨量の平均は1,800ミリである。このうち1,000ミリが地下水や河川用水となり、400ミリが樹木の体内を通して蒸発されるが、最後の400ミリが森林の状態によって蒸発量に差異を生ずる。人工林が間伐によって整備されるとこの何割かが林床に到達し、水利用に供される。逆に間伐されず密植のままに森林が放置されると、それだけ大気へ蒸発されてしまう。

第2に、間伐されず長い年月をすぎると、密植なほど林内は暗く、日光が林床に達せず、そのため下草などが生えない、林床の裸地化現象が生ずる。これは地下水となる森林の保水機能をいちぢるしく低下させるだけでなく、林床の土砂を流出させる。

第3は、人工林の主要樹種はスギであるが、スギは浅根性で根は横に広がる。その根の張り具合は樹冠の広さに相応する。間伐せず密植のままだと、樹根面積も必然的に狭いものとなり、いわば頭でつかちの樹木構成となる。樹冠に風を受けたり雪が積ると、風倒木発生あるいは雪害を受け易くなる。20年生前後の人工林に自然災害が起り易いのはこのためである。

後述するところであるが、多摩川的环境浄化にかかわる土砂流出あるいは風倒木・雪害などは、上述の第2・第3の要因によるものである。本年3月23日の時ならぬ大雪の被害は、当初一部に約5億円と報道されているが、実際には山中も林道上も倒木がおりかさなり足の踏み場もなく、調査も出来ない惨状であるという。それはもちろん、単なる自然災害ではなく、第3に起因するところが多いと推定される。

表4-10によれば人工林のある林家率は、ほぼ100%に近く、林家という林家のほとんどが人工林をもっている。この点を年齢別構成でみると、そのほとんどが11~30年生の、まさに間伐をどうしてもおこなわねばならぬ人工林を管理している。その間伐実施状況はどうか。次の育林作業を実施した林家数をみると、下刈などをした林家は過半に達し所有森林に対する見廻りの管理作業は多少実施されているものの、間伐作業を実施する林家は極めて少なく、とくに販売目的の間伐作業を実施する林家はまれである。植えてから15年も20年もたった丸太が、たった「大根」一本の価格と同じであるという間伐材山元価格の低さが販売間伐を実施する意欲を林家からうばっていることが、原因であることはもちろんである。

こうして、人工林率80%以上すなわち植えるべき所はほとんど植えつくされてしまった多摩川上流の私有林は、ほとんど間伐されぬまま放置されているのである。このことは、上述の第2・第3の理由によって、風害・雪害をひき起こし林家の努力をむだにするだけでなく、平常時でも土砂を少しづつ河川に流出させ、河床を上昇させているのである。

林家は林産物を販売しない限り、その経営を維持できない。表示の如く、林産物販売林家は全く少なく、林業を自営業とする林家もまれである。林家の多くは、林業から見はなされていると言っても過言ではない。反面、林家の圧倒的・主業は、前記した農家と同様に、恒常的勤務と日雇である。かくて林家は、一方で林業不況、他方で都市的労働市場の席捲によって、単なる林地所有者としてその大部分が存在させられているのである。

多摩川上流の私有林地帯は、森林また森林におおわれる山岳であり、都民の重要な水源林を形成している。中核を占める人工林は手入れなくしては林家の用をなさないばかりでなく、森林の機能も十分に発揮できない。とくに時々発生している林木への風害、年々流出する土砂の河川への堆積による河床上昇と氾濫は、多摩川中・下流の都市的な水質汚濁とともに、多摩川がかかえる環境悪化の根元である。多摩川上流の環境浄化は、林家を林家としてどう機能させるかにかかわる、社会的・経済的問題であるといえよう。

2. 林業生産停滞の諸相

昭和40年代以降の林業生産の下降停滞は、この地域の林業にどのような変化をもたらしたであろうか。まず第1にあげられるのは、所有構造の再編である。個人有林の変化を表4-11でみれば、地域全体では昭和35年から55年の間に50ha未満層以下で所有者が1,150人、28%程減少しており、とりわけ5ha未満層では30%以上が解体している。5市町村の中での変化は、増加した階層の数値が僅少であるためにわかには断定し得ないが、強いていえば青梅市、日の出町など都市的地域でやや上層が増加しているのに対し、奥多摩町や桧原村では全層的に減少傾向がみられることであろう。

この統計は、所有者が居住する市町村でカウントするものであり、したがって都市部での所有者の増大はすなわち不在地主化の進行ということである。事実、東京都全体では、35年から55年の20年間で21,000人から60,700人へ4倍近い増大ぶりをみている。その点は、個人以外の山林所有をみれば一層明白になる。表4-12によると、35年から55年の間に会社による山林所有が激増している。東京に本社を置く会社で、昭和35年に山林を所有していた会社は425社に過ぎなかったのが、45年に3,100社、55年には7,300社へ70倍もの激増を示している。調査地5市町村でも増えており、特に青梅市では35年の2社が55年には41社へ著増している。こうして、山林の中小規模山林所有者が林業経営の不振によって解体・没落すると反対に、大都市の非林業資本による林地取得が激しい勢いで進行しているということができる。

なお、同表によれば東京都全部で「共同所有」も著しく増えている。山村での共同所有は、主として村落全体の共有財産たる入会山を代表者数名の共同名義で登記したことに端を発するもので、明治初期の山林原野官民有区分事業以来の歴史的所産である場合が多いのであるが、この統計で新に増えているものは、その増大の数、時期や地域からして、それら旧来の入会林を新たな権利にもとずき変更登記をしたものとは考えられない。

さて、林業の担い手としての山林所有者の没落・解体は、すなわち林業従事者の減少によって明確にされるであろう。そこで、林業への従事日数別人数をみたのが表4-13である。

この地域全体で、昭和45年から55年の10年間に林業へ従事した人（自営も含めて）の数は、2,680人から1,518人へ1,160人（43%）減少している。特に減少の著しいのは150日以上従事した人で、45年の1,379人から55年の1,277人へ1,252人も減少によって $\frac{1}{10}$ 以下に縮小してしまった。次いで60日～149日層が550人から118人へ432人減って $\frac{1}{5}$ になってしまった。被雇用者が

表4-11 所有規模別山林所有者数の推移

単位：戸

市町村	総数	5 ha 未満	5～20 ha	20～50 ha	50～100 ha	100 ha以上	
青梅市	35年	1,716	1,595(92.9%)	99(5.8%)	17(1.0%)	3(0.2%)	2(0.1%)
	45"	1,381	1,253(90.7)	105(7.6)	17(1.2)	4(0.3)	2(0.1)
	55"	1,321	1,198(90.7)	98(7.4)	18(1.4)	4(0.3)	3(0.2)
	55/35	-23%	-397(25%)	-1(1%)	+1(6%)	+1(33%)	+1(50%)
奥多摩町	35年	824	655(79.5%)	112(13.6%)	40(4.9%)	10(1.2%)	7(0.8%)
	45"	504	366(72.6)	103(20.4)	24(4.8)	7(1.4)	4(0.8)
	55"	534	377(70.2)	106(19.9)	37(6.8)	7(1.3)	7(1.3)
	55/35	-35%	-278(42%)	-6(5%)	-3(8%)	-3(30%)	0(0%)
日の出町	35年	569	530(93.1%)	30(5.3%)	6(1.1%)	2(0.4%)	1(0.2%)
	45"	272	239(87.9)	22(8.1)	7(2.6)	1(0.4)	3(1.1)
	55"	278	236(84.9)	29(10.4)	8(2.9)	4(1.4)	1(0.4)
	55/35	-51%	-294(55%)	-1(3%)	+2(33%)	+2(100%)	0(0%)
五日市町	35年	573	466(81.3%)	74(12.9%)	23(4.0%)	8(1.3%)	2(0.3%)
	45"	511	397(77.7)	90(17.6)	15(2.9)	9(1.8)	-(-)
	55"	451	351(77.3)	71(15.6)	21(4.6)	7(1.5)	1(0.2)
	55/35	-21%	-115(24%)	-3(4%)	-2(9%)	-1(13%)	-1(50%)
桧原村	35年	497	336(67.6%)	111(22.3%)	33(6.6%)	10(2.0%)	7(1.4%)
	45"	521	380(72.9)	103(19.8)	29(5.6)	7(1.3)	2(0.4)
	55"	439	305(69.5)	99(22.6)	20(4.6)	13(3.0)	2(0.5)
	55/35	-12%	-31(9%)	-12(11%)	-13(39%)	+3(30%)	-5(71%)
計	35年	4,179	3,582(85.7)	426(10.2)	119(2.8)	33(0.8)	19(0.5)
	45"	3,189	2,635(82.6)	423(13.3)	92(2.9)	28(0.9)	11(0.3)
	55"	3,023	2,467(81.6)	403(13.3)	104(3.4)	35(1.2)	14(0.5)
	55/35	-1,156	-1,115(31.1)	-23(5.4)	-15(12.6)	+2(6.1)	-5(26.3)
東京都	35年	21,090	19,667(93.3)	1,056(5.0)	233(1.1)	67(0.3)	67(0.3)
	45"	43,981	42,035(95.6)	1,466(3.3)	305(1.0)	104(0.2)	71(0.2)
	55"	60,714	57,932(95.4)	2,074(3.4)	418(0.7)	154(0.3)	136(0.2)
	55/35	39,624	38,265(95.4)	1,018(96.4)	-185(79.4)	87(130)	69(103)

(資料)世界農林業センサス東京都統計書(1960年, 1970年, 1980年)より作成。

表 4-1 2 個人以外の山林所有者数の推移

単位：団体

市 町 村	総 数	会 社	社 寺	共同所有	団体・組合	部落慣行	市町村	
青 梅 市	35年	356	2	33	138	2	180	1
	45年	285	7	42	120	6	109	1
	55年	301	41	53	116	12	78	1
	55/35	-55	39	20	-22	10	-102	0
奥 多 摩 町	35年	187	1	12	160	—	13	1
	45年	63	1	14	35	4	8	1
	55年	95	4	22	63	5	—	1
	55/35	-92	3	10	-97	5	-13	0
日 の 出 町	35年	141	—	5	15	—	120	1
	45年	74	3	11	6	—	53	1
	55年	85	3	11	24	1	45	1
	55/35	-56	3	6	9	1	-75	0
五 日 市 町	35年	215	1	29	—	2	182	1
	45年	177	2	10	157	3	3	2
	55年	201	3	7	178	4	7	2
	55/35	-14	2	22	178	2	-175	1
桧 原 村	35年	43	—	8	—	—	34	1
	45年	84	—	—	48	—	35	1
	55年	105	—	—	68	—	36	1
	55/35	62	—	-8	68	—	2	0
計	35年	942	4	87	313	4	529	5
	45年	683	13	77	366	13	208	6
	55年	787	51	93	449	22	166	6
	55/35	-155	47	6	136	18	363	1
東 京 計	35年	2,165	425	233	469	94	929	15
	45年	5,609	3,121	401	1,501	313	246	27
	55年	12,027	7,340	373	3,686	403	186	38
	55/35	9,862	6,915	140	3,217	309	-743	23

(資料) 世界農林業センサス東京都統計書 (1960年, 1970年, 1980年)より。

(注) 五日市の1財産区の所有は、市町村に含めた。

表4-13 林業従事者の推移

単位：人

市町村	総数	～29日	30～59日	60～149日	150日以上	自営が主	雇われが主
青 45年	977	80	95	178	624	817	160
梅 55〃	540	404	69	39	28	507	33
市 55/45	-407	324	-26	-139	-596	-310	-127
奥 45年	394	78	50	98	168	315	79
多 55〃	251	153	56	18	24	221	30
摩 55/45	-143	75	6	-80	-144	-94	-49
日 45年	195	18	27	55	95	162	33
の 55〃	188	131	31	11	15	174	14
出 55/45	-7	113	4	-44	-80	12	-21
五 45年	493	61	62	89	281	402	91
日 55〃	194	134	34	13	13	181	13
市 55/45	-299	73	-28	-76	-268	-221	-78
桧 45年	621	162	118	130	211	369	252
原 55〃	345	202	59	37	47	282	63
村 55/45	-276	40	-59	-93	-164	-87	-189
計 45年	2,680	399	352	550	1,379	2,065	615
55〃	1,518	1,024	249	118	127	1,365	153
55/45	-1,162	625	-103	-432	-1,252	-700	-462

(資料) 世界農林業センサス東京都統計書 (1970年, 1980年) より

615人から153に激減し、465人(75%)もの林業労働者が離脱してしまったが、自営で林業に従事していた人の減少も700人を数え、3割が脱落解体したのである。こうして、45年には70%以上の人が60日以上林業に従事していたのに対して、55年には7割近い人が、29日以下従事するという状態に逆転してしまった。しかも、山林所有者は個人所有のみでも3,000戸、他に会社・団体などの所有が約790程あるにもかかわらず、林業従事者は1,518人しかいない。ということは、単純に計算しても2戸に1人未満であるが、森林組合などに雇用されている人数を考えれば、良くみても山林所有者3～4戸に1人程度しかいないということになる。事実、集落での聞き取り調査では5～6戸に1人いるかないか、というのが実情であった。多くの人々が、既に40年代中葉以降林業経営をあきらめ、賃労働者化していった。そして、その雇用先は、首都圏下にあっても、土建労働などの不安定就労が大半を占める

のであった。また、所有山林の規模も比較的多く村内に残存している人であっても、公務員その他の安定した職に就いているが故に、山林の手入れなどの作業にはほとんど携わらないという場合も少なくない。表4-14が示すようにサラリーマンなど固定の勤務に就いている人は、増大しているのであり、林業不振の中で山林所有者の“林業離れ”は一層進んでいるといえよう。

表4-14 山林所有者の主たる職業

単位：戸

市町村	総数	恒常的勤務	人夫・日雇	自営林業	農業	その他自営
青 45年	1,171	541	88	32	221	289
梅 55 "	942	508	31	24	139	240
市 55/45	-229	-33	-57	-8	-82	-49
奥 45年	429	184	87	54	11	93
多 55 "	429	233	44	17	24	111
摩 55/45	0	49	-43	-37	13	18
日 45年	250	124	13	19	53	41
の 55 "	232	135	12	13	34	38
出 55/45	-18	11	-1	-6	-19	-3
五 45年	483	221	64	39	55	104
日 55 "	371	206	24	12	23	106
市 55/45	-112	-15	-40	-27	-32	2
桧 45年	506	110	276	44	20	56
原 55 "	409	149	163	13	19	65
村 55/45	-97	39	-113	-31	-1	9
45年	2,839	1,180	528	188	360	583
計 55 "	2,383	1,231	274	79	239	560
55/45	-456	51	-254	-109	-121	-23

(資料) 世界農林業センサス東京都統計書(1970年, 1980年)より

3. 停滞下における山林所有者の存在状況

「低成長」経済の下で林業生産が停滞し、山林所有者の“林業離脱”が進行したことは前項で述べたが、いま多摩上流市町村にあってはどのような実態であるのか。どのような層が残っており、いかなる形で林業経営を行い、森林の管理はどの程度なされているのか。その実態を調査結果にもとづき、明らかにする

のが本稿の課題である。

本調査では、各市町村で聴き取り調査とアンケート調査、町村の中で集落を選んで悉皆調査を行った。その結果を、山林所有者の規模によって5階層に区分して集約した。5階層とは、山林の所有規模が5ha未満をA層、5ha以上20ha未満がB層、20ha以上50ha未満がC層、50ha以上100ha未満がD層、100ha以上をE層とした。

(1) 人工林化の進展状況

山林経営者は、かつて存在したような薪炭林経営を除いて一般には、スギ・ヒノキを主とする人工林経営を目標にする。当地域は、前述のようにスギ人工株の先進林業地であって人工林化は実によく進んでいる。

人工林率80%以上と回答した人が奥多摩町で73%、青梅市でも67%にのぼる(表4-15~4-18)。このデータによれば、桧原村においても人工林率でみるかぎり、それ程遅れているわけではない。全体として、A・B・C隔層のようなむしろ中小規模層の方が人工林化は進んでいる。

例外的に低い人工林率の所有者は、不動産として単に土地所有を目的としたものであって、林業経営を目的としてはいない。

表4-15 人工林率別山林所有者数〔青梅市〕

山林面積 \ 人工林率	~10%	10~30%	30~60%	60~80%	80%~	計
0.1~5	6	14	11	31	138	200
5~20	5	1	8	8	42	64
20~50	1	1	0	4	9	15
50~100	0	0	1	2	3	6
100~	0	1	1	2	1	5
計	12	17	21	47	193	290

表4-16 人工林率別山林所有者数〔奥多摩町〕

山林面積 \ 人工林率	~10%	10~30%	30~60%	60~80%	80%~	計
0.1~5	4	2	11	42	149	208
5~20	0	1	6	9	51	67
20~50	0	0	0	4	25	29
50~100	0	0	1	2	7	10
100~	0	1	0	2	3	6
計	4	4	18	59	235	320

表 4-17 人工林率別山林所有者数〔奥多摩町大丹波集落〕

山林面積	人工林率	～10%	40～50%	60～80%	80%～	計
0.1～5		3			5	8
5～20			1	1		2
20～50				2	1	3
50～100				1		1
計		3	1	4	6	14

4-18 人工林率別山林所有者数〔松原村笹野集落〕

山林面積	人工林率	～20%	20～40%	40～60%	60～80%	80%～	計
0.1～5			1	3	6	3	13
5～20		1		2	3	2	8
20～50				2	2		4
50～100				1	1		2
100～						1	1
計		1	1	8	12	6	28

(2) 山林所有者の家業

山林所有者はかつて農業や林業・薪炭生産または小規模所有者の場合には林業労働などに従事していることが多かった。このような傾向の変化は場所によって大きな差があり、例えば松原村では昭和55年に男で20歳以上の就業者1,091名のうち、山林労務が133名(12%)を占めていたのである。しかし現在では20～30名程になってしまった。

林業経営を主業とする者も、いまではどの町村でも1割に満たない存在である。ただし、集落調査では、やや林業の盛んな場所が多かったためか、1割を若干上回っている。そして伐出・製材業経営の存在が目立つ(表4-19～4-22)。

林業専業の減少は、勤務者の増大に結果したのであって、いずれの市町村でも公務員や社員のほか、店員・工具・運転手など「恒常的勤務」者が増大した。さらに、町村によって差があるものの土建を主とする日雇人夫になった者の数も多くなっている。

表4-19 山林所有者の主な職業〔青梅市〕

単位：戸

山林面積	農業	林業	伐製 出材	その他 自営	公務員	会社員	団 体 員	賃労働	その他	計
0.1~5	33	5	12	29	23	53	5	11	36	207
5~20	5	6	3	10	12	9	2	0	15	62
20~50	2	0	5	2	1	2	2	0	1	15
50~100	0	3	0	2	0	1	0	0	0	6
100~	0	2	0	2	0	1	0	0	0	5
計	40	16	20	45	36	66	9	11	52	295

表4-20 山林所有者の主な職業〔奥多摩町〕

単位：戸

山林面積	農業	林業	伐製 出材	その他 自営	公務員	会社員	団 体 員	賃労働	その他	計
0.1~5	4	11	4	9	9	99	1	62	9	208
5~20	2	4	6	7	3	31	0	13	1	67
20~50	1	4	2	5	4	8	1	4	1	30
50~100	1	3	1	1	1	1	1	0	0	9
100~	1	2	1	1	0	0	1	0	0	6
計	9	24	14	23	17	139	4	79	11	320

表4-21 集落全戸の主たる職業〔奥多摩町大丹波集落〕

単位：戸

山林面積	農業	林業	伐製 出材	その他 自営	役 員	賃労働	その他	計
0			1		2	1	1	5
0.1~5	1			1	4			6
5~20			1			1		2
20~50	1	2						3
50~100			1					1
計	2	2	3	1	6	2	1	17

表4-22 山林所有者の世帯主の主たる職業〔松原村笹野集落〕

単位：戸

山林面積	農業	林業	伐製 出材	その他 自営	役 員	賃労働	その他	計
0.1~5			1	2	2	8		13
5~20	1		1	3	1	1	1	8
20~50		1			2	1		4
50~100		1	1					2
100~		1						1
計	1	3	3	5	5	10	1	28

(3) 山林の所有目的

山林をどのような目的で所有しているのでしょうか。表4-23~4-24が示すとおり、最も多いのは何年かに1回の定期的な収入を得るという人で、40%前後を占めている。第2位の目的になると市町村によって差が出てくる。奥多摩町や桧原村では子供の結婚や入学など不時の出費に備える、つまり貯金の性格が第2位となるが、青梅市や五日市町、日の出町では将来の財産として意識される割合が強くなる。

しかし、毎年収入を挙げるという所有者が奥多摩町で12%、青梅市でも6%おり、先の一定期間での収入を目的とする場合と合わせて、今日の市況の下でも確固として林業経営を追求する人の存在は非常に注目すべきものがある。しかもこの調査によればその所有者は必ずしも大規模所有者に限られるものではない。では、中小規模層で何故毎年収入が挙げられるかといえば、先祖の代からの山林への蓄積があるからである。すなわち、よく手入れがされた高齢林分を所持すれば、小面積からでも高価値の木材収入が得られる。それには、かつて当地域で普遍的にみられた小角材などを主目的とする短伐期経営の「並材」生産ではなく、板打ち・間伐などの手入れ充分施した「集約的」林業で、伐採収穫の期間も60年乃至それ以上の長伐期経営による「高品質材」の生産が追求されることが要件となる。さもなければ、椎茸栽培など複合経営による場合である。現に奥多摩町では椎茸などきこ類かなりの収入を挙げている人もみられた。

表4-23 山林の所有目的〔青梅市〕 (複数回答を含む)

山林面積	毎年収入を挙げる	何年か毎定期収入	不時の出費に備え	財産形成	子孫に財産として	その他	計
0.1~5	8	66	40	5	58	23	200
5~20	4	28	10	2	12	7	63
20~50	1	8	2	1	2	1	15
50~100	3	1	1	0	1	0	6
100~	1	1	0	3	0	0	5
計	17	104	53	11	73	31	289

表4-24 山林の所有目的〔奥多摩町〕 (複数回答を含む)

山林面積	毎年収入を挙げる	何年か毎定期収入	不時の出費に備え	財産形成	子孫に財産として	その他	計
0.1~5	11	84	88	6	14	4	207
5~20	8	32	21	3	4	2	70
20~50	11	16	1	1	1	0	30
50~100	5	2	1	0	1	1	10
100~	3	1	0	0	1	1	6
計	38	135	111	10	21	8	323

(4) 林業生産活動の状況

伐採や植林、そして山林への手入れ作業である下刈り（草刈り）、除伐（雑木や目的以外の樹木や劣勢木の除去）、ならびに間伐（森林を構成する樹木の肥大成長を促進するための間引き）などについて、その実施状況をみてみよう。

表4-25～4-28によれば、この3～5年の間に伐採を行った山林所有者は1～2割程存在し、先にみた「毎年収入を挙げる」ことを方針とする山林経営者をやや上回る程度であって、「一定期間での収入」を経営方針とする層の人数はほとんど含んでいない結果となっている。おそらく後者にあつては、木材価格が低迷している折であるから伐採を手控えて、財産を温存しているものと思われる。

これに対して植林の実施割合は、伐採実行者の割合より少し多くなっており、伐らないけれども植えておくという所有者がいることになる。多分に拡大造林に対して国から補助金が交布されることが要因になっているのであろう。

さて下刈り、除間伐では、実施者の割合が最も多いのは実施者割合が70%をこえる青梅市、次いで40%～50%の奥多摩町、桧原村である。それに対してあまり多くないのが五日市町、日の出町である。後者は五市町村の中でも早くから人工林化が進展した町村であり、いわば成熟段階にあつてあまり手がかからない森林が多いためと思われる。

植林や手入れの労働力調達は、どのようになされているのであろうか。表4-29～4-30をみれば当然ながら家族労働による場合が最も多いのであるが、20ha上層になると雇用労働力をも調達しなければ手がまわらなくなっている。これは、山林所有者が専業的ではなく、恒常的勤労者である場合が多く、彼らは限られた期間内に作業を終了させることが必要だからであろう。100ha以上層になると、専属的な労働者を雇用して常時作業を行っている場合が一般的である。しかし今日の厳しい状況下では、大規模経営体においても直用労働者を全廃して、森林組合の委託に切り替えたり、事業量の縮小にあわせて雇用者数を大巾に減じているようである。

森林組合作業班が確立しているのは、奥多摩町森林組合と桧原村森林組合であるが、一部の大山林所有者を除いては、必ずしも積極的に利用されているとはいえない。ただし、前者の場合には作業班員数も比較的多く、経営の全面委託をしている組合員も（特に不在村者に多く）みられる。

ところで、いま全国的に問題になっている間伐の実施状況をみたのが表4-31～4-32であるが、一目して明らかなように実施者割合は極めて少ない。実施しない理由は、採算に合わないという回答と道路が未整備であるからという回答が最も多いが、採算に合うか否かは道路の整備状況で大きく変わってくるのであり、その意味で両者は互に関連性があるといえる。ところで当地方は、もともとが小角材や足場丸太の生産を主としていたために、間伐は生産技術として定着していなかったところである。短伐期林業が直ちに長伐期経営に転換し得るわけでもないであろうし、優良材生産を目指すような明確な生産目的とそれにもとづく育林技術の体系として確立されるならば別であるが、そこへ到達する以前に全般的落層化を来たしてしまったので、間伐が重要な生産技術として広範に普及しなかったものと思われる。

ここで指摘されているように、木材市況が振わないので間伐その他手入作業を充分に行うことができないという状況は、次表4-33~4-34によっても確認できる。この表で手入れが充分実施できない理由として挙げられている「その他」とは、木材価格の低迷によって林業経営そのものが困難であることを言ったものだからである。こうして育林経営として成立し得ないため、「資金難」（同表の第2位の回答）に陥るとともに、林業労働者の流出や高齢化による、「労働力の不足」（同第3位）という苦況に立ち至っているのである。

表4-25 最近5年間の林業活動〔青梅市〕

山林面積	植 林		下刈除間伐		主 伐		計
	戸 数	な し	戸 数	な し	戸 数	な し	
0.1~5	43	161	134	70	8	196	612
5~20	25	39	52	12	15	49	192
20~50	10	5	12	3	3	12	45
50~100	3	3	5	1	3	3	18
100~	2	3	5	0	2	3	15
計	83	211	208	86	31	263	882

表4-26 最近5年間の林業活動〔奥多摩町〕

山林面積	植 林		下刈除間伐		主 伐	
	戸 数	な し	戸 数	な し	戸 数	な し
0.1~5	37	164	99	109	12	194
5~20	29	35	48	18	23	45
20~50	20	9	26	4	8	21
50~100	6	4	8	2	9	1
100~	4	2	5	1	5	1
計	96	214	186	134	57	262

表4-27 過去3年間の生産活動〔奥多摩町大丹波集落〕

山林面積	調 査 戸 数	伐採活動		植林活動		手 入 れ		椎茸販売	
		戸 数	な し	戸 数	な し	戸 数	な し	戸 数	な し
0.1~5	6		6		6		6		6
5~20	2		2		2		1		2
20~50	3	2	1		3	3	0	1	2
50~100	1		1		1	1	0	1	0
計	12	2	10		12	4	7	2	10

表4-28 過去3年間の生産活動〔松原村笹野集落〕

山林面積	調査戸数	伐採活動		植林活動		手入れ		椎茸販売	
		戸数	なし	戸数	なし	戸数	なし	戸数	なし
0.1~5	13		12	1	9	1	9		
5~20	8	2	6	3	5	3	5		
20~50	4	1	3	3	1	3	1	1	
50~100	2	1	1	2		2		1	
100~	1	1		1		1			
計	28	5	22	10	15	10	15	2	

表4-29 林業労働力の調達〔奥多摩町大丹波集落〕

〔複数回答を含む、()内は副次的な場合数を示す〕

山林面積	調査戸数	家族労働	雇用労働	森林組合	業者	その他	無回答	計
0.1~5	6	3	(1)				3	6(1)
5~20	2						2	2
20~50	3	2	2	1			0	5
50~100	1	1	1			1	0	3
計	12	6	3(1)	1		1	5	16(1)

表4-30 林業労働力の調達〔松原村笹野集落〕

〔複数回答を含む、()内は副次的な場合数を示す〕

山林面積	調査戸数	家族労働	雇用労働	森林組合	その他	無回答	計
0.1~5	13	1				9	10
5~20	8	7	(2)				7(2)
20~50	4	3	1		1		5
50~100	2	2	1				3
100~	1	1	1				2
計	28	14	5		1	9	29(2)

表 4-3 1 間伐の実施状況〔奥多摩町大丹波集落〕 (複数回答を含む)

山林面積	調査戸数	実施した			実施しない					間伐林分なし	無回答	計
		販売間伐	切捨間伐	一部販売	資金なし	買手なし	道路未整備	実行者なし	採算合わず			
0.1~5	6	0						1	2	1	2	6
5~20	2	0			1	1	1		1			4
20~50	3	0	1	1						1		3
50~100	1	0					1		1			2
計	12	0	1	1	1	1	2	1	4	2	2	15

表 4-3 2 間伐の実施状況〔松原村笹野集落〕 (複数回答を含む)

山林面積	調査戸数	実施した			実施しない					間伐林分なし	無回答	計
		販売間伐	切捨間伐	一部販売	資金なし	買手なし	道路未整備	実行者なし	採算合わず			
0.1~5	10		1		2	1	3	1	2	1	2	13
5~20	8		1			1	1	1	2	3		9
20~50	4		1				1	1		2		5
50~100	2		1					1	1			3
100~	1	1	1									2
計	25	1	5		2	2	5	4	5	6	2	32

表 4-3 3 山林への手入れ(下刈り, つる切り, 除伐)実施状況〔奥多摩町大丹波集落〕 (複数回答を含む)

山林面積	調査戸数	十分実施している	十分実施できない			実施していない			無回答	計
			資金難	労力不足	その他	資金難	労力なし	その他		
0.1~5	6		4			1	1			6
5~20	2		1				1			2
20~50	3		1	1	1				1	4
50~100	1			1						1
計	12		6	2	1	1	2		1	13

表 4-34 山林への手入れ(下刈り, つる切り, 除伐)実施状況〔松原村笹野集落〕(複数回答を含む)

山林面積	調査戸数	十分実施している	十分実施できない			実施していない			無回答	計
			資金難	労力不足	その他	資金難	労力なし	その他		
0.1~5	13				1	1		9	2	13
5~20	8		2	2	3	3	1	3		14
20~50	4		1	1	2	1		1		6
50~100	2		1	1	1					3
100~	1		1		1					2
計	28		5	4	8	5	1	13	2	38

(5) 山林経営の今後の方向

アンケート・聴き取り調査でも所有山林を現状の規模で維持存続させたいと回答した人が圧倒的に多い(表 4-35~4-36)。しかし経営のあり方としては自ら直接経営をするという人は4割前後であり、「そのまま放置する」として単なる財産的所有と考えている人も少なくない。後者の中には、前述のような林業経営をめぐる状況の困難さから財産的所有に転化した場合と、山林取得の初発から単なる不動産的所有を目的としている場合とがある。最近後者が増大しており、それが地代高騰を惹起して林業経営を一層困難にしている一因ともなっているといえよう。

表 4-35 今後の山林経営の方向〔青梅市〕

(複数回答を含む)

山林面積	直接経営	子孫のために維持	そのまま放置する	売却したい	考えていない	その他	計
0.1~5	72	91	25	3	19	1	211
5~20	20	30	9	2	2	1	64
20~50	8	6	1	0	0	1	16
50~100	4	0	1	0	1	0	6
100~	2	2	1	0	0	0	5
計	106	129	37	5	22	3	302

表 4-36 今後の山林経営の方向〔奥多摩町〕

山林面積	直接経営	子孫のために維持	そのまま放置する	売却したい	考えていない	その他	計
0.1~5	89	28	33	8	44	4	206
5~20	31	18	7	2	8	1	67
20~50	21	2	1	1	3	2	30
50~100	8	0	1	1	0	0	10
100~	5	0	0	0	0	1	6
計	154	48	42	12	55	8	319

第3節 森林の荒廃

— 山地災害と河床上昇 —

前項で述べたように、多摩川上流の私有林地帯では、間伐などの森林の手入れは全般的に遅々として進んでいない。この原因は、一部の大規模森林所有者を除いて、大部分の林家が林業の構造的不況によって、林業の生産活動を放棄し、兼業労働力市場に席捲されてしまったからである。

人工林率が森林の80%以上にも達しているこの「青梅林業地」では、森林を森林として機能させるためには、換言すれば用材林として立木を育成させると同時に、土砂流出などの防止機能を森林にはたさせるためには、どうしても間伐などの手入れが必要不可欠な条件となる。それが全般的に極めて不充分である。

森林は、たとえ大所有者であっても、一山すべてを所有・経営するものではなく、森林の所有・経営は分散的で飛び飛びの団地を入り組んで所有・経営するのが一般であって、「青梅林業地」でもこの例外ではない。中腹にある経営地は、より高地の他人の経営地の事情に影響を受けざるをえない。高地の林地崩壊や土砂流出は、直接・間接をとわず低地の経営地に影響を与える。本章第2節で述べたように、人工林地域における間伐不足は、土砂流出の原因となり、台風とはいえない局地的風害によっても幼齢木の倒伏をひき起こす。ひとたび倒伏をおこすと、その復旧は採算が合わないために放置され易い。このことが、二次的な被害を倍加する。台風・大雪という自然現象がこれに加わると、土砂流出などの被害をいっそう激しいものとするのは当然である。以下では、秋川水系にかかわる五日市町の事例で、山地災害と河床上昇の一端をみることにする。

聴取りによれば、局地的風害によって、20年生以下の幼齢木の倒伏がしばしば発生し、それは丁度、熟成した麦が風害を受けて一斉に倒伏すると同じ様な状況になるという。この自然災害を最も受け易い幼齢木が、「青梅林業地」には多い。天然林と異なって人工林は、間伐や手厚い保護に支えられて成林する

のである。

過去にも度々の台風(昭和46・47・49年等)の被害を受けてきた五日市町は、昭和57年にも台風10号の被害を受けた。表4-37はこの台風10号が立木に与えた被害状況である(写真参照)。被害を受けた面積が、すべて11年生以下の幼齡林であったことに注目されたい。

表4-38は五日市町全般に与えたこの被害の状況である。崖くずれ26箇所、山林崩落31箇所、堤防・護岸・堤の損壊19箇所、住宅への浸水84戸、道路の損壊も29箇所に及んでいる。すなわち、市街地といっても周囲は山腹にかこまれ、山間集落は山中にあり平地不足で場合によっては宅地は河岸に接近し、集落を結ぶ道路も低い所は河岸すれすれにしか設置されるしか余裕のない五日市町の立地状況を、

表4-37 台風10号による林業被害と復旧計画(倒木起し)

		被 害			倒 木 起 し		
		面積 ha	齡 級	被害額 千円	面積 ha	齡 級	経 費 円
青 梅 市	スギ	22.37	1~10	18,375	1.77	1~4	1,076,583
	ヒノキ	6.65	1~10	14,212	0.33	1~4	230,161
	計	29.02		32,587	2.10		1,306,744
奥 多 摩 町	スギ	68.57	1~11	61,626	5.66	1~4	3,584,487
	ヒノキ	28.76	1~11	31,833	2.02	1~4	1,388,150
	計	97.33		93,459	7.68		4,972,637
日 の 出 町	スギ	15.31	1~10	13,085	1.07	1~4	799,953
	ヒノキ	12.24	1~10	11,665	1.01	1~4	697,174
	計	27.55		24,750	2.08		1,497,127
五 日 市 町	スギ	29.05	1~11	24,301	1.91	1~4	1,298,603
	ヒノキ	13.77	1~10	13,918	1.05	1~4	768,374
	計	42.82		38,219	2.96		2,066,977
桧 原 村	スギ	50.69	1~11	50,033	3.18	1~4	2,302,669
	ヒノキ	21.17	1~11	24,047	1.58	1~4	1,048,639
	計	71.86		74,080	4.76		3,351,308
計	スギ	185.99		167,420	13.59		9,062,295
	ヒノキ	82.59		95,675	5.99		4,132,498
	計	268.58		263,095	19.58		13,194,793

(出典) 五日市町役場資料より、「被害面積」は被害率30%以上のもののみ。



台風10号による被害状況

表4-38 台風10号(昭57.8.1~2)の被害(五日市町集落別)

		増戸	五日市	戸倉	小宮	計
住家	全壊				1	1
	半壊				1	1
	一部破損	2	1	1		4
非住家	床上浸水		23			23
	床下浸水	28	24	2	7	61
	全壊	1	8	16	4	29
道路	半壊	4		2	3	9
	一部破損	4	3		2	9
	床上浸水	3	7		7	17
河川	都道損壊	1		1	7	9
	町道損壊	3	4	2	6	15
	林道損壊		1	1	3	5
	橋りょう流出		1	2	1	4
河川	堤防損壊	4				4
	護岸決壊	2	9	2	1	14
	堰決壊	1				1
グラウンド・公園	施設損壊		2			2
水道	施設損壊		1	1	1	3
崖くずれ		2	9	8	7	26
山林崩落		5	4	2	20	31
有線施設被害		9	6	3	4	22
鉄道材料不流					五日市線	
製材工場機械冠水				1		1
土砂崩壊による車輦被害				1	1	2
増水による					6	6
ビニールハウス破損		7		2		2
避難						7
		139	179	31	133	432

(出典) 五日市町役場資料より

この表は示している。と同時に留意すべきは、崖くずれ・林地崩落にともなう土砂・岩石の河川への流出と堆積による河床上昇あるいは護岸破壊または伏流水化による二次・三次災害発生の危険が累積していることである。

この点を表4—39にみることにする。この表は、10号台風を含む昭和57年春から3カ年間の五日市町の治山工事等を要望する陳情書を、提出順に表示したものである。陳情の概要を一言で整理した「内容」は、かならずしも被害状況を明らかにしてはいないが、今日も五日市町がかかえている危険な状況を示している。これらの多くが、山林崩落・土砂流出によっていることが、ここでは重要である。

この表の12の事例によれば、「陳情の場所は五日市留原字持林545.578番地外で別添略図のとおり秋川の南岸（館谷の対岸）に聳り立つ崖の上に10数軒立並ぶ民家に接近した箇所で、そのまま放置しますと、毎年襲来する台風、集中豪雨、また大地震等により山林が崩落する危険性も十分考えられます。

表4—39 57年春から3年間の治山工事等の陳情（五日市町）

号	年月	件名	自治会	内容
1	57・3	治山工事に関する陳情書	乙津	大雨による地盤崩壊・土砂流出巾2m、深1~2m、長150m
2	57・7	護岸工事に関する陳情書	小中野	堰堤築造による河床上昇
3	57・8	治山工事に関する陳情書	宝沢	
4	57・9	同上	留原	山林巾5m、30m下の沢まで崩壊。擁護壁宙すり
5	57・10	同上	寺岡	台風の度崩壊。宅地樹木の崩壊
6	57・10	砂防工事に関する陳情書	木和田平	杉捨山崩、風倒木による土砂堆積
7	57・11	山林崩壊防止に関する陳情書	戸倉	崖崩れ(巾20m高10m)土砂が宅地を欠損
8	57・12	崩壊防止工事に関する陳情書	乙津 (車道)	崩壊(傾斜地)
9	58・4	同上	留原	沢崩壊(増水時)
10	58・7	治山工事に関する陳情書	小和田	木橋が台風10号13号で流失、永久橋設置要望
11	58・10	同上	養沢	10号台風で沢土砂流出、山崩れのおそれ、砂防工事
12	58・12	土砂崩壊防止に関する陳情書	留原	秋川南岸の山林の崩壊防止
13	59・5	同上	寺岡	堤防が崩壊に瀕し土砂流出
14	59・6	治山工事に関する陳情書	小和田	堤防床破壊復旧
15	59・9	御岳沢山腹工事について陳情	上養沢	台風10号13号による山腹崩壊し御岳沢がせきとめられ林道流出
16	59・12	天王川護岸工事について陳情	留原	天王川護岸工事基礎石、下水に洗われて危険
17	59・12	土砂崩れ防止	五日市 商工会	山腹で土砂・岩石の崩壊
18	60・2	土砂崩壊防止に関する陳情	留原	天王寺沢が宅地の一部を侵食し危険

(出典) 五日市町役場資料より

特に集中豪雨により秋川が増水した際にこの山林より大量の土砂が一瞬にして崩落流出した場合は持林地区に災害を及ぼすことはもとより、対岸の館谷地区の民家、住民にも大災害の発生するおそれも十分考えられます」と陳情されている。直接人命にかかわるこの陳情は都側の護岸整備承認に



よって、昭和60年から護岸工が施行されることになった。

上記10号台風を契機に、秋川沿岸住民から堆積砂利の採取の運動が展開した。59年6月には秋川漁業協同組合が、また同9月には沿岸の星竹・坂十・西戸倉・落合・乙津の5自治会長連名の陳情書が作成された。

前者は、「秋川における砂利の堆積情況につきましては、既に御承知のことかと存じますが、奥多摩有料道路工事以来数年経過しているものの、その他の工事、台風被害等と重なりまして砂利の堆積は著しく、最近に至りましては、秋川有史以来の最悪の砂利川原となり、都民憩いの景勝、秋川溪谷も死の川の様子になりつつあります。すでに魚類の棲息する深い淵等は砂利で埋り、かつては、親まれた水泳の場所等も現在では皆無に等しい状態であります。このような状況から川床も上り洪水の際には、被害も予想されることでもあります。最近町議会議員諸兄の中よりこれを憂い、なんとか対策を講ずる提案をされ当局に訴えて居られますことは、誠に当を得たものと高く評価しております……」と砂利採取を陳情している。

後者では、「奥多摩有料道路工事以来秋川の砂利堆積はいちぢるしく更には1昨年8月1日の台風10号による土砂の流出も大量に及び現在、秋川上流の河床は1.5メートルから2.0メートル上っていると云われていますし、更に上流松原村の河川には莫大なる数量の砂利がたまっております。このため風水害の被害が相次ぎ、堤防、護岸の崩壊、下水の逆流、キャンプ場のバンガローの流出、製材工場への浸水等被害は後を絶たず、沿岸住民は台風シーズンには、日夜心配している状態です。」と理由をあげ、これも砂利採取を陳情している。

町議会の議事録によれば、このような秋川への土砂堆積は、「十年ぐらい以前から、今の砂利問題で清流が守れなくなるのではないかと予想」されており、防災に当たる地元消防団の土のうを持って出動した「人的力」ではどうにもならないと訴えられ、また乙津堰堤の上流部分の河水が凍って遊水地の用をなさず、都営水道が断水するという事態も報告されている。この乙津堰堤上流の土砂採取は後に第6章で述

べるように実施された。

ここで重要なことは、たしかに台風・集中豪雨を原因とする崖くずれや林地崩壊は一時に莫大な量の土石を河川に流出し、あるいは秋川土砂堆積の引き金となった奥多摩有料道路建設にともなう土砂廃棄と流出は、河床上昇に直接結びつき易い。だが間伐不足にともなう林床の裸地化現象(注4)が毎日のように少量とはいえ土砂を流下させ、それによって低下した森林の保水機能が大雨による雨量をいっきに増加させる事態が、台風にともなう山地災害を促進させることの原因となっていることも忘れてはならない。以上の五日市町における10号台風の被害は、これら目にみえる崩壊と目にみにくい林床裸地化による複合災害である。多摩川上流の環境浄化すなわちその悪化防止のためには、林家が林家として成立できる経済的条件の整備と、災害の起り易い立地条件を十分に考慮した公共投資がどうしても必要不可欠な条件となる。

NHKの報道によれば、本年3月23日の大雪の林業被害は、69億円にも達するという。この被害額は前記表4-37にある台風10号被害の約3億円の20倍以上にもなる(都西多摩事務所管内で八王子も含む)。この詳細はまだ入手していないが、間伐必要林分が春の水を含んだ重い雪に耐えかねて倒伏・折損したものと推定される。それでなくても林業離れしているこの林家は、この打撃でいっそう林業放棄に走るだろうことは十分に予想されるところである。これでは多摩川上流の環境悪化はいつそう促進されるだけである。

(注1) 大内晃他「青梅・西川林業技術史」(『林業技術史』第1巻昭和47年3月林業技術協会刊)

P.215

(注2) 前掲書P.202

(注3) 前掲書P.186

(注4) 山岸清隆「年間降雨量千八百ミリの有効活用とは」『森林組合』(1985年12月号)

P.18

参 考 文 献

- (1) 瓜生卓造『多摩源流を行く』(昭和56年9月,東京書籍刊)
- (2) 瓜生卓造『桧原村紀聞』(昭和52年6月,東京書籍刊)
- (3) 農業発達史調査会『日本農業発達史』第4巻(昭和29年中央公論社刊)
- (4) 東京都水道局『水源林80年のあゆみ』(東京都水道局水源林事務所昭和57年3月)
- (5) 東京都西多摩郡桧原村『桧原村史』(昭和56年3月)

第5章 60年以降の西多摩地区における就業場面の展開と農業生産の動向

本章の課題は西多摩地区（羽村町，瑞穂町，日の出町，五日市町，桧原村，奥多摩町）を主な対象として，当該地域農業を取りまく産業展開とその下での農業生産構造の特徴と問題点を検討することにある。

課題を以上の如く設定した場合，個々の農業経営における経営問題・技術的問題というよりは産業レベルのマクロな議論が中心となろう。したがって有効な分析手法は現地調査をふまえ既存の諸統計資料等を用い体系的に整理し，農業を含めた産業展開の論理と問題点を明確にするということになろう。

ところで現在，東京都の今後の方向について「4全総」，「マイタウン構想」を契機に様々な議論が行なわれているが，これについて若干みておこう。

この中で特に注意しなければならないのが両計画・構想が独立して存在しているのではなく，不可分の関係にあるという点であろう。まず「4全総」についてはそれが全国レベルでの総合開発計画ではあるが，首都圏改造がその目玉となっている点が重要である。すなわち世界的生産力・ME革命＝電子核戦力段階に対応した日本経済＝産業の再編成・再構築の必要性を歴史的・政治的背景に，東京単一拠点の国家・経済の管理，中枢機能の集中化，それによる「サテライト都市」「テクノポリス」を名目とる中核都市，地方都市の支配管理のピラミッド化，その管理手法としての高度情報化社会の形成，ハイテク・情報産業の育成強化，さらには民活導入による巨大都市東京の再開発＝景気刺激といった一連の流れが示されているのである。それに呼応するかのように「マイタウン構想」では多心型都市構造への転換・都心部の国際情報基地化を打ち出しているものであり，そこで描かれている姿は一定の業務機能の周辺都市への分散化と情報産業を中心とした資本のための支配・管理機能の都心部への集中化である。こうした中，資本もまたその要求を露骨に示している。例えば1984年9月13日東京商工会議所『東京の都市整備に関する要望』では①都市開発規制の緩和，②国公有地の民間企業への土地信託化，③公共用地取得の民間委託，④公共・福祉事業の民間委託化，を要求するに至っているのである。

こうして「4全総」「マイタウン構想」では資本の新たな支配・管理機能の強化，戦後冷戦体制に規定された現段階的生産力に対応した産業再編成，民活の名による資本の利潤確保といった方向が全体をつらぬいているのであるが，問題はそこでの産業編成の方向がどういった方向をたどるのかという点であろう。「マイタウン構想」ではそのイメージを「ファッション，情報関連，エレクトロニクス関連等の都市型産業」という言葉で美しく表現している。しかし現実との差はあまりに大きいといわねばならない。現在の東京都の産業において全体的にみてサービス経済化が比重を高めている点はその通りであろう。が，他方でそうした事業所の零細小規模化が一層進んでいるのであり，この中には「生業」的な零細金属・機械工場も決して少なくなく，これまでの鈴木都政の大企業本位の経済政策下，零細小企業の消長のはげしさには目をおおむものがある。また競争に残った中小零細企業はといえば，工場下請や問屋制下請といった支配形態から脱することができず，一層の価値収奪が行なわれているのである。さらに東京都中小企業

振興対策協議会『今後における東京の中小企業の将来のあり方について』（1983年9月）では大企業に有利な中堅企業、あるいは情報化に対応したベンチャービジネスには財政的援助を行なうべきとするものの、在来の中小零細企業は自助努力で経営危機を克服すべしとするきびしい答申を行なっているのである。そこにあるのは大企業・資本のための中小零細企業の一層の合理化であり、収奪であり、「構想」の美しいイメージとは程遠い現実なのである。

本稿との関連で問題なのは、八王子・青梅・秋留台地は都心のサテライト都市の一つちして（一般用機械類生産）位置付けられているものの、その背後地としての西多摩地域・郡部の位置付けが不明確であり、せいぜい自然環境保護程度の位置付けしか与えられていないことである。そこで予想されるのは後にもふれるが、土地と水さらには低賃金を目的とした地場産業への中～高年齢者中心の労働力吸収＝価値収奪、それとのコントラストを成す農林業の解体深化であろう。「4全総」「マイタウン構想」では都心部の製造業等の中小零細企業は郊外へと「追い出される」ことになっているのであるから、こうした方向へ拍車がかかることはまちがいなからう。¹⁾

以上のようなきびしい現実が当該地域をつつみ込んでいるのであるが、それをふまえ、そこでの産業展開・編制の現局面と、山村農業の解体局面とに迫ることにしよう。

第1節 農家労働力の就業条件 — 他産業の展開と編制 —

山村一般における60年以降の階級構成の変化は労働者の人口の増加、農林業等自営業者の人口の減少、特に前者については林業労働者の減少、製造業・サービス業・建設業労働者の増大というコントラストが見てとれる。²⁾ 総じて農林業労働者・自営業者の減少、他産業労働者の増大ということであるが、大都市近郊山村である調査地域においてこうした傾向がどのような形で貫いているのか、この点が本節の課題である。

(1) 産業大分類別事業所展開の特徴

表5-1は1966年以降の大分類別事業所数の推移をみたものである。これによると東京区部に最も近い羽村・瑞穂で事業所数が2～4倍に増加し、市部と匹敵する状況を程している。しかし日の出・五日市・松原・奥多摩と遠隔地化するにつれその増加率は減少しており、経済距離により事業所展開が量的に規定されている点が見える。次に産業大分類別にみると、羽村・瑞穂では卸・小売・サービス業の増加が目立っており、日の出・松原では製造業が、五日市ではサービス業が、奥多摩ではサービス業・建設業の増加が特徴となっている。これとは逆に区部あるいは市部では運輸・通信、サービス、金融・保険等の中核

1) 以上については『経済』1984年12月号、1985年12月号、自治問題研究所『都市・21世紀・自治』1985年8月を参照。

2) 山田良治「階級構成の推移と現代の山村問題」『経済』1986年3月

表5-1 年次別大分類別事業所数

		総数	鉱業	建設業	製造業	卸・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道	サービス業
羽村	1966	402	2	43	53	197	2	9	3	5	88
	72	750	1	68	127	352	3	29	10	7	114
	75	1,022	1	108	160	492	4	24	23	6	193
	81	1,610	0	158	203	787	8	37	26	5	373
瑞穂	1966	568	0	65	107	277	3	8	1	1	105
	72	759	1	83	163	322	2	6	12	1	152
	75	837	0	87	195	350	2	7	13	1	167
	81	1,318	1	183	397	441	4	14	33	1	226
日の出	1966	247	0	21	69	102	0	0	4	2	49
	72	294	0	25	74	112	1	2	4	1	67
	75	337	0	37	65	145	0	2	4	1	75
	81	418	1	68	101	138	0	3	5	2	88
五日市	1966	762	1	107	92	372	8	3	8	3	167
	72	845	1	114	100	382	7	8	15	2	198
	75	819	1	117	87	379	6	8	14	2	189
	81	922	2	134	102	379	7	29	15	2	234
絵原	1966	177	1	16	18	94	0	0	4	1	42
	72	236	1	28	42	102	0	0	4	0	52
	75	238	2	30	40	101	0	0	6	1	50
	81	287	1	38	70	87	0	1	6	1	74
奥多摩	1966	452	2	36	45	243	3	0	12	8	101
	72	434	2	36	31	223	2	0	12	5	101
	75	483	2	42	48	220	3	1	14	3	133
	81	503	2	57	52	211	4	1	12	4	142
区部	1966	452,945	102	22,091	95,291	206,262	5,772	29,384	8,967	366	84,586
	72	551,721	151	30,347	109,904	256,641	6,677	27,093	12,997	501	105,540
	75	582,995	134	33,157	110,867	267,712	7,324	30,564	14,774	407	116,139
	81	664,985	132	37,729	114,996	298,991	9,207	37,722	25,587	427	138,093
市部	1966	45,438	18	2,828	5,801	23,119	643	1,993	470	79	10,446
	72	86,185	37	6,597	9,270	42,085	1,060	5,543	1,179	155	19,570
	75	93,881	30	7,706	9,712	45,478	1,125	5,764	1,266	155	21,929
	81	116,947	42	10,473	11,237	55,213	1,587	6,549	1,983	147	28,912

資料：事業所統計

的機能産業の増大が対を成しているのである。つまり、大まかには区部での中枢機能、産業の増大と周辺郡部でのいわば現実的価値形成的（物的生産的）産業という展開である。

この点を表5-2を用いてその構成比でみてみよう。これによると区部では66年以降そう大きな変化がなく、市部でも建設業の比重が若干増大している程度で、卸・小売業、サービス業、製造業等を中心としながら、その構成比には大きな変化はない。これに対し五日市、松原、奥多摩ではサービス業の伸びが大きく、そのウェイトも区部・市部以上である。さらに全体的には郡部における建設業・製造業のウェイトの高さが、それとは逆の金融・保険、不動産業のウェイトの低さが指摘されるのである。

次に主要産業における従業員数ベースでの推移を表5-3で検討しよう。第1に指摘される点は従業員総数についてである。すなわち区部における停滞、市部・羽村・瑞穂における極端な増大（都市化の進展・産業立地の拡大）、日の出・五日市の微増、松原・奥多摩の停滞であり、経済キョリがその立地に影響を及ぼしている。第2にこれを事業所種類別にみると、区部では製造業従業員の減少、サービス業従業員の倍増、市部・羽村・瑞穂では各業種とも増大、日の出では建設・卸・小売・サービス業従業員の増大、五日市・松原・奥多摩ではサービス・製造業従業員の増大といった特徴がみられる。さらに第3にそのウェイトでみると、郡部におけるサービス業の「異常」な高まりがみられる。特に日の出・五日市・松原・奥多摩の山村部において区部・市部以上のウェイトを占めており、表5-2とも合わせれば一見、区部同様のサービス業化とも受け取れるのである。しかし後にふれるが、その内容は区部のそれとは大きく異なる点、注意しておかねばなるまい。

さて、今度は従業員規模別に表5-4で検討してみよう。量的にみるならば全体的に1~4人あるいは5~9人従業員規模の零細事業所の増大がその主流を占めていることが明らかである。とりわけ羽村・瑞穂ではそれが顕著である。とはいえ表5-5で事業所の増加数に対する従業員規模別のウェイトをみると、区部・市部のそれと比較して1~4人の事業所のウェイトは相対的に低く、5~9人あるいは10~49人のウェイトが高いことが分かる。つまり量的には零細事業所が増大しているのではあるが、その増加ウェイトは区部・市部の様相とは若干異なり、5~49人規模の事業所増加が特徴的だということである。

さらに表5-6でいくつかの指標をとって、以上の点を補足しておこう。まず事業所増加率については前述した如く市部と市部に隣接する羽村・瑞穂両町で増加率が高く、距離が遠くなるにつれ増加率は暫減していく。増加数そのものも同様の傾向を示している。次に従事人数規模別のウェイトをみると、30人未満では区部・市部・郡部ともに年次的にもそう大きな差はなく（95%前後、松原・奥多摩は若干高いが）、10人未満でも決定的な差違はみられない、つまり全体的に零細事業所が多いということである、しかし5人未満では明らかな差がある。すなわち区部・市部・羽村・瑞穂では65%前後であるのに対して、日の出・五日市・松原・奥多摩では70~80%となっている。極端な零細事業所=在来的「生業」的経営が見てとれる。

また、常雇率をみると区部・市部・羽村では70~80%であるのに対し他の町村は50~70%にすぎないのである。しかも、統計上長期パート（特に山村婦人労働のそれ）さえ常雇でカウントされるので

表5-2 年次別大分類事業所の比率

%

		鉱業	建設業	製造業	卸・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道	サービス業
羽村	1966	0.5	10.7	13.2	49.0	0.5	2.2	0.7	1.2	21.9
	72	0.1	9.1	16.9	46.9	0.4	3.9	1.3	0.9	15.2
	75	0.1	10.6	15.7	48.1	0.4	2.3	2.3	0.6	18.9
	81	0	9.8	12.6	48.9	0.5	2.3	1.6	0.3	23.2
瑞穂	1966	0	11.4	18.8	48.8	0.5	1.4	0.2	0.2	18.5
	72	0.1	10.9	21.5	42.4	0.3	0.8	1.6	0.1	20.0
	75	0	10.4	23.3	41.8	0.2	0.8	1.6	0.1	20.0
	81	0.1	13.9	30.1	33.5	0.3	1.1	2.5	0.1	17.1
日の出	1966	0	8.5	27.9	41.3	0	0	1.6	0.8	19.8
	72	0	8.5	25.2	38.1	0.3	0.7	1.4	0.3	22.8
	75	0	11.0	19.3	43.0	0	0.6	1.2	0.3	22.3
	81	0.2	16.3	24.2	33.0	0	0.7	1.2	0.5	21.1
五日市	1966	0.1	14.0	12.1	48.8	1.0	0.4	1.0	0.4	19.4
	72	0.1	13.5	11.8	45.2	0.8	0.9	1.8	0.2	23.4
	75	0.1	14.3	10.6	46.3	0.7	1.0	1.7	0.2	23.1
	81	0.2	16.4	12.5	46.3	0.9	3.5	1.8	0.2	28.6
椛原	1966	0.6	9.0	10.2	53.1	0	0	2.3	0.6	23.7
	72	0.4	11.9	17.8	43.2	0	0	1.7	0	22.0
	75	0.8	12.6	16.8	42.4	0	0	2.5	0.4	21.0
	81	0.3	13.2	24.4	30.3	0	0.3	2.1	0.3	25.8
奥多摩	1966	0.4	7.9	10.0	53.8	0.7	0	2.7	1.8	22.3
	72	0.5	8.3	7.1	51.4	0.5	0	2.8	1.2	23.3
	75	0.4	8.7	9.9	45.5	0.6	0.2	2.9	0.6	27.5
	81	0.4	11.3	10.3	41.9	0.8	0.2	2.4	0.8	28.2
区部	1966	0.2	4.9	21.0	45.5	1.3	6.5	2.0	0.8	18.7
	72	0.3	5.5	19.9	46.5	1.2	4.9	2.4	0.9	19.1
	75	0.2	5.7	19.0	45.9	1.3	5.2	2.5	0.7	19.9
	81	0.2	5.7	17.3	45.0	1.4	5.7	3.8	0.6	20.8
市部	1966	0.4	6.2	12.8	50.9	1.4	4.4	1.0	0.2	23.0
	72	0.4	7.7	10.8	48.8	1.2	6.4	1.4	0.2	22.7
	75	0.3	8.2	10.3	48.4	1.2	6.1	1.3	0.2	23.4
	81	0.4	9.0	9.6	47.2	1.4	5.6	1.7	0.1	24.7

資料：事業所統計

表5-3 年次別主要事業所の従業員数とその比率

		総数	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業
羽村	1966	3,861	274	2,345	628	432	7.1	60.7	16.3	11.2
	72	11,287	491	7,938	1,423	914	4.4	69.7	12.6	8.1
	75	13,682	878	8,752	2,071	1,168	6.4	64.0	15.1	8.5
	81	19,711	1,152	11,016	3,842	2,504	5.8	55.9	19.5	12.7
瑞穂	1966	2,490	238	761	886	512	9.6	30.6	35.6	20.6
	72	5,012	249	1,999	1,035	967	5.0	39.9	20.7	19.3
	75	5,608	371	2,368	1,274	986	6.6	42.2	22.7	17.6
	81	10,239	1,034	4,491	2,180	1,549	10.1	43.9	21.3	15.1
日の出	1966	1,695	80	1,092	243	268	4.7	63.8	14.3	15.8
	72	1,938	83	1,007	358	379	4.3	52.0	18.5	19.6
	75	2,544	253	1,007	518	593	9.9	39.6	20.4	23.3
	81	3,117	339	1,217	489	849	10.9	39.0	15.7	27.2
五日市	1966	4,223	560	1,153	1,154	801	13.3	27.3	27.3	19.0
	72	4,378	401	1,099	1,156	997	9.2	25.1	26.4	22.8
	75	4,601	490	1,079	1,063	1,164	10.6	23.5	23.1	25.3
	81	5,928	532	1,593	1,364	1,548	9.0	26.9	23.0	26.1
松原	1966	753	113	162	191	218	15.0	21.5	25.4	29.0
	72	1,119	187	278	212	297	16.7	24.8	18.9	26.5
	75	1,065	146	210	178	294	13.7	19.7	16.7	27.6
	81	1,126	153	234	180	376	13.6	20.8	16.0	33.4
奥多摩	1966	3,420	842	595	670	591	24.6	17.4	19.6	17.3
	72	3,010	553	517	524	557	18.4	17.2	17.4	18.5
	75	3,701	531	673	652	797	14.3	18.2	17.6	21.5
	81	3,543	453	704	620	909	12.8	19.9	17.5	25.7
区部	1966	4,787,575	344,259	1,633,047	1,471,935	689,394	7.2	34.1	30.7	14.4
	72	5,919,374	431,930	1,591,607	1,836,433	997,660	7.3	26.9	31.0	16.9
	75	5,982,343	447,645	1,407,122	1,910,137	1,074,005	7.5	23.5	31.9	18.0
	81	6,507,064	480,988	1,383,375	2,086,472	1,351,016	7.4	21.3	32.1	20.8
市部	1966	410,678	26,366	163,654	104,106	78,522	6.4	39.8	25.3	19.1
	72	758,086	51,048	244,537	185,057	170,713	6.7	32.3	24.4	22.5
	75	787,056	55,557	222,607	207,363	181,867	7.1	28.3	26.3	23.1
	81	1,007,182	74,357	241,358	287,897	259,591	7.4	24.0	28.7	25.8

資料：事業所統計

表 5-4 年次別従業員規模別事業所数

		1~4人	5~9	10~19	20~29	30~49	50~99	100~ 299	300~	計
羽 村	1966	283	64	34		12	5	2	2	402
	1972	481	123	62	21	33	15	10	5	750
	1975	679	152	88	40	33	15	11	4	1,022
	1981	1,035	277	150	59	44	26	13	6	1,610
瑞 穂	1966	453	75	28		7	5	0	0	568
	1972	553	116	46	18	13	9	3	1	759
	1975	595	138	62	20	10	6	5	1	837
	1981	833	271	133	30	32	10	8	1	1,318
日 の 出	1966	194	28	18		2	4	0	1	247
	1972	215	45	18	7	3	5	0	1	24
	1975	230	59	25	9	5	8	0	1	337
	1981	276	79	40	10	4	6	3	0	418
五 日 市	1966	577	99	63		14	5	4	0	762
	1972	643	119	46	15	16	2	3	1	845
	1975	615	121	48	12	13	5	4	1	819
	1981	660	159	58	18	13	10	3	1	922
松 原	1966	139	15	22		1	0	0	0	177
	1972	172	30	25	6	1	2	0	0	236
	1975	179	25	23	8	2	1	0	0	238
	1981	225	28	27	5	2	0	0	0	287
奥 多 摩	1966	331	53	50		8	6	4	0	452
	1972	327	40	37	12	9	4	5	0	434
	1975	353	56	44	12	6	9	2	1	483
	1981	347	79	49	9	7	8	4	0	503
区 部	1966	270,931	95,694	59,788		12,594	8,332	4,381	1,225	452,945
	1972	344,224	109,449	50,264	16,435	14,173	9,858	5,502	1,816	551,721
	1975	367,502	116,306	52,379	16,753	13,626	9,429	5,244	1,756	582,995
	1981	419,822	135,285	58,239	18,608	15,323	10,376	5,572	1,760	664,985
市 部	1966	31,121	7,942	4,351		964	645	319	96	45,438
	1972	61,051	13,655	5,809	1,933	1,756	1,129	661	191	86,185
	1975	66,016	15,483	6,440	2,022	1,874	1,192	653	201	93,881
	1981	78,473	21,520	8,767	2,922	2,745	1,526	764	230	116,947

表5-5 事業所増加(1966-81)における

従業員規模別増加ウエイト

(%)

	1～4人	5～9	10～49	50～
羽村	62.3	17.6	17.1	3.0
瑞穂	50.7	26.1	21.5	1.7
日の出	48.0	29.9	19.2	2.9
五日市	51.9	37.5	7.5	3.1
松原	78.2	11.8	10.0	0
奥多摩	31.4	51.0	13.7	3.9
区部	70.2	18.7	9.3	1.8
市部	66.2	19.0	12.8	2.0

あるから、実態はそれ以上に差があると考えられるのである。そして常雇率は停滞的でさえある。これをさらに表5-7を用いて業種別にみるならば卸・小売業での常雇率の極端な低さ、ついで建設業の低さが目につく。例えば松原では卸・小売業の常雇率は15%にすぎず、五日市でも31%という低さである。建設業では日の出・五日市・松原で50%以下であり、この傾向は66年以降そう大きな変化はない。

以上のように業種別にはその展開に66年以降一定の変化は生じているものの、零細性と雇用の不安定性は何ら変化が生じておらず、それ自体が大都市近郊山村地域の特徴となっているのである。

(2) 産業小分類の特徴

以上産業大分類で西多摩地区産業展開の特徴をみたのであるが、サービス・卸小売・機械電子・建設の4業種についてその内容(小分類)を検討しよう(表5-8)。

最初にサービス業では全体として学校、病院、農協等の公的福祉的業種のない点が特徴である。ただ、羽村・瑞穂等の市部と隣接する地域では個人教授専修学校、自動車整備業、五日市・松原・奥多摩の最奥郡部では旅館業の従業員が多く、各々の特徴となっている。いずれにせよ、公共的最小限的サービス業種ともいうべき業種が主要を成しており、そうした限りではサービス化の進行といっても住民にとって前進的であり、区部のレジャーサービス業種とは質を異にしているのである。

次に卸・小売業では食堂・レストラン・食料品関連小売業が中心で(特に日の出、五日市、松原、奥多摩)、卸業種はわずかに瑞穂でみられる程度である。

機械・電気以外の製造業では羽村・瑞穂で金属、化学、鉄鋼関連、鋳物等が大半を占めているのであるが、日の出・五日市・松原・奥多摩では製材・木製品が中心あるいはそのみという状況であり、在来地場型産業である。つまり前2者と後4者の間には製造業における立地差が歴然としているのである。

次に建設業では各町村とも総合工事業が中心で、山村一般の建設業(職別工事業中心)とは性格を異に

表5-6 年次別事業所諸指標

%, 人

		事業所 増加率	30人未満 事業所率	10人未満 事業所率	5人未満 事業所率	従業員 総数	うち常雇	常雇率	人口 100人当 事業所数
羽 村	1966	265.7 (1,208)	94.8	86.3	70.4	3,861	2,951	76.4	2.51
	72		91.6	80.5	64.1	11,287	9,941	88.1	3.07
	75		93.8	81.3	66.4	13,682	11,125	81.3	3.22
	81		94.5	81.5	64.3	19,711	16,116	81.8	3.83
瑞 穂	1966	83.9 (750)	97.9	93.0	79.8	2,490	1,289	51.8	3.62
	72		96.6	88.1	72.9	5,012	3,526	70.4	4.10
	75		97.4	87.6	71.1	5,608	3,687	65.7	4.08
	81		96.1	83.8	63.2	10,239	7,062	69.0	5.73
日 の 出	1966	42.3 (171)	97.2	89.9	78.5	1,695	1,175	69.3	3.01
	72		96.9	88.4	73.1	1,938	1,322	68.2	3.13
	75		95.8	85.8	68.2	2,544	1,808	71.1	3.06
	81		96.9	84.9	66.0	3,117	2,112	67.8	3.01
五 日 市	1966	14.4 (160)	97.0	88.7	75.7	4,223	2,428	57.5	4.85
	72		97.4	90.2	76.1	4,378	2,971	67.9	4.86
	75		97.2	89.9	75.1	4,601	2,894	62.9	4.40
	81		97.1	88.8	71.6	5,928	3,790	63.9	4.54
桧 原	1966	61.9 (110)	99.4	87.0	78.5	753	389	51.7	3.11
	72		98.7	85.6	72.9	1,119	719	64.3	4.63
	75		98.7	85.7	75.2	1,065	601	56.4	4.96
	81		99.3	88.2	78.4	1,126	590	52.4	6.67
奥 多 摩	1966	4.9 (51)	96.0	85.0	73.2	3,420	2,483	72.6	3.40
	72		95.9	84.6	75.3	3,010	2,300	76.4	3.71
	75		96.3	84.7	73.1	3,701	2,498	67.5	4.43
	81		96.2	84.7	69.0	3,543	2,527	71.3	5.03
区 部	1966	54.8 (212,040)	94.1	80.9	59.8	4,787,575	3,744,860	78.2	5.25
	72		94.3	82.2	62.4	5,919,374	4,836,460	81.7	6.40
	75		94.8	83.0	63.0	5,982,343	4,604,040	77.0	6.89
	81		95.0	83.5	63.1	6,507,064	4,962,391	76.3	8.12
市 部	1966	152.2 (71,503)	95.5	86.0	68.5	410,678	316,557	77.1	3.12
	72		95.7	86.7	70.8	758,086	598,318	78.9	3.41
	75		95.8	86.8	70.3	787,056	585,261	74.4	3.36
	81		95.5	85.5	67.1	1,007,182	737,544	73.2	3.81

()は増加事業所数

資料：事業所統計

表 5-7 年次別主要事業所の常雇人数とその比率

人, %

		常雇従業者数					常雇率				
		総数	建設業	製造業	卸小売業	サービス業	建設業	製造業	卸小売業	サービス業	
羽 村	1966	2,951	162	2,088	261	287	59.1	89.0	41.6	66.4	
	72	9,941	325	7,598	823	725	66.2	95.7	57.8	79.3	
	75	11,125	431	8,172	976	823	49.1	93.4	47.1	70.4	
	81	16,116	703	10,421	2,142	781	61.0	94.6	55.8	71.0	
瑞 穂	1966	1,289	110	487	296	325	46.2	64.0	33.4	63.5	
	72	3,526	113	1,559	415	715	45.4	78.0	40.1	73.9	
	75	3,687	170	1,793	511	657	45.8	75.7	40.1	66.6	
	81	7,062	606	3,400	1,136	1,079	58.6	75.7	52.1	69.7	
日 の 出	1966	1,175	24	881	52	210	30.0	80.7	21.4	78.4	
	72	1,322	26	787	106	300	31.3	78.2	29.6	79.2	
	75	1,808	168	817	195	467	66.4	81.1	37.6	78.8	
	81	2,112	167	899	170	669	49.3	73.9	34.8	78.8	
五 日 市	1966	2,428	245	828	438	555	43.8	71.8	38.0	69.3	
	72	2,971	220	888	460	705	54.9	80.8	40.0	70.7	
	75	2,894	195	826	293	800	37.8	76.6	27.6	68.7	
	81	3,790	227	1,269	424	1,063	42.7	79.7	31.1	68.7	
桧 原	1966	389	58	103	12	154	51.3	63.6	6.3	70.6	
	72	719	113	198	38	234	60.4	71.2	17.9	78.8	
	75	601	68	105	13	192	46.6	50.0	7.3	65.3	
	81	590	77	116	27	212	50.3	50.0	15.0	56.4	
奥 多 摩	1966	2,483	693	470	219	418	82.3	79.0	32.7	70.7	
	72	2,300	457	443	163	397	82.6	85.7	31.1	71.3	
	75	2,498	334	566	164	523	62.9	84.1	25.2	65.6	
	81	2,527	291	560	221	619	64.2	79.5	35.6	68.1	
区 部	1966	3,744,860	234,603	1,367,197	1,044,892	530,866	68.1	83.7	71.0	77.0	
	72	4,836,460	341,506	1,334,224	1,365,476	808,098	79.1	83.8	74.4	81.0	
	75	4,604,040	327,949	1,106,875	1,311,520	817,903	73.3	78.7	68.7	76.2	
	81	4,962,391	363,560	1,086,219	1,409,698	1,033,119	75.6	78.5	67.6	76.5	
市 部	1966	316,557	15,835	146,678	60,320	60,361	60.1	89.6	57.9	76.9	
	72	598,318	35,686	220,214	114,208	130,766	69.9	90.1	61.7	76.6	
	75	585,261	33,679	190,796	114,377	139,088	60.6	85.7	55.2	76.5	
	81	737,544	45,576	206,879	164,909	192,857	61.3	85.7	57.9	74.3	

資料：事業所統計

表5-8 各業種の従業員人数順位別小分類事業(1981)

業種	順位	羽村	穂	日の出	五日市	松原	奥多摩
サービス業	1	小学校	自動車整備業	病院	旅館	小学校	旅館
	2	歯科診療所	小学校	精神薄弱・身体障害者福祉事業	運動競技場	旅館	老人福祉事業
	3	一般診療所	高等学校	小学校	農協	中学校	農協
	4	個人教授・専修・各種学校	農協	児童福祉事業	小学校	農協	小学校
	5	農協	中学校	中学校	老人福祉事業	—	その他の娯楽業
卸・小売業	1	百貨店	食堂・レストラン	食堂・レストラン	食堂・レストラン	—	食堂・レストラン
	2	食堂・レストラン	機械・器具卸売	食料品関連小売	—	食料品関連小売	—
	3	自動車小売	建築材料卸売	—	食料品関連小売	—	食料品関連小売
	4	} 食料品関連小売	食料関連小売	—	—	—	—
	5		自動車小売	—	—	—	—
機械・電気業	1	金属打抜・被覆・彫刻・熱処理	同左	セメント・セメント製品	製材・木製品	同左	同左
	2	その他の化学工業	建設・建築用金属製品	製材・木製品	—	—	—
	3	製鋼を行わない鋼材	非鉄金属鑄物	—	—	—	—
建設業	1	総：土木工事	職：鉄骨鉄筋工事	総：土木事業	同左	同左	同左
	2	総：木造建築工事	総：木造建築工事	—	—	—	—
	3	設：管工事	設：管工事	—	—	—	—
	4	総：木造以外の建築工事	—	—	—	—	—
	5	職：左管工事	—	—	—	—	—

建設業の「総」は総合事業、「職」は職別事業、「設」は設備事業

しているが、羽村・瑞穂では土木、木造建築、管工事、鉄骨鉄筋等の多様な業種が存在しているのに対し、日の出・五日市・桧原・奥多摩では土木工事業のみで、ここにも地域格差が明確に示されている。

そこで今度は製造業機械・電気部門についてその状況を表5-9で検討しよう。特徴的な点は区部のみならず西多摩地区全町村でも上位3位の中に「通信機器関連」、「電子通信機器部品」が存在している点である。しかし事業所数では羽村・瑞穂が95, 133に対し日の出, 五日市, 桧原, 奥多摩ではそれぞれ20, 32, 10, 22, さらに従業員数でも同様な差違=格差が存在している。また同じく「通信機器関連」「電子通信機器部品」といってもその従業員規模は異なる。すなわち羽村のそれは1事業所当たり340人に対し, その他はそれぞれ10人(瑞穂), 10人(日の出), 22・27人(五日市), 12・6人(桧原), 36人(奥多摩)であり事業所規模の格差が存在しているのである。つまり, 一見「4全総」や「マイタウン構想」に示される高度情報社会に相応しい産業構造に見えるが, 羽村以外のそれは小規模零細なものである点が特徴となっているのである。

表5-10はさらに零細な従業員1~3人の特定業種工場をみたものである。これによると羽村では建具製造, 織物, メリヤス製造が, 瑞穂では織物, 家具・建具製造, メリヤス製造が, 日の出では建具・家具製造が, 桧原では建具製造が, 奥多摩では建具製造がそれに該当している。つまり在来地場型工場の非常な零細性が改めて確認されるのである。

(3) 給与額の格差状況

本来であれば給与形態と単位賃金を明確にすることが課題なのであるが, 資料の制約からここでは1人当たり年間給与額で検討を行なう, なお工業統計が原資料のため商業は除外されている。

表5-11によると, まず平均給与額で, 区部・羽村が380万円弱に対して瑞穂・日の出・五日市・桧原・奥多摩では330万円以下となっており, 約50万円以上の差が存在すること, 第2に羽村→奥多摩へ表の右へ行くほど従業員規模該当企業が小規模化すること, 第3に従業員規模別給与額をみるとその格差が明確である点, 例えば郡部では4~9人で237万円に対し300~499人で356万円, 1,000人以上で423万円であり4~9人と1,000人以上とは200万円もの差が生じている。東京都三鷹労政事務所『多摩地域における労働時間の実態』(昭和59年3月)によれば49人以下事業所の年間所定労働時間が2,119時間, 300人以上が1,964時間で前者が155時間も上廻っており単純に考えてその時間当たり賃金の格差は給与額の差以上になる。さらに同報告書によれば時間外労働協定のない事業所が49人以下で30%, 300人以上で4.5%と小規模事業所の労働条件の劣悪さが浮きぼりにされているのである。

表5-9 製造業機械・電気部門の位置(1981)

	区	部	羽	村	瑞	穂	日	の	出	五	日	市	松	原	奥	多	摩	
従業員ベ	1位	384,624人(100.0)	8,667人(100.0)	2,259人(100.0)	372人(100.0)	1,127人(100.0)	79人(100.0)	519人(100.0)										
		通信機械器具・同 関連機械器具 (12.3%)	自動車・同附属品 (46.2)	航空機・同附属品 (58.7)	一般機械器具のそ の他機械・部品 (61.6)	眼鏡	通信機械器具・同 関連機械器具 (45.6)	金属加工機械 (50.3)										
		発電・送電・配電 ・産業用機械器具 (10.3)	自動車・同附属品 (15.7)	自動車・同附属品 (8.8)	電子機器・通信機 器用部品 (11.0)	電子機器・通信機 器用部品 (11.8)	電子機器・通信機 器用部品 (36.7)	通信機械器具・同 関連機械器具 (17.1)										
従業員ベ	2位	23,024事業所(100.0)	95事業所(100.0)	133事業所(100.0)	20事業所(100.0)	32事業所(100.0)	10事業所(100.0)	22事業所(100.0)										
		電子機器・通信機 器用部品 (8.6)	事務・サービス・ 民生用機械器具 (8.4)	電子機器・通信機 器用部品 (6.8)	理化学機械器具 (6.2)	通信機械器具・同 関連機械器具 (4.9)	自動車・同附属品 (17.7)	計測・測定・分析 ・試験機器 (12.7)										
		802(3.5%)	14(14.7)	5(3.8)	1(5.0)	3(9.4)	3(30.0)	1(4.5)										
従業員ベ	3位	1,797(7.8)	4(4.2)	28(21.1)	4(20.0)	6(18.8)	5(50.0)	8(36.4)										
		2,491(10.8)	1(1.1)	15(11.3)	2(10.0)	2(6.3)	2(20.0)	2(9.1)										
		1,333(5.7%)	731(7.8%)	103(7.8%)	115(5.7%)	275(2.7%)	70(0.7%)	330(3.0%)										
従業員ベ	27.8%	78.7%	50.3%	30.6%	70.7%	33.8%	73.7%											
従業員ベ	27.8%	78.7%	50.3%	30.6%	70.7%	33.8%	73.7%											

事業所統計より作成

表 5 - 10 従業員 1 ~ 3 人の特定業種の工場

地域、産業小分類	工場数	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)	地域、産業小分類	工場数	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)
羽 村 町	6	13	5,555	五 日 市 町	-	-	-
ねん糸製造業	-	-	-	ねん糸製造業	-	-	-
織物製造業	1	x	x	織物製造業	-	-	-
メリヤス製造業	1	x	x	メリヤス製造業	-	-	-
家具製造業	-	-	-	家具製造業	-	-	-
建具製造業	3	6	2,510	建具製造業	-	-	-
ゴム製・プラスチック製履物・業	-	-	-	ゴム製・プラスチック製履物・業	-	-	-
同付属品製造業	-	-	-	同付属品製造業	-	-	-
なめしかわ製造業	-	-	-	なめしかわ製造業	-	-	-
工業用革製品製造業	-	-	-	工業用革製品製造業	-	-	-
革製履物製造業	-	-	-	革製履物製造業	-	-	-
革製手袋製造業	-	-	-	革製手袋製造業	-	-	-
かばん製造業	-	-	-	かばん製造業	-	-	-
袋物製造業	-	-	-	袋物製造業	-	-	-
毛皮製造業	-	-	-	毛皮製造業	-	-	-
その他のなめしかわ製品製造業	-	-	-	その他のなめしかわ製品製造業	-	-	-
陶磁器・同関連製品製造業	1	x	x	陶磁器・同関連製品製造業	-	-	-
洋食器・刃物・手道具・金物類	-	-	-	洋食器・刃物・手道具・金物類	-	-	-
製 造	-	-	-	製 造	-	-	-
瑞 穂 町	25	50	37,549	檜 原 村	5	8	2,555
ねん糸製造業	-	-	-	ねん糸製造業	-	-	-
織物製造業	10	23	22,052	織物製造業	-	-	-
メリヤス製造業	1	x	x	メリヤス製造業	-	-	-
家具製造業	6	11	8,540	家具製造業	-	-	-
建具製造業	6	12	7,419	建具製造業	5	8	2,555
ゴム製・プラスチック製履物・業	-	-	-	ゴム製・プラスチック製履物・業	-	-	-
同付属品製造業	-	-	-	同付属品製造業	-	-	-
なめしかわ製造業	-	-	-	なめしかわ製造業	-	-	-
工業用革製品製造業	-	-	-	工業用革製品製造業	-	-	-
革製履物製造業	-	-	-	革製履物製造業	-	-	-
革製手袋製造業	-	-	-	革製手袋製造業	-	-	-
かばん製造業	-	-	-	かばん製造業	-	-	-
袋物製造業	-	-	-	袋物製造業	-	-	-
毛皮製造業	-	-	-	毛皮製造業	-	-	-
その他のなめしかわ製品製造業	-	-	-	その他のなめしかわ製品製造業	-	-	-
陶磁器・同関連製品製造業	-	-	-	陶磁器・同関連製品製造業	-	-	-
洋食器・刃物・手道具・金物類	2	x	x	洋食器・刃物・手道具・金物類	-	-	-
製 造	-	-	-	製 造	-	-	-
日 の 出 町	5	12	8,467	奥 多 摩 町	3	6	2,330
ねん糸製造業	-	-	-	ねん糸製造業	-	-	-
織物製造業	-	-	-	織物製造業	-	-	-
メリヤス製造業	-	-	-	メリヤス製造業	-	-	-
家具製造業	1	x	x	家具製造業	-	-	-
建具製造業	3	12	8,467	建具製造業	2	x	x
ゴム製・プラスチック製履物・業	-	-	-	ゴム製・プラスチック製履物・業	-	-	-
同付属品製造業	-	-	-	同付属品製造業	-	-	-
なめしかわ製造業	-	-	-	なめしかわ製造業	-	-	-
工業用革製品製造業	-	-	-	工業用革製品製造業	-	-	-
革製履物製造業	-	-	-	革製履物製造業	-	-	-
革製手袋製造業	-	-	-	革製手袋製造業	-	-	-
かばん製造業	-	-	-	かばん製造業	-	-	-
袋物製造業	-	-	-	袋物製造業	-	-	-
毛皮製造業	-	-	-	毛皮製造業	-	-	-
その他のなめしかわ製品製造業	-	-	-	その他のなめしかわ製品製造業	-	-	-
陶磁器・同関連製品製造業	-	-	-	陶磁器・同関連製品製造業	-	-	-
洋食器・刃物・手道具・金物類	1	x	x	洋食器・刃物・手道具・金物類	1	x	x
製 造	-	-	-	製 造	-	-	-

引用：工業統計 1983年

表5—11 従業員規模別1人当たり年間給与額(1984)

万円

従業員規模	区部	郡部	羽村	瑞穂	日の出	五日市	松原	奥多摩
4～9	284.8	237.5	279.3	256.6	219.5	202.0	121.5	208.9
10～19	338.3	290.2	310.0	324.9	207.8	271.4	106.2	326.5
20～29	349.5	308.0	336.5	326.6	212.5	218.4	-	-
30～49	360.9	300.0	309.9	264.8	-	-	-	-
50～99	378.7	301.9	325.0	253.7	-	-	-	-
100～199	412.4	348.6	266.9	394.8	363.3	-	-	-
200～299	458.4	-	-	-	-	-	-	-
300～499	486.0	355.9	355.9	-	-	-	-	-
500～999	501.9	-	-	-	-	-	-	-
1000～	633.8	422.8	-	-	-	-	-	-
平均	378.5	360.2	379.7	339.0	287.9	339.6	173.9	328.6

資料：工業統計1984年

第2節 農業生産の解体・深化

(1) 専兼別農家構成と農業労働力の推移

表5-12でまず総農家数をみると、各町村とも1960～1980の20年間に約半数へと減少しており、また非農家の増家もあり農家率は農家数以上に大幅に低下している。次に専兼別農家数をみると専業農家では松原村、奥多摩町を除いて大きく減少している。兼業農家についてはその比率をみると第1種兼業農家の低下、第2種兼業農家の増大が明確であるが、日の出町、五日市町、松原村、奥多摩町では第2種兼業農家が90%以上を占め、第1種兼業農家は数パーセント程度でしかない。奥多摩町などはすでに1960年時点で第2種兼業農家率が94%を越えているのである。

以上のように羽村・瑞穂の両町では若干の差はあるが極端な兼業深化がその基本的特徴としてあげられよう。

そこで次に表5-13でその兼業内容をみてみよう。これによると第2種兼業農家の恒常的勤務が50～70%を占めいわゆる「安定」兼業化を示している。しかし同時に①自営兼業を主とする第2種兼業農家が多い、②ただし林業を中心とするものではなく、観光、小売店等を主とするものであろうと考えられること、③松原村では恒常的勤務よりは日雇・臨雇の比重が高い(1980年で45.3%)といった特徴を上げることができる。

以上の兼業深化の中で農業就業者数はどう変化したであろうか。センサスの接続上70～80年の10年間と、直接には接続しないが1985年センサス速報「基幹的農従者」の3者を表5-14でみてみよう。まず10年間の変化では男女計で日の出、五日市町で10%前後、その他の町村で30%前後農業就業者が減少しており、男女別では両者それほど差はみられず、同程度に減少傾向を示している。これを年齢別にみると、16～19才、20～29才の若年層での農業就業者の大幅な減少がみられ、他方60才以上の高令農業者(特に女性は顕著)のウエイトの高まりが指されるのである。

1985「基幹的農従者」では上記農業就業者よりはかなり数字が低くなるが、それでも特に16～29才の若年農従者(女子では30～39才をも含めて)の不在状況が指摘され、さらに60才以上農従者ウエイトは松原村の89%をトップに非常に高くなっているのである。

以上の如く兼業深化、農業就業者の減少・老令化が明らかなのはあるが、ここで指摘しなければならないのは兼業労働者の農民的性格である。すなわち農外就業をする者のうち60～70%は農業にも従事しており、農外就業のみの者は30%程度にすぎないということである(農業にも従事する者は羽村72.6、瑞穂73.8、日の出68.1、五日市63.1、松原75.9、奥多摩65.7%となっている。1980年センサス)。

表5-12 年次別専兼別農家構成

戸, %

	年次	総農家数	専農家数	1農家兼数	2農家兼数	1農家兼率	2農家兼率	総戸数	農家率
羽村町	1960	688	111	187	390	27.2	56.7	2,209	31.1
	1965	531	87	108	336	20.3	63.3	3,869	13.7
	1970	460	58	54	348	11.7	75.7	6,740	6.8
	1975	351	37 (31)	60	254	17.1	72.4	10,072	3.5
	1980	319	29 (24)	39	251	12.2	78.7	12,917	2.5
	1985	321	21 (13)	40	260	12.5	81.0	-	-
瑞穂町	1960	1,126	293	338	495	30.0	44.0	2,266	50.0
	1965	1,018	242	252	524	24.8	51.5	3,256	31.3
	1970	959	201	217	541	22.6	56.4	4,099	23.4
	1975	871	124 (114)	184	563	21.1	64.6	5,244	16.6
	1980	815	105 (93)	134	576	16.4	70.7	5,948	13.7
	1985	765	94 (71)	125	546	16.3	71.4	-	-
日の出町	1960	846	73	155	618	18.3	73.0	1,556	54.4
	1965	753	54	72	627	9.6	83.3	1,650	45.6
	1970	670	46	55	569	8.2	84.9	1,950	34.4
	1975	557	36 (27)	42	479	7.5	86.0	2,939	19.0
	1980	556	29 (16)	29	498	5.2	89.6	3,486	15.9
	1985	505	29 (11)	26	450	5.1	89.1	-	-
五日市町	1960	1,232	72	211	949	17.1	77.0	2,932	42.0
	1965	1,082	33	101	948	9.3	87.6	3,243	33.4
	1970	977	40	62	875	6.3	89.6	3,908	25.0
	1975	910	22 (15)	38	850	4.2	93.4	5,018	18.1
	1980	790	22 (11)	23	745	2.9	94.3	5,528	14.3
	1985	729	23 (10)	19	687	2.6	94.2	-	-
松原村	1960	763	0	202	561	26.5	73.5	1,111	68.7
	1965	725	28	75	622	10.3	85.8	1,124	64.5
	1970	692	16	10	666	1.4	96.2	1,116	62.0
	1975	527	20 (6)	17	490	3.2	93.0	1,117	47.2
	1980	511	21 (4)	5	485	1.0	94.9	1,090	46.9
	1985	452	26 (3)	5	421	1.1	93.1	-	-
奥多摩町	1960	887	11	40	836	4.5	94.3	2,816	31.5
	1965	734	16	38	680	5.2	92.6	2,870	25.6
	1970	583	7	13	563	2.2	96.6	2,800	20.8
	1975	431	10 (1)	10	411	2.3	95.4	2,839	15.2
	1980	389	24 (13)	7	358	1.8	92.0	2,864	13.6
	1985	323	22 (11)	5	296	1.5	91.6	-	-

資料：農業センサス

()は男子生産年令人口のいる世帯

表5-13 年次別従事内容別兼業農家

戸, %

	兼業計	第 I 種 兼 業						第 II 種 兼 業									
		うち林業			うち林業			日雇・臨雇			日雇・臨雇						
		恒常的	自 営	0	恒常的	自 営	0	恒常的	自 営	0	恒常的	自 営	0				
1965	444	95	21.4	10	2.3	3	0.7	0	-	257	57.9	7	1.6	71	16.0	2	0.5
70	402	39	9.7	5	1.2	10	2.5	0	-	246	61.2	20	5.0	83	20.6	0	-
75	314	28	8.9	2	0.6	30	10.0	0	-	163	51.9	8	2.5	83	26.4	0	-
80	290	21	7.2	2	0.7	16	5.5	0	-	160	55.2	7	2.4	84	29.0	0	-
1965	776	195	25.1	34	4.4	18	2.3	0	-	369	47.6	25	3.2	114	14.7	0	-
70	758	179	23.6	17	2.2	20	2.6	5	0.7	365	48.2	40	5.3	135	17.8	2	0.3
75	757	145	19.2	11	1.5	28	3.7	0	-	370	48.9	48	6.3	145	19.2	0	-
80	710	117	16.5	6	0.8	11	1.5	0	-	410	57.7	29	4.1	137	19.3	0	-
1965	699	56	8.0	10	1.4	6	0.9	5	0.7	425	60.8	70	10.0	126	18.0	30	4.3
70	624	39	6.3	3	0.5	13	2.1	8	1.3	435	69.7	33	5.3	108	17.3	17	2.7
75	521	31	6.0	2	0.4	9	1.7	2	0.4	365	70.1	29	5.6	85	16.3	17	3.3
80	527	22	4.2	2	0.4	5	0.9	2	0.4	373	70.8	31	5.9	93	17.6	13	2.5
1965	1,049	72	6.9	12	1.1	12	1.1	6	0.1	636	60.6	81	7.7	221	21.7	54	5.1
70	937	42	4.5	7	0.7	13	1.4	6	0.6	568	60.6	109	11.6	198	21.1	38	4.1
75	888	25	2.8	1	0.1	12	1.4	4	0.5	610	68.7	52	5.9	188	21.2	30	3.4
80	768	16	2.1	0	-	7	0.9	0	-	530	69.0	54	7.0	161	21.0	7	0.9
1965	697	7	0.1	52	7.5	14	2.0	7	0.1	140	20.1	380	54.5	81	11.6	37	5.3
70	676	2	0.3	2	0.3	6	0.9	4	0.6	158	23.4	395	58.4	106	15.7	43	6.4
75	507	5	1.0	6	1.2	6	1.2	2	0.4	174	34.3	229	45.2	82	16.2	27	5.3
80	490	0	-	1	0.2	4	0.8	1	0.2	194	39.6	222	45.3	69	14.1	10	2.0
1965	718	13	1.8	11	1.5	14	1.9	11	1.5	350	48.7	188	26.2	122	17.0	58	8.1
70	576	1	0.2	1	0.2	11	1.9	5	0.9	331	57.5	125	21.7	106	18.4	39	6.8
75	421	3	0.7	0	-	7	1.7	2	0.5	286	67.9	53	12.6	72	17.1	30	7.1
80	365	4	1.1	0	-	3	0.8	0	-	246	67.4	50	13.7	62	17.0	13	3.6

注 左数字が実数(戸), 右数字が%

資料 農業センサス

表5-1-4 男女別・年令別農業就業者数

	男・女計	男					女					60以上 ウエイト			
		子					子								
		計	16～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	計	16～19	20～29		30～39	40～49	50～59
羽	495	4	17	29	56	36	109	244	3	16	47	72	53	53	32.7
村	359	1	7	8	22	48	89	184	1	0	20	51	57	55	40.1
85	184	0	2	4	13	37	71	57	0	3	2	15	21	16	47.3
瑞	1,396	17	58	91	137	157	247	689	13	43	161	227	154	91	24.2
80	956	7	31	38	73	108	236	463	2	23	53	127	152	106	35.8
穂	487	348	0	19	35	40	170	139	0	5	16	31	54	33	41.7
日	562	301	6	11	24	38	182	261	1	11	42	86	71	50	41.3
80	521	233	2	6	3	16	34	288	1	4	33	61	83	106	53.4
85	195	151	0	2	3	3	115	44	0	0	3	9	14	18	68.2
五	843	366	8	12	20	39	249	477	2	5	74	139	128	129	44.8
日	718	272	8	4	7	11	206	446	2	10	38	95	128	173	52.8
市	200	144	0	0	5	7	112	56	0	1	2	7	21	25	68.5
85	577	155	1	4	7	11	114	422	0	5	57	110	123	127	41.8
1970	433	117	2	2	2	5	96	316	0	1	19	58	114	124	50.8
80	46	36	0	0	1	0	33	10	0	0	1	0	1	8	89.1
原	549	171	17	17	3	17	96	378	7	14	49	129	85	94	34.6
1970	345	141	0	9	3	10	106	204	0	8	12	38	70	76	52.8
80	117	90	0	4	5	6	59	27	0	1	3	3	10	10	59.0
85															

1985年はセンサス速報における「基幹的農従者」であり、1970、80年とは直接に接続しない。

(2) 経営耕地および規模別農家の推移

表5-15は経営耕地・耕地利用率の推移とみたものである。経営耕地全体では1965～85の20年間に約50%へと減少しており奥多摩町では1965年の30%まで大きく減少している。これを地目別にみると特に畑の減少が経営耕地全体の減少をリードしていることが分かる。すなわち1965年の30～40%の畑面積しかないのである。これを1戸当たりでみると、1970～80の10年間でも30～40%の大幅減少となっている。さらに収穫面積合計を経営耕地面積合計で割った耕地利用率は1970～75年にはある程度の上昇をみるが、70～75年には大きく後退している。

以上、経営耕地面積（特に畑を中心に）の減少、耕地利用率の後退が明確なのであるが、そこで経営耕地規模別に農家数はどう動いたか表5-16でみてみよう。全体的には0.3ha以下の零細経営の増大が最大の特徴である。1ha以上層の一定程度の「残存」もあるが50%～70%が0.3ha以下農家である。松原・奥多摩では（1960年時点ですでに0.3ha以下層がかなりを占めてはいたが）約90%もが0.3ha以下零細農家なのである。

そもそも山村農業の特徴は経営耕地の狭隘さにあるのだが、それが更に狭隘化し、零細農地所有層を増大させているのである。そして他方での上向展開は少なくとも経営耕地の拡大＝規模拡大という形態では出て来ないのである。

次に表5-17で以上の点を補足しておこう。これによると農地賃借は一定みられるが、1戸当たり規模では10a前後の零細なものにすぎず、それ以外に存在する耕作放棄（多分、条件の悪い農地であろうが）をカバーしうるようなものではない。

(3) 農産物販売・農業所得・作目編成の特徴

表5-18は1985年の農産物販売金額別農家数をみたものである。第1にいえることは瑞穂町を除いた町村における「販売なし」農家の多さである（70～80%）。逆に300万以上販売農家率をみると瑞穂の14.1%、羽村7.2%以外は5%以下であり、ビジネスサイズからみても農業で自立することの困難さを示している。

この点を生産農業所得でみたものが表5-19である。表によると①生産農業所得総額で1969年以降75年をピークにそれ以降低下し、全体として伸び悩んでいること、②1戸当たり生産農業所得では瑞穂町を除き全国平均さらには東京平均以下であり伸び悩んでいること、③10a当たり生産農業所得では羽村・瑞穂では全国・東京平均以上でかなり高い値を示しているが日の出・五日市・松原・奥多摩の町村では全国平均をすらかなり下回っている。④したがって農従者1人当たり生産農業所得も全国平均を大幅に下回っている。羽村、瑞穂でさえ東京平均を若干越えるものの全国平均の60～80%でしかない。

次に表5-20は1980年における経営組織の状況をみたものであるが、農産物販売農家のうち単一経営がほとんどを占め、単一および複合経営農家は羽村・瑞穂で10%を占めるものの他の町村では数%にも満たない。

表 5-15 年次別経営耕地および耕地利用率

							収獲面積 合計	耕 地 利 用 率
		経営耕地 合 計	水 田	畑	樹 園 地	1戸当たり 経営耕地		
羽 村 町	1965	252 ha	9 ha	198 ha	44 ha	47 a	ha	%
	70	208	10	172	27	45	129	62.0
	75	131	8	65	41	37	122	93.1
	80	108	8	55	37	34	81	75.0
	85	94	7	56	30	29	-	
瑞 穂 町	1965	631	4	499	127	62		
	70	546	3	391	152	57	546	100.0
	75	487	2	239	193	56	468	96.1
	80	433	1	175	196	53	339	78.3
	85	368	-	200	167	48	-	
日 の 出 町	1965	283	38	208	36	38		
	70	263	36	186	41	39	169	64.3
	75	199	21	80	53	36	143	71.9
	80	194	14	75	69	35	90	46.4
	85	149	9	75	65	30	-	
五 日 市 町	1965	317	24	255	37	29		
	70	284	22	207	56	29	220	77.5
	75	234	16	109	65	26	184	78.6
	80	191	11	88	62	24	99	51.8
	85	170	10	100	60	23	-	
桧 原 村	1965	189	11	145	32	26		
	70	166	1	140	25	24	122	73.5
	75	106	0	72	18	20	86	81.1
	80	94	1	64	14	18	76	80.9
	85	72	-	60	11	16	-	
奥 多 摩 町	1965	133	3	121	8	18		
	70	112	6	96	10	19	66	58.9
	75	70	6	49	11	16	62	88.6
	80	72	7	39	14	18	43	59.7
	85	47	6	34	7	15	-	

資料 農業センサス

表5-16 経営耕地規模別農家数(1960, 85)

戸, %

			総数	例外 規定	~0.3	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0~
					ha	~0.5	~1.0	~1.5	~2.0	~2.5	~3.0	
羽 村	実数	1960	688	7	244	119	164	100	44	6	3	1
		85	321	1	206	53	45	15	0	1	0	0
	%	60	100.0	1.0	35.5	17.3	23.8	14.5	6.4	0.9	0.4	0.1
		85	100.0	0.3	64.2	16.5	14.0	4.7	0	0.3	0	0
瑞 穂	実数	1960	1,126	3	256	226	412	172	50	6	1	0
		85	765	4	349	121	195	66	24	3	1	2
	%	60	100.0	0.3	22.7	20.1	36.6	15.3	4.4	0.5	0.1	0
		85	100.0	0.5	45.6	15.8	25.5	8.6	3.1	0.4	0.1	0.3
日 の 出	実数	1960	846	0	448	165	174	46	10	3	0	0
		85	505	2	327	92	61	18	2	3	0	0
	%	60	100.0	0	53.0	19.5	20.6	5.4	1.2	0.4	0	0
		85	100.0	0.4	64.8	18.2	12.1	3.6	0.4	0.6	0	0
五 日 市	実数	1960	1,232	0	768	265	174	19	6	0	0	0
		85	729	0	539	115	64	6	4	0	1	0
	%	60	100.0	0	62.3	21.5	14.1	1.5	0.5	0	0	0
		85	100.0	0	73.9	15.8	8.8	0.8	0.5	0	0.1	
松 原	実数	1960	763	0	485	199	79	0	0	0	0	0
		85	452	1	398	47	6	0	0	0	0	0
	%	60	100.0	0	63.6	26.1	10.4	0	0	0	0	0
		85	100.0	0.2	88.1	10.4	1.3	0	0	0	0	0
奥 多 摩	実数	1960	887	1	742	104	36	3	1	0	0	0
		85	323	8	278	32	5	0	0	0	0	0
	%	60	100.0	0.1	83.7	11.7	4.1	0.3	0.1	0	0	0
		85	100.0	2.5	86.1	9.9	1.5	0	0	0	0	0

表5—17 耕作放棄および農地貸借の状況(1980) 戸, ha

	耕作放棄		借入耕地		貸付耕地	
	農家	面積	農家	面積	農家	面積
羽村	14	1	16	3	20	4
瑞穂	31	4	44	13	36	8
日の出	84	12	49	5	58	8
五日市	117	17	85	7	90	10
松原	64	8	38	3	24	3
奥多摩	55	6	46	4	53	5

表5—18 農産物販売金額別農家数(1985)

	総数	販売なし		1~10万円	10~50	50~100	100~150	150~200	200~300	300~500	500~700	700~1,000	1,000~	300万以上農家率
		実数	%											
羽村	321	214	66.7	27	16	10	7	12	12	6	4	4	9	7.2
瑞穂	765	362	47.3	137	74	28	21	17	18	24	15	18	51	14.1
日の出	505	353	69.9	75	30	14	5	5	2	5	4	3	9	4.2
五日市	729	552	75.7	96	46	7	3	5	5	7	1	1	6	2.1
松原	452	383	84.7	51	10	4	1	0	1	0	0	1	1	0.4
奥多摩	323	240	74.3	17	27	12	10	4	1	4	2	4	2	3.7

戸, %

表5-19 年次別生産農業所得の推移

		生産農業所得	1戸当たり 生産農業所得	10a当たり 生産農業所得	農従者1人当たり 生産農業所得
羽 村 町	1969	178百万円	387千円	91千円	672千円
	75	250	712	214	1,256
	80	107	335	102	446
	83	137	429	132	571
瑞 穂 町	1969	376	392	68	458
	75	843	968	186	1,256
	80	494	606	117	678
	83	600	736	143	823
日 の 出 町	1969	118	176	42	424
	75	145	260	67	775
	80	108	194	61	330
	83	126	227	73	385
五 日 市 町	1969	121	124	37	395
	75	180	198	68	723
	80	120	152	55	300
	83	126	159	61	315
絵 原 村	1969	34	49	17	270
	75	56	106	32	479
	80	37	72	22	204
	83	50	98	35	276
奥 多 摩 町	1969	36	62	25	400
	75	70	162	58	886
	80	90	231	78	523
	83	76	195	77	442
全 国	1969	/	476	43	355
	75		1,039	92	1,053
	80		979	84	1,106
	83		967	81	1,085
東 京	1969	/	315	60	352
	75		586	124	727
	80		495	107	618
	83		527	114	523

資料：生産農業所得統計

表 5—20 経営組織別農家率（1980）

%

	農産物非 販売農家	単一経営 農 家	準 単 一 経営農家	複 合 經 営 農 家
羽 村	5 4.5	3 3.5	9. 1	2.8
瑞 穂	3 4.2	5 1.8	1 0.7	3.3
日の出	7 1.8	2 2.5	4.3	1.4
五日市	7 9.2	1 4.3	4.7	1.8
桧 原	9 1.0	7.6	1.0	0.4
奥多摩	8 1.0	1 6.5	2.6	-

さらに農作物の類別収穫面積・家畜についてみたものが表 5—21 である。これによると全町村に共通することとして①果樹面積の増大、②野菜収穫面積が主であるという2点をあげることができる。以下、その特徴にふれると、①果樹では特に日の出・五日市両町の作付面積が大きいが、その中心は栗と梅である。ただし栽培農家の1戸当たり面積は10a前後と小規模なものであり、同時に農地を単に使用し、手抜き的手段

ともなり得るという問題点もある。②野菜の場合収穫面積が大きいいとはいえその販売農家となるとかなり少なく、自給的性格が強い。したがって農家所得への寄与はかなり低いものと考えられる。

ところで生産農業所得でも特徴的であった瑞穂町についてみると、工芸作物の増大が指摘できる。これは具体的には茶であり、収穫農家のうち70%以上（全農家の50%）が販売しており、このことが生産農業所得の高さの理由となっている。

以上をまとめると全体的には農家が農業を主力として自立・展開しうるような特定の作物を確立できず、また山村特有の規模の零細性、生産条件の不整備等もあり、兼業深化・労働力の農外流出が続いているといえよう。これに対し瑞穂町では茶の拡大、産地化を通して一定程度の農業生産が保持されているのが特徴的である。

こうした意味で、最後に多摩地区の特産品である「わさび」と「しいたけ」の動向と問題点をみておこう。

(4) わさび・しいたけ生産の動向と課題

図 5—1、表 5—22～23 はわさび生産の動向を示したものである。これによると①昭和50年以降栽培面積は20haから変化がない。さらに東京都の内部資料では40年に19haとなっているから、16年間ほとんど作付面積に変化がなかったといえる。②生産量も若干の増加はあるがそれほど大きな増加ではない。③しかし10アール当たり粗収益は75.9万円（56年）とかなり高い。④他方50年以降わさび田床の改良・造成は合計で1.3ha行なわれている、といった特徴をあげることができる。なお図 5—2 は奥多摩わさびの栽培分布を示したもののだが、生産場所がかなり限定され、さらには通作にかなりの時間を要する悪条件下にある点が明らかであろう。

次に表 5—24 はしいたけ生産動向をみたものであるが、羽村を除く町村で生産の拡大傾向が示されている。1戸当本数では羽村・桧原が100本程度であるが、日の出・五日市・奥多摩では1,500本、瑞穂

表 5-2-1 農作物の類別収獲面積および家畜の推移

		ha													頭	
		稲	麦	雑穀	いも類	豆類	工芸作物	野菜	花卉 花木・芝	種苗木	飼料用 作物	その他	果樹	乳牛	肉牛	豚
羽村	1970	33	21	1	15	4	3	23	1	2	25	-	8	250	107	5,743
	1980	8	1	3	9	2	5	**33	14	1	7	-	*19	184	12	1,833
	変化率								1300.0				137.5			
瑞穂	1970	76	97	3	56	3	95	98	2	1	116	-	6	1,992	168	4,409
	1980	6	8	3	23	2	**133	*64	14	3	*83	-	12	1,550	145	4,805
	変化率						40.0		600.0		-28.4		200.0	-22.2	-13.7	9.0
日の出	1970	35	31	5	24	15	1	27	4	2	26	-	27	387	29	375
	1980	8	4	6	16	10	2	*22	10	2	10	-	**55	289	13	548
	変化率								150.0				103.7	-25.3		46.1
五日市	1970	33	40	8	41	26	5	54	2	2	11	-	44	230	17	576
	1980	9	3	3	23	9	4	*39	4	1	4	-	**52	95	6	111
	変化率												18.2			
松原	1970	1	14	13	41	17	11	25	0	0	1	-	3	36	11	70
	1980	1	1	7	**27	*10	3	**26	1	0	0	-	*8	9	1	0
	変化率												166.7			
奥多摩	1970	2	7	2	22	8	8	18	0	0	0	-	8	0	0	13
	1980	0	1	2	*12	4	3	**20	0	0	0	-	*11	0	0	0
	変化率							11.1					37.5			

** 主な作物

* 次いで主な作物

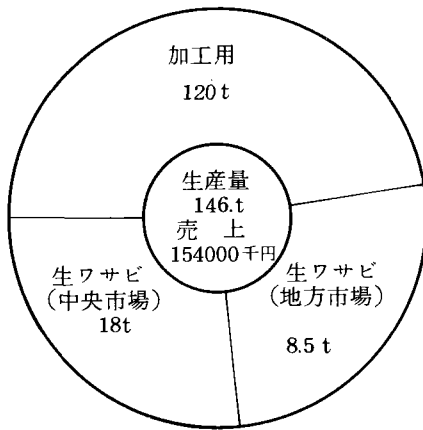


図5-1 奥多摩わさび生産量 56年

出典：東京都農業会議『山村における就業構造』1984

表5-2 奥多摩わさびの生産推移

項目 \ 年	50	51	52	53	54	55	56
栽培面積 (ha)	20	20	20.1	20.2	20.2	20.3	20.3
生産量 (t)	133	138	136	135	140	150	146

出典：東京都農業会議『山村における就業構造』1984

表5-3 奥多摩わさび田床造成、改良面積

(m^2)

項目 \ 年	50	51	52	53	54	55	56	57	合計
増成	517	781.4	580.3	367.6	265.8	594.4	1011.4	677.2	4795.1
改良	2179.1	2292.9	1820.3	693.6	736.0	492.6	124.5	—	8339.0
合計	2696.1	3074.3	2400.6	1061.2	1001.8	1087.0	1135.9	677.2	13134.1

出典：東京都農業会議『山村における就業構造』1984

表5-24 しいたけ生産状況

戸、本

		ほだ木保有 農 家 数	ほだ木総本数 (100本)	1戸当本数 (100)
羽 村	1970	3	5	1.7
	75	2	5	2.5
	80	3	2	0.7
	85	4	5	1.3
瑞 穂	1970	9	61	6.8
	75	4	54	13.5
	80	4	3	0.8
	85	8	507	63.4
日 の 出	1970	43	1,274	29.6
	75	53	1,146	21.6
	80	64	1,089	17.0
	85	55	1,036	18.8
五 日 市	1970	63	832	13.2
	75	57	848	14.9
	80	67	685	10.2
	85	69	1,038	15.0
松 原	1970	16	65	4.1
	75	66	101	1.5
	80	64	63	1.0
	85	151	177	1.2
奥 多 摩	1970	26	271	10.4
	75	40	2,155	53.9
	80	51	862	16.9
	85	52	804	15.5

表5-25 東京都山村地域農

項目	事業主体	全体計画			59年度			事業量
		事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金	
ワサビ田造成改良	町	ワサビ田 2,000 m^2	26,070	19,552	ワサビ田 1,000 m^2	15,000	11,250	
ワサビ実生苗施設	ワサビ栽培組合	ガラスハウス (5棟) 1,155 m^2	35,000	26,250				ガラスハウス 1棟 231 m^2
椎茸栽培施設	椎茸栽培組合	フレーム (1棟) 40 m^2	2,500	1,875	フレーム 1棟 40 m^2	2,500	1,875	
椎茸栽培施設	椎茸栽培組合	暖房機 (5基)	3,500	2,625				
しめじ栽培施設	しめじ栽培組合	殺菌釜 (9基)	11,030	8,272				殺菌釜 2基
しめじ栽培施設	しめじ栽培組合	保冷库 (1基)	1,500	1,125	保冷库 1基	1,500	1,125	
梅栽培施設	梅栽培組合	動力噴霧機 (5基)	1,200	900				噴霧機 5基
畜産振興事業	町	イノシシ舎 サイロ	7,200	5,400				イノシシ舎 1棟 105 m^2 サイロ 5基
シンギスカン施設	町	施設 1棟 79 m^2	2,500					
山菜花キ栽培施設	町	ガラスハウス 及暖房機 1棟	4,000	3,000				
内水面施設	漁業組合	池 運搬車 くん製器	5,500	4,125				
合計			100,000			19,000		

出典：東京都農業会議『山村における就業構造』1984

林業振興事業奥多摩町年度別計画

(単位：千円)

60年度		61年度			62年度			63年度		
事業費	補助金	事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金
					ワサビ田 500 ^m	5,535	4,151	ワサビ田 500 ^m	5,535	4,151
7,000	5,250	ガラスハウス 2棟 462 ^m	14,000	10,500	ガラスハウス 1棟 231 ^m	7,000	5,250	ガラスハウス 1棟 231 ^m	7,000	5,250
					暖房機 3基	2,100	1,575	暖房機 2基	1,400	1,050
3,830	3,872	殺菌釜 3基	3,600	2,700	殺菌釜 3基	3,600	2,700			
1,200	900									
6,500 700	5,400									
								施設1棟 79 ^m	2,500	
								100 ^m ガラスハウス 及暖房機 1棟	4,000	3,000
		池 48 ^m	3,000	2,250	運搬車 1台	1,500	1,125	くん製器 1基	1,000	750
19,230			20,600			19,735			21,435	

第3節 小 括

以上西多摩地区における産業編制を農業とそれ以外の事業体とに分け若干の検討を行なって来たのであるが、そこに存在するのは首都圏限界地としての商工業の零細性・就業条件の劣悪性であり、農業解体であった。とはいえ町村別にみるならば羽村・瑞穂の相対的優位、日の出・五日市・松原・奥多摩の劣位（農業のみならず産業全体で）という2類型が存在する点、注意を要するのではあるが。

このことを労働力に引きつけるならば若年労働力の都心およびその周辺市街地への吸収と中・高年労働力の地場零細・低賃金・不安定就業条件の企業への吸収であり、その対比での農業労働力の急激な減少である。例えば西多摩農業改良普及所の58年調査では管内の30才以下農業就業者は25人（日の出2，五日市1，羽村1，瑞穂15，奥多摩6）しか存在せず、しかもいずれもが施設園芸・酪農・ワサビ等の土地利用型ではない資本集約型でのそれなのである。

産業業種でみれば確かに電子・情報関連製造業も立地しており、そのウエイトも決して低くはない。しかしこれも上記条件を脱するものではなく、地場零細工場と連動する存在なのである。

こうした状況は「4全総」「マイタウン構想」が大企業本位のそれである以上、その資本蓄積＝低賃金の構成要素として、強化されることはあっても改善される展望は持てまい。このことは単に労働力のみならず水と土地についても当然にあてはまる。つまり西多摩地区における就業条件・産業編成の正常化は水と土地を守る運動と決して不可分ではなく、同時に追求されなければならないということであろう。

参 考 文 献

- 1 『経済』1984年12月号，1985年12月号，1986年3月号，新日本出版社。
- 2 『都市・21世紀・自治』1985年8月，自治問題研究所。
- 3 『今後における東京の中小企業と中小企業の将来のあり方について』1983年9月，東京都中小企業振興対策協議会。
- 4 『山村における就業構造』1984年，東京都農業会議。
- 5 『農業センサス』1965年，70年，75年，80年。
- 6 『東京都事業所統計』1966年，72年，75年，81年。
- 7 『工業統計』1983年
- 8 『生産農業所得統計』1969年，75年，80年，83年。

第6章 開発と河川をめぐる諸問題

第1節 開発の歴史の変遷と巨大都市水源としての役割

1. 開発の歴史の変遷

多摩川における本格的な利水開発は、徳川期に入ってから始まったと言ってよいだろう。それはまず多摩川下流左側、現在の狛江市和泉地先を取水地点とする六郷用水（正式名称は世田谷六郷二ヶ領用水）と、対岸の川崎市多摩区中野島地先を取水地点とする二ヶ領用水（稲毛川崎二ヶ領用水）の開削に始まる。この2つの用水は共に慶長2年（1597）着工、同14年（1609）に小泉次大夫の手により完成している。六郷用水の受益面積は世田谷領500町歩・六郷領1,000町歩の計1,500町歩で、二ヶ領用水の受益面積は稲毛領・川崎領計1,876町歩であった。この2つの用水を合せて多摩川四ヶ領用水と呼ぶ。

農業用水についていえば、以上の六郷用水と二ヶ領用水の2つが大規模な用水であり、その他の用水は規模が小さい。そしてこれらの用水は、多摩川の平野部にみられる扇状地の伏流水や、沖積地の両端に存在する関東ローム台地からの湧水により、その需要水量を補ってきたと考えられる。これらの小規模用水——方砂用水・羽用水・昭和用水・九ヶ村用水・日野用水・東光寺用水・府中用水・本宿用水・西府下堰用水・大丸用水——は、沖積地の水田開発が比較的容易なこと、さらには広大な扇状地の伏流水や関東ローム台地の湧水利用が可能なことなどから判断して、かなり古い時期にその原型は成立していたと考えられる。ところが多摩川の場合、後述する玉川上水が江戸時代に開削され、羽村で取水することになる。そしてその玉川上水に取水された水は、ほとんど還元されることはないという構造のため、羽用水を除く多摩川本川の小規模用水は、玉川上水の余水と秋川や浅川等支線の表流水を直接の水源とすることになる。そこでこれらの小規模用水は、お互いに還元利用を行いながら、その際に扇状地の伏流水や関東ローム台地の湧水を補ってきたであろうと推測できるのである。さらにこれらの小規模用水により多摩川に還元された水は、そのほぼ濁水流量すべてを最下流の六郷用水と二ヶ領用水が取水することとなる。この江戸時代に開削された玉川上水・六郷用水・二ヶ領用水の3つの大規模用水が、小規模用水よりも遅れて成立したにもかかわらず、多摩川の水利構造を形成することになるのである。それは玉川上水より下流に位置する小規模用水は、濁水時に玉川上水に対して異議申し立てが禁じられており、このことより玉川上水は、羽村地点における濁水流量のすべてを取水することが可能であるということからも明らかである。それは同時に小規模用水が、玉川上水の取水状況に規定された取水を行い、そこに伏流水や湧水を補いながら還元利用を繰り返しながら多摩川本川に排水しなければならないことを意味する。その排水を含む濁水流量のすべてを取水する六郷用水と二ヶ領用水が存在するからである。つまり、江戸時代に開削された3つの大規模用水が、小規模用水よりも優位な権利を有していたのであり、このことが多摩川における水利構造の成立の際に、大きなウエイトを占めていたのである。その背景には、江戸幕府という強大な権力の存在があったことは

いうまでもない。

このように開発に関しては比較的容易な多摩川であるが、水利用に関しては厳しいものであった。以上の条件以外に水利問題をひき起すもうひとつの条件があった。それは扇状地であるため横断堰の建設が困難であり、また建設されても破壊されやすいということである。その故その維持管理や取水が困難であり、また伏流水が多いため堰間で様々なトラブルが発生したのである。

この2つの条件より、多摩川における水利秩序形成過程では、激しい水争いが繰りひろげられたものと予想される。

さて多摩川における大規模な水利開発としては、前述の多摩川における水利秩序を規定した玉川上水が上げられる。玉川上水は、承応2年(1653)着工、翌年完成した。この玉川上水については、幕府請負工事として「玉川兄弟」が着手、完成をみたとされる。費用は、公の文書では7,500両が支払われたとし、また玉川兄弟の申し出では御入用金として6,000両が手渡されたとなっている。さらにこの御入用金6,000両は高井戸辺で使い果たしたため手持金2,000余両と町屋敷3ヶ所を売却した1,000余両の私費を用立てたと上申している。この「玉川兄弟」が請負ったことについては、近世初期の段階でこのように重要な工事を町人請負にすることが疑問であるとする見方もあり、また多摩川本川からの取水地点についても、その選択については苦勞したようだが、川越藩主でもあった老中松平伊豆守信綱が開削した野火用水が先で、野火止の水口より上流の玉川上水部分は野火止用水であるとする説もあり、その真疑の程は明らかにされていない。

この玉川上水は、現在の多摩川左岸羽村町より取水し拝島から東北東に流れ、前述の野火止用水と狭山丘陵の南で分水し、上水は今度は東南東の方向をとり国鉄三鷹駅に向かって武蔵野台地の南縁を走っている。廻田用水を分水後、石神井川と仙川の間を通り、千川上水を分水後、国鉄中央線をくぐって神田川の水源である井ノ頭池の西側に至る。さらに神田川沿いを南東に走り、目黒川・渋谷川と神田川の間を抜け西新宿に至り、四谷大木戸に続いていた。この経路は青梅—狭山丘陵南面—新宿淀橋台地を結ぶ扇状地の母線と一致する。この線は荒川水系と多摩川水系の分水界であり、また武蔵野東部では前述通り神田川水系と古川・目黒川水系の分水界を通っているのである。分水界を通るということは、途中での分水が容易となることを意味する。実際玉川上水は、武蔵野において主なものでも22ヶ所で分水を行い、末端近くでも品川用水や三田用水に分水している。この分水が武蔵野開発に貢献したことは言うまでもなく、また玉川上水が、自然の地形を巧みに利用して開削されているところに当時の土木技術水準の高さを想象することはたやすい。

この玉川上水開削の目的は、「上水」とされるからには江戸市中への上水供給である。しかし前述のように多くの分水を行い、武蔵野台地の開発における貢献度からして、その有する性格は玉川用水と呼ぶにふさわしいであろう。

さてこの江戸市中への上水供給であるが、これは江戸の急激な人口増加とそれに伴う水源の壊廃をその背景とする。江戸は徳川家康が幕府を開く以前は人口が少なく、上水道に関しては何ら問題は無かったといわれる。

その後、急激な人口増加傾向が見られ、元禄期には100万に達した。当時、世界的に見ても最大規模な都市にまで江戸は膨張発展したのである。当初江戸の上水道は神田上水・千鳥ヶ淵・午ヶ淵・赤坂の溜池等によって賄われていたが、水源を湧水等に頼っていたこれらの上水は、その水源を武家屋敷等宅地化により失ってしまい、また埋立地は井戸を掘っても水質が悪かった。このような条件が重なり、新しい水源の確保が急務となった。そこで新しい水源として登場してきたのが多摩川である。多摩川からの導水計画は、三代将軍家光の頃から模索され出され、四代将軍家綱になって間もなく、幕府より玉川上水計画実施が打ち出される。そして承応2年4月より11月までの7ヶ月間で水路開削工事が行われ、その後市中の水道樋管・枡の敷設を行い翌承応3年6月20日に玉川上水は完成したとされている。その結果、玉川上水が多摩川における利水面の絶対的な位置に存在したことは前述した。江戸が東京となっても多摩川における玉川上水の立場は依然として強く、昭和40年に新宿淀橋浄水場が廃止になるまでの約320年間に渡り、多摩川利水の中心をなしていたと言えよう。

ここに江戸—東京にとっての重要な水源としての多摩川的位置付けが明らかになる。多摩川流域すべてを当時の東京府下に置こうとする動き等から判断しても、東京の多摩川への執着は並々ならぬものがあると言えよう。これはさらに、昭和32年に完成した小河内ダムの建設をめぐって、さらに強化されて来るのである。

2. 東京都による水源政策

東京に三多摩が合併されたのは明治26年である。この三多摩合併は、明治26年2月21日の第四回帝国議会に「東京及神奈川県境域変更ニ関スル法律案」という形で、政府が一方的に提案したものである。これは、多摩川が東京の水道水源であるという前提に立ち、その管轄が違うと管理上支障をきたすという理由から、多摩川の流域を東京府下に置き、流域管理を一括して行いたいとするものである。

この提案の背景には、明治19年のコレラ流行が関係しているといわれている。このコレラ流行は東京だけでも患者12,000人、死者10,000人といわれている。さらに神奈川県西多摩郡長瀬村でコレラが発生した際に多摩川で洗濯を行ったというニュースが流された。実際には新聞の誤報であったが、この多摩川の水は皇居に入っていることから大問題とされ、宮内省は明治19年8月23日、内務省に厳重取締方を申し入れ、内務省も東京府・警視庁に厳重取締方を令達することとなる。この事件以来、東京の水道改良事業計画が急速に進むこととなり、その中で三多摩を東京に合併すれば、多摩川の流域管理上都合が良いとして、政府より三多摩合併案が出されたのである。

この提案に対しては当然のことながら、神奈川県側から猛烈な反対運動が行った。特に神奈川県の中でも三多摩は、自由民権運動の非常に強い所であったため、この政府案については議会においても、また地域においても紛糾を重ねることになる。2月21日神奈川県は、

1. 人情風俗を同じくしている。
2. 貿易品の繭生糸の中心地は八王子町にある。

3. 三多摩は神奈川県の出産の府であり、分割すれば県財政を圧迫する。として、^(注1)政府案に反対であるという決議を行っている。

また、三多摩の市町村は反対運動として、南多摩・西多摩の全町村が役場を閉鎖するという抗議行動をとり、北多摩もこれに応ずる動きをとった。

しかし、2月28日の本議会における討論終結動議採決によって、三多摩合併の政府案は可決され、三多摩は4月より正式に東京に合併されることとなった。

三多摩の東京府編入により、玉川上水を中心とした多摩川の東京府による流域一元的管理は容易となったが、この場合、何故水源域である山梨県の北都留郡丹波山村・小管村・東山梨郡神金村（現・塩山市）の編入が問題とされなかったのであろうかという疑問が残る。ここには東京府との合併編入が提案されても、神奈川県ほど問題にされる理由は少ないと考えられる。しかし、この郡内地域と地元で呼ぶこの地域にこそ、甲斐武田の名を全国に轟かせたバック・ボーンとなる、甲州金山が存在していたからであり、そしてその金採取が明治・大正まで継続しているので、金山の存在をもって山梨県が強固に反対したのではないかという説^(注2)もある。いずれにせよ結局、東京府による水源林経営は、この山梨県下の水源域を中心に展開していくこととなる。

三多摩合併にみる東京の水源としての多摩川確保の問題は、東京府というよりも東京市にとって重要な問題であった。事実、多摩川の水はすべて東京市で利用しており、浄水場を提供している武蔵野市等は水不足になっても決して利用させてはもらえなかった。つまり三多摩は東京にとって単なる水源域であり、東村山・武蔵野市はそれらの水を東京区部へ送り込む際の中継地点として利用しているにすぎなかった。このような状況は三多摩格差は正が都の政策として掲げられる美濃部都政まで続くのである。

さて明治42年12月の東京市による水源経営方針をみると、経営土地面積内訳として、

西多摩御料林	6 5 0 町歩
萩原山部分林設定見込御料林	5, 6 0 0 町歩
東京府有林	8, 5 0 0 町歩
公私有林	4, 0 0 0 町歩
計	1 8, 7 5 0 町歩

となっている。

こうして明治43年市会決定を経て、西多摩御料林・萩原山部分林設定見込御料林の譲渡願及び植栽願を帝室林野管林局長に、府有林の譲渡願を府知事に提出し、同年10月水源林事務所を開設した。これ以来、東京市により水源林の直接経営が行われることになる。

その後の東京市による水道計画を見てみると、昭和2年、東京水道の日最大使用量は、420,000 m^3 に達しており、この年は、明治45年に計画された第1水道拡張計画第2期工事が着手された年であるが、すでにその能力の限界を悟ることとなった。この事態の背景には、給水人口の増大と、水使用者個々の生活形態の変化に伴う水需要の変化が上げられる。

東京市臨時水道拡張調査会は、以上の実態を踏まえた上で、1人1日使用量を320ℓ、市内の飽和人口2,910,000人として、およそ昭和30年の東京市を想定して、日最大供給量916,000 m^3 と定めた。その水源として新たに利根川、荒川、江戸川等も検討されたが結局多摩川が残り、ここに上流ダムとして小河内ダムが登場してくるのである。

この小河内ダムをヘッドにした第2水道拡張事業は、昭和7年基本計画が決定され、工期は昭和11年着工、昭和20年完了予定であった。事業の中心は小河内ダムの建設で、堤高が149mというのは、当時世界一高堰堤のコロラド河ボールダーダムに次ぐものとして注目を浴びた。

ところが昭和8年、東京市はダム建設による支障の有無を山梨・神奈川両県に照会したところ、神奈川県から異議が提出された。それは二ヶ領用水によるもので、この時期、川崎市の水道拡張に東京市が難色を示していたこともあり、二ヶ領用水の反対は強かった。

三多摩合併から引き継がれてきた東京府・東京市と神奈川県との対抗関係に、川崎水道拡張の件も加えられ、このダム建設による交渉は思うようにいかず、当時内務省の懸案事項に、「西の銅山川、東の二ヶ領用水」とまで言われた程である。

結局、50数回の交渉を経て、さらには内務省の裁断をおおぎ、この問題は解決を見るのであるが、この2年半余に及ぶ水利紛争は、第2水道拡張事業の着工を延期させ、内務省の事業認可は昭和11年ということになった。

この2年半に及ぶ事業着工延期は、東京市の給水域の拡大に伴い、第2水道計画の整合性を失わせた。第2水道計画は昭和7年時点を対象としているのであるが、昭和10年、新しい市街地を含めた供水域を対象した東京水道の使用量は、夏期に1,083,000 m^3 のピークを記録した。もし第2水道が完成したとしても東京水道の給水量は、わずか1,282,000 m^3 にすぎず、その供給限界の時期もあと数年後ということになる。しかも昭和10年時点では、二ヶ領用水との水利紛争は解決を見ておらず、第2水道拡張事業の着工はいつになるかわからない状況にあった。そこで急拠、水道応急拡張事業が計画・実行されることになった。この事業は、江戸川河水統制事業の一環としての金町浄水場の拡張に代表される。

この水利紛争による第2水道拡張事業着工の延期が、東京市に水道水源確保を多摩川以外の河川へ走らせることとなったのである。

そして昭和12年設立の東京市水道水源調査会の第3水道計画は、利根川河水統制・矢木沢ダム建設を打ち出す。ここに東京水道の利根川依存の方向が打ち出されたのである。

今日、多摩川本川から取水する都市用水は、水道用水として東京都上水道9ヶ所、川崎市上水道2ヶ所の計11ヶ所の施設を有し、工業用水は4ヶ所所有す。水利権量では東京都上水道が全体の約83%を占め、このことは多摩川が東京都の河川として存在することを証明している。と同時に、東京都の水道水源が利根川水系へその依存度を移行する以前においては、多摩川は東京都上水道の生命線であるとも言えよう。

東京都の上水道は今日では、複数の河川を水源とするため、その運用はネットワークシステムによって

各系統間の相互運用が可能となっているが、利根川ダム群の完成により、利根川への水源依存度を高め、また施設運用についても多目的かつ他県との共同施設である利根川ダム群への補給を優先的に利用することになっている。そして小河内ダムについては貯水を極力維持する方向が見られ、自己水源であることから、今日では東京都上水道の渇水期における「最後の切り符」的存在となっているのである。

(注1) 加藤迪『都市が滅ぼした川 多摩川の自然史』(中公新書昭和48年)P122引用

(注2) 日本河川開発調査会『多摩川の水利開発史と水利調整に関する研究』(昭和59年)
P32参照

第2節 実態にみる今日の河川荒廃と環境破壊

今日、多摩川上流部における環境浄化システムを策定する上で、河川の現状を知ることは、重要な意味を持つだろう。その現状のひとつの例として秋川の河床隆起を上げることとする。

五日市町乙津地区では昭和60年2月に、秋川の簡易水道取水堰堤より上流1,030mにわたり12,500㎡の砂利が採集された。この砂利採集は住民側の意向により実施されたものである。

では乙津地区における砂利採集に至るまでの経過を順を追って見てみよう。

乙津地区では15年程前から河床の隆起が目立ちはじめ、1.5mから2m多い所では3mも河床が隆起したのである。そして最近10年間で台風等、秋川の水量が増すたびに様々な被害を受けることになる。まず堤防・護岸の崩壊が発生し、低地においては下水の逆流による溢水、キャンプ場のバンガロー等施設の流出、さらには沿岸の畑地・森林の流出等の被害が続出した。森林の流出に関しては樹種転換から10年程度で根がゆるむので、そのような地所が流出することになった。そこに昭和57年8月1日の台風10号の直撃により被害は増大し、さらにまた河床に砂利が堆積する結果となった。

河床隆起のため、秋川の流量は少なくなり、また大きな渇なども姿を消すこととなり、魚の棲息・産卵場所が失われたとして、秋川漁業協同組合では昭和59年6月25日に、五日市町に対して砂利採集の陳情書を提出しているので、その文面を紹介しよう。

「乙津堰堤上の砂利採集に関する

陳情書

貴職におかれましては、町発展のために日夜御努力御活躍下され衷心より敬意を表わし感謝申し上げる次第であります。さて秋川における砂利の堆積状況につきましては、既に御承知のことかと存じますが、奥多摩有料道路工事以来数年経過しているものの、その他の工事、台風被害等と重なりまして砂利の堆積は著しく最近に至りましては、秋川有史以来の最悪の砂利川原となり、都民憩いの景勝、秋川溪谷も死の川の様子になりつつあります。すでに魚類の棲息する深い渇等は砂利で埋り、かつては親まれた水泳の場所等も現在では皆無に等しい状態であります。

このような状況から川床も上り洪水の際には、被害も予想されることでもあります。

最近町議会議員諸兄の中よりこれを憂い、なんとか対策を構ずるよう提案され当局に訴えておられますことは誠に当を得たものと高く評価いたしております。

秋川を守り、清流を守り続けております当組合としても何とか砂利採集をお願い致したく先頃の理事会に於て決定され、ここに陳情申し上げる次第です。

昭和59年6月25日

秋川漁業協同組合組合長理事 山下 武雄 氏

この陳情書に見られるように、この河床隆起の直接の原因は、奥多摩有料道路建設によるものとする見方が強いようだ。それに加えて流域内の小規模開発による残土の河川流入、さらに前述のように台風等、特に昭和57年の台風10号による農林地の流出に伴うものされる見方が強い。

そこで五日市町としては昭和59年9月11日東京都へ河川改修の申請を行ったが、都としては漁協による申請内容では認められず、認める条件としては、「防災及び既設の事業に支障をきたす場合」とした。そこで町としては防災と、水位が下がって凍結した場合、簡易水道の堰堤からの取水が不可能であるとして都に申請し、翌60年1月16日に都から許可が下だった。さっそく測量を行い、当時の河床の状況を示しているのが図一である。秋川全体を見ると、下流域における土砂の堆積量が中・上流域と比較すると目立つが、中・上流域の中では乙津地点における河床隆起が目立つ。何故、中・上流域において乙津地点だけに顕著な河床隆起が見られたのか、その原因を考えて見ると、養沢川との合流地点であることがまず上げられよう。乙津地点において秋川に養沢川が合流することによって土砂が堆積しやすい状況にあったことと、もうひとつ考えられることは、これらの河床隆起の原因となっている土砂は、すべてが秋川上流の開発によるものではなく、養沢川からもかなりの量の土砂が流入しているのではないかということである。それは林地の維持管理の粗放化によりひき起されたものであるが、この点については第4章で詳しく述べているとおりである。

さてこの砂利採集事業を実施するにあたって、東京都は数社の砂利採石業社に入札を行ったが、採算が採れないということで大半の業社はこの事業の請負いに難色を示した。それは河砂利が安定的に採れないということと、にもかかわらず、この事業にはかなりの費用を必要とするということからである。結局、「みゆき組」という神奈川県内の砂利採石業社が請負うことになるが、ここで「みゆき組」が要した費用について、大まかな数字ではあるが見てみよう。まず入札により支払った額は40万円である。この際、五日市町は125万円を要求したが、前述のように他の業社が難色を示したことから、防災上の採石という理由から強く要求もできず、最終的には40万円となった。次に測量費として120～130万円を要したと言われている。この測量を行ったのは「横山設計事務所」である。さらに道路の建設等に要した費用は、地主6人に対して借地料として、役場の定めた固定資産税の2.5倍の額を支払い、そこが林地の場合、立木1本につき正木時点での価格ということで5,000円づつ支払った。道路の建設費が80万円、地所交渉に要した費用が80万円、さらに迷惑料として乙津地区に10万円、青木平地区に5万円支払っている。以上

の経費をもって「みゆき組」は、秋川乙津地区において12,500 m^3 の砂利採石に臨むこととなったのである。事業実施の結果、大きな岩や渚があらわれ、乙津地区における秋川は、本来の姿に戻ったのである。

今日では乙津地区と同じ状況が、やや下流の秋川橋周辺、留原字中村地点で見られ、この地点も砂利採集事業を実施することとなっている。

このように秋川においては、特に中・下流域において著しい河床の隆起が見られ、それは災害をひき起す状況にまで至っている。

この河床隆起によってまず最初に影響を受けたのが漁業面であり、この問題について最も深刻に対応したのであるが、前述したように砂利採集事業は、防災上の問題が明らかにならない限り許可しないという都の姿勢により、秋川漁協の陳情は認められなかったのである。それだけに今回のこの乙津地区における砂利採集事業実施に果たした役割は大きいと言えよう。

では漁業面にこの河床隆起がどのような影響を与えたのかを見て行くことにする。

秋川漁協での聞き取り調査によると、まず減少した魚としてカジカを上げていた。このカジカは、昭和30年代後半よりその数が減少し始め、その原因として洗剤の利用増大に伴う水質汚濁が上げられる。水質については3～4節で考察することとなるが、漁協では昭和50年頃からの中性洗剤の普及により、水質は良くなってきたと見ている。しかし、桧原村数馬地区の民宿の増加に伴う水質汚濁の進行も考慮しなければならないであろう。

このカジカの減少は、当初は水質汚濁による部分が大きかったが、今日では土砂の堆積によるカジカの棲家の減少に伴うものと漁協は考えているようだ。実際、大きな石の見られる東秋留地域ではカジカの姿が見られるということからも、土砂の堆積に伴う棲家の減少という事実は明らかであろう。いずれにせよ今日では、秋川本川においてカジカの姿を目にすることは稀である。

カジカ以外にもギバチ・コトオ・ドジョウといった魚が減少している。

秋川漁協ではアユ・ヤマメ・イワナ・フナ・コイ・ウナギ等の魚を放流しているが、これらの中で最も歴史の古いのはアユで、明治期に石川某という人物が、琵琶湖から鉄道を利用して運んで来たと言われている。そして琵琶湖ではさほど成果の上がらなかったアユが秋川では予想以上の成果を見たと言われている。

しかしこのアユも、今日ではそのエサとなる藻の付つ大きな石がないということ。マスについては、渚に集まる習性があるため、土砂の堆積により数少なくなった渚に集まり、すべて釣り上げられてしまうといった問題がある。

また漁協では3～4月にかけて、ウグイの産卵場をつくる作業を行っている。これは各支部ごとにそれぞれ4～5ヶ所設けるわけだが、昭和60年は66ヶ所設置した。このウグイの産卵場づくりも土砂の堆積によるものといえよう。

このように漁業面における土砂の堆積による被害は多い。この土砂の堆積の原因について漁協としては次のように考えている。

まず第1には、昭和48年建設の奥多摩有料道路の土砂である。このことは都も認めており、昭和60

年度のヤマメの放流15万尾の内、10万尾は都が負担するという形で漁協に対する補償を行っている。

第2に、奥多摩有料道路の建設に伴う松原村の道路建設の残土の流入である。この2点については、五日市町議会等で検討された河床隆起の原因と一致する。

漁協ではさらに以下のような原因も上げている。

林道建設に伴う土砂の沢への流入、さらにボンボリ川・養沢川流域における山砂利の採石に伴う残土の流入である。砂利採石場においては土砂を沈殿させる施設があり、土砂の河川への流入を妨ぐ努力はなされているが、台風時等、雨量が増大する際にその沈殿池より、沈殿していた土砂が一挙に河川に流入するとしている。

また河川の水量が以前と比較して、かなり減少しているとして、その原因として戦後の植林により広葉樹から針葉樹への転換が、保水機能を低下させたことによるとしている。

この広葉樹の方が針葉樹より保水機能を有するという説は、かなり広く言われているのであるが、その根拠に曖昧な点が多く、また保水機能そのものが、樹木により保たれるのではなく、地層の関係で水が保たれ、樹木はその地層の表面を保つために必要であるとする考え方もあり、今後この点についての研究は進めてゆく必要があろう。

原因はいずれにせよ、かつて筏流しが可能であった河川ゆえに、水量の減少という事実は明らかである。

また前述で、林地の維持管理の粗放化について若干述べたが、漁協でも雪害による倒木がそのまま放置され、そこに土砂が堆積するとか、山崩れによる土砂の流入も維持管理の粗放化に伴うものとして見ている。

このように秋川における河床隆起は、開発によるものを原因とする部分は大きいとしながらも、林業不況に伴う維持管理の粗放化に伴う部分、またこの林業不況を打開するひとつの施策としての林道建設に伴う部分にも原因があるとしている。

本研究は、この点に注目するわけで、河川の荒廃は開発に伴う部分は当然のことながら大きい、それ以外にこれまで明らかにされていない林業不況に伴う河川荒廃という現実を重視するのである。

補足的になるが、秋川を訪れる人の数は年々増加し、釣りを目的で訪れる人の数も増大している。秋川漁協によるとアユ釣りを目的とした人が昭和60年度で年間のべ6,100人、同じくマス・ヤマメ等が4,250人、コイ・フナ等その他いわゆる雑魚が16,500人で、この他に秋川国際マス釣り場を訪れる人々が約4万人、独立採算をとっている養沢毛針釣り場、神戸国際マス釣り場にもかなりの釣り人が訪れるという。この状況は秋川漁協に限らず、多摩川漁協・奥多摩漁協・小河内漁協でも見られることで、このことは多摩川が釣りという一面から見ても都市住民の憩いの場となっていることの証明といえよう。

この多摩川を訪れる人の増大は新たにゴミの問題等をクローズ・アップさせるが、この点については第7章で明らかにしよう。ただ秋川漁協の管理区域内において発生した事件について紹介しておく、福生地区において回収したゴミを燃していたところ、その中にバーベキューに用いたと思われるガスボンベが混っており、それが爆発を行し、このゴミ処理に携わっていた秋川漁協の役員3名がヤケドを負った。

このように河川利用も従来の水利用面だけでなく、河敷敷のレクリエーションの場としての利用もあられ、またそれに対応する側も多様な対応の仕方が必要とされる状況にあらう。

表 6-1 秋川乙津地区における土積の状況

土 積 計 算 書							
測 点	距 離	切 土			盛 土		
		断 面 積	平 均 積	立 積	断 面 積	平 均 積	立 積
№ 0	0	30.20	0	0			
№ 1	40.00	45.10	37.65	1,506.0			
№ 2	40.00	32.30	38.70	1,548.0			
№ 3	40.00	27.70	30.00	1,200.0			
№ 4	40.00	17.40	22.55	902.0			
№ 5	40.00	25.80	21.60	864.0			
№ 6	40.00	8.00	16.90	676.0			
№ 7	40.00	6.80	7.40	296.0			
№ 8	40.00	5.80	6.30	252.0			
№8+20.00	20.00	13.40	9.60	192.0			
№ 9	20.00	6.50	9.95	199.0			
№ 10	40.00	7.10	6.80	272.0			
№ 11	40.00	10.30	8.70	348.0			
№ 12	40.00	11.70	11.00	440.0			
№ 13	40.00	13.60	12.65	506.0			
№ 14	40.00	10.30	11.95	478.0			
№ 15	40.00	5.80	8.05	322.0			
№ 16	40.00	7.00	6.40	256.0			
№ 17	40.00	3.00	5.00	200.0			
№ 18	40.00	2.40	2.70	108.0			
№ 19	40.00	3.40	2.90	116.0			
№ 20	40.00	3.30	3.35	134.0			
№ 21	40.00	1.80	2.55	102.0			
№ 22	40.00	5.10	3.45	138.0			
№ 23	40.00	2.70	3.90	156.0			
№ 24	40.00	1.50	2.10	84.0			
№ 25	40.00	4.30	2.90	116.0			
№ 26	40.00	5.20	4.75	190.0			
№ 27	40.00	1.70	3.45	138.0			
№ 28	40.00	2.00	1.85	74.0			
№ 29	40.00	3.20	2.60	104.0			
№ 30	40.00	2.20	2.70	108.0			
№ 31	40.00	6.20	4.20	168.0			
№ 32	40.00	3.60	4.90	196.0			
№ 33	40.00	0.30	1.95	78.0			
№33+6.00	6.00	0	0.15	0.9			
			合 計	12,467.9m ³			

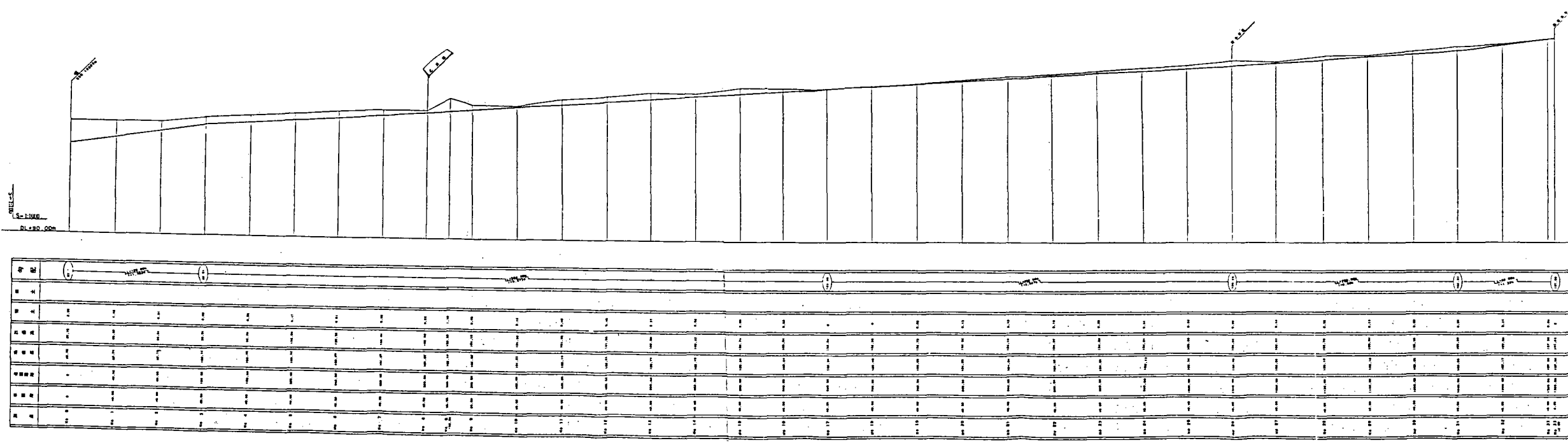
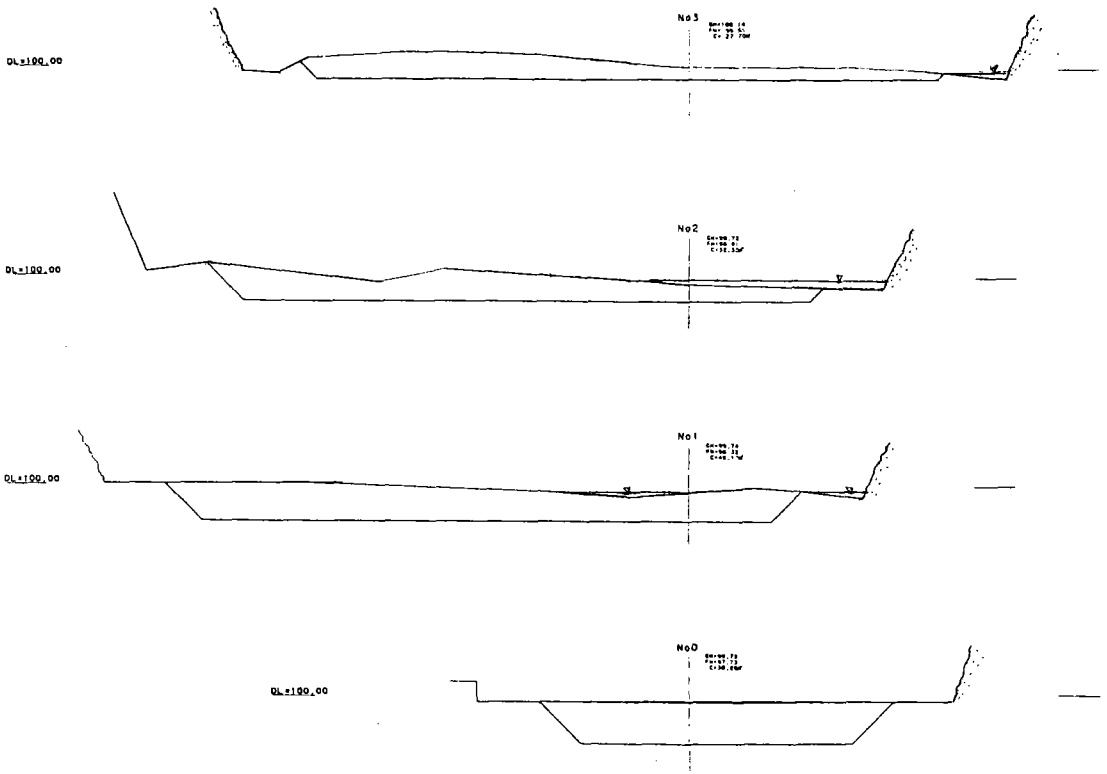


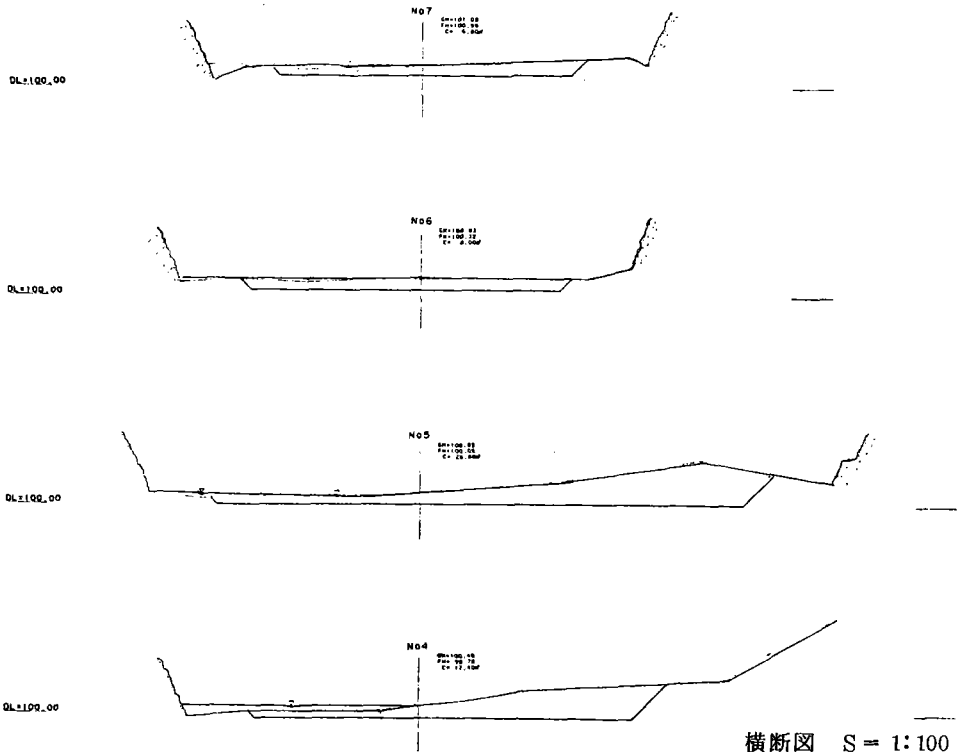
図6-1 秋川全域における河床の状況

縦断図 縦S = 1 : 100
 横S = 1 : 1000
 1 / 1



横断図 S = 1:100
1 / 1

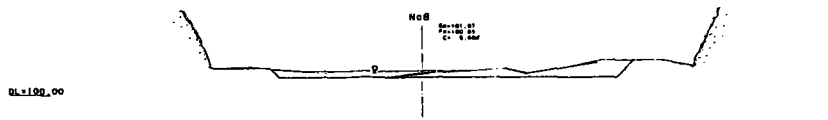
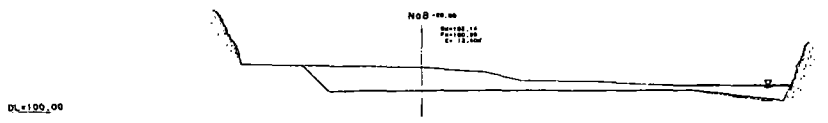
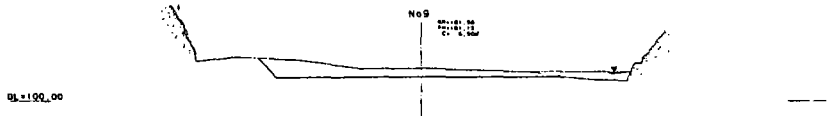
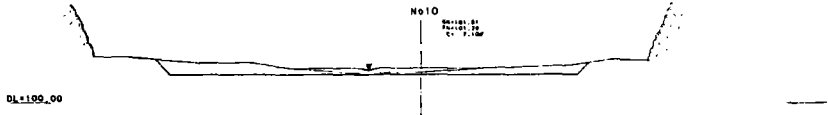
図 6-2 秋川乙津地区における河床横断図



横断図 S = 1:100
2 / 9

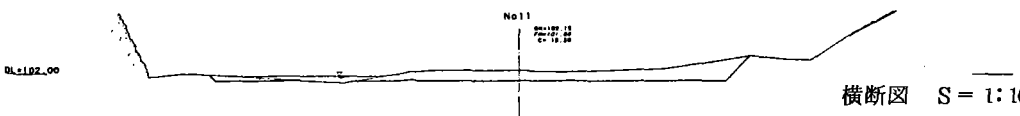
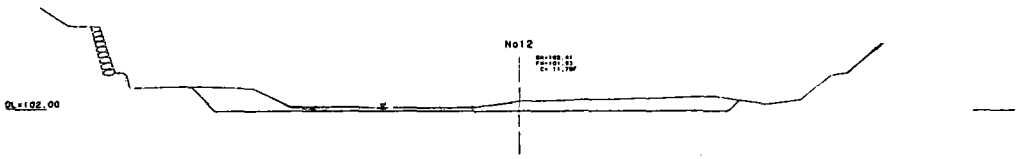
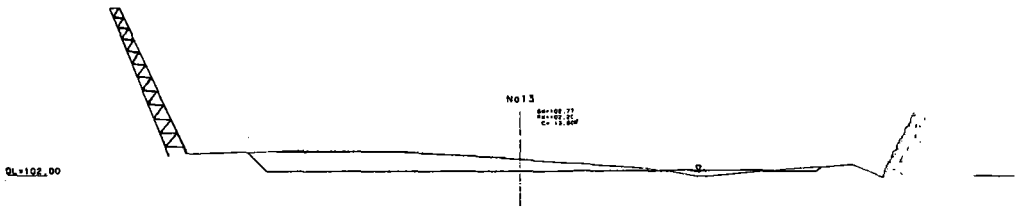
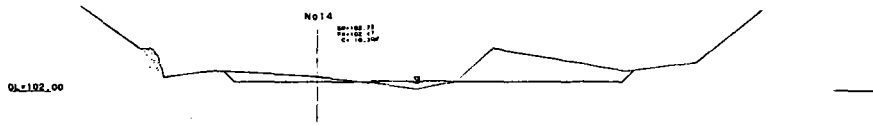
つづき

図 6-2 秋川乙津地区における河床横断図



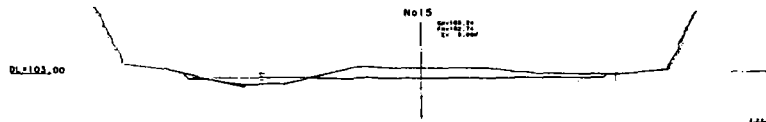
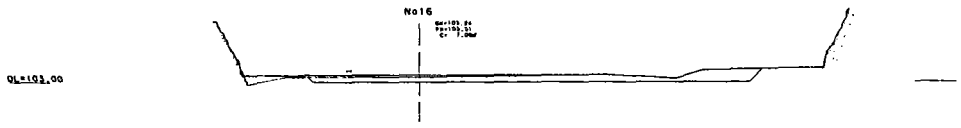
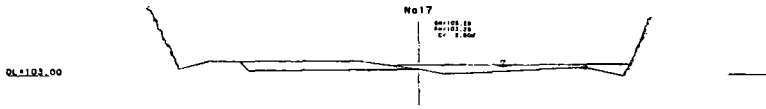
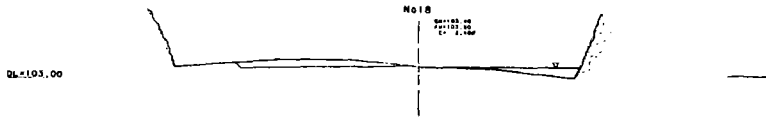
横断図 S = 1:100
3 / 9

つづき



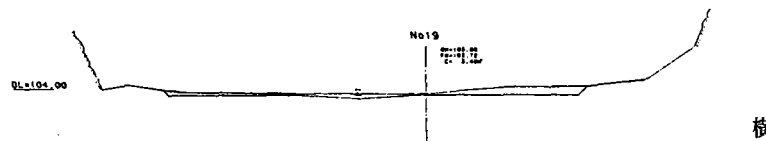
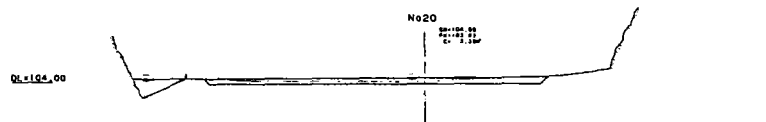
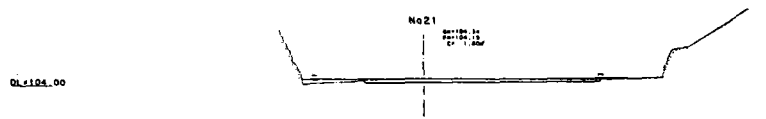
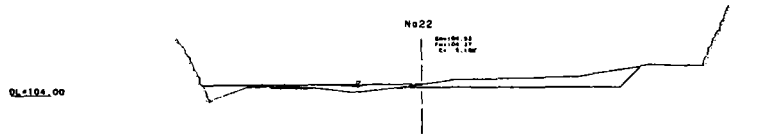
横断図 S = 1:100
4 / 9

つづき



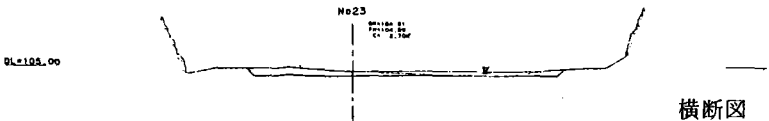
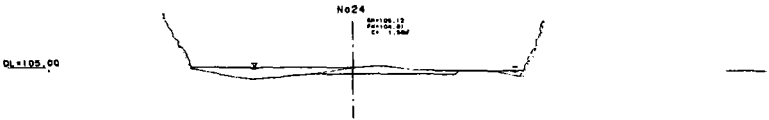
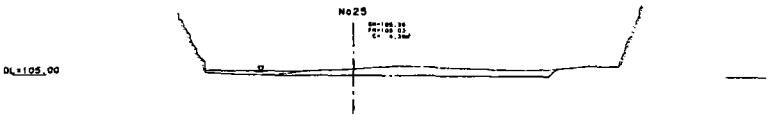
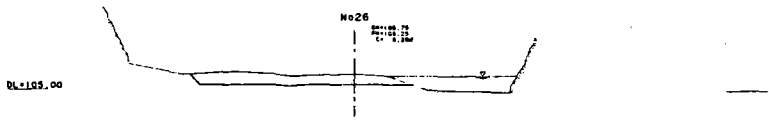
つづき

横断図 S = 1:100
5 / 9



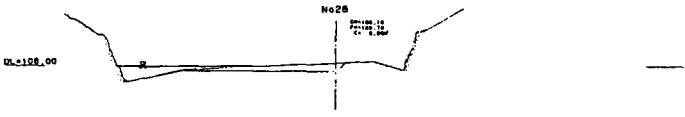
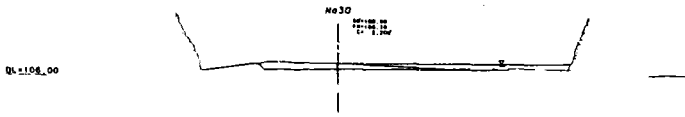
つづき

横断図 S = 1:100
6 / 9



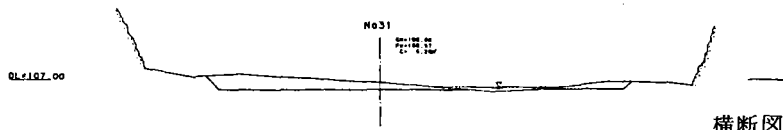
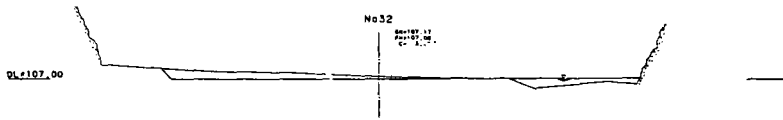
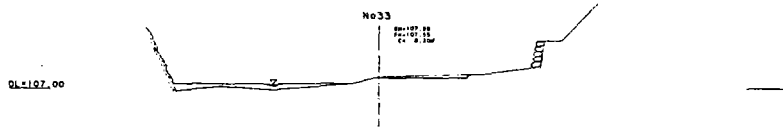
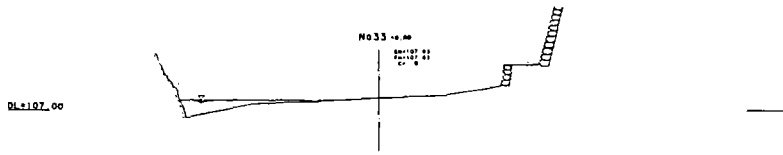
つづき

横断図 S = 1:100
7 / 9



つづき

横断図 S = 1:100
8 / 9



つづき

横断図 S = 1:100
9 / 9



图6—3 秋川乙津地区の平面図

第3節 水質汚濁の状況

まず、『昭和60年度版事業概要』（東京都環境保全局）より、多摩川の水質汚濁の状況を見てみよう。

表6-2 水質環境基準類型

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級浴 水及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下

以上の基準値によって多摩川本川・秋川に係る環境基準指定類型を見てみると、多摩川本川和田橋から上流は類型AAを直ちに達成、和田橋～拝島橋はAで、設定後5年を越える期間で可及的速やかに達成（決定は昭和45年9月1日、秋川はAで、設定後5年以内で可及的速やかに達成（決定は昭和51年3月30日）という目標を有している。（P.80～82）

この目標だけから見ても、多摩川本川上流部、秋川における水質はある程度保たれていることが推測されよう。

では大まかではあるが、環境基準適合割合について見てみよう。類型により見ているので若干ことわっておくが、多摩川本川におけるAA・A類型にあたるのは、AAが和田橋から上流のみ、Aも和田橋～拝島橋間だけなので、示されている数値については以上2地点のものと言えるが、支川のA類型については平井川も数値も含まれることを考慮しなくてはならない。

表6-3 環境基準適合割合

S.59測定（単位：%）

河川名	類型	地点数	適合割合				
			pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数
多摩川	AA	4	98	98	73	100	
	A	4	83	86	50	100	
多摩川支川	A	3	94	97	92	100	

（注）環境基準適合割合(%) = $\frac{\text{環境基準適合日数}}{\text{総測定日数}} \times 100$

（P.87）

この表から判断すると（pH）水素イオン濃度が都内河川の平均が98%であるのに対し、多摩川上流部は適合割合が若干低い。本川A類型の拝島橋地点は都内河川の中で最も低い値となっている。（DO）溶存酸素量は、都内河川全体で86%であり、多摩川上流部は比較的高い割合適合割合を呈しているが、拝島橋地点は、多摩川全体で見るとB、C、D類型でも95%以上の数値であることから、やや低いと言えよう。しかしこの数値は他河川の場合も含めてC、D類型は100%を示す場合が多く、逆にA、B類型でそれ以下の値を示す場合も見られるのでDOだけからは汚濁については何とも言えない。

次に（BOD）生物学的酸素要求量を見てみると、A類型が50%と低い。このBODは都内河川全体の適合割合が、昭和46年度33%であり、年々改善され、昭和58年度は62%になった。しかし昭和59年度は史上最少の降雨量だったこともあり、適合割合は50%となっている。これから言うとA類型拝島橋地点は平均地なのであるが、河川水質は悪化していると言えよう。

（SS）浮遊物質についてはすべて100%と高い環境基準適合を保っているが、大腸菌群数は、本川A類型が50%で、本川A・支川A類型とも8%、11%と極めて低い適合割合を示している。（P.87）

以上の結果より、当初掲げた目標よりBOD、大腸菌群数が達成されていないといえる。最も完全に達成されているのはSSだけであるが、特にBODと大腸菌群数は他の項目に比較して達成目標より遠いといえよう。また本川A類型に当る和田橋～拝島橋間の適合割合が低いことも注目しなければならない。

では、水質汚濁について具体的な水質調査の結果をみてみよう。

第4節 水質汚濁の実態

1. 概況

本調査の対象とした多摩川水系の上流域主要河川（奥多摩潮下流部の本流と支流、丹波川、小菅川および日原川とそれらの支流、南・北秋川と秋川および平井川）のうち、極く一部の流域を除いては、都民の観光並びにリクレーシヨンの場として広く親しまれている。これらの河川では、通年して水遊び、魚釣り、キャンプ等を楽しむ人の姿が至るところで眺められる。このように人々に楽しみを提供する反面、当然のことながら自然環境の変化が進み、河川の水質保全の問題がクローズアップされてくる。全般的に云えば、ここで調査対象とした各河川の水質汚濁は、現時点ではそれほど深刻ではない。しかし、極めて緩慢ではあるが汚濁の進行がうかがわれる。

本調査では、各河川ごとの水質について概括的に検討し、汚濁の進行のきざしを明らかにすることを目的とした。

2. 調査

2-1 調査地点の選定とその理由

各河川の汚濁の程度を判定するには、それぞれの河川の流域の環境変化と水質の変化の関係を知らることが肝要である。と同時にほとんど人為の影響を受けない水源（源頭）の水質についても予知する必要がある。そこで本調査では東京都水源林の指定のある山梨県塩山市北部の多摩川最上流域をも調査対象に加えた。さらに大小支流の水質についてそれぞれ1～3ヶ所の調査地点を設定し採水した。各河川の採水地点を表6-4および図6-4に示した。

2-2 調査日時

昭和59年9月21、22日第1次調査として多摩川最上流部の山梨県下一市二村計3ヶ所の水質を調査し、合せて奥多摩湖西部および鳩ノ巣付近の2ヶ所の水質を調査した。次いで10月18、19日には多摩川水系の総合水質調査を、東京都の一市三町一村計27ヶ所について行った。さらに第3次調査として昭和60年2月8、9日、養沢川、神戸川、大丹波川の比較的規模の大きい遊漁地（釣センター）の上流と下流6ヶ所で水質を調べた。

2-3 採水並びに分析方法

流れに入ることのできる河川では400または1000ml容ポリビンに直接採水した。その他はポリバケツで汲取り、上記と同じポリビンに移した。採水と同時に水温とpHを簡易メーターで測定したが、pHは実験室で再度精密に測定した。

電気伝導率はECメーターを用いて実験室で計測した。アルカリ度は検水50mlについて、pH4.8アルカリ度を常法により、また、塩素イオンは検水5mlについてチオシアン酸水銀と硫酸第2鉄アンモニウムにより発色させ、460mmで吸光度を測定して求めた。またD370は水の濁りと色（有機物由来）を見るための370mmにおける吸光度である。カルシウム、マグネシウム、カリウムおよびナトリウムは原子吸光分光法により測定した。さらに生物化学的酸素要求量（BOD）は20℃5日間培養の常法により、化学的酸素要求量（COD）は硫酸酸性過マンガン酸カリウム法によった。

3. 調査結果と考察

水質分析結果は表6-5に一括してました。さらに各河川ごとの汚濁傾向を把握するために、電気伝導率（EC）、塩素イオン濃度およびナトリウムイオン濃度について図6-5～7を作成した。

これらの結果から、すべての河川で人間生活の影響が確実に河川水質を変化させていることがうかがわれる。すなわち図6-6の塩素イオンの結果に見られるように、各河川の上流部では、塩素イオン濃度が0.3～0.8mg/lであるのに対し、各河川の下流域をみると、青梅付近では2.5、五日市で3.5を示し、

近年沿岸に住宅が建設された平井川下平井付近に至っては 8.5 mg/l という高い値を示している。これらの傾向は塩類濃度の指標として求められる EC においてもほぼ同様の結果を示し、ナトリウムイオン（図 6-7）についても、上流域と下流部で差が少ないものの同様なことが云える。

さらにこれらの結果から、各河川ごとの固有の性質が明らかとなった。例えば先の塩素イオン濃度の結果から、平井川および秋川水系の源頭では、これらがいずれも比較的高い値（ $2.7 \sim 4.2 \text{ mg/l}$ ）を示すのに対し、丹波川、小菅川、日原川、大丹波川のいわゆる多摩川本流域の各支流では $0.3 \sim 0.5 \text{ mg/l}$ という低い値を示している。これは各河川の流域の地質の特徴に基くものと考えられる。

それにしても流下と相まって、このような塩素イオン濃度の高まりに見られる水質の変化は、各集落からの生活排水の混入や各種廃棄物の河川への投棄が皆無ではないことを物語るものである。

4. 奥多摩湖流入河川の水質

次に奥多摩湖に流入する河川の水質の経年変化を検討した。表 6-6～8 は多摩川上流 4 河川の水質を昭和 51, 54, 57 年の 3 年毎に、汚濁の指標となりうる主な項目について取りまとめたものである。また、これらの項目の一部について各河川ごとの年平均値を用いて過去 7 年間の水質の変化を図 6-8 に示した。

これによると pH, EC 並びに過マンガン酸カリウム消費量からは、経年変化はほとんど認められないものの、アンモニア態窒素と大腸菌群数では最近かなりの増加傾向が認められ、これらの結果は近時益々人為による影響が水質の悪化をもたられていることを明らかにしている。特に丹波川、小菅川および峰谷川の最近における大腸菌群数の増加は無視し得る限度をはるかに越えるものと断ぜざるを得ない。

5. まとめ

多摩川上流域の各河川の水質汚濁の傾向は次のように要約できる。

- 1) 各河川が流下する地域の地質、鉱物種の相違により、また、人為的影響の度合により、各河川の水質がかなり異なる。しかも人文地理的条件をさらに加味すると、人為的影響が河川の汚濁の最大の原因となることが再確認された。
- 2) 平井川中流、日原川中流の無機物（石灰粉じん、セメント粉じん等）混入に由来する河川の懸濁状態は顕著なものがあるが、下流域への影響は比較的少ないと思われる。
- 3) 南・北秋山（流入支流を含む）の水質は概して良好で、下流の五日市市街付近まで、顕著な汚濁傾向は認められない。但し、これは今後、窒素、リン、大腸菌群数等に関する詳細な分析を行ない、総合的に判断する必要がある。
- 4) 丹波川、小菅川の水質はおおむね良好であるが、近時、アンモニア態窒素および大腸菌群数の増加が認められ、昨今、これらが奥多摩湖西域の一部で夏期に発生するアオコに代表される藻類の発生に何らかの役割を演じていることも予測される。

- 5) 山梨県内を流下する多摩川最上流部の水質は現在のところ極めて良好であるが、今後、民宿の増加、道路整備等の進行に伴い、排水等に関する積極的な浄化対策をほどこさない限り、現状の水質の維持は困難となろう。これらは上流域の各中小支流についても同様なことがいえる。
- 6) 宅造が急激に進行しつつある平井川中流域（日の出町下平井付近）より下流にかけては、今後かなりの水質汚濁が見込まれる。
- 7) 遊漁施設（国際つり場等）の上流部と下流部の水質の差は、本調査により明らかにし得なかったが、この点については今後、恒久的且つ定期的に精密な調査を行った上で判断したい。

表6-4 調査地点(図6-4参照)

地点記号	地名	河川名	採水日時分	採水時 気温℃	採水時天候
A	塩山市御屋敷	柳沢川	9月22日 9時30分	14.2	はれ
B	塩山市一ノ瀬	一ノ瀬川	" 10:20	15.6	"
C	東山梨郡丹波山	丹波川	" 11:15	20.9	"
D	東山梨郡小菅村	小菅川	" 13:05	19.1	くもり
E	奥多摩町麦山	奥多摩湖	" 13:40	21.5	はれ
F	奥多摩町鳩ノ巣	多摩川	" 14:30	18.2	くもり
1	日ノ出町下平井	平井川	10月17日 11:05	24.0	はれ
2	五日市町綱代	秋川	" 11:15	22.5	"
3	日ノ出町細尾	平井川	" 11:40	24.0	"
4	日ノ出町三ツ沢	平井川	" 11:50	20.5	"
5	五日市町小和田	秋川	" 12:15	24.0	"
6	五日市町盆堀	盆堀川	" 13:05	19.0	くもり
7	五日市町上養沢	養沢川	" 13:30	20.5	"
8	桧原村上元郷	秋川	" 13:55	20.0	"
9	桧原村神戸岩	神戸川	" 14:15	19.0	"
10	桧原村中組	北秋川	" 14:35	17.0	"
11	桧原村笹平	小坂志川	" 15:30	17.0	"
12	桧原村笛吹	南秋川	" 15:55	17.0	"
13	桧原村上数馬	南秋川	" 16:10	14.0	"
14	奥多摩町サイグチ沢	サイグチ沢	" 16:55	13.0	"
15	奥多摩町麦山	奥多摩湖	10月18日 8:40	11.5	あめ
16	奥多摩町留浦	峰谷川	" 8:55	11.0	"
17	奥多摩町水根	水根川	" 10:40	10.5	"
18	奥多摩町境	六ッ石山沢	" 11:00	11.0	"
19	奥多摩町大沢	日原川	" 11:15	11.0	"
20	奥多摩町日原	日原川	" 11:35	10.0	"
21	奥多摩町日原	天祖山側沢	" 11:55	9.5	"
22	奥多摩町カロー谷出合	小川谷	" 12:20	9.5	"
23	奥多摩町日向	多摩川	" 14:00	11.0	"
24	奥多摩町鳩ノ巣	多摩川	" 14:20	11.0	"
25	奥多摩町川井	多摩川	" 14:40	12.0	"
26	青梅市二俣尾	多摩川	" 15:10	12.0	"
27	青梅市青梅	多摩川	" 15:30	12.5	"
ア	五日市市本須	養沢川	2月9日 10:55	9.0	"
イ	五日市市軍道	養沢川	" 11:05	9.0	"
ウ	桧原村神戸上	神戸川	" 11:40	6.5	"
エ	桧原村神戸下	神戸川	" 11:45	6.5	"
オ	奥多摩町大沢	日原川	" 15:00	7.0	"
カ	奥多摩町大丹波上	大丹波川	" 15:35	8.0	"
キ	奥多摩町大丹波下	大丹波川	" 15:45	8.0	"

表6-5 水質分析結果

地点 記号	水温 ℃	pH	EC μSC	アルカ リ度	塩素 イオン mg/ℓ	D370 OD	カルシウム イオン mg/ℓ	マグネシウム イオン mg/ℓ	カルシウム イオン mg/ℓ	ナトリウム イオン mg/ℓ	BOD	COD
A	11.9	7.2	33	0.3	0.5	0.005	3.9	0.6	0.3	2.1	tr	-
B	12.1	7.4	30	0.3	0.4	0.007	3.4	0.5	1.2	2.0	tr	-
C	17.5	7.5	42	0.4	0.5	0.003	5.6	0.6	0.9	2.4	tr	-
D	15.2	7.4	51	0.4	0.3	0.001	6.8	0.7	0.6	2.3	tr	-
E	22.8	7.6	60	0.5	0.7	0.002	8.8	0.9	0.9	2.7	tr	-
F	10.5	7.5	75	0.7	0.6	0.001	12.0	0.9	0.7	2.6	tr	-
1	17.0	7.5	191	1.3	8.5	0.003	29.5	4.5	2.2	10.5	tr	-
2	15.0	7.2	93	0.7	3.5	0.001	15.8	1.9	1.0	4.8	tr	-
3	15.0	7.3	118	0.6	2.9	0.001	19.7	2.4	0.7	5.0	tr	-
4	13.0	7.2	81	0.5	2.5	0.001	12.5	1.8	0.5	4.2	tr	-
5	15.0	7.2	89	0.6	2.6	0.001	14.7	1.6	0.8	3.9	tr	-
6	12.0	7.1	58	0.3	2.0	0.001	8.1	1.2	0.5	3.7	tr	-
7	13.0	7.1	70	0.4	2.1	0.006	11.4	1.5	0.6	2.8	tr	-
8	13.0	7.2	85	0.6	2.1	0.001	15.1	1.6	0.8	3.9	tr	-
9	12.5	7.1	62	0.4	1.7	0.001	10.1	1.1	0.6	2.7	tr	-
10	11.5	7.3	63	0.7	1.7	0	16.3	1.7	0.6	3.4	tr	-
11	12.0	7.2	61	0.3	1.7	0	9.0	1.2	0.5	3.5	tr	-
12	12.0	7.2	67	0.6	1.5	0	10.8	1.2	0.7	3.4	tr	-
13	10.5	7.1	46	0.2	0.7	0	7.0	0.7	0.5	3.0	tr	-
14	9.5	7.1	63	0.5	0.7	0	11.9	1.1	0.6	2.5	tr	-
15	17.0	7.1	52	0.4	0.5	0.003	8.7	0.8	0.9	2.5	tr	-
16	10.0	7.2	69	0.5	0.9	0.001	12.4	1.0	0.5	3.0	tr	-
17	10.0	7.1	47	0.4	0.6	0.001	8.2	0.8	0.5	2.5	tr	-
18	11.0	7.2	81	0.8	0.8	0.001	16.5	1.2	0.5	2.4	tr	-
19	10.0	7.4	79	0.8	0.4	0.001	16.4	0.8	0.4	2.2	tr	-
20	9.0	7.5	70	0.8	0.8	0.010	16.5	0.7	0.3	1.9	tr	-
21	9.0	7.3	69	0.6	0.4	0.003	13.0	0.7	0.4	2.5	tr	-
22	9.0	7.2	46	0.4	0.3	0.003	7.8	0.9	0.5	2.2	tr	-
23	11.0	7.4	90	0.9	2.3	0.033	17.6	1.0	0.7	2.7	tr	-
24	8.0	7.2	66	0.6	0.6	0.001	11.8	0.9	0.7	2.5	tr	-
25	10.0	7.2	74	0.6	1.7	0.016	13.0	1.1	0.8	2.9	tr	-
26	9.0	7.3	75	0.7	2.9	0.019	14.0	1.1	0.9	2.8	tr	-
27	8.5	7.3	72	0.7	2.5	0.008	14.0	1.1	0.8	2.9	tr	-
ア	3.6	7.0	89	0.6	1.9	0.033	12.9	1.9	1.2	4.5	-	2.2
イ	3.3	7.2	83	0.7	1.6	0.013	12.9	1.8	1.1	3.3	-	2.2
ウ	2.9	7.6	108	1.1	-	0	20.9	1.7	0.5	2.4	-	1.6
エ	4.2	7.9	116	1.2	-	0.014	21.9	1.7	0.7	2.8	-	0.6
オ	2.4	7.6	90	1.0	-	0.034	16.4	1.0	0.8	2.5	-	1.8
カ	3.3	7.5	65	0.5	0.5	0.009	9.8	1.3	0.6	2.6	-	1.6
キ	3.3	7.4	65	0.6	0.5	0.010	9.8	1.3	0.6	2.8	-	2.0

表6-6 昭和51年度における多摩川上流河川の水質
(東京都水道局水質年報による)

河川名	項目	月												平均
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
丹波川	PH	7.0	7.3	7.2	7.2	7.2	7.1	7.2	7.0	7.0	7.1	7.1	7.3	7.1
	EC	38	50	47	45	52	42	49	47	48	50	53	51	48
	KMnO ₄ 消費量	1.7	1.6	2.1	2.2	1.3	2.3	3.0	2.0	1.5	1.8	1.4	2.2	3.2
	Clイオン	0.94	0.92	0.98	0.83	0.90	1.00	0.81	1.02	0.88	1.09	1.88	1.00	0.97
	NH ₄ -N	0.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
	T-P	0.077	0.007	0.010	0.010	0.011	0.013	0.008	0.005	0.008	0.008	0.006	0.009	0.014
後山川	PH	7.2	7.4	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.4	7.3
	EC	63	71	68	70	79	63	74	74	75	80	90	85	75
	KMnO ₄ 消費量	4.0	1.9	1.7	2.5	1.1	1.7	2.2	2.1	1.3	1.1	1.4	1.8	1.9
	Clイオン	0.86	0.79	0.82	0.68	0.72	0.75	0.92	0.81	0.76	1.09	0.77	1.09	0.82
	NH ₄ -N	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
	T-P	0.019	0.011	0.010	0.014	0.016	0.014	0.016	0.008	0.007	0.007	0.006	0.011	0.012
小菅川	PH	7.2	7.5	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	7.2	7.2	7.2	7.1	7.3	7.3
	EC	77	72	80	70	83	69	77	77	75	80	86	87	78
	KMnO ₄ 消費量	6.2	1.5	2.2	2.0	1.6	2.6	2.1	2.0	1.6	1.8	1.4	1.8	2.7
	Clイオン	1.02	1.10	1.24	1.07	1.20	1.27	1.39	1.28	1.30	1.30	1.64	1.31	1.26
	NH ₄ -N	0.06	0.06	0.03	0.03	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.02
	T-P	0.042	0.052	0.097	0.100	0.147	0.085	0.080	0.047	0.060	0.053	0.045	0.072	0.073
峰谷川	PH	7.3	7.4	7.4	7.4	7.5	7.4	7.4	7.2	7.3	7.3	7.4	8.2	7.4
	EC	94	89	83	85	98	83	89	94	95	100	108	108	94
	KMnO ₄ 消費量	4.1	1.7	2.2	2.0	1.5	2.0	2.4	2.2	1.6	1.4	1.5	1.8	2.0
	Clイオン	1.10	1.07	1.17	1.03	1.04	1.11	1.18	1.36	1.14	1.13	1.60	1.25	1.18
	NH ₄ -N	0.05	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
	T-P	0.022	0.019	0.017	0.021	0.022	0.021	0.011	0.012	0.012	0.014	0.014	0.015	0.017

表6-7 昭和54年度における多摩川上流河川の水質
(東京都水道局水質年報による)

河川名	項目	月												平均
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
丹波川	PH	7.2	7.1	7.3	7.3	7.4	7.4	7.1	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
	EC	50.0	40.5	52.6	44.2	54.6	52.7	50.3	48.3	47.2	48.4	57.1	50.3	49.7
	KMnO ₄ 消費量	1.8	7.6	2.2	5.4	2.0	1.6	1.8	1.4	1.1	1.1	0.9	1.3	2.4
	Clイオン	1.05	0.99	0.90	0.92	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	NH ₄ -N	0.00	0.04	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
	総リン	0.011	0.029	0.015	0.018	0.016	0.015	0.013	0.010	0.012	0.008	0.008	0.006	0.013
後山川	PH	7.4	7.2	7.4	7.4	7.4	7.6	7.3	7.4	7.3	7.3	7.3	7.4	7.4
	EC	77.8	68.7	79.5	75.0	82.3	82.5	71.0	73.9	74.5	77.8	81.7	84.8	77.5
	KMnO ₄ 消費量	1.6	4.3	2.1	3.0	1.6	1.5	1.5	1.1	0.9	0.8	0.8	1.2	1.7
	Clイオン	0.90	0.82	0.68	0.95	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	NH ₄ -N	0.00	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	T-P	0.019	0.090	0.015	0.017	0.022	0.020	0.015	0.015	0.013	0.008	0.006	0.006	0.011
小菅川	PH	7.4	7.3	7.4	7.4	7.4	7.5	7.3	7.2	7.3	7.3	7.2	7.4	7.3
	EC	78.1	71.7	82.4	80.6	88.5	90.8	74.5	78.0	74.7	76.8	82.4	84.1	80.2
	KMnO ₄ 消費量	2.3	14.3	3.1	4.4	3.2	2.4	2.5	1.5	1.2	1.0	10.4	1.4	4.0
	Clイオン	1.42	1.29	1.21	1.37	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	NH ₄ -N	0.04	0.06	0.08	0.03	0.06	0.08	0.07	0.04	0.03	0.01	0.04	0.06	0.05
	T-P	0.045	0.130	0.104	0.129	0.105	0.101	0.061	0.041	0.038	0.029	0.124	0.040	0.079
峰谷川	PH	7.4	7.3	7.5	7.4	7.5	7.6	7.4	7.3	7.3	7.3	7.3	7.6	7.4
	EC	99.6	84.7	101.5	103.0	100.0	100.0	85.8	91.0	90.3	97.7	101.0	102.5	96.4
	KMnO ₄ 消費量	2.1	5.3	2.1	3.3	2.2	1.8	2.0	1.4	1.1	1.0	1.3	1.4	2.1
	Clイオン	1.37	1.34	1.10	1.46	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	NH ₄ -N	0.01	0.04	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01
	T-P	0.017	0.022	0.027	0.018	0.024	0.019	0.020	0.020	0.018	0.023	0.050	0.012	0.023

表6-8 昭和57年度における多摩川上流河川の水質
(東京都水道局水質年報による)

河川名	項目	月												平均
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
丹波川	PH	7.1	7.2	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.1	7.1	7.1	7.1	7.2	7.2
	EC	47	51	49	51	50	48	47	48	48	48	51	53	49
	KMnO ₄ 消費量	5.3	1.3	2.2	2.2	4.5	3.7	1.7	1.1	1.5	1.4	1.9	1.8	2.4
	Clイオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	NH ₄ -N	0.04	0	0.02	0	0.03	0.03	0	0	0.02	0	0.03	0.02	0.02
	総リン	0.02	0	0.01	0.01	0.05	0.06	0.01	0	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
後山川	PH	7.3	7.3	7.4	7.4	7.3	7.2	7.3	7.4	7.2	7.3	7.4	7.4	7.3
	EC	73	82	76	79	66	61	70	74	77	80	86	83	76
	KMnO ₄ 消費量	3.6	1.3	1.9	1.9	1.6	1.0	1.2	0.8	1.1	0.8	0.7	1.1	1.4
	Clイオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	NH ₄ -N	0.03	0.00	0.02	0.00	0.03	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
	T-P	0.013	0.007	0.011	0.015	0.012	0.010	0.007	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.008
小菅川	PH	7.3	7.4	7.4	7.4	7.3	7.2	7.3	7.3	7.3	7.3	7.2	7.3	7.3
	EC	86	94	89	85	79	70	75	80	79	82	88	87	83
	KMnO ₄ 消費量	2.0	1.4	2.1	1.7	3.3	4.2	1.1	0.7	1.0	0.8	0.9	1.1	1.7
	Clイオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	NH ₄ -N	0.04	0.14	0.05	0.10	0.08	0.05	0.07	0.06	0.04	0.05	0.03	0.04	0.06
	T-P	0.062	0.073	0.074	0.093	0.053	0.10	0.034	0.041	0.038	0.033	0.040	0.034	0.056
峰谷川	PH	7.4	7.4	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	7.4
	EC	104	109	99	98	80	72	85	92	95	101	107	99	95
	KMnO ₄ 消費量	3.0	1.5	2.1	2.0	2.2	2.4	1.0	0.8	0.9	0.8	0.8	1.4	1.6
	Clイオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	NH ₄ -N	0.02	0.00	0.02	0.02	0.05	0.05	0.02	0.00	0.00	0.00	0.02	0.03	0.02
	T-P	0.023	0.016	0.017	0.020	0.025	0.033	0.013	0.012	0.010	0.011	0.010	0.013	0.017

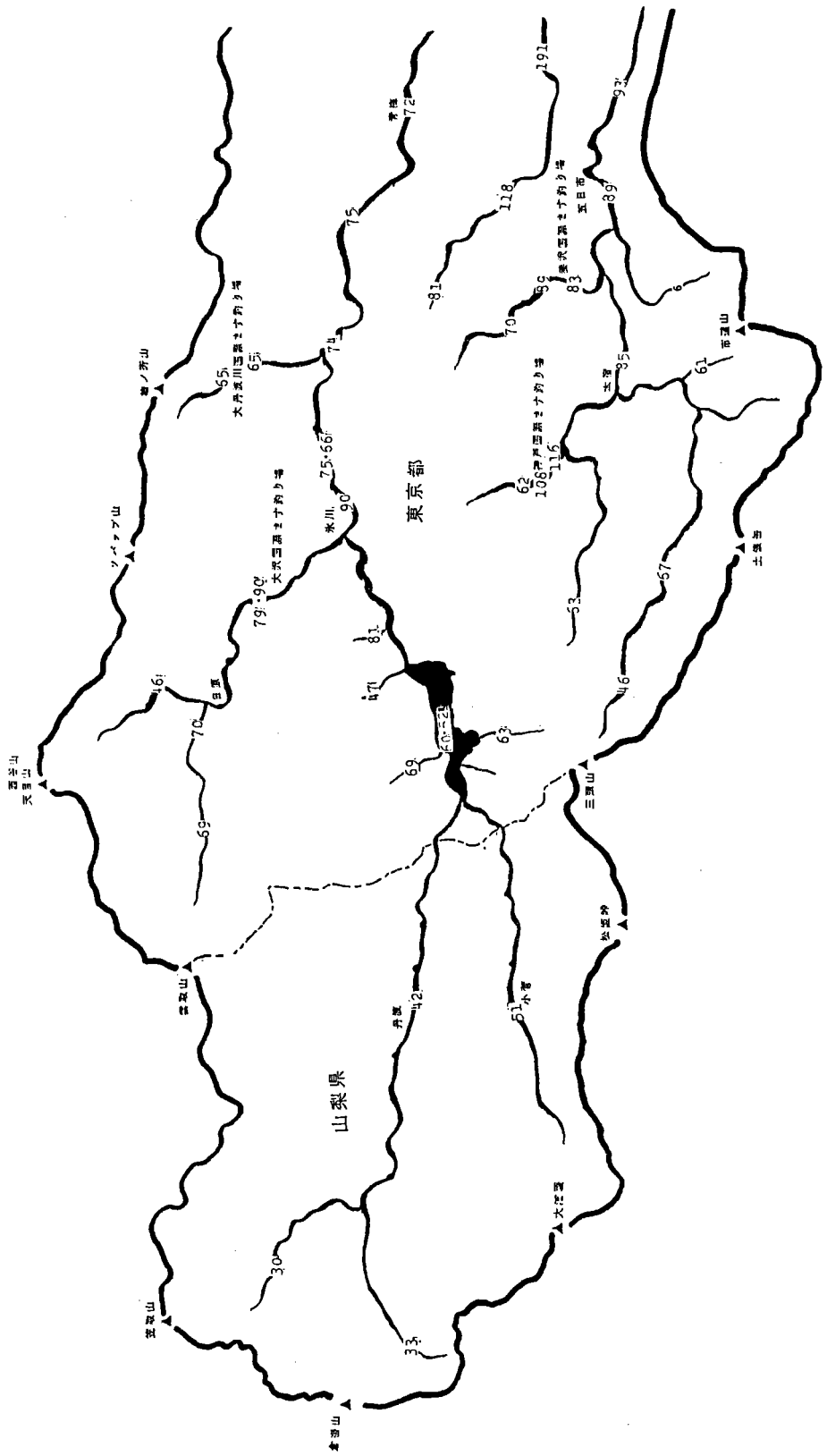


図 6-5 各河川水の電気伝導率(μS/cm)による汚濁の判定

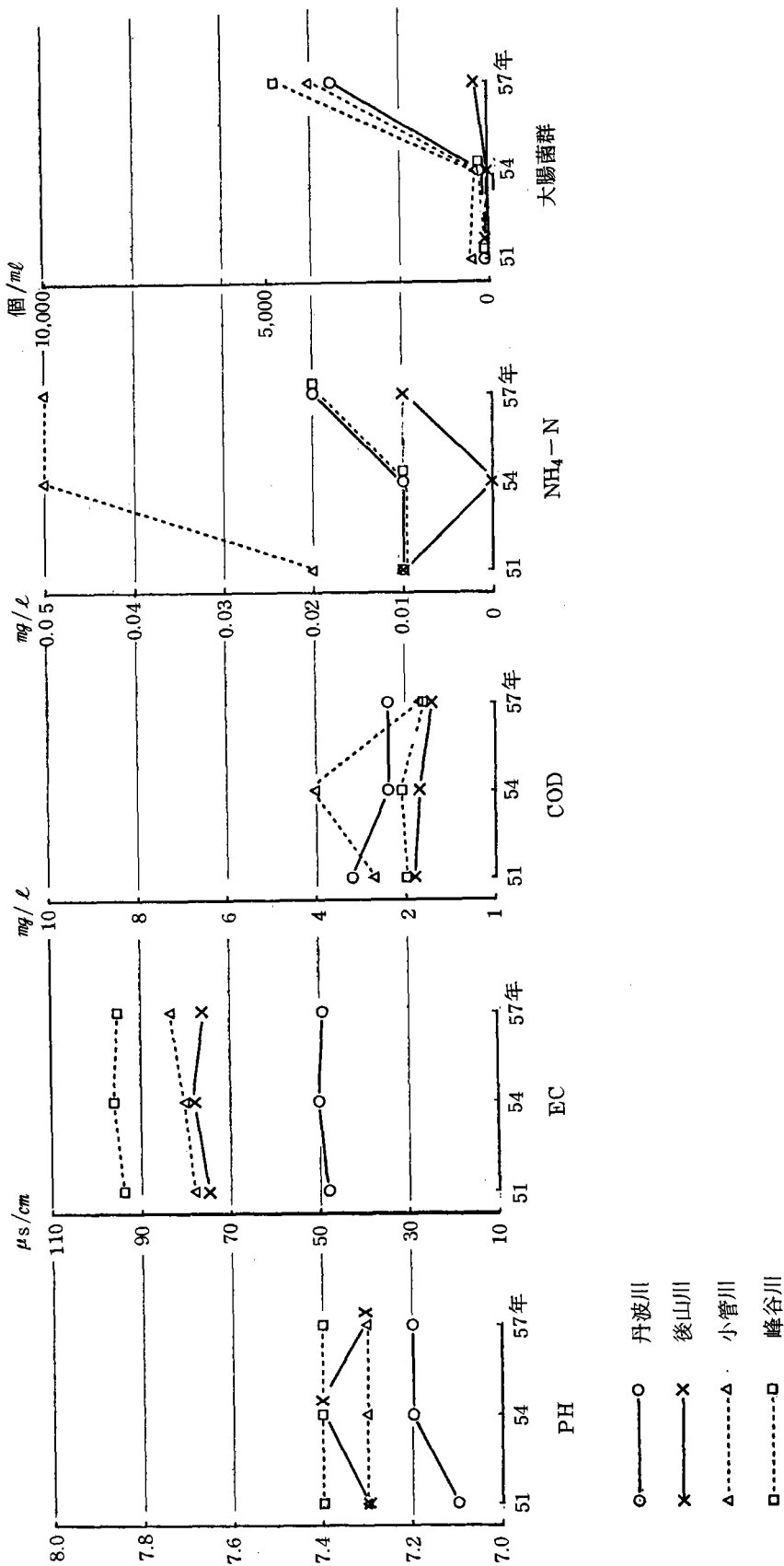


図6-8 過去7年間に於ける多摩川上流各河水質の変化(月平均値)
〔東京都水道局水質年報より作成〕

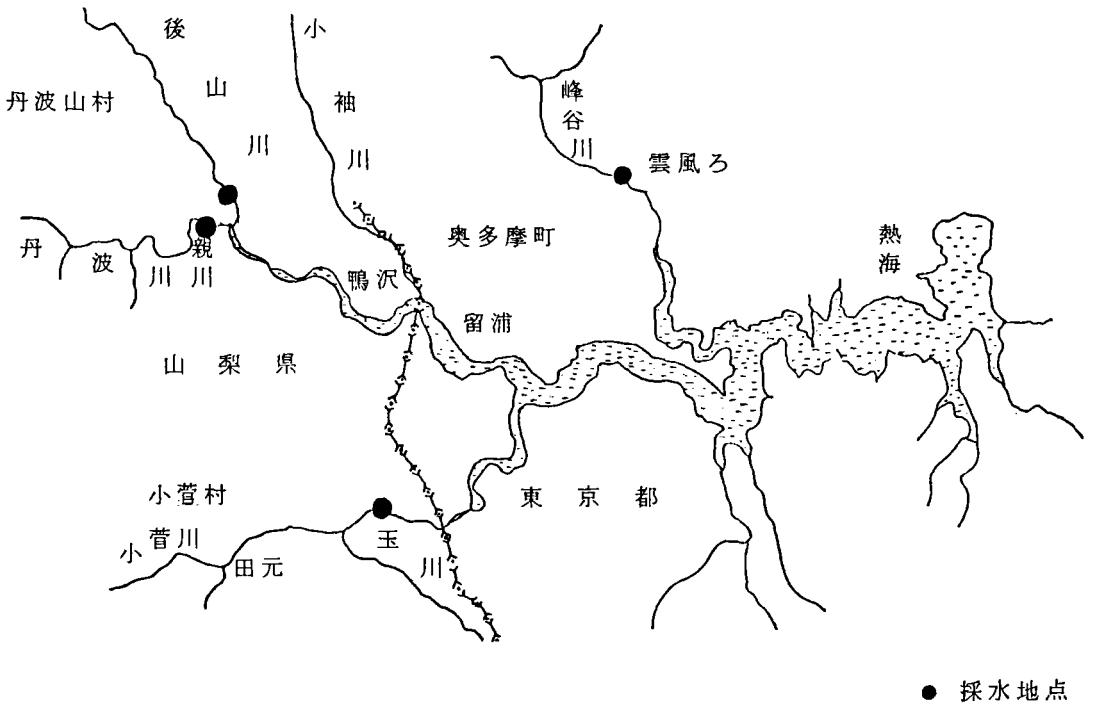


図6-9 多摩川上流各河川の水質に係る採水地点（東京都水道局水質年報より作成）

第5節 今後の課題 — 小括 —

以上考察して来たことを繰り返しまとめてみると、

- ① 多摩川は江戸時代の玉川上水開削以来、江戸・東京の水源として位置付けられる。今日その水源としての役割の中心は利根川に移行したが、東京都自身が有する河川としての多摩川はその切り符的存在として位置付けられよう。
- ② 多摩川上流域に限定して見てみると、これまでは東京都のための単なる水源としての位置付けでしか注目されなかった多摩川が、観光という点で注目を集め、さらにはその開発に伴い河床が上昇し被害を生じるという点が重視される。この河床隆起の原因は他に林業不況に伴う山林地の維持管理の形骸化による部分も考えられよう。
- ③ 水質については、一般に水質基準を示すPH・BOD・DO等で見ると限りに於いては、多摩川上流域の水質は、かなり良質のものと言えよう。実際、高度経済成長期以降その水質はかなり向上してきたと言える。しかし一例としてカジカを上げると、その生息できる状況までは復元していない。これは多摩川・秋川両方に共通しているが、流域の生活様式の変化及び観光地化が、下水道等社会資本の整備速度に

先がけて進行しているため、現実にはさげられない状況にあると言える。しかしこのような状況は多摩川上流域に限られたことではなく、全国的に見られることであるが、後述する水質の重要性を考える場合、問題となろう。

以上、その歴史的な位置付け、今日の河川状況、そして水質の3点をおおまかに見て来たが、今後の多摩川上流域を考える上で重要と思われることを考察して見ることとする。

まず、奥多摩上流域は今後どのように位置付けられていくのであろうか。水源としての位置付けは繰り返して述べて来たが、今後もその位置付けは変化することはないであろうと考えられる。たとえ利根川あるいは相模川が東京都の水需要供給量の大半を占めようとも、自己水源としての多摩川の存在は、東京都にとって重要なものであることには変りはない。多摩川は東京都における唯一の自己水源であるからである。

次に今日のいわゆる奥多摩の観光であるが、大都市東京の住人にとっての憩いの場として、しかも近距離にあるということで奥多摩地域は今後さらにクローズアップされてゆくであろう。その場合の観光の目玉となるのは山と川であり、多摩川は観光面でも重要な役割を果たすことになるのである。ここでも多摩川は東京都民のための河川として位置付けられるのである。

さて、今日わが国経済構造に目を移すと高度経済成長の際に重要な役割を果たしてきた重化学工業からME等いわゆる先端技術の開発がその中心産業になりえようとしている。この場合は同時にその立地条件も変化せざるをえない。重化学工業が臨海地帯に立地したのに対し、この新産業は、良質の空気・良質の水を求めて立地することになる。その場合の対象地域として多摩川上流域がクローズアップされてくるのである。

現在進められている圏横道建設がその立地に拍車をかけるであろうことは疑う余地もない。現に青梅市では市街化調整区域の見直しや工業団地建設が計画・進行している。この良質な空気・良質な水を大量に必要とする新産業にとって多摩川上流域は立地条件に適した地域であり、行政もそれを推進しているのである。

この新産業は安全な産業であるという認識が強いが、最近の研究によりその廃液には危険な物質が混入する可能性があることも判明している。当然重金属等が混入されることは大きな問題ではあるが、この場合何よりも重要なことはこの危険な物質を排出する可能性のある産業が上流・水源に立地するという点である。

もしこの様な事態が生じた場合は、流域全域にその影響が発生するということを認識しなければならない。さらに付け加えると、この新産業は一度利用した水を再利用するということが現在の段階では不可能であるということ。何故なら良質の水でなければならないという前提を有するのであり、今日、工業用水の需要量はその反復再利用により増大することはないとしている国土庁の水需要予測に反して、この新産業は、上流・水源において大量の水を消費するのである。この新産業が利用した水は危険性を有する可能性を持つがために、下流において他産業が、あるいは生活用水が、反復利用することは危険を伴うため、この新産業による水利用はまさしく良質の水の大量消費と言えるのである。

以上見て来たように、多摩川上流域は東京都民にとって水源として、あるいはレクリエーションの場として重要な意味を持つと同時に、日本の経済全体の潮流から見ても重要な意味を持つのである。

この様な状況に置かれている多摩川上流域の今後を探る意味で、多摩川本川、あるいは支川である秋川をどのように把握・理解することがわれわれにとって必要であるのかを考察する際に、安藝皎一著『河相論』が適確な指摘をしてくれる。少し長くなるが『河相論』について少し見てみよう。

安藝皎一は河想論なる概念を『土木学会誌』(vol 27 ㍺ 11 ~ vol 28 ㍺ 4)の中で「河相論への道」としてその誕生までの経緯を述べており、それによると河相とは、「河川は実在するものであり、実在するものは特殊性もっている。水と土地、さらにそれへの人間の働きかけの集積されたものが現在の河川として表現されている。この実在する河川の姿を河相という言葉で表現した。」とし、また『河相論』の最終章「河川水理学の基礎的概念」では「われわれは河川を一個の有機体である河川として見なければならぬ。しかも河川は極めて複雑な環境条件の下に不断に変化してやまないものである。不動と考えるのは、その瞬間の形相であり、変化するということがその本質である。……(中略)……

常に変化しつつある状態をその本質と考えると、その本質を把握するのに微分方程式によることは至難である。なんとなれば、微分方程式はその変化しつつあるものをその瞬間の状態において示すものであり、結局物の影像をとらえるにすぎないのである。しかし考えると、直観によりてのみ、その本質を把握し得るであろう。直観による把握は経験の集積によるものであり、われわれは直接経験することによって、物の本質を知ることができるのである。……(中略)……常に生育する河川は、純粹思惟によつてはその本然の姿をそのままに把握することはできない。具体的に生活的に経験することによつてのみ知り得られるのである。……(後略)」としている。つまり安藝皎一の河相論の哲学は、川を歴史的に把握すること、流域の生活・産業を含めて総合的に把握することを教えてくれるのである。

さて、ここで奥多摩上流域に視点を戻して考えてみよう。

多摩川に限らずこれまでの河川に対するわれわれの視点は、どうしても多くの住民が存在する中・下流域に目が向かざるをえなかった。そしてその場合、上流は単なる水源としての意味を持つものにすぎなかった。このような視点のもとでは、上流域は、治山事業や水源林管理さえしっかり行われれば安定した水を河川に与えてくれるという発想しか出てこないのである。ところが現実には、秋川に見られるような開発、あるいは林業不況といった要因により河川は荒廃しつつあるのである。しかも、この荒廃しつつある上流域が、日本の経済構造の変化により重要な意味を持つとなれば、事態は重大であると言えよう。

多摩川上流域をめぐる環境の変化は著しいものがある。と同時にその与えられた使命は重要であり、この変化に対して多摩川が対応していけなくなりつつあるというのが現状であろう。にもかかわらず事態は対応をせまらずにはいられないということになるのである。

多摩川上流域は、東京都の水源としての位置付けが強いだけに、この流域における林業の衰退は大きな影響を与えうる。この林業の衰退は今後の多摩川を考察する上でも重要である。多摩川は何度も繰り返し述べるが、その水源としての役割の重要性を今後も持ち続けるからである。と同時に水源として、

都民の憩の場として、あるいは今後立地が予想される新産業にとって良質の水を供給しなければならないという、量と質の両方が整った形の水供給を要求されるからである。安藝岐一の指摘に見る河川の総合的把握という視点に立つ場合、多摩川上流域の環境の変化をどう捉えて行くのかが、今後の多摩川を考察する上で、その前提となろう。本研究の視点もそこにあるのであり、多摩川上流域の基幹産業である林業を理解・分析・把握することが多摩川の今後の進むべき方向にとって重要な意味を持ってくるのである。多摩川上流域の環境浄化の必要性の背景が明らかになれば、今後の対策、もしくは方法論も自ら明らかになって来るものと言えよう。

< 追補 >

写真に見る今日の多摩川上流域

— 本章の対象とした秋川について —

本章では、多摩川上流域の中でも、多摩川の第1支流である秋川を中心に据えて、今日の現状について展開して来た。そこで本章の総括として今日の秋川の姿を写真により紹介することにする。ここで掲載した写真は、現地の聞き取り調査終了後に撮ったものであり、秋川の支流である養沢、神戸はもちろん、秋川に注ぎ込む主要な沢までも含めて河川踏査を行い、その際に撮影した膨大な写真の中の数枚を選び出した。特に河床隆起の著しい中・下流と荒廃しているといわれる割合大きな沢を中心に掲載した。

さて、掲載した写真をみると、中・下流部においては河床隆起による水害、漁業面に被害が生じていると前述したが、改修工事はほとんど完了したようである。乙津地市より下流における河床隆起という問題はひとまず、砂利採集という形をもって解決を見たことになろう。

沢に養沢川・神戸川という秋川に注ぎ込む支流に目を移してみよう。近年、春先の水分を多量に含んだ大雪による雪害が問題とされているが、その惨状を見ることができる。一般道や林道に接した林地でさえその倒木の片付けや処理がなされていない状況であり、林道の入っていない林地の状況は予想するにたやすい。と同時に林業不況がもたらしたこのような状況が、沢を中心にそれをとりまく林地と同じ状態に陥るであろうこともまた同様に予想するにたやすいことなのである。なぜなら、「河相論」の指摘する、地域の社会・経済状況を河川は顕著に写しだすからである。

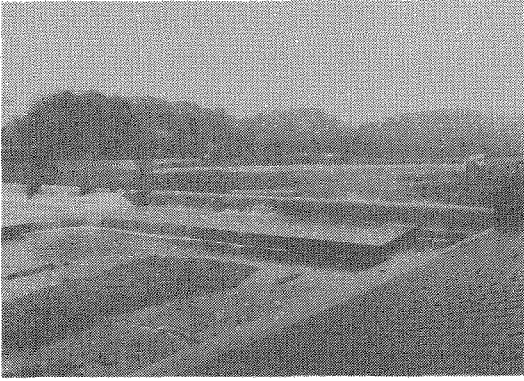
多摩川上流地域における森林に今日の「緑」ブームの中で「森林浴」のを楽しみに訪れる人々が多い。その時卒塔婆の如き姿をみせる奥多摩の山々を人々はどう見るであろうか。

多摩川上流地域が有する割合は大きい、と同時に杯業を中心とした不安も大きい。今後、多摩川上流域の進む方向に注がれる視線は熱いものがあるといえよう。 (写真撮影 1985年4月)

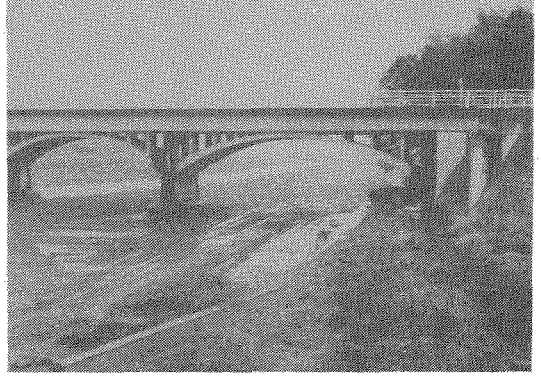
(参考文献)

- (1) 日本河川開発調査会『多摩川の水利開発史と水利調整に関する研究』(昭和59年)
- (2) 加藤迎『都市が減ぼした川 多摩川の自然史』(中公新書, 昭和48年)
- (3) 小出博『日本の河川』(東大出版会, 昭和45年)
- (4) 東京都水道局『東京都水道史』(昭和27年)
- (5) “ 『東京都第2水道拡張事業誌前編』(昭和35年)
- (6) 東京府『東京府史』(昭和11年)
- (7) 鈴木理生『江戸の川・東京の川』(日本放送出版会, 昭和53年)
- (8) 米森康治郎『新聞にみるふるさと東京の水』(有峰書店新社, 昭和59年)
- (9) 安藝皎一『河相論』(常盤書房, 昭和19年)
“ 『川の昭和史』(安藝皎一先生御勇退記念会, 東大出版会, 昭和60年)
- (10) 西谷隆亘「玉川上水—江戸市民の咽喉うるおす大事業」『歴史と旅/特集列島改造の日本史』
(秋田書店, 昭和59年)
- (11) 根岸律男『多摩川物語』(日本随筆家協会, 昭和59年)

A



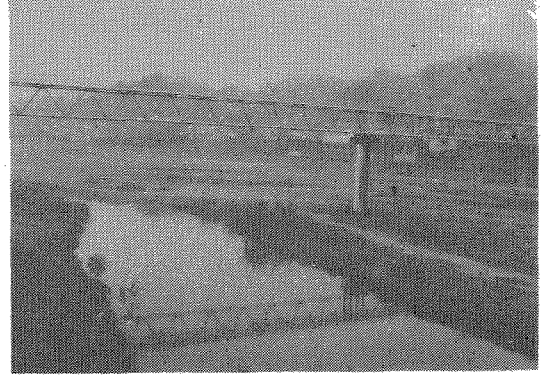
B



C-1



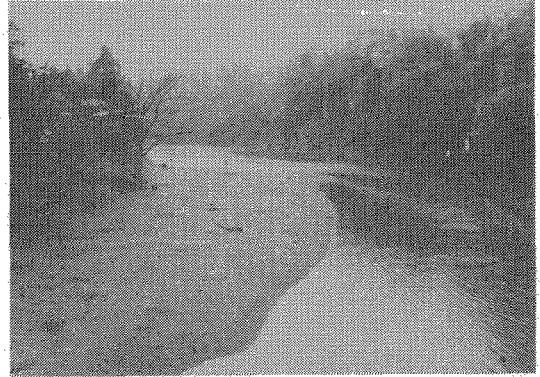
C-2



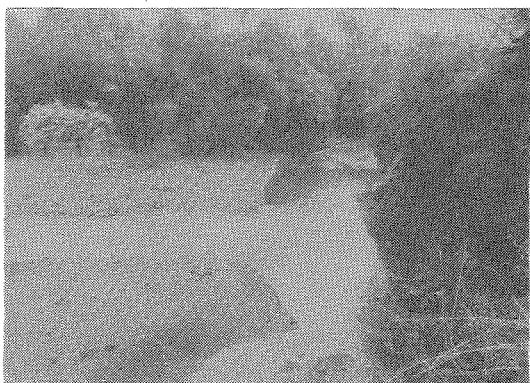
D



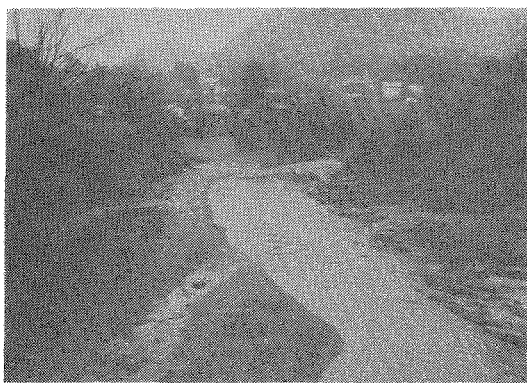
E



F



G



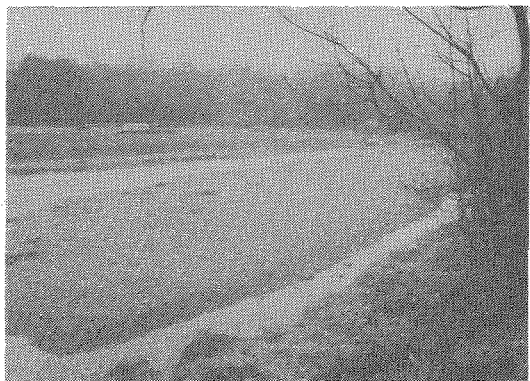
H



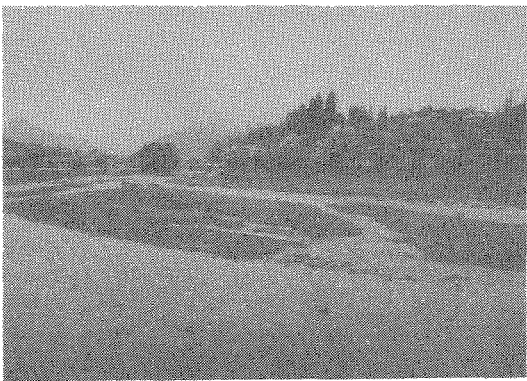
I



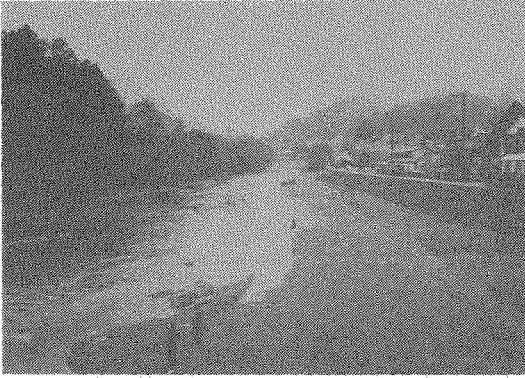
J



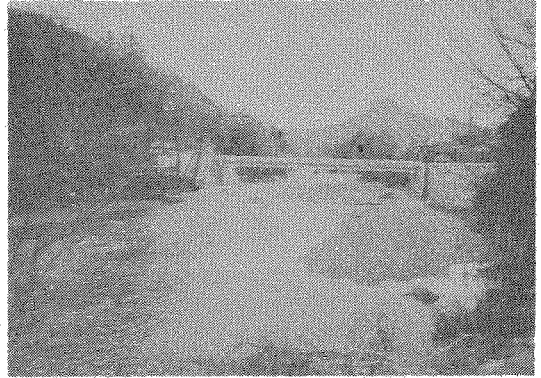
K



L



M



N



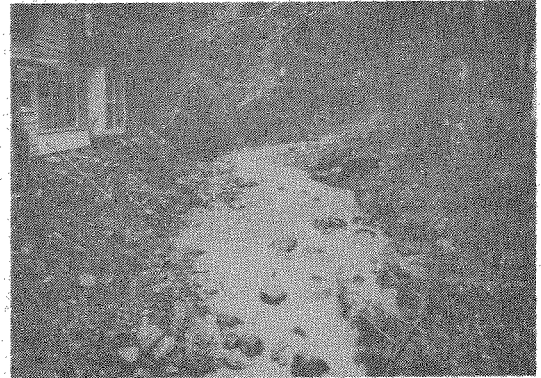
O



P



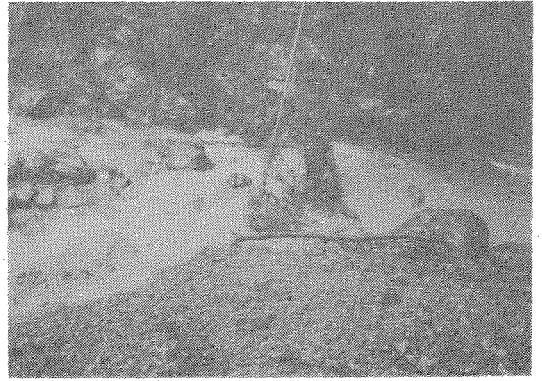
Q



R



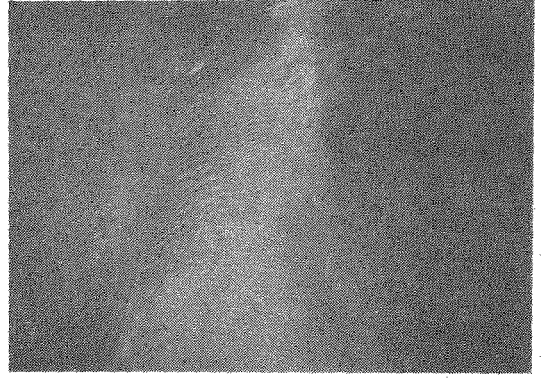
S



T



U

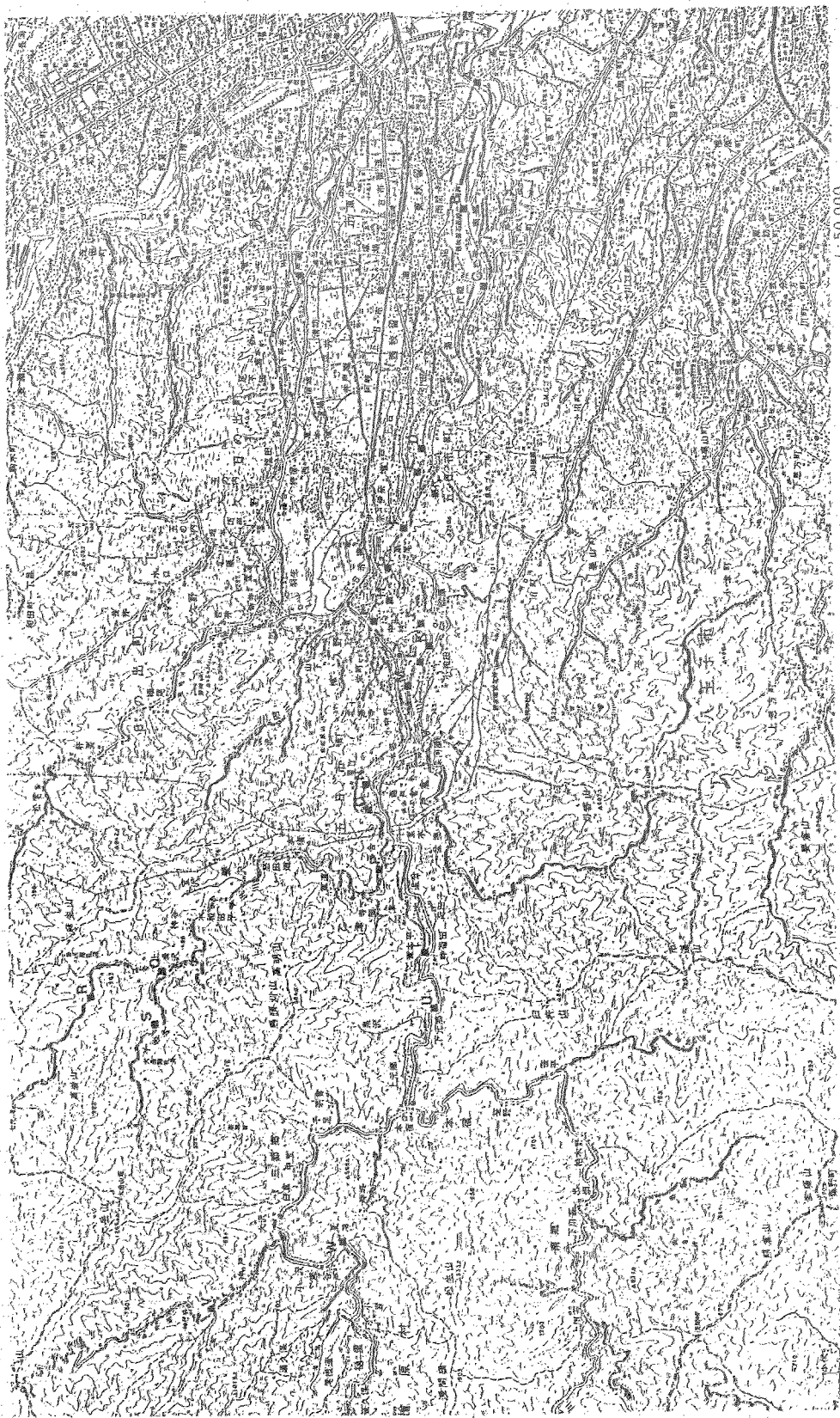


V



W





1:50,000

图6—10 现况写真位置图

第7章 観光開発とレクリエーション

本章は、多摩川上流地域と秋川上流地域における観光レクリエーションの実態と、その問題点を明らかにし、今後の方向について検討しようとするものである。この地域は、別に大多摩地域と称され、一般に多摩川沿いとは、青梅市、福生市、羽村町、瑞穂町、奥多摩町の2市3町をいい、秋川上流沿いとは、秋川市、日の出町、五日市町、桧原村の1市2町1村をいう。

大多摩地域の概要を若干述べてみると、地理的には東京の西部にあって、西に山梨、南に神奈川、北に埼玉の各県に接し、都心から70km圏内にある。その大部分が関東山脈系に属しているため、地形は極めて急峻で平地が少ない。

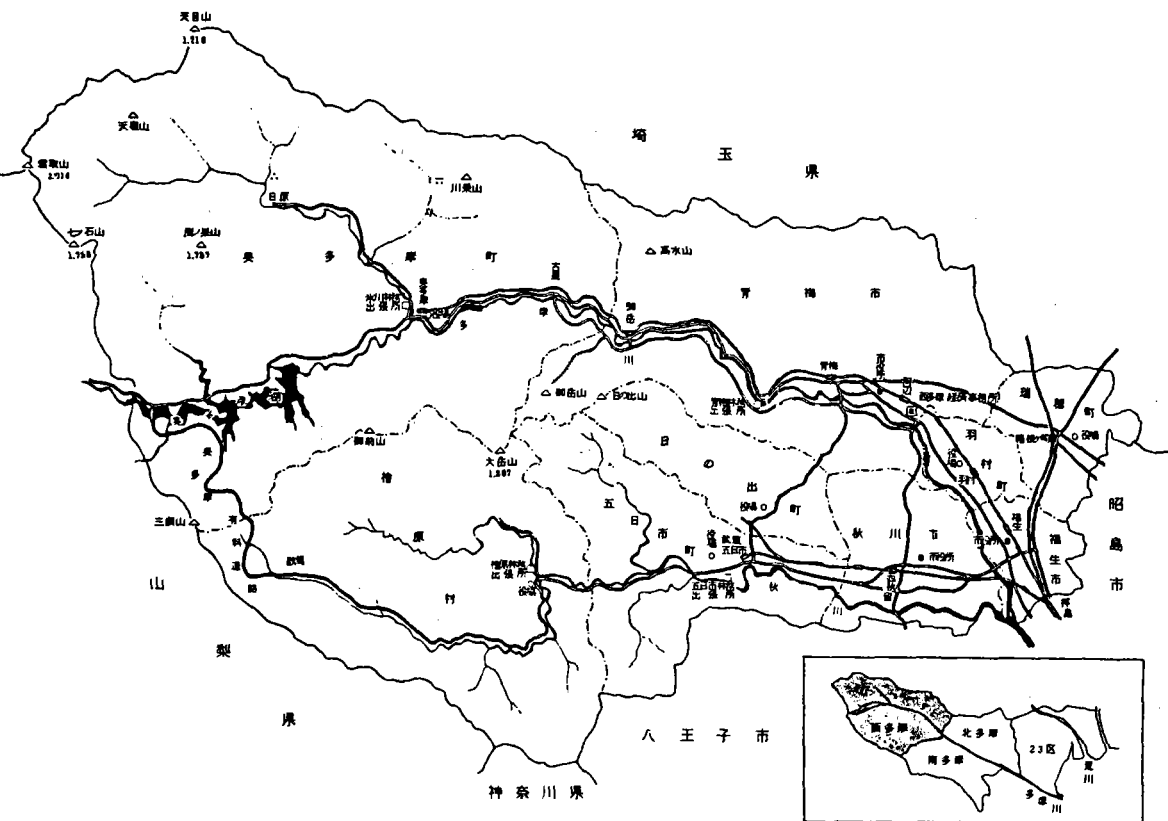
主な交通網は、多摩川沿いに国道411号線（青梅街道）が都心から青梅市、奥多摩町を通過して山梨県の塩山市へぬけ、その他、都道奥多摩街道が奥多摩町まで通っている。また国鉄は、青梅線が五日市まで走っている。秋川沿いについては、都道、五日市、秋川街道が通っており、国鉄は五日市線が五日市まで走っている。また、奥多摩有料道路はこれら両地域を結ぶように、桧原村と奥多摩町を連結している。このように多摩川上流と秋川上流を結ぶ道路の周遊性は可能となっているが、山間部における路線バスは乗車人員の関係から、1日の運行回数が少なく、特に奥地へ向う観光レクリエーション行動は自家用車によることが主体となっている。

この地域の入口に当る秋川市、福生市、青梅市、羽村町、瑞穂町は、比較的平坦な地域が多く、かつて武蔵野の自然を代表する平地林が多く存在していた。しかし、昭和40年代から50年代にかけて、宅地や工場用地としての開発が進み、近年では都市のベッドタウン化が急速に進んでいる。これらの地域での観光レクリエーション（以下、観光レクとする）は、農産物を利用した観光農業、観光農園、あるいは自然公園などによるものが主体で、本来の観光レクは、この地域より奥の地域において展開している。最近の年間利用者は、およそ200万人と推計され、地域別には、大多摩観光連盟によると、青梅市22%、奥多摩町37%、五日市町30%、桧原11%の利用比となっている。しかし、青梅市や五日市町では近年急速に都市化が進んでいることから、今後の観光レクの拠点は、奥多摩町や桧原村に移行していくものと思われる。そこで、ここでは多摩川上流地域として奥多摩町を、そして秋川上流地域として桧原村を中心に述べることにしたい。

第1節 観光レクリエーションの実態

1) 観光レクリエーションの動向

昭和30年代におけるわが国の高度経済成長は、様々な技術革新を生み、その結果、所得の増大や労働



図一 地域の概略

時間の短縮をもたらし、人々の生活環境や労働環境は大きく変化した。また、わが国が選択した中央集権的・成長優位の経済体制は、物質的大量消費という文明構造型をより強固に押し進め、工業化路線にあった都市社会は、山村社会の労働市場を蝕み急激な人口集中となった。特に人口1,000万人都市の東京はその典型であろう。

昭和40年代に入ると、公害の蔓延による環境問題、あるいは石油ショックに端を発する資源問題が胎頭するなど、わが国の社会通念は一変し、政策スローガンも「成長から福祉へ」、「民間設備投資中心から社会資本の充実へ」、「産業行政から消費行政へ」と変化した。ある意味では従来の物質中心主義から社会福祉の強化という、精神面での充実を強く要請する社会構造に傾斜したと理解される。

このような中で、所得の増大や余暇時間の増加は、人々の生活構造に多様な変化をもたらした。特に余暇時間の消費の方向は、経済の高度成長期の反省点にたつて、新しいタイプとして、また、社会的な課題としてとりあげられるようになった。なかでも、レクの問題は、人々の「生きがい」や「健康の維持・増進」の問題として、とりわけ生活環境の悪化が激しい都市社会において展開するようになった。また、所得の増大によるマイカーの普及によって、レク行動は多様かつ活発になっている。

今日、都市社会は人口の過密、日照権問題、交通混雑、雑音と排気ガスの問題など、いわゆる環境問題

が激化しており、人々の生活環境は、物質的にはともかく精神的に極めて住み難い状態にある。このような中において、都市の人々は自己を回復しようと、自分の時間である余暇時間をフルに活用するレク行動を積極的に行なうようになっている。

一般にレクというと、地域社会や職域における社会教育活動とか、スポーツ活動とする見方であるが、今日の都市社会においては、日常生活圏内でのレク行動だけでは充足しきれない部分がある。特に、都市社会においては近年緑が急速に減少したため、自然=森林を求めて入り込む森林レク行動が活発になっている。そして、奥多摩町や桧原村のように都心から70km圏内というところにある近郊山村地域は、都内住民にとって手軽に日帰りレクが行なわれるということから、格好の観光レク地域であるといえる。

2) 地域社会の変貌と観光レクの展開

奥多摩、桧原地域は、急斜面で森林率が94%以上と高く、農業は極めて零細で(水田がほとんどない)自家消費を賄う程度にすぎない立地条件にある。昭和30年代までは、東京都心部に70kmという良好な地利的条件下において、戦前来の足場丸太生産を主とする短伐期林業、及び新炭生産業を中心とする林業が主要な産業であった。

表7-1 奥多摩地域の人口、世帯数及び農林業概況

単位: ha : 人 : 戸

区分 市町村名	面積	市街化 区域	調整区域	人口	世帯数	農 林 業		
						農家数	耕地面積	森林面積
青 梅 市	10,401	2,075	8,326	100,108	26,693	2,037	643	6,682
福 生 市	1,041	661	380	48,464	16,132	250	53	4
羽 村 町	979	794	185	42,242	13,132	319	108	32
瑞 穂 町	1,682	632	1,050	23,177	6,123	815	433	334
奥 多 摩 町	22,644	-	-	9,713	2,545	389	72	21,091
多摩川沿い小計	36,747	4,162	9,941	223,704	85,943	3,810	1,309	28,132
秋 川 市	2,214	529	1,685	42,999	11,355	950	431	430
日 の 出 町	2,818	158	2,660	14,260	3,533	556	194	1,980
五 日 市 町	5,096	315	4,781	20,072	5,306	790	191	4,078
桧 原 村	10,491	-	-	4,159	1,053	511	94	9,756
秋川沿い小計	20,619	1,002	9,126	81,490	21,247	2,807	910	16,244
総 計	57,366	5,164	19,067	305,194	85,943	6,617	2,219	44,376

80年 農林業センサスより

高度成長期以降、伝統的な地域社会は変貌をはじめ、前章でもみたとうり周辺部や地域内へ工場が進出し、公道の整備もあって、順次通勤兼業の圏域に抱括されていった。特に30年代始めの燃料革命に伴う薪炭生産の急減、40年代中頃の外材輸入の急増による木材価格の低迷、さらには近年のわが国経済の構造的不況を反映して、地域経済は厳しい状況にある。このため過疎化、高齢化が進み、近年は八王子・立川・青梅・秋川等を通勤圏とする給与所得者が増加するなど、林業労働者は年々減少しており、山林経営は益々困難となりつつある。

このような中で、40年代の後半から急速に伸びているものとして、観光レク関連産業があげられる。もともとの地域は、その大部分が秩父多摩国立公園（昭和25年7月指定）に指定されており、また、東京都心部に近い距離にあることから、30年代の利用者はおよそ40万人であった。その後、48年の奥多摩有料道路の開通によって利用者の急激な増加を示し、55年にはおよそ180万人（58年には116万人と落ち込んでいる）となっている。もちろんこの背景には、わが国の高度経済成長に伴う国民所得の向上、マイカーの普及、そして都市住民の自然志向型レク需要の増加などによるところが大である。

このような観光レク利用者の急激な増加に伴って、地域社会に展開してきたのが、民宿、キャンプ場、釣堀などの観光レク産業である。アンケート調査によると、これらのほとんどは、ここ15年間に発展して来ており、その多くは農林業からの転業あるいは兼業によるものである。このことは、40年代の農林業経営の悪化という地域経済の構造変化と、一方で48年の有料道路の開通に伴う利用者の増加とが、比較的タイミングよく結び付いた形で、農林業から観光レク産業へと展開してきたといえる。

3) 観光レクリエーション資源

末武直義氏によると、観光資源の概念は、「観光旅行の誘因となる自然、または人文上の観光対象物を資源という¹⁾」としている。これからすると観光レク資源とは、観光レクの目的物となる要素を持つものや、観光レクの財としての価値を有するものすべてをいい、それは利用者個々によって、その観光レク価値が決定されることから極めて多面的である。ここでは、観光レク利用者の吸引力が強く、より多くの人々が観光レク価値があると認める、すなわち、より多くの入込みがあるという現状をとらえ、観光レク資源の検討を行なうこととした。

なぜならば、この地域の観光レク資源は、特にこれといった特定の資源があるわけではなく、それは地域にある豊富な森林＝自然及び清流が最大の資源ということである。そしてこの地域に訪れる人々の動機は、都市社会における今日の「住みにくい」、「緑がない」、「空気や水が汚い」、「遊び場がない」等の生活環境の悪化によるところが大きいからである。

以上のことを前提として、この地域の主な観光レク資源をみると、次の表7-2²⁾のようになる。

この地域は、観光レク資源及び立地条件から、大きく次のように地域区分することができる。

表 7-1-2 奥多摩・松原地域の主な観光レク資源

	自然源			系源			人文源			系源			その他
	山	湖・溪谷	川	その他	自然公園	歴史的建造物	文化財・史跡	行祭事・郷土芸能	その他				
奥多摩町	<ul style="list-style-type: none"> ・御前山 ・六ッ石山 ・七ッ石山 ・雲取山 ・三頭山 ・月夜見山 ・川乗山 ・西谷山 ・鷹の巣山 ・天祖山 ・飛竜山 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・奥多摩湖 ・白丸湖 ・水川溪谷 20 km ・日原溪谷 2 km ・惣岳溪谷 2 km ・鳩の巣溪谷 1 km ・川井溪谷 2 km ・丹波溪谷 6 km 	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川 ・大丹波川 ・入川 ・越沢川 ・日原川 ・海沢川 ・丹波川 	<ul style="list-style-type: none"> ・日原鐘乳洞 ・青岩鐘乳洞 ・倉沢鐘乳洞 	秩父多摩国立公園	<ul style="list-style-type: none"> ・並門寺の桜門 ・長作鶴亭堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・川井八雲神社 ・古里能野神社 ・将門神社 ・奥米川神社 ・羽黒三田神社 ・小河内太子堂舞台付木造聖徳太子五尊 ・白髭大岩 } 都文化財 ・日原鐘乳洞 } 都文化財 ・長作鶴亭堂 (国文化財) 	<ul style="list-style-type: none"> ・川井八雲神社獅子舞 ・小丹波おはやし ・大丹波青木神社獅子舞 ・熊野神社祭礼 ・棚沢の獅子舞 ・白丸元酒神社獅子舞 ・奥多摩湖松まつり ・海沢獅子舞 ・奥米川神社獅子舞 ・南米川おはやし ・境白髭神社獅子舞 ・鹿島おどり ・獅子舞 } 小河内 ・神楽 } 小河内 ・軸人形 } 小河内 ・ササラ獅子舞 ・川久保の獅子舞 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場 ・釣り堀 ・奥多摩郷土資料館 				
松原村	<ul style="list-style-type: none"> ・大岳山 ・三頭山 ・御前山 	<ul style="list-style-type: none"> ・北秋川溪谷 ・西秋川溪谷 	<ul style="list-style-type: none"> ・北秋川 ・南秋川 ・神戸川 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっ沢の滝 ・神戸鐘乳洞 ・神戸岩 ・つづら岩 ・源五郎岩 	秩父多摩国立公園	<ul style="list-style-type: none"> ・民宿 かぶとづくりの家 	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸岩 (都文化財) ・五社神社 ・九頭竜神社 ・吉祥寺 ・宝蔵寺 ・武三番 	<ul style="list-style-type: none"> ・お師の義 ・春日神社祭礼 ・武三番 ・貴布弥伊竜神社 ・南郷神社 ・五社神社 ・九頭竜神社 ・八坂神社 ・貴布弥神社 ・春日神社 ・伊勢清峰神社 	<ul style="list-style-type: none"> ・松原城跡 ・ます釣り場 ・キャンプ場 				

奥多摩町

- ①川井・鳩ノ巣地区……古くから観光レク地として、その溪谷美が有名である。近年は水量が少なくなったため、その景観美が減じてはいるが、奥多摩町の入口に当たり、また観光バスの立寄り地点となっている。
川井キャンプ場や、釣り場の大丹波地区などからなる。
- ②氷川溪谷地区……国鉄青梅線の終点奥多摩駅の周辺をいい、観光レク、特に山岳観光レクの拠点となるところである。
- ③日原溪谷地区……日原川及び日原鐘乳洞を中心とする地区で、溪谷美が優れており利用者も多いが、日原街道の道路巾が狭く、しかも行き止りとなっていることから、道路交通条件の整備が必要な地区である。
- ④奥多摩湖地区……小河内ダムによってつくられた奥多摩湖や奥多摩有料道路があり、奥多摩地域観光レクの拠点的なところといえる。つまり東京から入り込む場合、東京⇄青梅⇄奥多摩⇄奥多摩湖⇄有料道路⇄桧原⇄五日市⇄秋川⇄東京⇄、という観光レクルートのメインが奥多摩湖ということである。

桧原村

- ①南秋川地区……この地区には、有料道路の入口に当たる数馬民宿村がある。数馬地区の上流には、東京都民の森の造成計画がある。
また、浅間尾根（自然歩道）がある。
人里地区には、ます釣り場などがある。
- ②本宿地区……桧原村の中心地であり、南北秋川の分岐点に当たる地区で、ほっ沢の滝がある。
- ③北秋川地区……川遊びの適地といえる日影平地区や、北秋川の入口に当たり、御前山や浅間尾根などのハイキングコースの拠点となる小岩地区、及び神戸岩地区がある。

このような地域区分は、かなり面的に広域であり、マクロ的であるかもしれないが、現在この地域を観光レク施設整備あるいは開発という側面からみると、各種の観光レク資源が個別的に、そして点的に整備されているが、面的という点からは、若干整備が遅れている。このことが観光の位置づけを不鮮明にし、奥多摩観光レクの特質が弱いという結果になっていると思われる。

この地域は現在、観光レク開発を地域振興の手段としてとりあげてきている。それだけに今後はかなり面的な観光レクルートの創造、あるいは広域な観光レク地を整備していく必要があるのではなかろうか。そのためには、前述のようなかなり広域の観光レク地区区分を行ない、地域の特質を総合的に生かした開発を行ない、さらには広域と広域を結ぶような配慮が必要である。例えば、奥多摩湖地区は奥多摩地域における観光レクの中心である。したがって、単に奥多摩湖畔のみを対象とするのではなく、惣岳溪谷や峰谷地区との整合性のある観光レクを考えることである。奥多摩湖の湖面利用についても、かつて色々な論議や交渉が行なわれているようであるが、奥多摩地域の観光レクということからすると、湖面利用は最大の資

源となることは間違いない。無秩序な利用は確かに水質汚濁をまねくであろうが、100人乗り程度の船を浮かべた場合、水質に及ぼす影響はどれくらいか、またその場合の利用者の増加と廃水、し尿はどの程度かという点について、関連地域が一体となって総合的に検討する必要がある。奥多摩湖の観光レク利用が改善され、利用者の増加と滞留性が可能となれば、現在過疎化の激しい峰谷地区においても、それに対応した観光レク地としての開発が期待できるのである。

次に各地区ごとの、宿泊施設についてふれておこう。

表7-3のように奥多摩町の山小屋、キャンプ場を除いた宿泊施設収容能力は、52軒1,834人、駐車場収容台数は224台となっている。仮に車1台に3名が乗車したとすると、収容人員に対する駐車場収容台数の割合は36.6%となる。同様に桧原村においては、26軒1,031人、381台となっており、駐車場はほぼ収容人員を賄える能力となっている。しかし、後で述べるように利用形態の休祭日集中型からしてこの地域は、地形が急峻であるため駐車場が少ない状況にある。

表7-3 奥多摩地域の宿泊施設

昭和59年7月現在

地区	項目	国民宿舎			旅館			民 宿			山 荘			山小屋			キャンプ場		
		軒数	定員	駐車場台	軒数	定員	駐車場	軒数	定員	駐車場	軒数	定員	駐車場	軒数	定員	駐車場	軒数	定員	駐車場
奥多摩町	川井・鳩ノ巣地区	1	100	20	4	245	30	6	147	27	-	-	-	1	50	0	8	1190	26
	日原溪谷	-	-	-	1	50	3	6	135	10	1	30	10	-	-	-	-	-	-
	氷川溪谷	2	181	30	4	195	19	7	190	23	2	80	0	-	-	-	3	750	20
	奥多摩湖	-	-	-	11	312	38	6	129	14	1	40	0	2	170	0	-	-	-
	小計	3	281	50	20	802	90	25	601	74	4	150	10	3	220	0	11	1940	46
桧原村	南秋川	-	-	-	4	208	150	16	653	180	-	-	-	-	-	-	4	100	5
	北秋川	-	-	-	2	74	30	2	44	11	-	-	-	-	-	-	6	263	72
	本宿	1	30	10	1	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	23	6
	小計	1	30	10	7	304	180	18	697	191	-	-	-	-	-	-	11	386	43
総計	4	311	60	27	1106	270	43	1298	265	4	150	10	3	220	0	22	2326	89	

奥多摩町，桧原村資料より作成

この地域における年間収容能力は、78軒で1,045,725人ということになる。これに旅館、民宿の年間稼働率を35%として試算すると、366,004人ということになる。

4) 観光レクリエーションの利用状況

この地域において観光レクが展開したのは、前述のように48年の奥多摩有料道路の開通以降である。大多摩観光連盟の資料³⁾に基づいて、58年の利用者数を推計すると、およそ143万人となる。

表7-4 奥多摩地域観光レク利用者数

(58年度推計)

		春	夏	秋	冬	計
季節別割合		28.4	29.3	27.1	15.2	100%
奥多摩町	鉄道利用者数	80,329	82,875	76,652	42,993	282,849
	鉄道以外利用者数	239,731	247,328	228,757	128,307	884,123
	小計	320,060	330,203	305,409	171,300	1,166,972
桧原村	鉄道利用者数	17,565	18,122	16,761	9,401	61,849
	鉄道以外利用者数	56,720	58,518	54,124	30,357	199,719
	小計	74,285	76,640	70,885	39,758	261,568
総計		394,345	406,843	376,294	211,058	1,428,540

- 1) 大多摩観光連盟が昭和57年度の秋季行なった入込調査のデータをもとに、58年度の利用者を求めた。
- 2) 奥多摩・桧原を1つの地域として試算していることから実質的には各町村単独にすると大巾に増加するであろう。

これらの入込実態は、休祭日型となっていて一時集中型という特徴である。季節別利用状況は、春28%、夏29%、秋27%、冬15%となっており、夏にピークを示す春秋3季型である。さらに日帰り率をみると、実に75%と高い。また、利用形態は自家用車利用が圧倒的に多く、全体のおよそ70%である。このように本地域の観光レクは、休祭日を利用しての自家用車による家族や知人という小グループの日帰り型が主体を占め、宿泊を伴ういわゆる金銭消費型ではなく、短時間でお金をあまり使わない時間消費型にその特色があるといえる。なお、釣り客は全体のおよそ8%、また登山客は10%にみたないといわれる。

第2節 地域社会の振興と観光レクリエーション

わが国の経済の発展が交通条件の機能を高め、モーターレジャー時代の時代に入った時(40年代)多

くの観光地は大きな影響を受けるとともに、その観光需要の変化に見合った新たな展開を行なってきた。しかし、この地域のように大都市近郊にあって、都市化の波に大きく影響を受けた地域においては、一部の民間資本による観光レク開発はあったものの、地域としての観光レク開発という点からすると、早くから観光立町を目指しているにしては遅れをとる形で展開している。むしろ、都市化に大きな影響されながら、地域内の就業構造を縮小するとともに、過疎町村という展開を示してきた。それゆえ今日豊かな自然、とりわけ森林が残された形となっている。現在ではそれがかえって、優れた観光レク資源となっているのである。

前述のように、30年代の後半以降、都市の観光レク需要が自然志向型の日帰り行動に変わってきたことによって、この地域の利用者も急激に増加した。それは何といても、1,000万人を越す東京という大都市のレク市場があったからにほかならない。

現在この地域は、約140万人の利用者を数えるようになって、一般に大衆観光レク地として評価されることとなった。

しかし、この地域の観光レクは先にみたように、観光レク資源の利用や利用者への演出面などから、必ずしも適正に展開しているとはいえないようである。

いうまでもなく、農山村地域での観光レク事業は、その事業が経済的、産業的、生活基盤的、文化的など総合的に検討され、最終的な効果が地域振興となることが重要である。具体には、1)経済的効果を優先し、最大となるようにすることが重要であるから、観光レクに伴う経済循環は、できるだけ地域内で行なう必要がある。2)開発に当っては、なるべく外部の開発資本の導入をさけ、地域の特性を十分活かした開発にすべきである。3)利用促進に当っては、自然環境の保全を尊重し、オーバー利用とならないように適正量を検討するとともに、利用者の増加に応じた諸施設の整備を行なう必要がある。

(1) 観光レク開発の構造

観光レク開発には、一般に大手私鉄資本などのいわゆる観光資本によるものと、国、県、地方公共団体等による社会資本によるものに大きく別けられる。前者は、観光レク資源の優位性(既成の観光地、あるいは将来利用者の増加が期待できるところ)において展開し、昭和30年代までの観光レク開発の主体を占めていた。後者は、30年代のわが国の農山村社会の厳しい状況において展開された、山村振興法、過疎地域対策緊急措置法や、林業基本法の制定に伴う林業構造改良事業など公的サイドによる地域振興策に関連して進められて来たといえる。これは40年代に入って一層強まり、多くの農山村において着手しているものである。国家の膨大な社会資本が公共投資されてきた道路網の整備(新幹線、高速道路)や水源開発(電発、多目ダムなど)による交通条件の改善によって、多くの人々が農山村の自然を求めて訪れるようになったことが大きく影響している。

この地域においても昭和35年の小河内ダムの完成や、昭和48年の奥多摩有料道路の完成、あるいはそれ以降の公道の整備など社会資本の公共投資によって、利用者は急速に増加している。それ以前は地域の

地形が極めて急峻で、交通条件が悪く、観光資本にとっては企業投資として、また地域の大半が秩父・多摩国立公園に指定されていることから、法的規制もあって開発し難い状況下にあった。したがって、観光レクは外部資本による開発ではなく、国、都、地元町村等による地域開発のための公共投資によって発展してきた。アンケート調査によると、旅館業はかなり古くから営業してきているが、民宿、キャンプ場等については、その大半がここ10～15年前から営業しており、そのきっかけとなったのは「利用者の急激な増加」及び「農林業の低迷」をあげている。また、以前の主な職業は、民宿、キャンプ場、釣り堀等の経営者28名中、農林業からの転業が16名となっており、特に松原村については80%と高くなっている。

地域の基幹産業である農林業が低迷し、地域経済が益々変貌する中であって、地元行政は地域振興の一手段として、観光レク事業を積極的にとり入れて今日至っている。そして土地利用的には、従来の土地利用すなわち農林業の土地利用形態を基本的に保ち、その生産構造と観光レク消費を機能的に結び、地域内産業の発展を期待している。現在、奥多摩町は「奥多摩町観光産業振興等についての一考察」⁴⁾(54.10)という試案、松原村は新林業構造改善事業の中で森林総合利用促進事業計画⁵⁾において、観光レク政策の大事が考えられ実施されている。

特に奥多摩町では、地域産業の総合的な発展のために、第3セクター奥多摩総合開発株式会社を設立し、過疎対策を最重点とした施策として、多角的な観光レク産業の開発、地場産業の振興、強化を進めている。この奥多摩総合開発株式会社は、昭和58年4月に、奥多摩町、奥多摩工業㈱、奥多摩農業協同組合、奥多摩森林組合、㈱埼玉銀行、青梅信用金庫、西東京バス、その他20団体の出資金(3千万円)によって設立されたもので、主に次の事業を目的としている。

1. 観光に関する下記施設の建設、管理およびサービスの提供事業
 - (1) 旅館・キャンプ場等の「宿泊施設」
 - (2) 農園、果樹、魚釣場、牧場、遊園地、運動場等の「遊戯施設」
 - (3) 飲食店、喫茶店、売店、観光案内所、駐車場等の「サービス施設」
 - (4) 旅行斡旋、広告宣伝
 - (5) 温泉の調査、開発および給湯
2. 奥多摩地域における公共団体が所管する宿泊施設・遊戯場等の観光スポーツに関する諸施設および公営住宅の維持管理受託事業
3. 農産物、林産物、水産物、畜産物、鉱工業産物、観光土産品の栽培、養殖、飼育、加工および販売
4. 農業、林業、水産業、観光業の事業従事者の指導育成、援助
5. 不動産の売買、賃貸借・管理・仲介並びに土地造成事業
6. 前各号に付帯または関連する一切の事業

現在、第3セクターとしての観光レク事業としては、奥多摩町が直営で行っていたキャンプ場2ヶ所と、国民宿舎の管理運営を受託し、キャンプ場等において森林組合の協力を得て、ロックハウスのモデル建築とキャンペーンや、木材加工の体験実習を行っている。その他の事業としては、廃鉱跡のトンネルを利用

してシメジ栽培(特化しつつある)や、地元の大工と地元材利用による建売住宅事業(58年は4棟建築、全棟完売)などがあり、地域経済の発展の中核として期待されている。

一般に外部からの観光資本の進出による開発は、往々にして地域内資本が外部資本に対して対抗力をもたず、外部資本による独断上の開発となることが少なくない。また、社会的資本による町村主体の開発にしても、観光レク施設の整備にはかなり膨大な資金が必要となり、加えて施設の管理、運営となると現在の地方財政の逼迫した状況下にあっては、必ずしも適正な形態がとり難いといえる。その点、第3セクター方式による開発は、地域内資本による開発が可能であり、しかもある程度の公的資本の導入が可能となる。また、地域産業の総合的な振興という意味からも、今後注目されるであろう。

現在、奥多摩には「都民休暇村」、桧原には「都民の森」という公的資本による大型観光レク開発プロジェクトが計画、検討中であり、このことによって観光レクの通過型から滞留型という形態的变化が見込まれるだけに、それに伴う管理、運営あるいは地域産業との関連性という面から、第3セクターの役割は益々大きくなるであろう。

(2) 観光レクリエーションの経済性

昭和58年度の利用者数(推計)の値を使って、観光レクがこの地域に及ぼした経済的影響について試算すると次のようになる。

①稼働率(稼働率は、33%~6%まで地区によってはかなりの差があるが、57年度のデータをもとに割り出した)

旅館・民宿年間稼働率およそ27%

$$2,865人(収容人員) \times 365日 \times 0.27 = 282,346人 \div 282,300人$$

山荘・山小屋・キャンプ場の年間稼働率およそ7%

$$2,696人(収容人員) \times 365日 \times 0.07 = 68,883人 \div 68,900人$$

②宿泊料金(基本料金、土産品、飲食などを含む)

旅館・民宿1人当り8,000円

$$8,000円 \times 282,300人 = 2,258,400万円$$

キャンプ場・山小屋1人当り2,500円

$$2,500円 \times 68,900人 = 172,250万円$$

③日帰りの場合(仮に日帰り客1,115,000人のうち5人に1人が昼食に1,000円、土産品に1,000円の計2,000円を使うとしたら)

$$2,000円 \times 1,115,000人 \times \frac{1}{5} = 460,000万円$$

このように年商およそ29億円の収入があったことになる。

しかし、この地域における宿泊施設の稼働率をみると、旅館、民宿35%、キャンプ場等11%という全国平均を大きく下回っている。そこでこの全国平均の値を用いて、同様に試算してみると、およそ35

億円の収入が見込れる。この試算額は、観光レクに伴う一応の総生産額であって、さらに各産業間に分配されることになる。つまり、すべての副次効果を考えると、かなり大きな金⁷⁾が動いていることとなる。したがって、この地域における観光レクは、今後とも如何に多くの人を滞在型レク(宿泊レク)にもっていくか、つまり圧倒的に多い通過客を如何に地域に滞留させるかということが課題となろう。

観光レクの資源整備によって利用者が増加すると、宿泊費、飲食費、交通費をはじめ、その他多くの消費活動が展開する。このような消費構造は単に宿泊施設経営者に対して恩典を与えるだけではなく、諸施設の整備費、小売店、土産品店、運輸業などの収入にも少なからず転化され、これらの総合的な事業活動を通じて利潤、賃金、原材料、サービスの購入などに波及していくものである。例えば、旅館、民宿などが購入する原材料は、その原材料を供給する産業を発展させ、その産業の発展はさらに賃金、利潤、原材料、サービスの購入という形で別の産業に波及していくのである。そしてその結果、地域産業が活性化し、所得の増加や雇傭機会の増加につながり、地域経済を振興することとなる。したがって、地域産業の振興のためには、このような観光レクの経済的循環システムをできるだけ内部で循環する構造にする必要がある。

(3) 観光レク施設の展開と構造

奥多摩町、桧原村の観光レク産業、主として宿泊施設営業者の実態を把握するため、昭和59年11月にアンケート調査を行った。

調査方法は、アンケート用紙を郵送し、郵送にて回収した。その結果は、奥多摩町72通発送、回収数27通、回収率37.5%、桧原村39通発送、回収数13通、回収率33%であった。

以後、アンケートの集計結果をもとに、若干の考察を行ってみたい。

まず、観光レク事業を始めた年代、そのきっかけ、及び以前の主な職業については前述した通りであるが、奥多摩町は桧原村に比べてかなり古くから観光レク事業を始めている。地区別にみると、鳩の巣、川井地区と奥多摩湖地区において、かなり古くから進められて来ているのに対して、氷川地区、日原地区は、ここ10～20年の間に展開してきている。

一方、桧原村についてみると最も古いものでも、本宿地区の25年前(旅館)ということであり、その他の大部分はここ10～15年前に開業している。つまり、桧原村の観光レクの展開は奥多摩町よりかなり若く、昭和48年の奥多摩有料道路の開通の頃から始まったものと推測される。また、両町村の旅館及び民宿の収容人員は、その大半が20～30人という小規模のものが主体となっている。

以降、町村別にアンケート結果を基に一考察を行ってみよう。なお、ここで奥多摩町は4つ、桧原村は3つの地区に分けているが、これは前節と同じ地区区分である。

奥多摩町における旅館・民宿の各地区の年平均利用者数は、氷川地区約3,400人、日原地区約900人、鳩ノ巣・川井地区約3,000人、奥多摩湖地区約8,000人となっており、稼働率に差がみられる。利用者は、全域で夏季に集中している。特に河川がその中心となっている。地区別には、鳩ノ巣・川井及び日原地区にその傾向が強くみられる。一方、春の新緑や秋の紅葉期においては、奥多摩湖、氷川地区に多い。以上

ア ン ケ ー ト 調 査 票

私達は、大多摩地域の観光レクリエーションの実態を把握し、今後のありかたについて検討するため、アンケート調査を実施しております。

このアンケートの結果は、総括的に集計いたしますので、個々のデータとしては取り扱いません。御多忙中のところ誠に恐縮とは存じますが、御協力下さいますようお願い申し上げます。

あてはまるものすべてに○印、あるいは御記入をお願いします。

1. どのような観光レクリエーション事業を行なっていますか。

(1)キャンプ場 (2)旅館 (3)民宿 (4)釣り堀 (5)その他

* 収容人員を教えてください。

2. それは、何年前から始めましたか。

1年前, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17,
18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 25年以上 ()年前

3. また観光レクリエーション事業を始める以前の主な職業を教えてください。

(1)以前からやっていた (2)農業 (3)林業 (4)公務員 (5)サラリーマン (6)林業労働者
(7)土建労働者 (8)その他

4. 観光レクリエーション事業を始めるに至ったきっかけはどのような理由からでしたか。

(1)以前からやっていた (2)観光客入込の急激な増加
(3)農林業経営の低迷 (4)前の職場を退職するに当って (5)その他

5. 1年間に延べどれぐらいの人が利用しますか。但し1人1泊で2人と数えます。

(1)100人以下 (2)100～200人 (3)200～300人 (4)300～400人
(5)400～500人 (6)500～600人 (7)600～700人 (8)700～800人
(9)800～900人 (10)900～1000人 (11)1000人以上 約()人

6. 利用客は次のいつ頃集中して利用されていますか。

(1)4月～6月 (2)7月～9月 (3)10月～12月 (4)1月～3月

7. 観光レクリエーション業を営む上での年間労働力はどのようになっていますか。

	男	女
家族労働	人	人
臨時雇用	延人	延人
通年雇用	人	人

8. 7で他の人を雇っている場合、その人の住まいはどこになりますか。

- (1)ほとんどが同じ集落の人
 (2)同じ集落の人と()方面から()人お願いしている。
 (3)毎年()市町村の特定の人をお願いしている。
 (4)その他()

9. 利用客に出す料理のうち自家製のものは次のうちどれですか。

- (1)米 (2)味噌 (3)しょうゆ (4)野菜 (5)山菜 (6)川魚 (7)豆類 (8)漬物
 (9)小麦粉 (10)その他

10. また、買い入れるものはどれですか。

- (1)米 (2)味噌 (3)しょうゆ (4)野菜 (5)山菜 (6)川魚 (7)漬け物 (8)豆類
 (9)小麦粉 (10)その他

11. 利用客に対して置いてある土産品のうち人気のあるものを3つあげて下さい。

- (1)山菜 (2)木工芸品 (3)菓子 (4)漬物 (5)つる細工
 (6)その他 () () ()

12. 11における地元生産品の割合を教えてください。

- (1)10%以下 (2)10~20% (3)20~30% (4)30~40% (5)40~50%
 (6)50~60% (7)60~70% (8)70~80% (9)80~90% (10)90~100%
 (11)100%

13. 土産品の売上は、およそいくら位ですか。

- (1) 100万円以下 (2) 100～200万円 (3) 200～300万円
- (4) 300万円以上 約()万円

14. 観光業を営む上で経費の一番かさむ項目は何ですか。

- (1)人件費 (2)光熱費 (3)食料品費 (4)修繕費 (5)消耗品費
- (6)その他 ()

15. あなたの家の10年前と現在の土地所有規模を教えてください。

- 農地 () a _____ () a
- 林地 () ha _____ () ha

16. あなたの住所と家族構成を考えて下さい。

町

()村・字 ()

続柄	年齢	職業	勤務地もしくは通学地
本人			

17. 最後に今後観光業を続けていく上で、何か御意見あるいは都市町村等へ御要望がありましたら御記入下さい。

ことから、本町の利用状況は全体的には夏にピークを示す春秋3季型であるが、宿泊利用者についてみると夏・秋季ピーク型を示し、冬季利用はほとんどみられない。⁸⁾

土地保有面積については、開業以前とほとんど変化なく、また営業労働力の主体は女性労働となっており、ほとんどの業種が夏のピーク季に同じ集落から、女性の臨時雇用者を雇っている。男性労働力の大半は、町外の通勤労働者となっているようだ。

食料品の自給状況についてみると、郷土品である山菜、漬物を除いて他の品目はどれも低く、特に川魚については鳩ノ巣・川井地区を除いて大部分が他からの買入によっている状況にある。また、土産品についても同様のことがいえ、大半は町外からの仕入れによっており、郷土色という点から問題があるといえる。

次に桧原村についてみると、年間利用者数において南秋川地区は、本宿、北秋川地区に比べてかなり多い。これは、南秋川地区は奥多摩有料道路の入口に当たり、五日市⇄桧原⇄奥多摩という観光レクルート上に位置しているためであろう。また、北秋川地区は概して道路整備が遅れており、入込みに危険が伴うことも影響していると思われる。

その他の項目については、ほぼ奥多摩町と同様の傾向を示しているが、食料品の自給率については3地区とも奥多摩町より高く、郷土色ある特産品の開発が期待できる。

この地域は、観光レク利用者の増加につれて発展して来たところに特色があり、いわば自然発生的に展開して来たところである。民宿等における利用者への演出面は、地域の特色を生かした展開というよりは、むしろ個々の経営者の独自の営業努力によっているところが多い。今後は、郷土料理の開発などを行って、地域の特色を生かした観光レク地として展開する必要があるだろう。

第3節 観光レクリエーションの問題点

(1) 増えるゴミ公害

この地域は森林率が90%をこえかなり急峻な地形である。観光レクの主体は森林内で行われており、いわゆる森林レクの範疇に入る。かつて、森林レクは登山とか修験道の場など、ごく限られた人々による利用状況であった。

ところが、近年では利用者の自然指向が強まり、多くの人が森林に入り込むようになった。

昭和57年度の観光白書によると、森林率が80%を占める国立公園や、国定公園などの自然公園を訪れた利用者は延人数約8億人となっており、国民1人当たり約8回も森林レクを行ったことになる。このような森林レク利用者の増加は、一方でゴミの投棄による林内汚染、植物の盗採、山火事等、観光レク公害を発生する要因となっている。

昭和57年9月実施の「余暇と旅行に関する世論調査」によると、「過去に観光レク等で不満に思った

ことは」という問いに対し「人が多く混雑していた」27%、次いで「ゴミが散乱しているなどしてきたなかった」24%と2番目になっている。きれいで静かな自然環境にひたるという森林レク本来の目的が、ゴミの散乱や過剰利用で目的が達成できないということも少なくないようである。

特に近年は、空かん投棄による「空かん公害」が社会的問題となっている。

表7-7 過去の観光レクリエーション、スポーツなどのための旅行で不満に思ったこと

複数回答

項目	数	総数	男	女
人が多く混雑していた		27%	26%	28%
ゴミが散乱しているなどしてきたなかった		24	25	24
目的地での飲食、土産品代、見物料などが高かった		21	21	20
俗化していた		14	16	12
宿泊施設の設備やサービスが悪かった		11	12	11
自然景観が思ったほどよくなかった		8	9	7
目的地での案内が不備であった		7	7	6
交通機関が十分整備されていなかった		5	5	5
スポーツ、レクリエーション施設が不備だった(少ない、設備が悪い)		4	5	3
遊技場などの娯楽施設が不備だった(少ない、設備が悪い)		3	4	2
その他		2	1	2
わからない		6	6	7
不備に思ったことはない		29	28	30
計		161	165	157
該当者数		2,335人	1,665人	1,270人

(月刊 世論調査 昭和58年2月号より)

そこで、和59年と60年の2ケ年間にわたって、この地域における空かん、ゴミ等の散乱状況を数量的に把握するという目的で、観光レクに伴うゴミのカウント調査を実施した。

調査方法は、便宜的に定めた調査地において、空かん1個、空ビン1本をそれぞれ1と数え、紙、プラスチック等については、20cm×20cm(およそ1g)を1としてカウントした。調査地は次のとおりである。

◎奥多摩町

①川井キャンプ場付近……川井キャンプ場対岸 約15,000 m²

②氷川キャンプ場……氷川キャンプ場内の川岸 約 21,000 m²

国営キャンプ場で、第3セクターが管理運営、シーズン中は定期的にゴミ収集している。

③峰谷地区……奥多摩湖より下峰谷川を約2 km上った所、約1,000 m²。釣り人が多く訪れる。

ゴミの収集は地域の人々が行っている。

④奥茶屋キャンプ場…国鉄川井駅よりバス20分、徒歩2分のところにある。到達道路約200 m²を調査。このキャンプ場は民間の経営で、よく清掃されている。

⑤日原鐘乳洞……国鉄奥多摩駅よりバスで約40分、徒歩10分のところにある。到達道路約300

mを調査。

民間の経営であり、シーズン中は毎日清掃している。

◎松原村

①中山の滝……松原村の入口に当り、川の兩岸に大きな岩があり、夏期はダイビング客が訪れる。

道路約100 mと川岸約1,400 m²を調査。

地元の人達により定期的に清掃。

②沸沢の滝……国鉄五日市駅よりバスで約30分、そこから遊歩道約2 kmのところにある。調査

は遊歩道を行った。

清掃は村の他に、地元婦人会や子供会によって定期的に行われている。

③神戸岩……五日市駅よりバスで約40分、徒歩で30分、道路巾が狭いため大型バスによる

到達が不可能。大半は自家用車利用による。道路と川、約200 mと川岸約2,000

m²を調査。

村の職員によって定期的に清掃されている。

④南郷地区……村役場より南秋川を約5 kmさか上ったところ。川遊び客が多い。 調査面積約

15,000 m²。

清掃は地元の人達によって行われる。

調査の結果は、調査日が町村の職員やボランティア等によって清掃を行った後であったり、その前であったりするため、相対的に論ずることはできない。しかし、この地域は夏にピークを示す秋春3季型の観光レク地であることから、11月下旬以降3月中頃までは、ゴミの量はそれほどではないようであるが、その他の期間については、いずれもかなりの量の、そして多様なゴミが散乱するようである。ゴミの散乱状態をみると、キャンプ場等においては、炊飯跡にまとめて置いてあり、遊歩道等においては、そのほとんどが林内へ⁹⁾投棄されている。ゴミの種類としては、空かん類が最も多く、夏季はジュース類、秋にビール類という特色がみられる。その他、残飯類についても特にキャンプ場等においては、ゴミ箱を設置してあるにもかかわらず、別のところに放置してあることが少なくない。

次に氷川キャンプ場における8月下旬から10月下旬のゴミの量をみると、空かん類50袋、空ビン30

袋、1升ビン120本となっている。1袋に空かん類約70個、空ビン(300ml)なら50個入るというから、その総計約5,000個の空かんや空ビンが集積されたことになる。さらに、この期間の利用者は約5,000名ということであるから、利用者1人当り1個の空かん、もしくは空ビンが捨てられたということになる。年間利用者数は約4万人というから、空かんにして約4万個、空かん1個50gとすると2,000Kgという計算になる。管理関係者によると、利用者のピーク期(8月中旬)は、10日間で約100袋(空かんにして約7,000個)が出るという。問題はこの処分である。空かん類は1個1個つぶしておかないと、クズ鉄業が引き取らないということから、機械を設置して処理しているが、とても間に合わないのが実情である。空ビン類についても、酒屋等が引き取るものについてはまだ良いが、規格外の300mlのジュースビンやワイン、酒ビン等はどうしようもなく、細かく裂いて危険物収集に出しているという。

また、このキャンプ場には、残飯処理用槽(約6m³)と焼却炉(約7.5m³)が設置されているが、ピーク期においてはわずか10日間で満杯になるということである。そしてこれらのゴミ類は、類別されて投棄されることは少なく、大半が一括した形で置いていかれる。したがって、管理者が分けているのが実情である。このことについて関係者は、「かつては山仕事を中心に働いていたが、5年前からキャンプ場の管理人をやるようになった。しかし、キャンプ場の管理人とはゴミ屋さんみたいなもので、とにかくゴミとの戦いにあけられる。もっとも人が多く入るからこそゴミが出るのであって、ゴミが出ないと逆に困るが、とはいっても大量のゴミにはうんざりしている」と言っている。さらに「ゴミの中で特に困るのは、最近紙オムツが増えており、ゴミの分別が大変である」と付け加えている。また、夏季における生ゴミは腐敗が激しく、悪臭を放し、衛生上も良くないので毎日消毒を行っているという。こうしてみると、管理者の最大の仕事は、ゴミ処理であるということになるのではなからうか。

昭和58年度の利用者数を用いて、この地域におけるゴミの量を試算すると、およそ次のようになろう。

空かん類	1人1本50gとして	50g×143万人÷	7.15t
その他のゴミ	1人200gとして	200g×143万人÷	286t

この他、し尿等を含めると、さらにその量は増加する。このように、観光レクに伴って膨大なゴミの量が、地域に落とされているのである。このことは、自然環境や河川環境を大きく損うこととなろう。また、ゴミの約 $\frac{2}{3}$ は利用者が自宅から持ち込んだものと推測されており、食料品等の地元内での調達は極めて少ないようだ。地域外から持ち込まれ散乱された大量のゴミを、自然環境を守り、利用者に安全で快適な観光レクを供給することから、地元の人達が処理しているのがその実態のようである。

(2) 山火事

この地域の観光レクは、前述のように森林レクの範疇に入る。それだけに、利用者の多くは、森林内に入り込むことになる。このことは、山火事や盗採の危険性を増加している。

ここ10年間の山火事発生状況についてみると、幸い大きなものは発生していないが、それでも年に2～3件の山火事が発生している。原因については、加害者の確定が困難ということから必ずしも明確にされていないが、

表7-8 奥多摩町ゴミカウント調査集計表

	昭和59年度				昭和60年度				
	8月29日	9月18日	10月21日	11月29日	8月29日	10月31日	11月12日	12月14日	
川井 キャン プ場	空 かん 類	115	204	145	61	82	81	84	86
	空 ビ ン 類	22	46	16	7	30	16	24	34
	プラスチック・ビニール類	60	98	124	75	28	118	68	83
	紙 類	34	3	96	25	9	59	30	53
	乾 電 池 類	4	0	1	0	2	0	0	0
	そ の 他		ゴムザクリ 2	バッテリー1 ビニールカッ プ7 アルミホイ ル3 手袋1 紙オムツ1	ザクリ1 10ピン2 軍手2 木切れ10 ブリバック3 鉄板1 ピアダル4 あみ1	サンダル3	サンダル7 発泡スチ ロール6		サンダル4 ゴミ袋240
奥茶 屋 キャン プ場	空 かん 類		7						
	空 ビ ン 類		1						
	プラスチック・ビニール類		0						
	紙 類		0						
	乾 電 池 類		0						
	そ の 他								
氷川 キャン プ場	空 かん 類	60	-	10		201	34	18	60
	空 ビ ン 類	24	-	4		49	8	3	14
	プラスチック・ビニール類	136	-	24		178	221	15	90
	紙 類	6	-	8	ゴミ皆無	27	11	18	60
	乾 電 池 類	14	-	0		2	0	0	0
	そ の 他	カンヅメ13 ラーメン1		ジュースキャ ップ1		サンダル8 毛布2 ガスコンロ2			カイロ1
日原 鐘 乳 洞	空 かん 類		3						
	空 ビ ン 類		1						
	プラスチック・ビニール類		0						
	紙 類		0						
	乾 電 池 類		0						
	そ の 他								
峰	空 かん 類		181	151	46	190	26	86	39
	空 ビ ン 類		46	8	11	39	6	27	9
	プラスチック・ビニール類		79	73	41	68	78	135	50
	紙 類		30	31	10	0	4	88	0
	乾 電 池 類		0	13	0	10	6	0	6
	そ の 他			バッテリー1 ライター1 ホカロン1 ビールダル ペットボトル ワンカップ のふた1	ピアダル1 カップヌード ル8 ライター1		フトン1 カサ1		フトン2 ペンキ1

表7-9 桧原村ゴミカウント調査集計表

		昭和59年度			昭和60年度		
		9月17日	10月21日	11月29日	8月31日	10月30日	12月13日
中山の滝	空かん類	146	183	348	1100	128	199
	空ビン類	2	21	25	330	16	69
	プラスチック・ビニール類	47	65	119	65	97	47
	紙類	41	39	102	93	21	35
	乾電池類	0	0	0	0	1	2
	その他	布 5	おしぼり 1	発泡スチロール1 洗剤容器1 花火 4 カップヌードル4 EP1か容器1	ビニールタ ップ(3L)	タップボトル2	
	神戸岩	空かん類	42	638	43	510	333
空ビン類		7	77	12	200	73	60
プラスチック・ビニール類		14	364	51	30	213	32
紙類		7	285	49	15	112	0
乾電池類		0	0	0	0	0	1
その他		タップボトル1 布 2	鉄板 1 雑紙 15 タップ 20 アルミホイル1 紙オムツ	ソウリ 1 みかん皮10 うちわ 1 布 22		スライム跡 多数	
沸沢の滝	空かん類	119	110	244	104	183	184
	空ビン類	3	0	1	20	16	8
	プラスチック・ビニール類	40	7	2	77	51	36
	紙類	14	7	0	23	55	6
	乾電池類	0	0	0	0	0	0
	その他						
南郷地区	空かん類	220	166	286	117	1	8
	空ビン類	80	10	30	37	0	0
	プラスチック・ビニール類	143	154	32	20	7	2
	紙類	93	106	25	13	0	0
	乾電池類	0	0	6	0	0	0
	その他	ジュタン 1 毛布 1 カバー 1	ボール 1 アルミホイル1 貝ガラ 30	くつ下 1 みかん皮10 ポリ容器 1	タイヤ	サンダル 1	

月別発生状況についてみると、4月～5月に最も多く、次いで12月～3月といわれる。これは、林内が非常に燃え易くなっていることと、春の山菜や冬季の狩猟シーズンに当る期間であることから、利用者による火の不始末や、たばこ等に起因しているものと思われる。

この地域は地形が極めて急峻であり、山火事の消火活動には大変な労働力がかかる。それだけに、登山道等標高の高い所で山火事が発生すると、損害はかなり大きくなると思われる。このことは、戦後、今日まで多くの労働と資金を投下して育成した林分を、一瞬にして灰に化してしまうことであり、しかも、一般的にその過失者の判明は困難であるから、森林所有者にとっては、損失補償が発生せず大変な損害となる。また、自然景観を損うという点からも、社会的損失はかなり大きい。

(3) 地域の観光レク公害対策

地域では、観光レク利用者の増加に伴うゴミ公害対策として、ゴミの持ち帰り運動を実施している。利用者の集まる所には「水と緑の観光地、ゴミは持ち帰ろう」という立看板が設置され、またシーズン中は、横断幕等によって利用者呼びかけている。しかし、利用者の発地点まで持ち帰る場合はほとんどなく、駅付近のゴミ箱やバス停、あるいは駐車場に置いて行くことが多く、単なるゴミの移動という結果になっている。また、林内に投棄された空かんや空ビンは、下刈り作業に危険を及ぼしたり、道路等においては豪雨期に側溝が詰るなど、地域の住民生活に多大な悪影響を及ぼしている。

このようなことから、町村はゴミ収集専門職員を当てているが、とても間に合わず、地元の自治会や婦人会に、年に10～15回の清掃活動（便所の汲取も含む）を依頼している。昭和59年度の職員を除く総延清掃員は、約5,235名（奥多摩4,060名、桧原1,175名）となっており、その他、地元住民、子供会、自然保護研究所等のボランティア活動を加えると、10,000人は起すものと推計される。¹⁰⁾ これらの費用についてみると、河川園地（奥多摩4ヶ所、桧原4ヶ所）は、東京都建設局から、また自然公園園地（奥多摩13ヶ所、桧原4ヶ所）については、東京都自然公園事務所から、若干の清掃補助金が出ている。これに町村がプラスして行っているが、1人1日当たりになると弁当代程度のもので、実質的にはボランティア的な行動となっている。また、山火事や盗採防止対策のためにも、地元の人達はシーズン中巡視活動を行ったり、立看板を設置するなど、多くの負担を強いられている。

昭和53年度 観光ゴミ処理対策費

ゴミ処理対策費として予算計上されているもの	6,025,000円
内訳	
専従職員 1名	4,500,000円
車 輛 1台（償却費）	225,000円
（維持管理）	300,000円
賃 金	300,000円
清掃用具	100,000円

便所設置及び管理				5 0 0,0 0 0 円
ゴミ対策PR板				1 0 0,0 0 0 円
他の一般ゴミと共同処理されているもの				6,5 6 5,0 0 0 円
内訳				
空かん	1 0 0 t	現場処理	7 0 t	
		回収	3 0 t	7 5 0,0 0 0 円
その他のゴミ	4 0 3 t	現場処理	3 2 2 t	
		回収	8 1 t	2,0 2 5,0 0 0 円
		役場職員による回収		6 8 0,0 0 0 円
し尿	8 0 6 t	自家処理	2 5 8 t	
		回収	5 4 8 t	3,0 6 6,0 0 0 円
残灰等終末処理				4 4,0 0 0 円
総 計				1 2,5 9 0,0 0 0 円

資料は若干古いですが、奥多摩町が試算した昭和53年度観光ゴミ処理費をみると、地元負担額は12,590,000円となっている。その他にボランティアによる清掃延500人があったというから、1日3,000円として加えると、約14,090,000円という額になっている。なお、昭和53年度の奥多摩入込者総数は約201万人と推計されている。当時の東京都からの清掃負担金は約200万円というから、大半は地元の負担となっている。

この地域における空かん、空ビンを中心とする観光レクゴミ公害は、利用者の増加およびレクの多様化とともに激化する傾向にある。キャンプ場や釣り堀、あるいは管理人を置くような施設内においては、当面それを直接管理、運営する人達によって、短期的に処理することが可能である。しかし、問題は利用者が自然的に集まる河川や遊歩道などにおいてであり、年々空かん類が堆積していく状況にある。地元の観光レクとは全く関係ない人達までも動員して清掃活動を行っているが、特に浅間尾根等の遊歩道においては、すでに空かん類をうめる穴を掘る場所がない程になっているといわれる。また、河川内や林内に投棄されたものは、回収が困難なため大半は放置される。その結果、地域の自然環境は少なからず悪化するのであろう。このような問題は単にこの地域のみではなく、多くの観光地においてみられており、環境美化としての散乱かんの追放のために、デポジット方式¹¹⁾などが展開されるようになってきている。しかし、この地域のように自然指向日帰り型が圧倒的に多く、しかも空かん等の持ち込みが全体の2/3というところでは、ローカルデポジットには限界があり、もっと広域な展開が必要となる。

ところで、今日のような空かん散乱問題は、単にある地域に内部化された問題としてではなく、もっと別の観点から受け止めなければならない。つまり我が国の高度経済成長政策は、国民経済の生産、流通、消費の基本的分野を構造的に変え、国民生活の様式を「消費は美徳」「使い捨て文化」に変貌させたが、大量消費と使い捨てをもたらすアルミかん等の飲料生産業も、このような中で発展して来たものと理解さ

れる。これらの業者の販売方法の最大のメリットは、使い捨てである。しかし、その後だれが処理するかということが問題である。本来、空かんの処理は生産元あるいは販売元が、責任をもって回収する必要がある。

第4節 小 括

多摩川上流地域における観光レク開発をみると、青梅市や秋川市、あるいは五日市町等は、民間資本や、国、都などの社会資本によって早くから多様に開発されている。一方、奥多摩町、桧原村においては、40年代の後半における観光レク需要の質的变化や、公的資本による交通条件の改善に伴って展開して来ており、加えて、地域経済の変貌ということから観光レクを地域振興の一対策として着手したいという特徴がある。したがってそれ程大規模な開発はなく、地元の民間資本や町村の公的資本による開発が主体となっている。つまり、外部の観光資本等による先行投資型観光地とは異なり、公的資本によって道路整備が進み、観光レク利用者の入込みの増加がみられるようになってから順次民宿、キャンプ場等が発展してきている。したがって、段階的には上流程新しい施設という展開になっている。また入込状況をみると、青梅市や秋川市は総体的に都心部が多く、奥多摩町や桧原村では23区以外からが比較的多くなっている。

ところで、近年、青梅市や秋川市はテクノポリスニュータウン構想のもと急速に都市化が進んでいることから、その外縁に当たる奥多摩町や桧原村は、いわゆる奥多摩観光レク地として新たに位置づけることができる。現在計画段階にある、奥多摩の都民休暇村や桧原の都民の森等の構想は、まさしくそれを意味づけているものであろう。

今日の奥多摩、桧原地域の就業構造をみると、地域外通勤所得者が増加しており、民宿やキャンプ場の経営も、その主体は婦人労働によるところが圧倒的に多くなっている。また、比較的高齢者によるという特徴がある。このことは、年間利用者数が143万人とはいえ、その75%が日帰り客であり、民宿、キャンプ場の稼働率が総じて低く、昭和40年代の後半に、ある程度の利用者を見込んで開業した民宿やキャンプ場等であるが、その経営状態は厳しく、他産業依存型の民宿経営となっている。

また、この地域の観光レク消費に伴う原材料の大半は、外部からの移入にたよっており、地域経済の有機的構成度が極めて低く、さらには、観光レクの地域性を確立できない状況にある。

この地域の観光レクは、総面積の90%以上を占める森林と清流が最大の資源である。観光レク事業は、単にそこに資源があるだけでは、通過型の利用となってしまふ。その資源を地域特性としてどう開発するか、そして利用者に何を享受させるかといった、つまり最大利用による最大の効果という演出面での開発が伴わないと、特に地域振興の事業として確立することは難しい。地域産業の展開と観光レク消費を、どのようにシステム化するかという総合的な検討が、地域の活性化につながるであろう。

- (注1) 末武直義『観光論入門』(法律文化社, 1974) P. 126
- (注2) 「大多摩地域の観光再開への展望—100年計画—」(大多摩観光連盟1981年)より
- (注3) 大多摩観光連盟が昭和57年に行った入込状況調査, これは入込者の2重カウントをできるだけさけるという形で調査されている。
- (注4) 奥多摩町は観光立町をめざしており, 現在この「奥多摩町観光産業振興についての一考察」(54.10試案)において観光開発のための地域分析をし, 観光レク開発はそれに基づいて進められている。
- (注5) 新林業構造改善事業の中心項目として, 観光レクリエーションの整備をあげている。
- (注6) 前出(注2)の算式をもとに計算した。P. 116
- (注7) 前出(注2)の大多摩観光連盟によると「—観光消費による末端の波及効果は, その約3倍とされる……」とある。P. 15, これによると, この地域の観光レクに伴う消費の年商は, 実に105億円ということになる。
- (注8) 近年の動向は, 冬季利用者も若干あり, それは年越し客という。
- (注9) 林内に投棄された空かんや空ピンは, 下刈作業において, 下刈機にそれらがまさ込まれ, かなり危険であるという。
- (注10) 2年前に地域のボランティアによって清掃し, 現地でゴミを焼却していたところ, その中に小型ガスボンベが入っており, それが爆発し2名が負傷したという事故が発生している。
- (注11) 東京都町田市や埼玉県神泉村等において制度化され実施している。町田市については, 「暮らしと政治」(1984 №317) P. 66参

参考文献

- (1) 末武直義『観光論入門』(法律文化社 1974) P. 126
- (2) 「大多摩地域の観光再開への展望—100年計画—」(大多摩観光連盟1981)
- (3) 除野信道『観光社会経済学』(右今書院, 1977) P. 154
- (4) 「観光の需要予測」(日本交通公社, 1968)
- (5) 熊崎実『森林の利用と環境保全—森林政策の基礎理念—』(日本林業技術協会, 1977) P. 202
- (6) 「大多摩地域の観光再開への展望—100年計画—」(大多摩観光連盟, 1981)
- (7) 「奥多摩町観光産業振興についての一考察」(奥多摩町, 1979)
- (8) 仰木重蔵『観光レクリエーションと森林』(農林出版, 1978)
- (9) 清水宣次, 『森林の多目的効用にともなう受益者負担のあり方について』(林野庁 1971)
- (10) 「観光・レクリエーション計画論」(ラック計画研究所, 1975)
- (11) 「レクリエーションと現代」(日本レクリエーション協会, 1976)
- (12) 「観光白書」(総理府, 1985)

終 章

第1節 水と環境の有機的連関・再生産原基形態とその変化

本節では従来行なわれて来た技術的要因分析ではなく、本報告全体を貫いている社会科学的、社会経済的要因による要因分析を試みた。そこでまず、第1に水とその環境（ここでは林業・農業・他産業・生活）の関連の原基形態を、『有機的連関・再生産』と特徴づけることから始めよう。

図8-1-1はその模式図と水問題に至る経過を示したものである。ここでの有機的連関・再生産原基形態とは、生産力水準それ自体は低位なのであるが、各環境要因と水とが、それなりの有機的連関・再生産構造つまり自然生態系との適合的循環構造を持っていたものとして意義づけられたものである。具体的には高度経済成長以前の姿を示したものであり、水と環境要因のみならず環境要因それぞれが相互に関連性・再生産構造を持っていたのである。例えば農業と林業の農法的結合関係、農林業と生活の生産-消費結合関係等を挙げることができよう。

以上のような、生産力それ自体は低位ではあったものの有機的連関・再生産構造を持った水をめぐる環境構造は、高度経済成長を契機に各要素連関にアンバランスを生じ、水問題あるいは流域管理問題を生起させることになった。このことは端的には、日本農林業の解体的状況、工業立地の活発化とそれによる環境・水質汚染、ゆとりのない生活等に表われており、そのことがまた水問題を一層深刻化させているのである。

したがって水問題を解決する方向での流域管理論に求められる基本姿勢は、以上のような諸問題を生ぜしめたアンバランスな経済成長=経済政策を、素材循環からも価値循環からもバランスのとれた産業編成に変えていくこと以外にはないのである。

第2節 流域管理システムの検討

図8-2-1は流域管理要因フローを示したものであり、これが管理システムの基本図となろう。ここでは先に挙げた環境要因それぞれを、社会経済視点からブレイク・ダウンしたものであり、それぞれの関

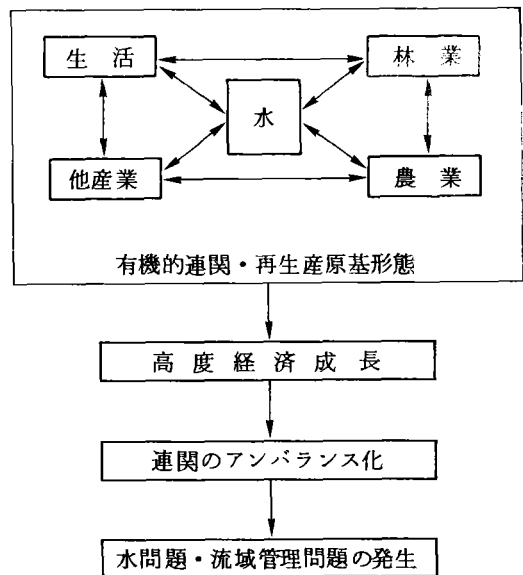


図8-1-1 有機的連関・再生産原基形態と流域管理問題の発生

係を示した。

まず、問題となる直接的流域管理局面の主内容は、①流量それ自体、②流量の安定性、③流水浄化度の3点に絞ることができよう。それらは自然的には降水量、蒸散量、地下浸透量から求めうるが、流域自然災害は先にも指摘したように単にこれら自然的側面ではなく、各環境要素の社会的側面を媒介してもたらされることになる。以下、各環境要素についてみてみよう。

流量の安定性は林業との結びつきが最も密接であろう。具体的には山林面積とその維持管理がポイントなのであるが、基本的には外材輸入による国内木材価格の低迷のため管理の『手抜き』が進行し、山林は危険に直面しているといえよう。さらに今春の大雪による山林のぼう大な被害はこの管理の粗放化を白日のもとにさらけ出すとともに、農家林業経済に大打撃を与え、流域管理に大問題を投げかけているといえよう。

農業は（奥多摩は畑中心）一定程度の水量調節機能は持つものの、流域環境として水を利用することにより生産を行ない、他の流域環境と密接な関連を持つとともに、再生産に寄与するという性格を持つ。ところがこれも後にふれるが、農地転用、労働力流出などにより、解体的状況を示しており、再編、活性化の展望は非常にきびしいものがある。

生活では生活廃水が最大の問題となる。現在行政的には容認されているが、今後の対応が求められよう。さらにレクリエーション開発が進みつつあるが、それによる様々な「公害」が報告されており、流域管理の一要素であるといえよう。

最後に商工業、特に工業であるが、高度経済成長以降さまざまな工場が立地して来ている。さらに土砂採取もかなりの程度行なわれており、流量・浄化度のみならず河川形態にまでその問題は広がっている。今後は多摩川流域が4全総の目玉として位置づけられつつあるが、その場合の規制をどういう水準で行なうべきか、またその論理をどう持つのか大きな課題となろう。

さて、以上各要素間の結合については図を見てもらうとして、最後に各要素間の競合関係についてみてみよう。ここでは3つの資源競合として定式化したのが、それは水、土地、労働力の3つである。つまり産業編成のアンバランスは水すなわち流域管理の必要性を認識させたのであるが、それは実は水にとどまることなく、土地利用、労働力利用の競合関係をも含むものであり、その正常な利用、価値実現（民主的土地利用秩序の形成、低賃金の打破）が高位安定の水をめぐる有機的連関・再生産構造再建の基本論理とならなくてはならないと考えられるのである。

今後はさらに、以上のような社会経済的要因の定性的分析を深めるとともに、ここでは充分にできなかったが自然・技術的要因とも計量的に結合させ、高位生産力の有機的連関・再生産システムの再建（それは同時に農林業の再建、それに合致した高度な工業生産への再編、真に内需ベースの経済を内包）のための条件を明らかにしていく必要があるだろう。

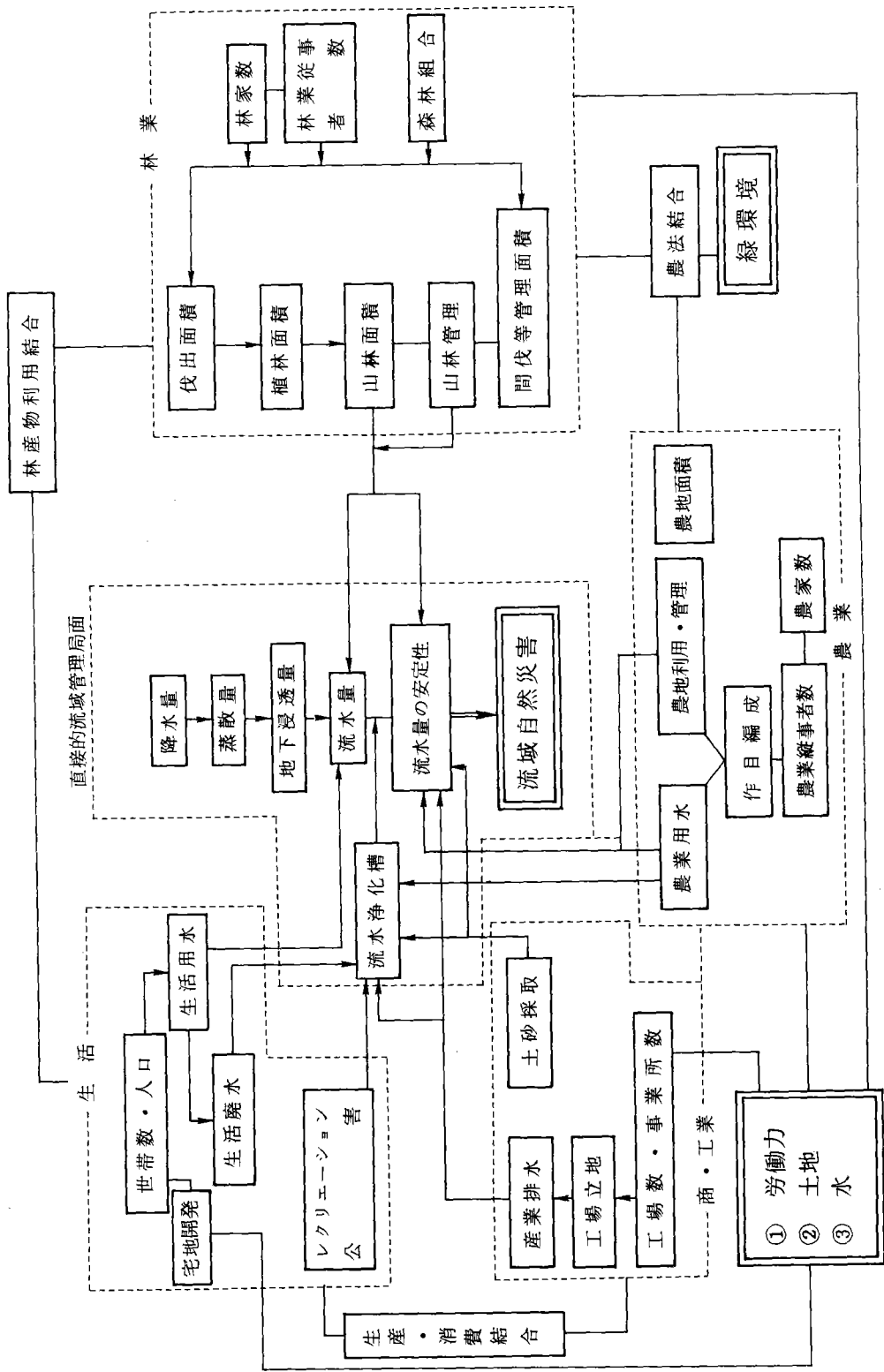


図8-2-1 流域管理要因フロー

《3つの資源統合》

あ　と　が　き

我々の研究会の発足経過から述べておこう。当初は、研究会の副代表である小川誠を中心とする若手研究者の読書会レベルから出発している。小川は、戦後出版された不朽の名著である『日本農業発達史』（全10巻、別巻2巻）作成に加わり、当時、井上晴丸を中心とする「発達史調査会」において、日本の農業水利史について研究し、その後、林業経営研究所・（財）林政総合調査研究所で治山・治水論を研究する。定年後、私費を投じ若手研究者育成を目的とした山村経済研究所を設立している。学閥を越え学際的な若い研究者が連日、山村経済研究所に結集し、自由な議論を展開するようになり、幾つかの研究会が自然発生的に誕生する。そうした中で、各々が様々な角度から、共通のフィールドを調査してみたいという要求が出てきた。当研究所の運営委員の一人である志村博康の指導のもとに「とうきゅう環境浄化財団」の研究助成を受け、多摩川上流域を素材にフィールドを作成することになる。

かかる過程で、様々な研究視角をもつ二十歳代後半と三十歳代前半の若い研究者諸君は、各々の専門分野から多摩川上流と格闘することになる。「人間と自然との物質代謝過程」をまず明らかにする為、「現場」と「机」の往復がはじまり、河川踏査、山林調査、企業調査、集落悉皆調査がはじめられた。当初、極めて単純なシェーマしかもっていなかった若い研究者諸君も、多摩川上流をめぐる様々な問題に直面し、多摩川をめぐる対抗関係を色々な角度から考え、今までのいっていたシェーマの変更を余儀なくされて、現実の重層的な関係を試行錯誤しながら、拙い報告を今、共有することが出来ている。

難をいえば、今一つ、「山と川と人間」が一体となった関係を“山相”という概念で的確に表現することが出来ていない点である。かつて河川工学専攻の故安芸咬一氏は“河相論”を展開し、水利経済論の故玉城哲氏は“田相論”を明らかにした。しかし、我々に残された課題は、かかる“山相論”をいまだみい出しきれずにいる点である。その入口部分によりやく到達したので、今後、執筆者一同“山相論”が構築出来るように切磋琢磨するつもりである。

最後に、上記のような問題に対して、今後の研究目標を確定する物的援助を、二ヶ年に亘り助成していただいた「とうきゅう環境浄化財団」に深く感謝している。

山村問題研究会一同